ISSN 1881-2082

地域研究

Regional Studies

2014年3月

No.13

沖縄大学地域研究所

目　　次
Contents

〈特別掲載〉
新　　雅　史：商店街は滅びない…… 1
ARATA Masashi, The Shopping Street Will Never Die

〈論　文〉
上　原　こずえ：CTSをめぐる「不作為」という作為
県当局・革新与党内での「平和産業」論の揺らぎ…… 17
UEHARA Kozue, “Commission” by “Omission” in the Oil Stockpiling Tank Construction:
Controversy over the Theory of “Peace Industry” in Okinawa during the Reversion Period

小笠原　　快：沖縄社会におけるコミュニティの変貌とは
—那覇市三原地域のオーラル・ヒストリーを通して—…… 41
OGASAWARA Kai, Changes to Community in Okinawan Society
—Oral History of the Mihara, Naha-shi Area—

高　橋　そ　よ：魚名からみる自然認識：沖縄・伊良部島の素潜り漁師の事例から…… 67
TAKAHASHI Soyo, The Fish Nomenclature and Folk Knowledge of the Diver Fishermen
in Irabu Island, Okinawa

与那覇　晶　子：フェミニズム論から見る沖縄演劇
—組踊「忠孝婦人」を中心に—…… 95
YONAHA Shoko, One aspect of Okinawan Theatre in terms of Feminist Theory:
Viewed in *Kumiodori* “*Chuko Fujin*”（*The Lady of Loyal Piety*）

村　上　陽　子：〈亡霊〉は誰にたたるか
—又吉栄喜「ギンネム屋敷」論—…… 119
MURAKAMI Yoko, Space where “disembodied spirit” exists
—On Matayoshi Eiki's “*Ginnemu Yashiki*” —

髙　良　沙　哉：「慰安婦」訴訟の意義と課題 …… 133
TAKARA Sachika, The Meaning and the Unsolved Problems of the So-Called
“Comfort Women” Trials

〈研究ノート〉
仲宗根　良江・砂川　真理子：大学図書館における私文書整理
—新崎盛暉文庫整理概要—…… 153
NAKASONE Yoshie, SUNAGAWA Mariko,
Managing Personal Papers and Collections in a University Library Setting: the Moriteru Arasaki Collection

西　村　愛　里：大学生のデートDVの実態（2）
—沖縄大学学生へのアンケート調査におけるデートDVの背景要因— …… 167
NISHIMURA Eri, The Actual Condition of the University Student's Dating Violence (2)
—Background factors in Dating Violence questionnaire survey of Okinawa University student—

仲宗根　京　子：商号差止請求権についての一考察
—沖縄佐川急便事件判決を契機として—…… 179
NAKASONE Kyoko, One consideration about the business name injunction
—with Okinawa-Sagawa-Kyubin case judgement—

小　川　竹　一：久高島の土地総有制の意義…… 195
OGAWA Takekazu, Common Ownership of Kudaka Island-Okinawa

岡　本　常　雄：「日台漁業協定」について …… 213
OKAMOTO Tsuneo, The Japanese Taiwanese Fisheries Agreement

投稿規程・編集後記

地域研究　№13
2014年３月　1-15頁

The Institute of Regional Studies, Okinawa University
Regional Studies №13　March 2014 pp.1-15

【特別掲載】

商店街は滅びない

新　　雅　史*

The Shopping Street Will Never Die

ARATA Masashi

Key Words：Shopping Street　Revitalization　Deregulation　Community Development　Retailer　Urban Space

【注記】

本稿は、2013年10月19日に開催された第509回沖縄大学土曜教養講座「商店街は滅びない」（ブックパーリーNAHA連動企画、同実行委員会共催）での基調報告の記録である。那覇市にある大学として、那覇のまちづくりや活性化は本学の地域貢献の課題として重要である。また、このテーマは市民の関心も高い。講演者の新雅史氏に心から感謝し、広く地域社会で共有できるよう、ここに掲載するものである。

This is a transcript of lecture by ARATA Masashi, under the title “The Shopping Street Will Never Die,” delivered at *the 509th Okinawa University Open Culture Seminor Series* on October 19, 2013 (held under the joint sponsorship of Okinawa University and Organizing Committee for BOOK PARTY NAHA 2013). Urban community development has been publicly concerned as one of the major social issues in contemporary Okinawa. The editorial committee would like to express our sincere gratitude to Dr ARATA's permission to carry this transcript in our bulletin.

「商店街」への関心

皆さん、はじめまして、新（あらた）と申します。自己紹介をさせて頂くと、私は福岡県北九州市出身で、元酒屋の長男です。北九州の中心都市である小倉駅前で、私の両親はコンビニエンス・ストアを経営しております。

* 沖縄大学地域研究所　chiken@okinawa-u.ac.jp

私は18年ぶりに那覇に来たのですが、最初のときは市内を車でさっと通り過ぎただけでした。しかし、今回、那覇市内を歩いてみて、零細小売店が非常に元気だなと思いました。ただ、日本全体で考えると小売店は大きく減少しています。この20年ぐらいに何が起きたかというと、零細小売店が少なくなって商店街が衰退し、その一方で、ショッピング・モールやコンビニエンス・ストアが増えています。

図１　角打（かくうち）

ショッピング・モールは世界的な傾向で増えているのですが、日本的な特徴としてはコンビニエンス・ストアが多い。私の父親の変化――酒屋からコンビニの変化――は、日本社会の変化を象徴していると言っていいと思います。いまでも、私の叔父は、西小倉駅の近くで酒屋をやっております（図１）。これは「角打（かくうち）」といって、一見居酒屋のようですが、実は普通の酒の小売店です。こうしたコミュニティに根ざした小売形態を人々は懐かしがりますが、衰退していることから目をそむけてはいけません。私の父親も、「角打」の酒屋を営んでいましたが、今ではコンビニエンス・ストアをやっていて、24時間の店舗運営で疲弊している毎日です。

私がなぜ商店街の本を書いたのか。その理由を個人的な経緯から説明させてください。私は1973年生まれですが、この時期は日本社会を考える上で非常に大きな転換点でした。何が転換点だったのかというと、私の遊び場というものは実はダイエーだったんですね。小さい子どもを育てておられる家庭の方だったら分かると思うのですが、商店街は子ども連れが歩くのは難しい空間です。特にベビーカーなどを押して歩くのは大変に厳しい。スーパーマーケットの何がいいかと言うと、ベビーカーを押して歩くことができます。昨今のショッピング・モールは、ベビーカーが２台すれ違うことができるような通路の設計になっているそうです。これは、子ども連れのお父さんやお母さんにとっては歩きやすいし、車のことを考えなくても済むという意味で子どもを放っておくことができる。街場のデパートで、子どもを離したりすると大声でギャーギャー泣き叫んだりしますよね。そうすると、子どもは親からよく怒られます。「大声出すな」「走り回るな」と言われてしまいます。ですが、ショッピング・モールだと、別に子どもたちが走り回っていても親は恥ずかしい思いをしない。だからこそ、私の両親も子どもをダイエーなどに連れて行っていたのだと思います。そして、私も自然とダイエーを遊び場にしていきました。こうしてショッピング・モールやスーパーが若い世代にとっての原風景となっていきます。そして、徐々に自分の父親がやっていた零細小売店を「古くて遅れた」存在だと思うようになっていました。要するに、そんなものは滅びて当然じゃないかと、子どもながらに感じていたのです。

実際、1980年代――私が思春期だった頃ですが――私の父親とは違う世界に憧れをもって

いました。つまり、サラリーマンと主婦の世界につよく興味を抱いていました。ですが、ここが1980年代の興味深いところですが、この当時、「社畜」という言葉が流行っていました。実際には、多くの人たちは会社の「奴隷」のように働いている。私自身も「ホワイトカラーの世界も何かおかしいな」と思っていたのも事実です。だからといって、それでは零細小売店の世界がいいかというと、それもちょっとおかしい。私自身としてはサラリーマンと主婦の世界に憧れを持ちつつも、どっちつかずの状態となってしまい、結局どう生きていけばいいのかわからないまま、思春期を過ごしていたのです。

1990年代に私は上京しました。日本経済はバブル崩壊に苦しんでいましたが、それでも東京はこの時期でもかなり浮かれていました。九州のアルバイト雑誌はとても薄かったのですが、東京に行って大変驚いたのは、アルバイト雑誌の厚さでした。93年に上京したとき、1000～1100円の時給のアルバイトがとても多かった。今の東京の時給も1000～1100円くらいですので、この20年間バイトの時給はほとんど変わっていません。ちなみに私がはじめて福岡でアルバイトしたときは時給500円台でした。大金をつかんだと思ってしまった大学生の私は、アルバイトとNGOの活動に入学当初からはまりこんでしまい、「フリーター」生活の日々となるのです。

同時期の両親は何をやっていたのか。父は93年に酒屋に見切りをつけ、コンビニエンス・ストアに転業しました。私はこのころ、両親がコンビニに転業したことを当たり前のように受け止めて、その選択の重みをあまり深く考えることができませんでした。

しかし、2000年に入って、自分の生き方も含めて、徐々に顧みるようになっていきました。大きな原因としては、2000年代に入ってようやく日本社会が若者の雇用問題に気付いたことがあります。90年代というのは、「フリーター」や「ニート」はそれほど問題となっていませんでした。私が覚えているのが1997年の山一証券の経営破綻です。そのときに問題視されたのが中高年層のリストラでした。しかし、実は日本企業は、中高年の人たちの首を切らずに、人件費を減らす際には若者の雇用の部分を減らしていることが2000年代に入ってようやく指摘され始めます。

こうした若者の雇用問題が指摘され始めるとともに、一方で、日本の相対的な地位低下が若者の意識に色濃く反映されはじめるのが2000年代以降です。全国的にみると東京が肥大化していたとしても、世界的には日本のプレゼンスは間違いなく減退していました。私は2000年代の半ばから大学で教えるようになりましたが、私が二十歳の頃に比べると、若い人たちは、どうすれば安定的な生活を送ることができるか、もっと直截にいうならば、どうすれば公務員や大企業の正社員になるかばかりを考えるようになりました。また、これも興味深い現象ですが、今の若い女性のなかで、「主婦」の希望者が増えているんですね。非正規雇用の比率が増えているなかで、若者たちは、「正社員」――それも「年功賃金」「終身雇用」の正社員――を目指そうとしている。そして、若い女性たちは、「正社員」の男と結婚することを夢見ている。けれども、「年功賃金」「終身雇用」のパイは明らかに減っている。いや、

もっといってしまうと、経営者側は安定した「正社員」をそもそも求めてもいない。その結果、この10年間で何が起きたか、異常なまでの公務員志向の高まりです。とくに不景気な地域ほど公務員の倍率が高い。一番倍率が低いのは関東と東海です。東京と名古屋には大企業があるので、公務員以外に若い人たちが就職する道がある。公務員試験でどこが一番難関になっているかというと九州と関西です。

私はこうした傾向に危機感を抱いています。日本社会は、サラリーマンと主婦だけで支えられていた社会だったのか。そうではないはずです。私の父親は、今では苦労しながらコンビニを経営していますが、３人の子どもを育てて、私は大学院まで行かせてもらった。今の若い世代は、酒屋で生計を立てて子どもを育てるとか、あるいは商店街で新しく店を出して子どもを育てることは想像しにくいかもしれない。しかし、日本社会は、零細自営業の人たちが安定していて、子どもを立派に育てることができた。しかし、今の日本社会は、公務員、あるいは大企業だけが「安定した生き方」を供給するものだと思われている。それは日本社会の今後のことを考えると、とても歪だし、きわめてマズイことだと思います。沖縄社会で、若い人たちが子どもを育てて結婚したいと思ったときに、大企業に就職するか、あるいは公務員になるかしか想像できなかったら、たいていの若者は、沖縄から離れなければならない。ですから、商売をやりながらどうやって安定した生き方ができるのか、その生きた知恵を若い人たちに伝えていかないといけないと思います。そうした理由で、私は商店街に興味を持つようになりました。

「自営業」を想像できない社会

先ほど述べたように、今、若い人たちが考える安定が「終身雇用」「年功賃金」に偏っています。しかし、そのパイが少なくなっているため、過度な競争が起きています。ここで見て頂きたいのは、「日本型雇用慣行への支持割合」という図です（図２）。この10年ぐらい、若い人たちのなかで「終身雇用」に賛成している人たちが非常に増えています。「終身雇用」支持割合が90％、「年功賃金」支持割合が75％に達しています。「終身雇用」や「年功賃金」というのは、どう考えても今の中高年層にとって有利な制度であるにもかかわらず、若い人たちがこんなに支持しています。社会学では「地位の非一貫性」という言葉があります。私はよく学生に聞くのですが、合コンに行ったら、相手の何を気にするか。まず「顔」という答があると思いますが、顔は社会的に作られる訳ではないので、それ以外に何を気にするでしょうか。まず合コンでは名詞の交換をします。そのときに、どの名詞が一番活用できるかというと、男性では「電通」「博報堂」

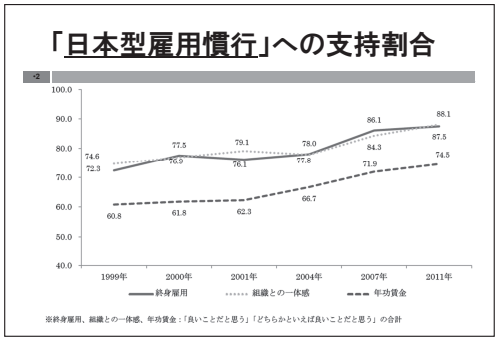

図２　日本型雇用慣行への支持割合

といった広告会社ですね。合コンでは、具体的な収入の前に、まずその人がどこで働いているかを気にする。これを社会学では「職業威信」といいます。つまり、その職業がどれだけの力を持っているかということですね。実は、「職業威信」と「収入」と「学歴」は、相関していないことがしばしばです。私の父親の酒屋は年収どれくらいだったかと言うと、1980年代の初めで1500万～2000万を稼いでいました。収入は高い。けれども、合コンの場で「酒屋をやってます」というと、正直「モテナイ」です。今もそうですが、自営業の人というと、あまり威張ったりできない。公務員よりも給料がずっと高いのにもかかわらず、です。学歴はどうかというと、自営業の人たちはそんなに学歴は高くありません。では、公務員の場合はどうかというと、職業的にはある程度威張ることができるが、収入が高いかといえば、そんなに高くない。しかし、学歴は高い。

こうしたジグザグパターンの人たちが多いというのが、これまでの日本社会なんです。収入も学歴も職業威信も全部高い人とか、逆に全部低い人っていうのは、これまであまりいなかった。しかし、今、日本社会がどうなっているかと言うと、すべてが高い人が増えている。これが今の日本社会の歪さです。わたしたちは、昔の自営業のように、あまり威張ることのできる職業ではないかもしれないけれど、収入はある程度人並みに稼ぐことのできる仕事を作っていく必要がある。そうでないと、一旦ドロップアウトした場合に、若い人が生きていくのは本当に難しい社会になります。

「商店街」の誕生

さて、私の問題関心をお話した上で、少しだけ著書『商店街はなぜ滅びるのか－社会・政治・経済史から探る再生の道－』（光文社新書、2012年）という本の内容をお話しさせて頂きます。

まず、第一回と第二回の国勢調査（図３）を見て頂きたいのですが、商店街という考え方がいつ生まれたかというと、1920年代～30年代にかけてです。これが私の本の最初のエッセンスです。1920年代から30年代にかけて、だんだんと時代が近代化、現代化するにつれて、第一次産業の人口割合が減っていくことはよく知られている話です。第１回目の国勢調査がおこなわれたのが1920年で、第一次産業人口は53.82％だったものが、1930年の調査では49.67％にまで下がります。社会学や経済学の大前提からいうと、第一次産業人口が減れば、次に増えるのは第二次産業のはずです。しかし、1920年から30年代の間にそのパーセンテージも減っている。

第1回、第2回の国勢調査より

□ 20世紀前半の日本……

産業別	1920年		1930年
第一次産業	53.82%	↘	49.67%
第二次産業	22.47%	→	20.50%
第三次産業	23.71%	↗	29.83%
（卸・小売業）	9.76%		13.95%

図３　第一回と第二回の国勢調査

では、どこが増えているかというと第三次産業、しかも最も増えているのは卸・小売業です。1920年は第一次世界大戦が終わって間もない時期です。この頃に鉄道の路線が発達し、人び

とが東京や大阪といった大都市に出て来易くなっていきます。沖縄でいうと那覇、九州では福岡という都市に人が集まってくる時代になります。この時期に、地方で農業をやっていた人たちがそれを辞めて都会にやってくる訳ですが、では、その人たちが近代的な産業で働いていたかというと、そうではない。実際には、街場で商売をやり始めた人たちが一番多かった。これは東南アジアに行くとよくわかると思いますが、東南アジアで農業を辞めて都市部にやってくるとなかなか就職できません。彼らは家族みんなで都市部にやってきて、そして屋台をひいたりバラックで商いを営んだりする。今の日本の都市部は他の諸外国に比べて、屋台とか道路とかで商売する人たちが極めて少ない。実は、1920年代から30年代の日本でも、今、私たちが東南アジアや韓国、台湾に旅行に行って目の当たりにする風景がこの当時の日本の風景として当たり前にありました。

ただ、当時の行政にとっては、こうした零細の自営業の人たちというのはちょっと厄介な存在でした。沖縄の市場の話とも繋がってくるかもしれませんが、屋台を引いている人というのは収入がそれほど多くありません。そういう人たちが街場に増えていくというのは、治安上も衛生上もよくない。彼らがどういった所で商売をするかというと、沖縄の市場が典型的ですけれども、水上で生活したりします。それは当然、建築的にも良くありません。当時、大阪市では水上生活者の調査をやっています。その人たちをもう少し近代的な建物に移住させようとする。当時の東京市や大阪市の役人たちは、いわゆるスラム街と呼ばれかねない地域で零細小売商が増えることに対して危惧を持っていたようです。

こうした危惧がもちあがるころ――1920年代から30年代にかけてですが――東京や大阪では近代的なデパートが成立していきます。デパートの大きな特徴は娯楽性のあること、そして、専門的なフロアが備わっていることです。このデパートという存在に行政は注目します。二つめに、1920代くらいに出てきたのが、消費者協同組合、つまり、今の生協ですね。これにも行政や学者の人たちは注目していきます。三つめが公設市場ですね。今の沖縄にもありますが、大阪、東京、私の出身の門司（もじ）あたりなどで整備されはじめます。こうした三つの新しい小売形態――百貨店、消費者協同組合、公設市場――をいかして、なんとか零細小売店の人たちを生き残らせる方法はないだろうか、という考えが出てきます。

それが商店街と考え方に繋がります。まず一つめのデパートの娯楽性ですが、アーケードや街灯をつけるという発想につながります。アーケードだと雨に濡れない訳ですよね。また、街灯があると、危険を感じずにその空間を楽しむことができます。この発想自体はデパートからヒントを得ているんですね。

二つめは、協同性です。零細小売店の人たちが協力して、その地域のなかで一緒に商売をやっていく。この考え方は、消費者の生協運動からヒントを得てやっているものです。もちろん、商店街ができる以前も、零細小売店の協同というものもあったのですが、これは同業組合、つまり、同じ業種のなかでギルドのようにモノを作ったり売ったりしているだけであって、地域のなかで異なる業種の人たちが協力しあうというのは非常に難しかった。しかし、

1920年代から30年代、地域のなかで異なる業種同士で協力しあい、商店街というものを運営していかなければならないという気運が出てきます。

三つめが公設市場の公共性です。公設市場がなぜ出てきたかと言うと、第一次世界大戦のときに米騒動が起きるほど物資不足が拡がり、モノの値段が高騰しました。そのなかで、安定した価格で、かつ日常生活に必要なモノを地域内に供給していくという観点から、公設市場が出てきました。しかし、それを行政が全てを用意するのは難しい。では、どうするのか。地域の日常生活品を安定した価格で供給できるよう、零細小売店の人たちを協力させ、商店街を運営していけばどうだろうか、という話になっていきます。これら三つを組み合わせた「商店街」という考え方が1920年代～ 30年代の間にかけて出てくるようになります。

戦後の商店街と都市の変容

商店街というと、古いものだ、伝統的なものだとよく言われるのですが、実はデパート、生協、公設市場の後に出て来たものなんですね。商店街という考え方が、戦前に出てきて、それが安定して増えて行くのが第二次世界大戦後ということになります。

第二次世界大戦後は、日本は二つの大きな国家目標を定めていて、一つめが経済成長です。経済成長のためには何が必要かというと、まず、製造業を育成する必要がある。具体的に言うと、例えば当時の日本では八幡製鉄や三菱重工業ですね。こういう製鉄業や造船業を育成することによって経済成長を遂げていく。それによって発展途上国から先進国へとなんとか突き進んでいきたいというのが当時の国家目標でした。

もう一つの大きな目標が完全雇用です。できるだけ失業者を増やさないという目標がたてられました。なぜこれが第二次世界大戦の後に重要だったのか。第二次世界大戦前のドイツ、ヒトラー政権が出現したときのドイツは失業率が40パーセントにまで達したんですね。第二次世界大戦前のアメリカでも失業率が25パーセントにまで達していました。失業率の増加というのは、実は第二次世界大戦を引き起こす大きな要因だと見なされました。失業、つまり仕事がない状態というのは、多くの人達がそれだけで不安になってしまいます。生活が成り立たないと権力者の言いなりにならざるを得ない。そうした状況に乗じて人びとの心に忍び込んできたのがヒトラー、あるいはイタリアではムッソリーニである、そうした議論がなされました。共産主義国家、資本主義国家に関係なく、できるだけ失業者を出さないということについては共通の目標だったんですね。

では、完全雇用を実現するために製造業を育成し、大企業を育成しただけで皆が就職できるのか。そんな甘い考えは、当時の日本政府は持っていなかった。では、どうしたらいいかというと、自営業がキーとなります。都市部のなかで、自営業を安定させていくことが重要だった。自営業の人が簡単に廃業すると、彼らが失業者として滞留することになる。だからこそ、自営業を守る必要があったのです。

その結果、東京や大阪の郊外に団地が作られたときに、商店街がかならず設置されます。

住民が増えれば、必ずその分だけ、自営業の人たちを増やしていった。

このときにさまざまな規制が作られます。62年に商店街振興組合法、あるいはそれ以前にもいくつか法律が作られ、できるだけ中小企業や零細小売店を支援していこうという法律が整備されていきます。ただ、1960年代の日本社会は、零細小売店よりも安い商品を買えるスーパーマーケットの方がいいのではないかという議論も出てきます。こうしたなかで登場してきた人物が中内功です。彼はダイエーの創業者ですが、メーカーではなく消費者が価格決定権を持つべきだという持論がありました。中内功（ダイエー）と松下幸之助（松下電器）は大喧嘩をしました。最終的には松下電器がダイエーに対して一切の商品の納入を断るという大規模な戦争状態が起きます。結局、裁判で中内功が勝った訳ですが、そのくらい、当時はスーパーマーケットという存在が社会的に議論の的になった時代でした。ただ、スーパーマーケットも増えていきましたが、だからといって完全に商店街が衰退するような状況は訪れなかったんですね。つまり、そこまで規制緩和が進まなかったっていうのが大きな要因です。

次に見て頂きたいのは、「現代住宅双六（すごろく）」です（図４）。73年に『朝日新聞』の正月版に掲載されたものです。当時の日本の人たちがどのような住宅を良いと思っていたか、典型的に表れているものですが、これよく見ると「ふりだし」「ベビーベッド」「川の字」「子ども部屋」「寮」「ドヤ」、そして、最終的に「あがり」は「庭つき郊外一戸建住宅」となっています。1970年代は、ある程度遠くても庭のついた一戸建住宅を建てるというのが、当時の人たちの夢だったんですよね。しかし、中心街は土地の値段が高くて一戸建て住宅を作ることができない。だから、中心部には新婚夫婦、あるいは一人暮らしの人たちが住むような木造アパートができます。次に分譲マンション、あるいは公営住宅に移ります。そして、最終的には郊外の一戸建てになるわけです。中心街では庭つき一戸建てなど作るほどには土地の値段がもともと安くないから、町はどんどん外へ外へと広がっていきます。その結果、何が起きたかというと、1960年代の郊外住宅開発がおこなわれ、「夢」と言う割にはきわめて狭隘な土地に多くの住宅が建つことになってしまった訳です。

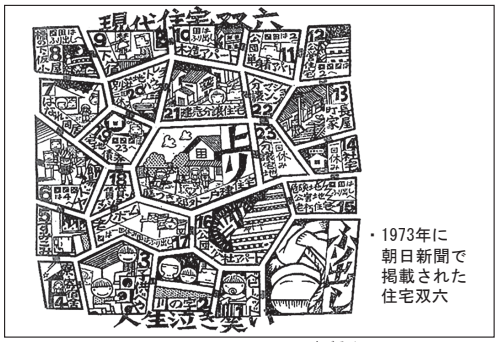

図４　現代住宅双六（すごろく）

次の写真は住宅公団がつくった豊四季台団地です。いまのUR（都市再生機構）ですね。団地が作られる際にも、商店街が設置された。このような形で街がどんどん外へ拡がって住宅が作られて、そして、その近くに商店街が作られたわけです。

一方で、中心部はどうだったか。一つには、あまり計画的ではない形で建物が高くなっていきます。例えば、沖縄に国際通りがありますね。ここに元々二階建ての、いわゆる商店街的な建造物が建っていたとします。それが日本の場合、規制が緩いため、ここに雑多な形で

高いビルが建っていく。そうなると、この後ろ側にある元々の古い木造の建物、いわばマーケットみないなものが突然古く見えてしまうようになる訳ですね。それにくわえて、エリアをどうしていくかという統一的なイメージもあまりなかった。どんどん乱雑な形で綺麗な建物が建っていく一方で、古いエリアが一方で残されていく。そうすると、たとえば、古い地区と新しい地区が対照的になっていくわけです。この古い状態の地区が、たとえば東京では木造密集地域と言われ、災害時の改善対象地区になりつつあります。今、沖縄のマーケット、那覇の市場のあたりで同じような議論が出ていますね。国際通りのあたりは、鉄筋の、ある程度災害に強いビルが建っているけれど、その後ろはどうかというと、非常に狭隘な地域に木造の古い建物､地震が起きたらばらばらと崩れるかもしれないような地域が拡がっている。行政としては、建て替えないと、いざ地震や火事が発生したときは、あの地域一帯が全部燃えてしまうかもしれないという危惧を強く持っている訳です。皆さんはあの市場が一番那覇らしいと思っている方もいらっしゃると思うんですけど、その問題をどういう風にこれから考えていくのか、それは今後の一つのテーマになっていきます。

さて、73年というのはオイル・ショックの年ですが、このころから、最初に話した日本社会の安定イメージが変化していきます。それまで自営業と雇用の二つを柱としてあった社会が、雇用の安定がクローズアップされていくのです。

また、この頃に起きるようになるのが商店主のテナントオーナー化です。東京の商店街でどんどんと雑居ビルが増えて行きます。そうすると何が起きるかというと、商店主が店舗と住居を分離するようになります。一番わかりやすい例をあげると、新宿の歌舞伎町です。64年の歌舞伎町はこんな状態です（図５）。今の歌舞伎町とは似て非なるものですね。実は、64年は東京オリンピックの年ですが、歌舞伎町は当時は商店街だったので、多くの人たちがそこに住みながら商売をやっていたんですね。それが今どうなっているか。ネオン街になったのですが、なぜこのような変化が起きたのでしょうか。わずか40年でなぜこのような変化が起きたのかというと、商店街の店主の人たちが雑居ビルを作って、そして、そのテナント料で収入を得るようになっていったということです。そうすると、そのテナントのなかにどんなお店が入るかということはだんだんと関心を持たなくなっていきます。1970年代の歌舞伎町でキャバレーが増えていき、1980年代には、いわゆる風俗店が入ってきて、今のような歌舞伎町ができていきます。

図５　1964年の歌舞伎町

こういう状態が増えていくのと同時に、もう一つ、この時期から起こるようになったのがコンビニの増加です。コンビニというと、元々アメリカにあったんじゃないか、なぜ日本でコンビニができたかのように言うのかと、不思議に思うかもしれませんが、日本とアメリカ

のコンビニは全然違うものなんです。（図６）80年代の日米のコンビニの違いの１つとして、アメリカでは土地と店舗はすべて会社の本部が用意する一方で、日本ではオーナーが用意することが前提だった。第２に、アメリカのコンビニではお客の８割は車で来店していましたが、日本では７割が自転車と徒歩で来店していた。第３に、アメリカでは店舗は平均67坪程度あるのが、日本の場合は30坪程度だった。そして、第４に、アメリカのコンビニはベトナム戦争から帰ってきた退役軍人をターゲットにオーナー募集していましたが、日本の場合は元零細小売店主をオーナーとして募集をかけていました。スーパー各社は、大規模小売店舗法によって中心市街地に簡単に出店できなくなった。そのために、商店街の店主たちを標的にして、コンビニという形でみずからの陣営に取り込もうとした。だからこそ、日本のコンビニは、アメリカと異なって、郊外ではなく徒歩の商圏に立地しているわけです。

コンビニの増加

日本とアメリカの違い（1980年代後半当時）

1. アメリカ　⇒土地、店舗は本部が用意
   日　本　⇒土地、店舗はオーナーが用意
2. アメリカ　⇒8割が車で来店、
   日　本　⇒7割が自転車と徒歩
3. アメリカ　⇒67坪程度（セブンイレブン）
   日　本　⇒30坪程度（零細店に合わせる）
4. アメリカ　⇒退役軍人がオーナー
   日　本　⇒元零細小売店主がオーナー

図６　コンビニの増加

ちなみに、コンビニは1970年代からどれくらい増加したのでしょうか。次の図をみると大きな変化だったことがわかります（図７）。それにしても、なぜ、零細小売店がコンビニに変わっていたんでしょうか。その一つの理由が「後継ぎ問題」です。今の商店街の問題と殆ど同じなんですが、酒屋さん、お米屋さん、あるいはたばこ屋さんというのは、古い店舗なので子どもに引き継がせるのはなかなか難しい。それで、店の構えを新しくして、子どもが継ぎたいと思えるような店にした方が継いでくれるんじゃないかと考えるようになります。さらに1980年代から規制緩和があります。だんだんと真綿で首を絞められるように、小売店では売り上げが徐々に減っていきます。1970年代～80年代は徐々な下り坂なんですね。どこかで今の状態を変えないと本当に食えなくなってしまうかもしれない。ではどうするかというと、酒の免許やたばこの免許を活かして24時間営業したほうがいいんじゃないのか。おまけに店の構えも綺麗にな

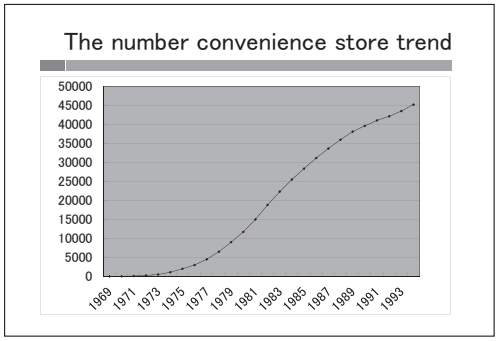

図７　コンビニエンス・ストア増加数

旧業種	1990 年	1991 年	1992 年	1993 年	1994 年
食料品店	9, 887	10, 013	11, 144	11, 634	12, 006
酒食品店	10, 231	11, 306	12, 640	13, 372	14, 335
青果物店	4, 465	4, 540	5, 085	4, 876	4, 889
菓子パン店	2, 674	2, 754	2, 817	2, 945	3, 050
米穀店	1, 520	1, 781	2, 053	2, 687	2, 813
薬局薬店	602	695	781	843	930
雑貨店	130	202	279	314	362
牛乳店	466	398	337	216	186
石油販売店	528	817	1, 282	1, 341	1, 445
書店	163	196	238	245	256
精肉店	51	19	9	11	13
その他	8, 897	8, 329	5, 451	5, 026	4, 922
合計	39, 614	41, 050	42, 116	43, 510	45, 207

コンビニ参入以前の業種別店舗数の推移（『食品商業』一九九五年四月別冊）

図８　コンビに参入以前の業種別店舗数の推移

ると考える。なにか近代的な感じがするということですね。統計的なデータで表してみると、これだけコンビニが増えているということになります。コンビニに参入する前、そもそもその人がどんな店を経営していたかというと、元々は酒屋さんだったところが一番多い(図８)。酒屋を24時間営業のコンビニとして経営するというのが、1980年代から90年代に急速に増えていきます。

バブル崩壊後の状況

1990年代のはじめにバブル崩壊が起こり、また、1980年代の終りに日米構造協議があります。日米構造協議を一言でいうと、当時の日本は貿易黒字で、アメリカは逆に貿易赤字を抱えていました。アメリカが日本に対して何を言ったかというと、内需を増やせということでした。その際に最も問題視されていたのが「大店法（大規模小売店舗法)」という規制なんですね。この時の大統領はジョージ・ブッシュ（父）です。ブッシュが日本に来日した際、トイザラス２号店である奈良県の店舗の開店式にテープカットのためにヘリコプターで駆けつけるということがありましたが、それほどアメリカ政府の高官は小売店の規制緩和に対して躍起になっていました。もう一つは公共事業の促進です。内需拡大の名の下、公共事業を乱発するんですね。その最も象徴的なプロジェクトが数兆円を注ぎ込んだ関西国際空港のプロジェクトです。郵便貯金のお金を使い、関空開発、国道のバイパス開発をどんどんとやっていました。

バイパスやインターチェンジの高速道路を作るのと同時に、行政が何をやったのかと言うと、税金と郵便貯金を使って工業団地の造成です。これをバブル崩壊の後にやるんですね。しかし、バブル崩壊で、オフショア化が進むわけですから、工場が立地する訳ないのです。それではどうするのかというと、今までの工業団地を商業用地に用途転換するわけです。こんなことやってしまうとどうなってしまうのか。次のような都市構造になってしまいます(図９)。当然ながら、一つの町の中心市街地と別の町の中心市街地を結ぶというのが国道のバイパスであり、高速道路です。高速道路のインターチェンジやバイパスのところに大規模な商業用地を作るのですが、そうなると当然のことながら、住宅地の近くにあった商店街などというものは衰退する。

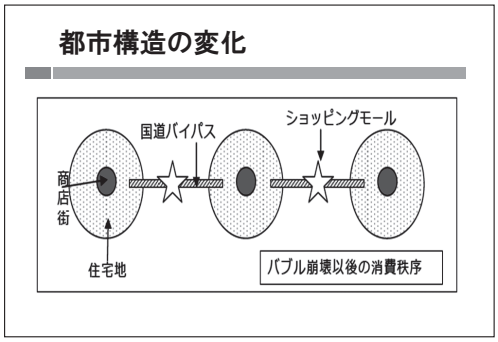

図９　都市構造の変化

商店街の衰退について、しばしば、ショッピング・モールが増えたから衰退したという議論があるのですが、大きく言うと二つの段階を経て衰退していきます。一つは、1990年代半ば以降、コンビニエンス・ストアの増加によって内側から潰れていきます。次に、バブル崩壊の後に、国道のバイパスや高速道路のインターチェンジがたくさん作られ、そして、その

周りに工業団地作ったけれども売れなくて、用地転換によって90年代後半以降に全国各地でイオン等のショッピング・モールが増加する。これら二段階で商店街が衰退していきました。

ここに商業関係者がいらっしゃったら、いや、商店街が衰退していったのは景気が悪いからだと思っている方もいらっしゃるかもしれません。コンサルの人たちがよく言うのは、「今からアベノミクスです。今から景気がよくなります。景気がよくなったら、皆さんの商売もよくなりますよ」というようなことです。しかし、これもよく知られた話で、今の日本は、景気が良くなっても小売販売額は下がる一方なんですね。思い出して頂きたいんですが、小泉内閣のとき、景気は上がりましたよね。しかし、実は小売りの販売額は下がっているんです。他方で、小売りの売場面積だけが大きく増加しているんですね。（図10）91年を100とした場合、国民総所得は113になり、13％増加しています。つまり、日本のGDPが13％も増加しているにもかかわらず、小売りの売場面積だけが増えて、販売額が94まで落ちています。

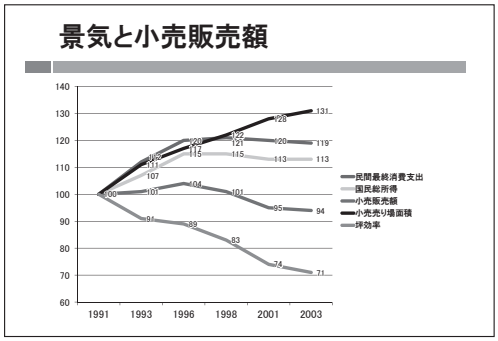

図10　景気と小売販売額

坪効率に換算すると、91年の100に対して、71％にまで落ちている。坪面積あたりにして70％まで下がる。そうなると、これは経営者だったらお分かりだと思いますが、当然、人件費にお金を使えません。売場面積だけ広がって、坪効率が落ちている訳ですから。そうなると、正規雇用ではなく非正規雇用にしようかという話になってします。儲かったという感覚がまったくないという訳です。おまけに、一般市民もモノを買わなくなった。勘違いしないで頂きたいのですが、景気の連動とモノを買うという行動は、現実には連動していません。人は、お金が手に入ったからといってすぐにモノを買うような生き方をしてはいない。逆に言えば、景気が悪くても、もしも買う必要があり、街そのものが魅力的であれば、人はお金を使います。しかし、今の日本では、人は街に行かなくなっていますし、ただ売場面積だけが広がるばかりで、みんなモノを買わなくなっています。沖縄も同じだと思いますが、ショッピング・モールが出来たからといって、そこに人が集まっていますか？　実際には、思った以上に客が増えていません。ここが問題なんですね。

賑わいの衰退

日本の地方都市でも東京でも、再開発で綺麗な地域ができています。その一方で、取り残された地域に関しては、なかなかよい知恵がない。全国各地で、こういった地域を管理するか、どういう風にマネジメントするかということが問題になっています。これはあまりノスタルジックに語ると少々問題があるかもしれませんが、一つ大きな問題は、町に人が溢れなくなってきたということだと思います。

（図11）これは、紙芝居をしている様子です。昔は、通りに紙芝居やっている人がいましたよね。私が小学生の頃、校門にブルーシートを敷いているおじさんが毎日いました。何をやっているのかというと、子どもたちに学習用品を売っているんですね。町が面白くなくなったというのは、店でしか商売しなくなったということでもあります。町の楽しさはどこに行ったんだろうか。こうした光景はどこに消えたんだろうと思います。そもそも「町」とは何なのかと考えたとき、商業者は売り上げが下がっているから商店街の活性化とか言ったりしますが、そもそも道路（道）に人が溢れなくなっている。道路を歩いていても、おもしろい出会いがあまりない。商店街の活性化というと、店のなかにどういう商品を置くかという話になりがちですが、今の消費者は商品だけを買うことが目的なら、ネット・ショッピングもありますから、そうした理由だけでは町に出てこない。町に出会いの風景がなくなったことの方がよっぽど問題だと私は思います。

図11　1950年代の日本の都市風景

もう一つ、考えて頂きたいことがあります。次の表（図12）を見てください。これは何かというと、今、全国のさまざまな商店の業態のなかで、唯一増えているのが理容室です。肉、野菜、鮮魚、酒、すべて大幅に減っています。91年を100とすると、半分の数にまで減っています。昔の主婦は商店街でお肉や野菜、鮮魚、しかも生のモノを買っていました。しかし、現在では、商店街でお金を使うといった場合、理容室と美容室、加えて、もう一つあるとすれば飲食ですね。これらに偏りつつあるのが現状です。

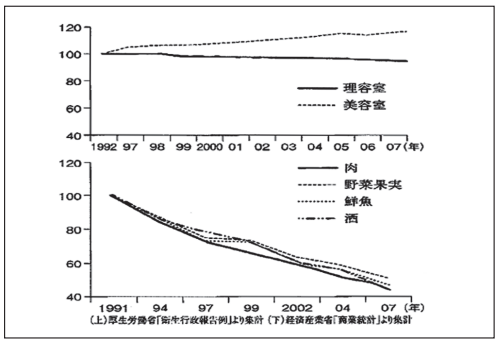

図12　全国の商店街の業態の推移

次の表は（図13）、岩手県大槌の仮設の商店街の店舗一覧です。ここは津波で大きな被害を受けた地域ですが、50店舗中、美容院と理容店が12店舗もあります。その一方、生鮮食品のお肉屋さん、魚屋さん、八百屋さん、いわゆる生鮮三品は３店舗しかありません。この状況をどう考えるのか、これが大きな問題として、日本全体にあるということです。この現象が、もしも那覇のなかではでそうで

仮設商店街・店舗一覧（2012年５月現在）	
美容・理容	12
飲食	5
菓子店	4
雑貨	3
酒屋	3
クリーニング	3
鮮魚	2
写真	2
自転車	2
（大槌町仮説店舗パンフレットより）	

図13　岩手県大槌町における仮設商店街店舗一覧

ないのなら、那覇はもしかすると何か可能性があるのかもしれません。

商店街は滅びない

（図14～16）商店街の対策は、いろんな試みが昔からあります。そのなかで、「三種の神器」と呼ばれているものがあります。それは「百円商店街」「バル」「まちゼミ」です。「百円商店街」というのは、どのお店でも100円のモノを用意して、店の前でその商品を売ります。もちろん、簡単に100円で売れない業態もありますよね。たとえば、美容院や理容院はどうするのか。その場合は、たとえば、まゆげのカットだけを100円でやる。そういう試みをして、とにかく100円でできるサービスやモノを販売します。これを店の外でやる。どうして店の外でやるのかというと、多くの人たちが商店街でモノを買わない理由になっているのは、商店街のお店のなかに入ることを恐縮しているからです。店に入って、買わなければ「スイマセン」といった感じで、思わずお辞儀をしてしまうような状態だから、小売店に入らないということが多い。だから、店主がとにかく外に出て、とにかく通りに向かって店やモノ、サービスの面白さを伝える。先ほど、昔の通りには面白い変な人が多かったという話をしましたが、この「百円商店街」が面白いのは、単に安いもの売って、それで通りを賑わせようということではないところです。売ったときには必ず精算を店のなかでやります。何がここで考えられているかというと、通りを単に交通の場にしないということです。

今、日本では、通りが交通の場だけになっています。元々、通りというものは、大阪でいうと「筋」と言ったりしますが、道は都市

図14　100円商店街とは

図15　バルの広告

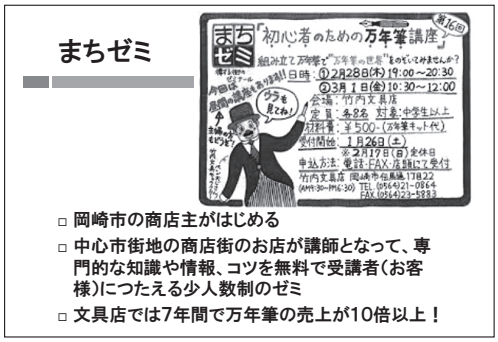

図16　まちゼミ

の出発点なんですね。しかし、それが忘れられている。交通の部分だけに縮められている。通りに、とりあえず店主の人に出てきてもらって、ここはいろんな人がいていいんだよというメッセージを送る。しかし、通りだけにぎやかにしても店の売り上げは増えないから、通りでお店の小売り（出入り）を増やしていくんですね。これが今の商店街活性化の対策としては重要なポイントではないかと思います。単に「百円商店街」をやればいいということではなく、とにかく通りを賑やかせること、且つ、店と通りとの接点をできるだけ拡げていくということですね。

那覇にある市場の大きなポイントは何かというと、通りと店の区別がない。どこが通りでどこが店なのかわからない。市場と商店街の違いっていうのはそこですね。「百円商店街」も「バル」も「まちゼミ」も、すべて町と通りの接点を増やしていくということが最も大事ではないかと思います。

商店街が衰退したことをネガティブに考える方もいらっしゃいますが、その一方で、空き店舗がある、町のなかに自由な空間があるというのは、実は強みでもあると考えてもらいたいと思います。空き店舗が一店舗もなかったら、もし災害が起きたときに、ボランティアのスペースを作ることができませんよね。あるいは、もし福祉スペースを作ろうと思っていても、空店舗が１店舗もなかったら、実現することが難しい。空店舗があるということをどうやって強みとして生かしていくのか。もちろん、なかなか行政や商業者の人にとっては、この発想の転換が難しいと思いますけれど、そうした空店舗を使って、行政に対して逆に提案するということも考えた方がいいでしょう。

街場の空店舗というのは、実はいくらでも使い道があります。それから、付け加えると、さびれた商店街だからこそできることもあります。とにかく空間で人が遊び、遊ばせる。たとえば、大阪の新世界にある商店街で、あまりにもすたれていたがゆえに、若い人たちが「セルフ祭り」というものをやり始めたんですね。祭は行政にやらされるものではない、私たち自身でやるものなんだ、ということで、ひとりでも街場を楽しむ活動（図17）を商店街のなかでやるわけです。こういう遊びの感覚というのが町のなかから無くなってしまったというのが、実は最も大きな問題です。町というのは、そもそも楽しいものなんですから。商店街の活性化という問題を目を吊り上げて考えるよりも、楽しくいこうと思うわけですよね。

（2013年10月19日　於・沖縄大学）

図17　ひとりでも街場を楽しむ活動

地域研究　№13
2014年３月　17-39頁

The Institute of Regional Studies, Okinawa University
Regional Studies №13　March 2014 pp.17-39

CTSをめぐる「不作為」という作為
県当局・革新与党内での「平和産業」論の揺らぎ

上　原　こずえ*

“Commission” by “Omission” in the Oil Stockpiling Tank Construction: Controversy over the Theory of “Peace Industry” in Okinawa during the Reversion Period

UEHARA Kozue

要　旨

1960年代後半に見られた住民運動による革新自治体への抵抗は、施政権返還前後の沖縄における住民による石油備蓄基地（CTS）の建設への抵抗にも共通するものとしてあった。本稿では、政党・団体の声明や県議会会議録、回想録から施政権返還後の沖縄における県や革新政党のCTS開発批判が頓挫する過程を明らかにする。

和文要約

社会党等をはじめとする全国の革新政党の掲げる「地域民主主義」や「自治体改革」論は、「革新自治体」による開発に抗し運動を組織する主体としての市民／住民を想定してこなかったため、開発を推進する「自治体」とそれに抵抗する「住民」との間で矛盾が顕在化した（道場親信、2002年）。1960年代後半の日本各地における反開発運動で見られた革新自治体に対する住民の抵抗という構図を、施政権返還前後の革新屋良県政へのCTS、石油精製工場建設反対を組織した金武湾闘争は共有している。

施政権返還前後の沖縄において、石油備蓄基地の建設による「平和産業」論を掲げてきた屋良知事と県当局、革新与党、労組その他団体はそれぞれ、既設のCTSでの事故や公害の発生以後、CTS建設計画に対し反対や撤回を主張し始めた。しかし、1973年９月以降、CTS建設計画への抗議・撤回要請を組織した「金武湾を守る会」とは対立する姿勢を示し、結果的には沖縄三菱開発によるCTSの建設が進んだ。本稿では、「平和産業」論を掲げた屋良知事やその支持基盤である県内の革新与党、労組その他団体が、1973年半ばから展開するCTS建設撤回の動きと、その挫折の過程を、政党・団体の抗議声明や県議会会議録、当局者らの回想録からたどる。

* 沖縄大学地域研究所特別研究員　kozue_uehara@hotmail.com

英文要約

Reformist political parties' theory of "regional democracy" and "municipal reform" have failed to establish citizens/residents as agents organizing a movement against progressive local governments' development projects, thus exposing the contradictory relationship between the "local government" and the protesting "residents" (Michiba, 2002). During the reversion period in Okinawa the Kin Bay Struggle organized against the reformist Yara prefectural government in their opposition to CTS and construction of oil stockpiling tank, sharing with other anti-development protest movement throughout Japan during the latter half of the 1960s this framework of residents resisting municipal reform.

Former Okinawan Governor Chobyo Yara, prefectural authorities, reformist administrative parties, labor unions and others promoted oil tank construction as part of the "peace industry," the alternative to the military-base-dependent economy. These "peace industry" promoters began making statements against the oil tank construction projects when they saw oil leak accidents and environmental pollution at the operating oil tanks in the eastern coast of Okinawa Island. However, the progressive local government and reformist political parties continued to be in conflict with the residents' organization of *Kin Wan o Mamoru Kai* (or the Kin Bay Protection Society), and colluded passively to the Okinawa Mitsubishi Coporation's construction of oil tanks.

This paper examines the discussion of oil tank construction promoted by the "peace industry" advocates, such as Governor Yara, reformist parties and other labor unions of Okinawa from the middle of 1973. It also explores the statements of the reformist parties and organizations, including the proceedings of the Okinawa Prefectural Assembly and the commentaries of the governor and other officials.

キーワード：施政権返還（復帰）、石油備蓄基地（CTS）、革新、平和産業、屋良朝苗

はじめに

金武湾闘争で見られた、住民による革新・屋良県政への抵抗という構図、つまり住民らによる革新自治体への抵抗という構図は、1960年代後半の日本各地における反開発の住民運動でも共通するものとしてあった。これについて、例えば道場親信は、50年代後半の警職法反対闘争から60年代安保への「革新国民運動」以後、「『地域』が社会運動の重要なテーマになってくる」状況があったとし、しかし「そこで『発見』された『地域』は『自治体』と『社会（運動）』という相異なる基盤に立つ二つのモメントから」なるものであったと指摘、「このモメントが60年代後半において衝突する事態」について、1960年代半ば以降の、横浜市長・飛鳥田一雄（社会党）の市政下の「横浜新貨物線」開発に反対した「住民運動」に着目している[1]。道場は革新自治体首長飛鳥田らの掲げる「自治体改革」の展望[2]について、「『地域民主主義』『自治体改革』論は、『住民運動』が『革新政治指導』から離れて自律した論理を提示したり、対決の関係に入り込む可能性については考察されておらず、『革新政治指導』によって包摂されるべき、あるいは調和的関係を築くべきものとして扱われているように思われる」とし、さらに「『自治体改革』からはみだす『地域民主主義』的モメントは捨象され」るため「『地域の発見』」については「『自治体の発見』として純化されていく結果となった」としている[3]。

このような「自治体改革」の展望の下、革新自治体は開発に関しても、「『よい開発』は行うべきだという考え」を持ち、「住民と自治体との間に大きな矛盾が想定されて」おらず、「住民の側の問題提起を十分に受けとめられない事態」が生じた[4]。道場が指摘しているような「住民運動」が「『革新政治指導』によって包摂されるべき、あるいは調和的関係を築くべきものとして扱われている」状況は施政権返還前後の沖縄においてもみられる。

施政権返還前の沖縄において進出、操業が始まっていたCTS、石油精製工場での原油流出事故や廃油ボール被害は、革新政府・与党がこれまで支持してきたCTS誘致の基盤としての「平和産業」論を問い直す契機となっていた。1973年９月以降、金武湾を守る会が県と与那城村のCTS誘致計画に抗議しCTS建設計画の撤回を求めてきた一方で、屋良朝苗県知事と県当局、革新与党、労組その他団体間はどのような議論や動きを展開していたのか。本稿では、県当局、屋良知事、その支持基盤である県内の革新与党、労組その他団体の石油産業誘致をめぐる混乱と揺れ、1973年半ばから展開するCTS開発批判、CTS誘致撤回声明が破綻していく過程を、革新政党・団体の抗議声明や県議会会議録や、そして県当局と革新支持基盤の狭間にいた屋良知事の回想録からたどる。

１．県内革新与党・労組からの抗議声明

(1) 「平和産業」論の揺らぎ

当時のCTS建設をめぐる県当局の状況について、屋良朝苗は回想録『激動八年：屋良朝苗回想録』に詳細な記録を残している[5]。この回想録から見えて来るのは、施政権返還前、石油備蓄基地・石油精製工場への反対運動はありながらも、「社会的すう勢としては地域経済開発への期待感が先行していた」、との屋良知事の捉え方である。琉球政府のCTS誘致の背景には、琉球大学経済研究所の「沖縄経済開発の基本と展望」や琉球政府の「長期経済開発計画」、沖縄開発庁の「沖縄振興開発計画」などにおける石油やアルミ産業誘致の提言があり、「人民党以外の沖縄の革新政党の研究機関、団体等」からの「沖縄の工業開発の方向」性の提示、そこでの「石油産業の重要性」の指摘があった[6]。

石油備蓄基地・石油精製工場を誘致した与那城村においては、1970年３月30日開催の村議会で「同公有水面埋立免許出願」が決議され[7]、同年10月２日には同議会が琉球政府に対し「埋立早期免許法」を要請（これと同時に与那城村議会は「村と三菱の間の覚書を承認」している）、11月９日には与那城村村長・中村盛俊、村議会議長・赤嶺正雄らが琉球政府を訪ね、覚書に記載された内容について証言、12月２日には与那城村の離島地域における区長、離島出身村議ら10人が琉球政府へ早期免許交付を訴えた[8]。これらの「離島の人々を中心とする熱狂的な推進要請の声」に答える形で、琉球政府は1972年３月、与那城村の村長・議長に対し、事業主体を与那城村から企業側に変更するよう指導する。与那城村も村議会での手続きを経て外資導入免許を条件に事業主体の変更を決め、三菱開発に対し新会社設立の要望を伝えた[9]。琉球政府は翌３月４日、三菱開発KKに外資導入免許を与え[10]、一方の三菱開発は新会

社設立を急ぎ、指導から１か月に満たない３月30日に「沖縄三菱開発KK」を設立した。そして翌31日、公有水面埋立の事業主体が与那城村から沖縄三菱KKに移行し[11]、４月４日には、シーバース、海底管設置を目的とする「水面占用許可」申請者名義が三菱開発KKから沖縄三菱開発KKに変更された[12]。琉球政府は５月９日、「平安座島－宮城島間の公有水面埋立免許申請」について与那城村から出された「三菱への名義変更届け出」を許可、９月30日には施政権返還後に三菱開発から出された「平安座島－宮城島間の公有水面埋立実施設計認可申請」を認可した[13]。この認可にあたって屋良知事は琉球政府の関係当局にも意見を聞き「申請内容は石油精製やコンビナートの計画ではなく、原油貯蔵の中継基地にするのだから直接的に公害の心配はない」との返答を得、また外資導入審議会にも諮問し、「全体で500万キロリットルを目途にする」ことで意見を集約したのだという。屋良知事によれば、「CTSの立地を認めた時点では、宮城島の一部を除いて、口頭でも文書でも反対の意思表示」はなく、「地元住民の意思を無視して埋め立てを認可するということは有り得なかった」。「外資導入にしても埋立てにしても、村議会は全会一致で承認する決議をした。その意思表明こそ無視できないのではないか」というのが、三菱開発のCTS進出認可についての根拠であった[14]。

以上のような理由から県は石油産業の進出を認可したが、施政権返還後、「（知事の）支持母体である革新諸団体の間で次第にCTSに批判的な空気が出てきて、その年の後半から急速に住民運動となって燃え上がった」という。与那城村では、既設のCTSからの原油流出事故や隣接する石油精製工場からの煤煙公害に対し、金武湾を守る会を中心に反対する村民らが村長を激しく非難し、県にも押し掛け、大衆団交を求めていた。大衆団交の要求について屋良知事は「最初は団交にも応じていたが、その席では代表者もおらず、だれが組織的に発言に責任をもつのか不明であり、おだやかに話し合えるふん囲気でもなかった。同様な体験をもつ与党の関係者からも『そんな団交に実りは期待できぬ』と忠告をうけていた」との理由からこれを拒否したと振り返る[15]。だが金武湾を守る会の抗議行動の展開と同時に、革新与党議員の間でも誘致反対の動きが強まっていった。例えば沖縄県議会経済労働委員会では1973年11月12日、金武湾を守る会からの「CTS基地建設反対」陳情が与党多数で採択されたが、これについて屋良知事は「革新県政を支え、しかも執行部のCTSについての立場を理解しているはずの与党まで反対に回ったのは一大ショックだった」と振り返る[16]。

保守野党のうち、1952年に結成された琉球民主党を母体とする自由民主党沖縄県連合会（自民党県連）は、1968年の主席選挙時の公約では「経済政策」として「長期経済計画を策定」し、「資本の導入を促進」、「工業を育成し輸出産業の振興をはかる」と提言、1972年５月の沖縄県知事選挙時の公約では「経済開発」として「県民本意の自主的な沖縄振興開発計画を策定し、経済開発即工業誘致の考え方をあらため、環境、社会福祉、住宅、人間性など調和のとれた開発を行なう」ことを掲げ、また「公害対策」に関しては「公害企業の規制を強化する」としていた[17]。屋良知事が述べている「革新県政を支え、しかも執行部のCTSについての立場を理解しているはずの与党」は、では施政権返還前後において、CTSその他石油産

業による工業開発に対し、どのような態度を見せていたのか。革新与党のうち、1950年に結成された社会大衆党は、1960年代半ばまで「復帰優先論」の立場を取っていたが、施政権返還に際した1967年末頃の「本土政府の対米折衝」に関して「反基地、反安保の立場」を取り、「日米両政府の軍事優先政策に真向から対決する」「反戦復帰」の姿勢へと進めていった[18]。そして1968年の主席公選に際して「革新共闘会議」を結成、大会スローガンと「主席・立法院議員総選挙統一綱領」のどちらにおいても「安保反対、基地反対」の立場を取り、同時に、「基地経済」から「平和経済」への「建て直し」を課題として掲げたが、経済開発についての具体的な方向性は提示していない[19]。また社会大衆党内で復帰後に浮上した問題や議論は解党や本土政党との系列化についてのものがほとんどであり、工業開発やCTSについての明確な意思表示はなされてこなかったといえる[20]。

革新与党のうちでも人民党は石油産業の導入に対し批判的な立場を明確に示してきた。1970年４月当時、人民党委員長であった瀬長亀次郎は施政権返還前後の沖縄経済と日米の経済政策の問題を論じるなか、ガルフやエッソなどの石油企業、アルコアやジレット、ナショナル・セミコンダクター、ナショナル・マシナリーなどの企業進出とそれに介入する日本政府・企業の動きをとりあげた。ここで瀬長は、在沖米人商工会議所会頭・A・D・シップリーが日本政府の介入に対して述べた、「沖縄進出は、日本市場だけを目的としたものではない。東南アジア諸国への拠点として沖縄は地理的条件がよいからだ」という反論や、「那覇軍港の解放など沖縄は将来、軍事的なキー・ストーンから経済的キー・ストーンになるだろう」などの提言を引用、これに対し、「沖縄を東南アジア経済侵略の中継基地にするという米日独占資本の野望」が見えてきた、「占領軍によって、いますすめられつつある計画＝牧港兵站部隊に直結する新軍港建設を予見して、那覇軍港の解放と経済的キー・ストーンになるのだと反論」したと指摘し、「日米独占が『72年返還』を口ずさみながらすすめている、沖縄をアジア経済侵略の中継基地にする策謀を粉砕しなければならない」と訴えていた[21]。

⑵　自治労沖縄県職員労働組合による『沖縄開発と地方自治』

以上見てきたように、CTS誘致をめぐっては、保守野党-革新与党の間はもちろんのこと、革新与党内でも立場のとりかたに大きな差が見られていた。だが1973年９月以後、金武湾を守る会による県に対する抗議行動が展開されるなか、革新与党や労組はそれぞれ自らのCTS反対声明を打ち出していくようになる。1973年９月25日、沖縄県職員労働組合（委員長・仲吉良新）はCTS、海洋博に対する「内部告発」を目的とするパンフレット『沖縄開発と地方自治：海洋博・埋立・CTSの問題点』を刊行、県当局のCTS政策を自ら批判していく[22]。同パンフレットで指摘されているのは、⑴『沖縄県振興開発計画』において、県当局が1972年度政策科学研究所に依頼し策定、埋立や石油産業等の推進に警鐘していた『沖縄県土地利用基本計画』をほとんど取り入れず、⑵経済企画庁総合開発局で、鹿島コンビナートの造成などを伴う『全国総合開発計画』の策定に長年携わってきた下河辺淳を招き策定した琉球政府

『長期経済開発計画』（1970年）に依拠していること、⑶沖縄県知事案である『沖縄県振興開発計画』で掲げた自然環境保護や無公害企業を誘致するという県の考えが、政府案である沖縄開発庁「沖縄振興開発計画」においては削除されていたことである。

また『沖縄開発と地方自治：海洋博・埋立・CTSの問題点』では、その副題が示すように、施政権返還後に県が掲げていたCTS開発と海洋博事業を「大計をあやまる沖縄開発」としながら、「とりわけ現状の独占資本とその意を体して動いている中央政府のペースに無批判に迎合している県当局首脳の誤った姿勢をきびしく追求しなければならない」と指摘しており[23]、ここにCTS開発に対する県職労の姿勢が表れている。CTS開発をめぐって県職労が批判したことの一つは、施政権返還に伴う『沖縄県振興開発計画』の策定にあたり、県当局が1972年度政策科学研究所に依頼し策定した『沖縄県土地利用基本計画』を取り入れなかったことである。県職労によれば、同計画は「従来のGNP主義の新全総を否定し、生物主体による地域評価を指標にして計画を作成することを提言」し、公有水面が「県民所得の一面的、短期的、増加とひきかえに、現代が浪費してはならない世代間の共有資源である」ことから、埋め立て利用についてはその悪影響や復元の困難から問い直す必要を提示した[24]。また、同計画では「金武湾・中城湾について」の項目が設けられ、両湾が「生産性も生態的多様性も沖縄本島沿岸で一番高い地域で」あり、しかし「内湾度が高く、海水の循環が遅いだけに、何らかの事故が発生すれば湾全域にわたっての被害が考えられ」るため、「石油備蓄から、油精製、重化学工業化の路線を歩むとすれば、湾内の破壊は十分な確率をもつものと覚悟すべきであろう」と指摘していた[25]。このように、『沖縄県土地利用基本計画』は「従来の企業ペースの沖縄開発の進行に警告を発し、県や民間計画の修正を急ぐことを提唱」したが、県は現行の開発を否定しかねない「同計画を行政の指針とすることに拒否反応」があり、同計画を考慮しなかったという[26]。

一方で、現行の工業開発が依拠しているものは『長期経済開発計画』であった。県職労は、同計画が1969年、「鹿島開発の立役者」である下河辺淳を琉球政府企画局に「およそ10回、延べ40日にわたって招へい」し琉球経済開発審議会を設置し策定[27]、琉球政府企画局が「鹿島方式を沖縄の東海岸に導入することを夢想し、コンビナートの規模、内容ともに鹿島に匹敵するスケールで沖縄長計[28]に戦略産業として沖縄東海岸コンビナートを描写してしまった」ものであるとしている[29]。さらに施政権返還後の『沖縄振興開発計画』の内容についても問題を指摘した。同計画は1972年10月、沖縄県知事案として当初作成されたが、そこに盛り込まれていた「従来の計画にみられない特徴」の二つは政府発表案では削除されていた。そのうちの一つは「５自治の尊重」の項であり、「人間尊重を基調として基地および公害のない豊かな県民生活を目指す新生沖縄県の建設の方向は、県民自らの意思によって選択されるもの」であり、「県民の総意を反映して作成された」当計画については、「その具体的実施計画の策定及び実施にあたっては、県及び市町村と調整する」こととしている[30]。もう一つが、「６振興開発の基本方向」にある「この計画における振興開発の基本方向は、自然環境

の保全を優先する」の文言であり、また「14自然環境と国土保全及び公害防止」の「あらゆる開発に優先してこれら自然を積極的に保存する」の文言、さらに「16産業の振興開発」にある「環境要領などの観点から産業公害の総合的事前調査等により、公害のない業種を選択し、監視体制を強化して公害の未然防止に努め、適正な規模の企業立地を図る」という「自然環境優先の原則」である[31]。だが県案を受けて沖縄開発庁が策定した「沖縄振興開発計画」（1972年12月18日発表）においては、「自治の尊重」の章は丸ごと削除され、残された「自然環境優先の原則」については「公害のない業種を選択する」が削除されていた[32]。以上の問題点から、県職労は同計画を「県民本意に進められるべき沖縄の振興開発が県民の意志をふみにじり、国家目的に沿って沖縄を開発しようとする国の悪どい意図が、作用していることをみのがしてはならない」と批判した[33]。

さらに県職労は、国際的な資源問題が国内で議論されるようになるなかで、日本で需要が最も高い「石油の確保」が国家課題として取り上げられるようになったと指摘する[34]。これまで日本の石油備蓄量は約45日分と設定されていたが、1972年より、年間5日分ずつ増加、「1974年までに60日分にまで増やすことが決定されて」おり、「さらに極く近い将来には75日備蓄、90日分備蓄の政策決定がある」と予測されていた[35]。その根拠として、「日本列島改造論」では青森県陸奥、徳島県橘、高知県宿毛、鹿児島県志布志の「４大港湾」に加え、「その他中型基地として、沖縄金武湾を含む14ケ所計18地点」が石油備蓄基地の建設候補地になっていた。だが各地で反対運動が組織され、「陸奥、宿毛、志布志の３ケ所が早くもあきらめざるをえない状態に追い込まれ」るなか、「これまでその他の中型港湾として、位置づけられていたのを急遽、大型港湾として格上げされ」たのが、沖縄の東海岸であった[36]。県職労は以上のような状況分析を示し、「他県が拒絶したCTSはわれわれも拒絶すべきだ」と訴えた[37]。

⑶　その他団体・政党からの抗議

県職労の「内部告発」的パンフレット発行に続き、県内の革新与党やその他民主団体からも県当局に対する誘致撤回を求める動きがはじまる。10月12日には沖教組婦人部（部長・上江洲トシ）代表らが県庁知事公室秘書課長・儀間常盛を訪ね、石油関連企業の新増設計画中止を要請している[38]。同月29日には嵩原久男（社大）、仲松庸全（人民）、崎浜盛永（社会）３党の県議団代表が知事に「CTS新増設は認めない方針で処理すべき」と申し入れ[39]、翌11月10日には沖縄県労働組合協議会（県労協）が「県のCTS埋立強行と（11月９日、公開質問状の説明を求め県に集まった金武湾を守る会に対する）機動隊導入に対する抗議声明」を発表[40]、同月13日には社大党副委員長・嵩原久男、書記長・知花英夫らが屋良知事を尋ね、県の姿勢に抗議しCTS増設の即時中止を求めた[41]。翌14日には県労協副議長・友寄信助、事務局長・峰原恵三が県の宮里副知事と面会、10日の物価メーデーで採択した「物価値上げ反対」、「海洋博反対、CTS建設阻止」の大会決議文を手交した[42]。同月16日には県議会与党各派が与党連絡会を開催、企画部環境保全室長・久手堅憲信出席のなか県当局を批判した[43]。

２．CTS をめぐるいくつかの争点：県議会会議録より

⑴ 「500万キロリットル」許容基準をめぐって

金武湾を守る会からの要求、そして団体･政党からのCTS建設計画への抗議が高まるなか、執行機関である沖縄県当局そして議事機関である県議会ではどのような動きや議論があったのか。県議会会議録から明らかなのは、相次ぐ石油備蓄基地からの原油流出事故、石油精製工場からの煤煙被害を背景に[44]、金武湾を守る会による抗議以前から、沖縄県議会では革新与党議員からのCTS誘致に対する問題提起がなされていたことである。1973年７月３日開催の沖縄県議会では、沖縄社会大衆党所属議員・宮良長義により、同年６月６日の中城湾におけるオイルタンカー座礁事故に伴うガソリン大量流出事故が取り上げられ、「この事件発生を機会にCTSの実態を明らかにし、CTSに対する徹底的検討を加えるべき時点に立って」いるとの問題提起がなされた。宮良議員は、当時すでに進行中であった平安座島宮城島間への沖縄三菱開発によるCTS開発により沖縄での石油備蓄量が大幅に増大、沖縄県の原油備蓄量が合計2,000万キロリットルを超えてしまうとの懸念を示し、県の許容基準を明示するよう求めた[45]。同年７月６日開催の沖縄県議会では、沖縄人民党議員・仲松庸全より「県の許容量の500万キロリットルの４倍以上」の備蓄が可能となる現行のCTS開発計画が「世界一巨大なCTS群を形成しようとするもの」であり、これを認可すれば「洋上の小島沖縄の運命を閉ざすも同然のきわめて重大な悲劇を招く結果になることになる」ことから、「強く警鐘を鳴らす」とCTS増設への明確な反対意見が述べられている[46]。これらの問題提起に対し屋良知事は「（７月３日県議会開催時点で）CTSは120万キロリットルでありますが、増設計画は先ほど御指摘ありましたとおり1,500万キロリットルぐらいになるようでありますけれども、しかし、それは沖縄県と相談しなければできないような規約になっておりますから、いまのところ、私たちはその当初の考え、500万キロリットル以上のことは考えておりません」と、「500万キロリットルをめどとする方針」を「変更する考え」はないと答弁している[47]。

このような「500万キロリットル方針」を屋良知事が提示する一方、施政権返還直前の1972年５月９日に外資免許を取得した沖縄三菱開発による平安座島－宮城島の公有水面埋め立ては進行中であり、既設の沖縄ターミナルでも原油タンク増設計画があり、またアラビア石油も金武湾への進出を模索していた。CTS建設計画に対する真の意図が見えない沖縄県当局に対し、革新与党議員からは「どのように500万キロリットルに押さえるか」についての質問が相次いでなされるようになる。同年７月６日開催の沖縄県議会では社会党議員・崎浜盛永より「どのような方法をもって国の動き､これらの企業の動きを押さえようとするのか。石油精製業であれば、石油業法によって認可業務の１つであり、法的にこれを押さえるすべもあろう」が、「このCTSを押さえる場合に、どういう手段をもって具体的にこれを制限しようとするのか」が問われた[48]。崎浜議員からの踏み込んだ質問に対し、屋良知事は自らの「500万キロリットル許容基準」の発言の詳細について、金武湾に既設ないしは進行中、あるいは予定されている企業の「外資免許申請の段階では約1,400万キロリットルの申請がな

されて」いたが、「当時の琉球政府は、外資審議会での討議内容を参考に金武湾水域の面積並びに立地業種の予定工業出荷額あるいは出入船舶数等総合的見地から既存の企業を含め、500万キロリットルをめどとするという方針のもとに外資免許の交付に当たってCTSの規模の設定に当たっては琉球政府、沖縄県の指示に従うよう明記して交付」した、したがって免許された企業であっても県の「指示に従うことになって」おり、「かってにはできないようになって」いると説明した[49]。これに対する補足説明が県の企画部長・喜久川宏によってもなされており、「金武湾地区におけるCTSの許容量」については「総体として500万キロリットルの範囲でこれを行なう。この線はくずされておらず、今後これより以上の申請なり届けがあっても、それは現時点では認められないというような方向が堅持されて」いるとし、「具体的にこれを押さえていく方法」としては、「免許事項の中で県の指示に従う」とあり、「それ以上に容量が設定されることについてはその範囲で押さえていくというようなことが可能だと思って」いるとの補足説明がなされた[50]。

進行中の埋立を容認しながら、CTS増設は抑制するという県当局に対して、革新与党議員からは、許容基準の有無やその設定権についての追求が続いた。外資免許、埋立申請を許可した企業あるいは既設の企業によるタンク新設・増設に関して、県当局または県知事は中止を求めることが可能なのか否か。この問いに対して「不可」であるということが、10月１日開催の沖縄県議会で沖縄人民党議員･伊波広定より提示されている。伊波議員によれば、「これら石油基地の施設の増設は国が許認可の権限を持って」おり、「知事が規制できるのは消防法、県土保全条例、自然環境保全条例によるものだけであり」、「その県土保全条例には海は入って」いない[51]。「無差別な水面埋め立てを規制する必要」からその県土保全条例に「海面を含めること」を人民党は要求してきたが、「執行部は９月議会に向けて前向きの姿勢で検討すると言っていながら、今議会にはこの条例の改正についての提案はなされて」おらず、「県の姿勢に不安を抱く」、としている[52]。そして、「政府自由民主党、財界の要求する膨大な埋め立てと石油基地建設は、国の許認可のもとで必然的に巨大なコンビナート発展していくことは明らか」と指摘した[53]。

県のCTS新設・増設、許容基準における許認可権が問題になるなか、10月４日開催の沖縄県議会での社会党議員・中根章による「知事はこれらの埋め立て計画を完全に放棄をし、自然を守ることをこの場で確認をしていただきたい」との発言に対し、屋良知事は「500万キロリットル以下ということに大体方向はある」、「新たに金武湾及び東海岸には立地させない方針であります」[54]と、東海岸金武湾にはCTSを作らせない方針を明確に意思表明している。以上見てきたように、革新与党議員は県に対し、CTS誘致の撤回を求め、これに対し屋良知事も東海岸金武湾には新設・増設させないと述べているが、同時に県の石油備蓄量の基準が法的な強制力を持ち得ないことも明らかになっていた。

⑵　問われる「行政手続き」の「執行責任」

革新与党議員らによる、貯油能力許容基準をめぐる質問が繰り返されるなか、CTS誘致を推進する自民党議員らは、県議会での陳情第306号「金武湾埋立計画の中止及び石油基地の新、増設の不認可等に関する陳情」[55]採決以降、屋良知事に対し、県が踏まえてきた行政手続の執行責任への追求を始めている。自民党議員・平良一男は12月１日開催の沖縄県議会で陳情306号の採択に反対、その理由として、次のような点を挙げている。第一に、沖縄三菱開発は、施政権返還前「与那城村当局が同議会の全会一致の決議を見て、離島苦の解消と地域経済の開発振興のために合法的に、県の行政指導のもとに強力な誘致要請を受けて進出した企業」であり、この誘致にあたって琉球政府は「あらゆる角度から慎重な検討を加え、振興開発計画に基づいて誘致」したものである。第二に、認可にあたっては「外資導入」、「公有水面埋め立て」、「事業計画」、「採砂権」、「シーバース占用権」の５つを認可し、「埋立工事はもう現在では９割」終わっている。さらに沖縄三菱開発はこれまで、多額の資金を投入し、インフラ整備や税収の増加に伴う「離島苦」地域の受益がこれまでにあり、今後も見込まれ、与那城村長、屋慶名区長、屋慶名区審議員長の間でも平安座島－宮城島間の埋立を認める確約書が交わされた[56]。これらの理由をもとに、県当局による「行政的措置」の執行責任が追求された[57]。

これに対し社大党議員・宮良長義は、自らの立場を「過去にさかのぼっていまさらその行政責任を追及する」ものではないとしながら、「石油公害に対する科学的認識を深める中からCTS立地反対は住民の命を守り、自然を守る住民運動へと発展した客観的情勢と世論を踏まえ、いかなる困難性があるにせよ要請にこたえる措置を講ずべきであると考える」と公害理解の深まりという情勢の変化に行政は答えるべきだと主張した[58]。

平良一男に続き、同月11日開催の沖縄県議会では自民党議員・小底貫一はCTS誘致の立場から県の姿勢を批判、沖縄三菱開発のこれまでの投資額について言及しながら、企業利益の損失に伴う「損害請求」の懸念を示した[59]。この問題に対し屋良知事は「１、許認可にかかわる法律上の問題。２、議会制民主主義のもとにおける行政手続上の問題。３、公害防止及び保安対策の問題。４、離島苦解消と地域開発の問題等からCTSの新増設計画並びに同用地の埋め立ての白紙撤回」については「総合的にこれを判断する必要」があるとし、特に「１、許認可にかかわる法律上の問題」に関しては「行政官庁がすでに行なった行政行為を取り消すことができるのは許認可にかかわる行政行為に瑕疵があるか、あるいは被免権者が関係法令の規定に違反した場合」であるのに対して、今回については「そのどちらも取り消す事由がないのに、県がみずから適法に行なった行政行為を取り消し得るかどうか」が問題であるとしている[60]。また「２、議会制民主主義のもとにおける行政手続上の問題」に関しても、「与那城村議会は、村当局が締結、計画し、提案した覚え書き及び公有水面埋め立て等を全会一致で承認し、村当局から村の自主的な開発計画の一環として要請され、適正なる行政上の諸手続を経て免許を得たもの」であるとした。屋良知事は、「県住民の間に石油企業の公害に

対する不安があるとの現状を勘案し、石油精製をはじめとする石油関連企業いわゆる石油コンビナート新増設については一切認めない方針」を示しながらも「CTSについての最終的判断は地域住民の不安を真剣に受けとめ、県議会、村当局、村議会、その他関係者との話し合いを継続して重ね、その上で判断をしていきたい」としている[61]。

地方自治体が一度受け入れを決定した大規模施設の造成過程において、その危険性に対する懸念から反対運動が起こった場合、自治体が大規模施設の中止や変更を求めることは可能なのか。当時の県議会会議録における議論からは、行政措置として大規模施設の誘致を決定した自治体が、一度認可した企業の開発行為への介入が困難である実態が示されている。

⑶ 「公害」か「事故」か

CTS誘致を求める自民党議員からは、「行政手続き」の執行責任を前提とする議論とともに、CTSは「公害」か、また操作ミスによる原油流出は「事故」か「公害」か、といった「公害」の解釈をめぐる議論がなされるようになる。1973年12月12日開催の沖縄県議会において、自民党議員・平良哲は屋良知事に対し、「CTSそのものは公害の元凶」か、「またバルブ操作等のミスによる原油流出は単なる事故であるか、それとも公害」かを問い、続けて「CTSそのものが公害の元凶」であればその根拠を、「公害の元凶ではない」ならその理由を説明するよう迫った。これに対し屋良知事は「公害の定義には諸説があって統一的な定義は存在しない」としながら、「公害対策基本法によれば公害は『事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずること』」と述べ、「こういうようなことしかいま言えない」としている[62]。また「CTSが公害の元凶」か否かについては、「備蓄そのものは単なる公害とはいえないかもしれ」ないが、「それに伴うところの諸活動」である、例えばオイルタンカーがバラスト水など「油がまざった水を海に流出するといったようなものから公害が起こる」としている。一方で、バラスト水などの「公害はいまの技術では防止できる」と言われており、「完全な安全対策というようなものを講じてこれを防御」、「物理的、科学的にどう処理するかというようになる」としている[63]。これらの答弁について平良議員は、知事の見解が「CTS企業そのものは公害ではない、バルブ操作等のミスによる原油流出事故は事故である」と解釈しながら、「事故」であるなら防止可能なはずであるとし、手続き通りの行政執行を求めた。自民党議員・上江洲安健もまたCTSを「公害の元凶」と見なすことを否定し、CTSが「石油を製造するのはなく、ただタンクに貯めておくということでの話であり、石油産業の間接的な産業がどうということの約束ごとは何にもない」としている[64]。

県議会での革新与党、知事によるこれらの意見と議会外での政党、労組によるCTS撤回要請を背景に、「陳情第306号金武湾埋立計画の中止及び石油基地の新、増設の不認可等に関する陳情」は、1973年12月１日、県議会で集約され賛成多数で採決された[65]。また同月21日の

沖縄県議会では、経済労働委員長・親川仁助より、経済労働委員に付託された「請願第７号 CTS、埋め立てに反対する請願」[66]、「陳情第328号 CTS、石油関連企業の新、増設計画の中止に関する陳情」[67]、「陳情第380号 沖縄三菱開発株式会社の埋め立て推進に関する陳情」[68]の３件について、すでに可決した陳情第306号「金武湾埋め立て計画の中止及び石油基地の新、増設の不認可等に関する陳情」と「同一事件」であることから、協議の結果、「一事不再議の原則」に従い処理したと報告した[69]。

３．１・19声明の波紋

⑴　１・19声明に至るまでの経緯

自らの支持基盤であり、CTS誘致の立場であった革新与党のCTSをめぐる態度変更で孤立した屋良知事は1974年１月、「県議会の与党議員団との話し合い」や「県と与党の合同連絡会」を行い、また「政党別」の会合をもち、CTS誘致の是非をめぐって意見交換をはじめる[70]。人事刷新後の県の新スタッフを集めた１月４日の与党合同会議で副知事・宮里松正は各党に対し、第１案「CTSを最低限に抑えて割り当て、今後増設はしない。公害についてはきびしい協約を結び、公害の一切の責任を三菱に負わせる。石油精製、コンビナート設置も一切認めない。そして住民に不安を与えないこと」、第２案「CTSに反対。外資導入認可のさいのCTS規模は琉球政府（復帰後は県）の行政指導に従うという約束を県側が放棄し、積極的に割り当てはしない。そのかわりCTS以外の公害がなく住民のコンセンサスが得られるような企業にはりかえてもらうよう要請する」の２案を提示、検討するよう求めていた[71]。これに対し、１月14日の県の合同会議運営委員会、続く１月16日開催会合では多くが第２案を支持したことから県はCTS以外の企業立地を申し入れるも、沖縄三菱株式会社社長・小西是夫、副社長・仁村弘、常務・信国正史は、CTS以外の企業立地は不可能と返答する[72]。「合法的になされた行政行為を撤回できるのかどうか。そうなると内外からいかなる評価をうけるか。今後の沖縄の経済振興との関係はどうなるのか」、「企業側が損害賠償を要求したらどうするのか」[73]。数々の懸念がよぎるなか、１月17日に与党合同会議が開催された。開催前、屋良知事は県職労より第２案を選択するよう要請され、「社大、社会、共産、公明の各党がいずれも第２案を支持－ただし公明党の発言には、行政当局としては第１案を選ぶべきではないかとのニュアンス」もあったという。そして「民社は第１案支持」であった。いずれにも踏み切れずに「悩みと迷いは極度に達した」屋良知事は、自ら退陣し、「県民の審判」に委ねたいとの意向を副知事・宮里松正に申し出るが、「そのようなことになると大混乱が起こって革新政権は完全に崩壊してしまう。今日は直ちにそのような発言は控えてもらいたい」と、結論の延期を求められる[74]。

さらに１月18日には県議会議長・平良幸市に相談するが、やはり進退表明については反対され、CTSについては第２案以外「道はない。その道を選んで、後で生じる問題については県執行部と与党の話し合いで解決すべきだ」との返答を得る[75]。屋良知事によれば、第２

案を支持する「社会、共産両党からはニュアンスの違い」があり、「埋め立て権や漁業権の問題等について瑕疵」を見出だし、「それを武器にして企業と闘う」という提案であった[76]。だがこれについて屋良知事は「それでは許認可した県の落ち度を暴露するようなものだ。私には受け入れ難かった」とし、それでも「考えに考え抜いて到達したのが、日本の高度経済成長政策が行き詰まり、福祉優先への価値観転換期に当面している背景をより所とするということ」であった[77]。

そして迎えた19日正午、知事公舎での部課長会議にて、屋良知事は第2案を選ぶ決意を表明、記者団に対し、「①CTS反対世論の高まり、②全国的な反公害の住民運動、③高度成長政策への批判、④福祉優先への価値観の転換」などの「社会情勢の変化」を理由に「①CTS企業の立地に反対する、②三菱、沖縄ターミナル（ガルフ、共同石油）にCTSの割り当てをしない、③三菱に対しCTS及び石油関連企業以外の無公害企業の立地を重ねて要請する、④県に申請されているCTSタンクの設置申請にも以上の立場から対処（不許可に）する、⑤三菱の埋立工事を中止させることは考えていない」と発表する[78]。その骨子をもとに、屋良知事は記者団に次のように答えた。

> 私の決意の背景には四囲の情勢の変化があげられる。それには県内におけるCTS反対運動の盛り上がり、公害問題への意識の変化、全国的公害反対運動の高まり、全国の公害裁判の動向、経済政策や福祉問題に関する価値観転換である。公害の定義はむずかしくて一定していないともいう。だから住民運動がCTSは公害の元凶だと警戒する一方で、企業は無公害だと説く。それは相対的に考えていかねばならないようだ。ともあれ、地域住民が具体的体験や事実に即して公害があると主張するのであるから、理念的側面だけで割り切って強行はできない。とくに前述したように、何よりも国全体が福祉優先の観点から公害問題を非常に重大視しなければならぬ曲がり角にきている。それだけにCTS立地を一たん認めたとしても、地域住民の意思に叛くことはできず、従来とってきた行政行為に反する方向へあえて踏み切らざるを得なかった[79]。

CTS以外の企業設置を求める県のこのような明確な意思表明はしかし、三菱によって拒絶され、また石油備蓄量増大を掲げる政府通産省によっても退けられた。同日夜、三菱開発KKの小西社長、仁村副社長らは那覇市内の同社社長室にて記者会見、CTS以外の業種の立地が不可能であり、CTS立地の方針に変更はないと発言、県は決定事項を変更せず規定方針に基づき実施すべきであるとの姿勢を示した[80]。これに対し守る会は、県をCTS誘致撤回に導いたとしてこれまでの住民運動の取り組みを評価すると同時に、三菱開発のCTS立地断念に向けた、「三菱との闘い」を焦点に運動を継続するとの声明を発表していた[81]。

県の撤回声明を受けた通産省事務当局は「地元の意向を無視してまで推進する訳にもいか

ない」とした一方、通産相・中曽根康弘は１月25日の参院本会議で「屋良知事はCTS反対を表明したが、私どもは石油の備蓄量を増強する方針を持っており、環境保全を図りつつ住民の協力を得て推進していきたい」と表明、県の決定に関わらずCTS建設を強引に推し進める方針を示した[82]。その後通産省は沖縄総合事務局を通じ沖縄三菱開発側にも事情聴取、企業側の対応のあり方を把握しながらCTSの進出に向けた打開策の検討をはじめる[83]。さらに沖縄振興開発計画管轄のため復帰時に設置された沖縄開発庁も、第２次産業の振興計画を見直すのであれば、目標とする「県民所得の引き上げ」は不可能であるとの懸念を示し、「振興計画を変更すべきではない」との見方を表明することとなる[84]。

⑵ 「不作為」の作為を貫く県

後に屋良知事は、1・19声明について、「既存の120万キロリットルを含めて500万キロリットルを沖縄ターミナル（旧ガルフ）、三菱、アラビア石油の三者に配当することにしていたが、それをやらないというのが先の声明である」とし、「ところが三者は、当方が割り当てなくても法的に貯蔵タンクの設置申請はできる。それが消防法の安全基準に合致さえすれば確認せざるを得ない仕組みになっている。行政責任者はこの仕組みに追い込まれていく」とし、従って「前述した第１案、第２案のいずれをとっても、最終的には同様な結果になるのではないかと私は思っていた」と振り返っている[85]。また、県が１・19後も三菱による工事を黙認し続けていたことについて、「それを中止させ得る条件も権限もないからだ。あえて中止を命ずると当然、損害賠償問題が起こるのではないだろうか」とし、500億円という三菱の投資総額に触れながら、「年間200億円の自己財源しか持たぬ県財政では、とても対応はムリ」であったとしている[86]。

県と企業を提訴する動きが金武湾を守る会、革新弁護団にあるなか、県当局はCTSの建設に反対しながらも中止を求めないという立場を取り続けた。４月18日、県は沖縄三菱開発と懇談、できるだけ当問題を裁判に持ち込まず、「話し合いで収拾」、「時間をかけて情勢の変化を待つ。その間に公害問題等を十分に練り」、「了解をとりつけるためあらゆる根回しをしたい」との三菱に対し、「埋立竣工認可をかなり延ばすことになるが」と返答、双方間の合意があったことが記録されている[87]。焦点となる埋立竣工認可についての「『守る会』と革新弁護団の猛攻撃にいかに備え、耐えていけるか」。そしてタンク設置許可申請をどう処理するか。これについて、屋良知事は、「時期を長引かせて許可を出し得ないとする、あるいは却下する方法」があるとしながら、「前者は行政の範囲で可能だが『不作為』として訴えられ、後者は行政範囲を逸脱した不法だと訴えられる。どちらかを選んでも、同じ結果に到達せしめられ、反対者の要望をかなえることはできまい－というのが専門家の意見だ」と当時を振り返る[88]。県は「不作為」という「作為」を行う一方で、三菱の進出を可能にするような協議を進めていたことが明らかである。

その後、７月初旬に東京、大阪を訪問した屋良知事は沖縄振興開発審議会出席後、沖縄

開発庁事務次官・加藤泰守と面会、CTS問題をめぐって「専門的懇切なる指導助言をうけ」、埼玉県知事･畑和、横浜市長･飛鳥田一雄を訪問、専修大教授･大島太郎、青山学院大学教授･北見俊郎、大阪府知事・黒田了一らと面会、「革新行政当局者や専門家のご意見、体験を総括して沖縄のCTS問題にもいえるのは、『行政当局者は行政本来の立場から対処すべきである。過去の行政上の諸手続きや事業が適法になされている以上、もはや行政的判断、適法の執行しかのこされていない』」と総括している[89]。帰沖後の７月23日には社大党議員・知花英夫より、革新与党を代表する意見として、金武湾を守る会による提訴の可能性もあることから、埋立竣工認可をめぐっての決断を保留とするよう要請があった。企業と調整を続ける県当局、そして革新与党の意見が、認可の結論については保留とのことで意見が一致、県が結論を出さないまま金武湾を守る会により、知事を被告とする「公有水面埋立免許無効確認訴訟」の提起がなされた[90]。

「こんな混乱状態では、裁判で決着をつけるのがいいのかもしれないとも思った」と屋良知事は当時を振り返る。９月27日開催の県議会で、屋良知事は「裁判の判決まで保留」する意志を伝えた。進退については、県議会議長・平良幸市に辞表を提出しようとするも受理されず、また各党代表との会談で裁判、選挙での審判を申し出るも、混乱を来すという理由から慰留を余儀なくされた[91]。そして10月４日、岡山県の三菱石油水島製油所での事故後、CTS反対の機運が高まるなか、裁判所は、原告である県の「埋め立てがすでに完了して、元の状態に服するのは不可能であるし、訴えには利益がない」との反論を認め、「訴えの利益なし」判決を下すに至る。そして判決の結果を受けた屋良知事は1975年10月11日、埋め立て竣工認可の意向を部長会議で伝え全部長より賛成を確認した後、マスコミ関係者に対し認可を発表する[92]。

その翌月11月11日、与那城村では三菱の所有権のもと埋め立て地の土地確認がなされ、これを踏まえ、三菱は1976年１月の消防法改正に基づきタンク設計をし直した上でタンク設置許可を再申請した。屋良知事はこれに対し、1976年６月24日に迫る知事の任期満了までに判断することを表明、県知事選での元県議会議長･平良幸市の当選後の６月16日に庁議を開催、三菱のタンク設置申請について「関係法規に適合するので許可相当」との了承を三役、全部長より得る[93]。任期中に決断を下そうとすることに対して屋良知事に対し、「沖教組や高教組の幹部、一部政党、大学の先生方の間では･･･次期県政へ引きつぐべきだという意見が強かった」という。「しかし、それを可能ならしめるには、次期県政を支える与党、諸団体の意思が、そのように完全に統一しなければならぬ」が、「かように意思がばらばらでは、私としては選択できる道ではない」。そのような理由から、次期県政へ引き継ぐべきだという意見を押し切り許可に踏み切ったという[94]。

このときの判断基準について屋良知事は次のようにまとめている。

①関係諸法規に適合するかどうか②地元与那城村民の意思を大切にする。そ

れは昭和49年３月の村長選挙、同年９月の村議選挙、51年の県議選挙の結果で示された。これら三つの選挙で村民意思は誘致派が大勢を占めていると掌握した③与党の所見――それは次の通りだった▽社大党＝私の在任中の処理、許可の方向を了承（平良新知事は党一任）▽公明党＝同上、しかし新聞発表には多少ニュアンスが異なる▽無所属の吉田議員＝同上、しかし後ではっきりせず▽共産党＝保留した後、却下▽社会党＝次期知事にバトンタッチ、時間をかけ共同の責任で検討、結論を出す（上原委員長）④私の決断後の処理対応――県民に不利益、不安を与えないよう最善の行政的対策を平良新知事に要請する。[95]

ここから見えてくるのは、革新与党のうち社大、公明の両党が「在任中の処理」、「許可の方向を了承」していたということだ。元県副知事・宮里松正は当時を振り返り、屋良知事在任中に処理するか、平良新知事に引き継いで検討していくかをめぐって問題になっていたことについて触れ、「平良次期知事があれほど反対していたこと」から「事務方で用意した処理案をそのまま引き継いで、その最終的な処理を彼に任せ」るのもよい、しかし「行政執行責任者としては、ただ反対論を唱えるだけでは問題を解決することができない」ことから、平良次期知事は「それに適切に対応することができずに、それだけで行き詰ま」りかねない、また「われわれの任期中に起こった問題」であることからも、「われわれの任期中に処理すべきものである」と提案したという[96]。だがこれに対し、「屋良知事の側近の人たち」は同意せず、平良次期知事の支持母体である社大党側に確認したところ、「これが引き継がれると、平良次期県政は、出発点から難問を抱えて難航することになる」とのことから屋良知事による処理を「強く希望」していたのだという[97]。ここで宮里は社大党の「希望」を屋良知事在任中の処理の理由として言及している。しかし、1974年１月の１・19声明前に退陣し県民に信を問うことを希望した屋良知事に結論の延期を求めたのも、1976年の知事交代の時点に至っては任期中に処理しようと提案したのもまた宮里であった。施政権返還前は副主席として沖縄の振興開発計画を推進し、これを振り返るなかで施政権返還に伴う沖縄開発庁や沖縄振興開発金融公庫の創設を「沖縄側の強い要請によって講ぜられ」、また「沖縄県のために多大の業績を挙げてくれた」と評価した宮里自身もまた、CTS建設にむけたタンク竣工認可に肯定する立場であったことが推測できる。開発によってもたらされる公害の可能性の有無などの問題よりも、行政執行側の論理や党派としての利益が実際には判断を促していたことが明らかである。

おわりに

本稿では、県内の革新与党、労組その他民主団体の間で浮上したCTS開発に対する懸念論、誘致撤回の動きを見てきた。施政権返還以前、石油産業の誘致を特に問題視せずに県当局のCTS誘致決定を支持してきた人民党を除く革新与党は、施政権返還時に高まる、既設のCTS

からの原油流出事故や石油精製工場からの煤煙被害が多発するなかで、CTS誘致撤回または反対の立場へと移行していった。自らの支持基盤である革新与党の立場変更に対し、当初「500万キロリットル」を貫くためCTS撤回の立場をとり、１・19声明を発表するに至った屋良知事は、しかし、通産省や沖縄三菱開発、沖縄開発庁、自民党県連のCTS推進を堅持する姿勢を背景に、金武湾の公有水面埋立やシーバース建設工事に対し、県として積極的に中止要求をすることはなく、沖縄三菱開発との協議を続けていた。

屋良知事が発表した１・19声明はCTS阻止を目的としていたのか。そうでありながらも、屋良知事の決定の県内における支持基盤が弱く、通産相や沖縄開発庁、三菱の圧力に屈したのか。それとも、屋良知事はもともと建設阻止ができない県の立場を認識したうえで金武湾を守る会の抵抗を鎮静化する目的で１・19声明を行ったのか。１・19後の通産相発言にも示されているように、施政権返還前後の沖縄における金武湾への石油備蓄基地・石油精製工場の建設の背景には、1970年代前半の石油ショックや石炭から石油へのエネルギー革命があり、石油備蓄の拡大という日本政府の「国策」があった。

「不作為」の「作為」を続ける県に対し金武湾を守る会は県知事を被告に裁判を提訴するが、訴えは退けられる。勝訴した県は埋立竣工を認可、さらに沖縄三菱開発からのタンク設置申請を認可する。本研究から見えてきたのは、革新与党、県知事、県当局間で見られた「平和産業」論の揺らぎが、結果的にCTS誘致の撤回に至らず、すでになされた県当局と企業との間での「行政手続き」などによって拘束された形で開発中止を要求できなかった当時の状況である。そして、屋良知事在任中という時間的制約のなかで、安全性について十分検討することなく、行政側や政党の都合を優先する形で埋立やタンク設置が認可されたことである。企業誘致という行政行為は撤回できるのか。施政権返還後の沖縄で組織された金武湾闘争は、「開発」を推し進める日本政府や企業、そして「開発」を求めてきた「沖縄」に対峙していた。

注：

1　道場親信「1960年代における『地域』の発見と『公共性』の再定義　未決のアポリアをめぐって」『現代思想』第31巻第６号、2002年５月。

2　同上。道場は、飛鳥田一雄編『自治体改革の理論的展望』日本評論社、1965年２月掲載の松下圭一論文「自治体における革新政治指導」を参照している。

3　同　104頁。

4　同　108頁。

5　ここでは主に、屋良朝苗『激動八年：屋良朝苗回想録』沖縄タイムス社、1985年を参照する。屋良朝苗は任期後の1976年９月１日より沖縄タイムス紙に「激動の八年：屋良朝苗回想録」を140回にわたって連載したが、同連載記事が後に加筆訂正を加え出版された。回想録でCTS問題は連載の終りにかけて第128回から第138回にわたって連載されている。８年の任期を終えた後の記者団からの、任期中「最も印象に残ったのは?」という質問に対し「『CTSである』と答

えた」とし、「復帰前後から混乱と悩みのタネ」であったと述懐している。266-267頁。

6　同　266-267頁。

7　村議員20人のうち18人が出席、公有水面埋立については埋立後の公害の懸念や明確な異議が提示されるも、同意見が所定の数に満たないことから取り上げないとし、埋立免許出願についての議会承認が決定されることとなる。「昭和45（1970）年第１回与那城村議会（定例会）３月30日会議録」。本会議録については、うるま市議会事務局にて閲覧した（2014年１月22日）。

8　前掲『激動八年：屋良朝苗回想録』266-267頁。また同年８月、アラビア石油から琉球政府に対し外資導入免許申請がなされ、同社の誘致については同年12月の与那城村議会で決議されてえる。

9　琉球政府の指導の理由は、「大事業」の事業主体が「小さな与那城村」であることを危惧したからだという。太田範雄『沖縄巨大プロジェクトの奇跡：石油備蓄基地（CTS）開発　激闘の９年』アートデイズ、2004年、77-80頁。

10　このとき琉球政府は、三菱商事KK、アラビア石油が申請していた外資導入免許申請についても認可している。

11　前掲『沖縄巨大プロジェクトの奇跡: 石油備蓄基地（CTS）開発　激闘の９年』78頁。

12　同上。

13　前掲『激動八年：屋良朝苗回想録』268-269頁。

14　同上。

15　同上。新崎盛暉は、(革新県政、革新市町村が) が「自衛隊配備に反対し、米軍の縮小、撤去を求め」るなど「民衆の要望を反映していた」が、「一方、日本政府との鋭い対立は回避し、場合によっては、自らの支持基盤である革新的大衆団体の行動を抑制した」と指摘している。新崎盛暉『沖縄現代史』岩波書店、2005年、50-51頁。

16　前掲『激動八年：屋良朝苗回想録』270-271頁。

17　自由民主党沖縄県連史編纂委員会『戦後六十年沖縄の政情』自由民主党沖縄支部連合会、2005年12月、182、263頁。

18　比嘉良彦・原田誠治『地域新時代を拓く』八朔社、1992年９月、47、64-65頁。比嘉・原田によれば「社大党は、1960年代半ば頃まで、『沖縄県民としては現実の政治の善悪にかかわらず、祖国に復帰することが一切の施策の志向すべき政治目標でなければならない』と復帰至上主義の立場を取っていた。それゆえ、“基地撤去”についても、『基地の撤去がなければ返還はありえないという考えではなく、逆に返還されて沖縄が本土に復帰したら、現在の軍事基地は存在しえなくなるということだ』と述べる等復帰優先論を唱えていた。しかし、1968年の三大選挙には社大党が中心になって、革新共闘会議を結成し、その統一綱領で沖縄の即時無条件全面返還、ベトナム戦争・軍事基地・安保反対・日本国憲法の適用等を打ち出し」たという。64-65頁。

19　同　49-50頁。

20　同　58-60頁。

21　瀬長亀次郎『沖縄人民党：闘いの25年』新日本出版社、1970年、356-357、361頁。このような明確な批判以外にも、例えば人民党の真和志南支部は市民運動の先頭に立ち、ガソリン流出事故を頻発していた那覇市与儀の住宅地に隣接する米軍ガソリンタンク撤去運動を組織、1972年２月にはタンク13基を撤去させており、そして地域の生活者である住民の立場からの大規模施設への抵抗運動を展開してきたことを見て取ることができる。沖縄人民党史編集刊行委員会『沖縄人民党の歴史』沖縄人民党史編集刊行委員会、1985年11月15日、527頁。

22　県職労ホームページでは、当時、埋め立て竣工認可の却下を求める守る会に対し、「県当局は『法的、行政的に却下することは困難』と『行政の限界』を繰り返し、打開の方向を見出せなかった。革新政党、労働組合ともCTS建設には反対であるが、知事を追求することもできず、静観した」という。そして県職労は「『沖縄開発と地方自治』という内部告発的パンフを発行し、定期大会で『CTS拡張反対』の方針を決定したものの、組織をあげて決然と反対行動に起つところまでは行かなかった。守る会のおばさん達が組合事務所へ支援要請に来た時、仲吉委員長は真摯に対応したが腹を固めるところまでは行かなかった。法令の執行者である県知事が、その執行によって住民を苦しめる時、どうすればよいか。思考ストップ――三菱からの莫大な損害賠償請求――どうするのか等々、地域住民、革新行政、革新政党、労働組合が一緒になって知恵をしぼっていく。――そのようにならなかった。屋良知事は、頑に守る会の安里清信さん等との話合いを拒んだ。」「1974年度（1973・10・19 ～ 1974・10・28）狂乱物価下での賃金闘争／反CTS闘争」沖縄県職員労働組合ホームページhttp://www.m-n-j.com/town/companies/with/history/1974year.htm（2013年８月12日取得）。さらに『沖縄開発と地方自治：海洋博・埋立・CTSの問題点』には、「いま県や市町村が中央ペースにひきずりこまれ、沖縄の大計を見誤ろうとしているのであれば、この流れを変え、あるべき姿に戻すことは、かかって自治体労働者の使命ではなかろうか。そして自治体労働者だけでこれができなければ、地域住民に問題をおろし、地域コミュニティからの立ち上がりによって、これを可能にしていくことを考え、実行に移すことである」と、地域住民とともに開発を監視し、批判しようという姿勢を打ち出している。自治労沖縄県職員労働組合『沖縄開発と地方自治：海洋博・埋立・CTSの問題点』1973年９月、13頁。

23　同　政策科学研究所、1-2頁。

24　同　71-72。同パンフは、『沖縄県土地利用基本計画』1973年、122頁およびその付属資料「沖縄の自然環境」203頁を参照している。財団法人政策科学研究所が『沖縄県土地利用基本計画』策定の委託を受けた経緯については、「たまたま当時沖縄で唯一のシンクタンクであった（財）沖縄経済開発研究所の研究部長から復帰直後の県の企画部長に転出した旧知の喜久川宏氏（現沖縄国際大学教授）を通じて、屋良朝苗知事から県の土地利用計画策定のプロジェクトを指導してほしいと懇ろな要請があ」ったという。阿部統「『土地の心』の語りかけを聞く：沖縄県土地利用計画をめぐって」『21世紀フォーラム』第109・110合併号、2008年3月、276頁。公益財団法人未来工学研究所ホームページによれば、旧財団法人政策科学研究所は科学技術庁所管で1971年に設立され、「特に科学技術や研究開発に関連した課題の調査研究を主題」として

きたが2008年３月に閉鎖した。現在は内閣府所管の公益財団法人未来工学研究所政策科学研究センターとして事業を展開しており「中央官庁からをはじめとする年間の委託件数は40件あまり」だという（公益財団法人未来工学研究所ホームページURL[http://www.ifeng.or.jp]より、2014.2.20)。設立から現在に至るまで、「中央官庁」主導の土地利用／開発に関わる調査委託を受けてきた同研究所の『沖縄県土地利用基本計画』に対する県職労の評価の妥当性をめぐってはさらなる検討が必要であろう。なお、これらの課題については阿部小涼氏の指摘から示唆を受けた。ここに記して感謝する。

25　前掲『沖縄開発と地方自治：海洋博・埋立・CTSの問題点』73頁。ここでは『沖縄県土地利用基本計画』の「沖縄の自然環境」207頁を参照している。さらに同計画では、CTSの問題として「水産業などで海と直接的なかかわりを持ち、海域環境を生活に結びついたところで観察・把握している漁民を追い出す効果を持つこと」と言及している。

26　前掲『沖縄開発と地方自治：海洋博・埋立・CTSの問題点』73頁。

27　同　63頁。

28　「沖縄長期開発計画」の略。

29　前掲『沖縄開発と地方自治：海洋博・埋立・CTSの問題点』63-64頁。

30　同　61頁。

31　同　59-60頁。

32　同　60頁。

33　同　61頁。

34　同　87-88頁。資源問題への関心の高まりは、1969年の全国アカデミー特別合同委員会報告「天然資源と人間」（米国)、経済審議会資源研究委員会報告「国際化時代の資源問題」、1971年の通産省「資源問題の展望」やローマクラブ「成長の限界」（「人類の危機レポート」）などを契機とする変化であるとしている。

35　同　88頁。

36　同上。

37　同　10-11頁。さらに県職労は既設分含め「CTSはすべて追放すべし」と主張している。100頁。

38　『沖縄タイムス』1973年10月13日。

39　『沖縄タイムス』1973年10月30日。

40　『琉球新報』1973年11月11日。

41　『沖縄タイムス』1973年11月14日。

42　『沖縄タイムス』1973年11月15日。

43　『沖縄タイムス』1973年11月17日。

44　当時の沖縄県企画部長・喜久川宏によれば、1973年７月６日の時点で原油流出事故６件、悪臭事故７件が発生している。沖縄県議会事務局議事課「昭和48（1973）年第３回沖縄県議会（定例会）第５号７月６日会議録」。

45　同上。

46　同上。

47　沖縄県議会事務局議事課「昭和48（1973）年第３回沖縄県議会（定例会）第２号７月３日会議録」。

48　前掲「昭和48（1973）年第３回沖縄県議会（定例会）第５号７月６日会議録」。

49　同上。

50　同上。

51　沖縄県議会事務局議事課「昭和48（1973）年第５回沖縄県議会（定例会）第２号10月１日会議録」。

52　同上。

53　同上。

54　沖縄県議会事務局議事課「昭和48（1973）年第５回沖縄県議会（定例会）第５号10月４日会議録」。

55　陳情第306号は、安里清信外５人による「金武湾埋立計画の中止及び石油基地の新、増設の不認可等に関する陳情」であり、1973年９月26日、経済労働委員会に受理され審査の結果採択された。1973年12月７日開催の「昭和48年第６回沖縄県議会（定例会）」にて経済労働委員会委員長の親川仁助より報告、多数決により採択されている。沖縄県議会事務局議事課「昭和48（1973）年第６回沖縄県議会（定例会）第１号12月１日会議録」59-65頁。

56　沖縄県議会事務局議事課「昭和48（1973）年第６回沖縄県議会（定例会）第１号12月１日会議録」。1970年10月23日時点で与那城村長、屋慶名区長、屋慶名区審議員長の間で「1972年５月９日付行政主席から免許取得した沖縄三菱開発の埋め立て地64万6245.02坪については認める」等を明記した確約書が取り交わされていた。

57　同上。1970年10月23日時点で与那城村長、屋慶名区長、屋慶名区審議員長の間で「1972年５月９日付行政主席から免許取得した沖縄三菱開発の埋め立て地64万6245.02坪については認める」等を明記した確約書が取り交わされていた。

58　同上。

59　沖縄県議会事務局議事課「昭和48（1973）年第６回沖縄県議会（定例会）第２号12月11日会議録」。

60　後に金武湾を守る会の漁民が原告となって提訴する「公有水面埋立免許無効確認訴訟」では、屋良知事が行政行為の取り消しの条件とした「許認可にかかわる行政行為」の「瑕疵」を追求することとなる。

61　前掲「昭和48（1973）年第６回沖縄県議会（定例会）第２号12月11日会議録」。

62　前掲「昭和48（1973）年第６回沖縄県議会（定例会）第３号12月12日会議録」。

63　同上。

64　同上。

65　前掲「昭和48（1973）年第６回沖縄県議会（定例会）第１号12月１日会議録」。

66　安里清信による同請願は、「平安座と桃原間の埋立てを即時中止すること」、「該地に石油基地を建設しないこと」を求めており、1973年12月12日に経済労働委員会に受理された。沖縄県議会事務局議事課「昭和48（1973）年第６回沖縄県議会（定例会）会議録」。

67　沖縄県高等学校教職員組合の執行委員長・上原源栄による同陳情は、「CTS・石油関連企業の新増設計画を即時中止すること」、「CTS・石油産業を目的とする公有水面埋立申請を認めないこと」を要請するもので、1973年12月７日に経済労働委員会に受理されている。沖縄県議会事務局議事課「昭和48年第６回沖縄県議会（定例会）会議録」。

68　与那城村に住所をもつ1099人による同陳情の内容は、「･･･沖縄三菱開発株式会社が行っている埋立ては、宮城島及び伊計島に住む住民の離島苦の解消、福祉の向上及び経済の発展に大きく寄与するものである」ことから、「今後も該埋立が規定方針どおり推進されるよう配慮してもらいたい」とするもので、1973年12月11日に経済労働委員会に受理された。沖縄県議会事務局議事課「昭和48年第６回沖縄県議会（定例会）会議録」。

69　沖縄県議会事務局議事課「昭和48（1973）年第６回沖縄県議会（定例会）第６号12月21日会議録」。

70　前掲『激動八年：屋良朝苗回想録』272-273頁。

71　同上。

72　『琉球新報』1974年１月16日;『沖縄タイムス』1974年１月16日;前掲『激動八年:屋良朝苗回想録』272-273頁。

73　同上。

74　この時について、屋良知事は「そのころの苦しみを私は表現できない」と振り返っている。前掲『激動八年：屋良朝苗回想録』272-273頁。

75　同　274-275頁。

76　同上。

77　同上。

78　『琉球新報』1974年１月20日。

79　前掲『激動八年：屋良朝苗回想録』274-275頁。

80　前掲『琉球新報』1974年１月20日。

81　『沖縄タイムス』1974年１月20日、『琉球新報』1974年１月21日。

82　『琉球新報』1974年２月１日。

83　同上。

84　『琉球新報』1974年２月４日。

85　前掲『激動八年：屋良朝苗回想録』278-279頁。

86　同上。

87　同上。

88　同上。

89　同　280-281頁。

90　同　282-283頁。

91　同上。

92　同　284-285頁。

93　同上。

94　同　286-287頁。

95　同上。

96　宮里松正『復帰二十五年の回想』沖縄タイムス社、1998年、178-179頁。宮里は後の1986年から1990年、1990年から1993年、1993年から1996年までは沖縄県選出の自民党国会議員を、また1992年から1994年は自民党県連会長を務めている。

97　同　179頁。

地域研究　№13
2014年３月　41-65頁

The Institute of Regional Studies, Okinawa University
Regional Studies №13　March 2014 pp.41-65

沖縄社会におけるコミュニティの変貌とは
―那覇市三原地域のオーラル・ヒストリーを通して―

小笠原　　快*

Changes to Community in Okinawan Society
―Oral History of the Mihara, Naha-shi Area―

OGASAWARA Kai

要　旨

沖縄県の中心部である那覇市は、「協働のまちづくり」を掲げており、地域社会で課題となっている少子高齢化や、孤独死、虐待、災害等の社会問題に対して住民と行政が一体となり、課題解決を目指す仕組みづくりに取り組んでいる。

本論では、住民同士が積み重ねてきたコミュニティの歴史に、まずは注視しながら検討していくことが課題解決を探るうえで重要だと考え、長きに渡り那覇市内で生活を重ねてきた住民からコミュニティに関する聞き取りを行い、過去から現在までのコミュニティの変貌について明らかにしていくこととした。

考察では、過去に豊かなコミュニティが複数存在していたことが分かる一方で、都市化や少子高齢化といった社会変化の中でそれぞれのコミュニティが縮小や統合を重ね、衰退していることが見えてくる。また、それぞれのコミュニティに接点がないことで、お互いに知らず、支え合うことも出来ないことが見えてくる。だが、第３者がつなぎ役となり、それぞれのコミュニティが知り合うと、お互いを支え合う関係が生まれてくることも見えてくる。さらに三原で、地域の大人から見守られて育った子ども達は大人になると、自らが見守る側の大人になっていることも分かってくる。

キーワード：少子高齢化、閉じられた自治会、つなぎ役、地域の大人

Abstract

Residents and administration in Okinawa are united in their concern for social problems, such as low birthrate and increased longevity, solitary death, abuse, and the consequences of disasters. Naha, the capital of Okinawa Prefecture, is tackling the development of a structure that aims at a business solution.

When examining such a community, it is considered important to explore its history,

* 沖縄大学地域研究所特別研究員　elephantminor.kai@hotmail.co.jp

which residents have accumulated as the main subject of business solution development. Consequently, we conducted a process of listening comprehension with long-time residents of Naha, who were similar and came the life in piles in passage Naha,and clarified the changes that had occurred in the community.

Our research reveals that while several communities with a rich heritage existed, each community experiences reduction and integration, and decline because of societal changes, such as urbanization, and low birthrate and increased longevity. Moreover, because there is no point of contact between communities, they are unable to support each other. It is only a third party intervention that connects the communities into a mutually supportive relationship.

Furthermore, when the children growing under the watchful eyes of the adults of the area become adults themselves, they watch over the generation that follows.

はじめに

沖縄社会には「ユイマール」や、「模合」等の住民同士の相互扶助が根付いていると言われている。だが、都市化や少子高齢化の波は沖縄にも届いており、地域の人間関係が希薄になってきているとも言われている。それは、都市部の那覇市においても同様のことである。

現在、那覇市では住民と行政が協働したまちづくりを掲げ、様々な対応や仕組みづくりを模索しているが、今後さらなる方策を検討、展開していくことが望まれるだろう。

1．研究目的

まちづくりにおいて、新たな方策を検討、展開するにあたり、地域で生活し、コミュニティを積み重ねてきた住民が、コミュニティの変化について、どのように感じているのかを知る事はまちづくりの第１歩として重要だろう。

これに関してまちづくり研究を行う後藤は、「(まちづくりとは過去の)コミュニティによって受け継がれた「地域遺伝子」の発見を通して、「役に立つ過去」を活かし、「懐かしい未来」を描くことがその第１歩なのである[1]」と述べ、過去のコミュニティを見つめる事は現在のまちづくりにも活かすことのできる視点があると述べている。

こういった点からも住民たちが積み重ねてきたコミュニティについて、注視していくこととしたい。

そのため本論では、地域で長きに渡り生活を続けてきた住民が、以前のコミュニティと現在のコミュニティとで、どのように変化していると感じているのかを明らかにしていくことを目的とする。

コミュニティとは多義的な意味を用いるが、本論においてのコミュニティとは「一定地域で生活を共にする人々の帰属組織」と定義づける。

2．研究方法

住民の思いを把握するために、本論においてはオーラル・ヒストリーという聞き取り手法

を用いることとする。オーラル・ヒストリーとは「個人の視点をもとに歴史と社会について考察する―人々にインタビューをしてその録音を資料としてそこから出てきた問題を検討していく」という手法であり、本論においての住民の想いに迫るには最適な方法であると考え、用いる事としている。

また、オーラル・ヒストリーでは５名の住民から聞き取りを行っている。それは複数の住民から聞き取ることで、コミュニティについて、多角的に検討することができると考えたためである。

３．研究・調査対象

研究地は那覇市内にある三原地域（以下三原）としている。研究地として三原を選定した理由は、現在の那覇市の特徴的な像と、三原地域の現状が重なると考えたからである。具体的には、少子高齢化が進行している地域であることや、住民が集う場所が不足しており、中心地がないということなどが挙げられる。

また、三原は筆者が当時、在住していた地域でもあり、コミュニティを内部から捉える参与観察が本論においては最適であると考え、那覇市三原を研究地とすることとしている。

つまり、三原を研究することにより、那覇市内の複数地域のコミュニティ像を浮かび上がらせることができるのではないかと捉えたためである。

調査対象者は以下の５名の方々である。

Ａさんは三原で生まれ育ち、現在、同地域で建築会社を営む傍ら、自治会長を担っている。

Ｂさんは沖縄県国頭村出身で、成人してから三原に住む同村の知り合いを頼って、転入している。現在は同地域で商店を営んでいる。

Ｃさんは幼少時代に三原に移り住み、現在も三原で暮らす傍ら、同地域にて空手教室を開き、活動している。

Ｄさんは幼少時代、三原のとなり地域で育ち、結婚を機に三原にて生活を始める。また自身の子育てをきっかけに同地域内の子ども会活動にも携わっている。

Ｅさんは定年退職後に三原に移り住んできた１人暮らしの転入者である。Ｅさんに関しては、三原で長く生活をしてきたわけではないが、三原で繋がりをもたないＥさん（転入者）にとって、三原のコミュニティがどのように見えているのかを把握する事も、現在のコミュニティの姿を浮き彫りにする上で重要であると捉え、聞き取りを行っている。

４．調査期間

調査期間は2010年４月から、2011年12月までの期間で、聞き取り回数は少ない方で２回、多い方では12回の聞き取りを行っている。

５．倫理的配慮

本論は、三原自治会の了解があると同時に、オーラル・ヒストリーを行った５名に関しても、研究趣旨を説明し、研究以外で利用しないことについて了解を得た方々である。

６．先行研究

先行研究として、八尾の「1960年代以降の沖縄における地域社会の変化～ひとりの女性のオーラル・ヒストリーを通して～[2]」がある。以下に先行研究の紹介、本研究との違いについて触れていくこととする。

先行研究では、沖縄県都市部の住民生活の変化について考察することを研究目的として、「沖縄社会が常に変化するなかで住民が自らの生活をどのように変化させていったのか」ということに焦点が置かれている。具体的には住民自身の「行動」に着目している。対象者は1960年代に那覇市で生まれ、現在まで那覇市に在住している女性（以下Ｋさん）である。オーラル・ヒストリーを研究方法に用いた理由は、「彼女の個人史を追うのではなく、彼女が社会に対して感じている様々なギャップとそれに対してKさん自らがとった行動を中心に取り上げる」ことを目的としたため、最適であると判断している。その一方で、オーラル・ヒストリーの聞き取りに関して、Ｋさん一人のみに行なったことについては、「議論を普遍化するには弱い部分がある」とも述べ、研究の課題点を上げている。

先行研究の優れていると思われる点は、過去と現在とを融合する視点である。Ｋさんは過去の住民同士で支えあった地域社会に戻る事を望んでいるのではなく、過去に存在した（Ｋさんはそう感じている）人と人との繋がりを、現在の制度の中で活用して人為的に生み出し、過去と現在を融合させようと努力していることを、八尾が発見した事に共感を覚える。

だが、先行研究では聞き取り対象者が１人であるのに対して、本研究では複数の住民からオーラル・ヒストリーを行っている。また、先行研究ではＫさん自身の「行動」に着目しているが、本研究では「コミュニティ」に視点が置かれているという点においても、違いがあると考えている。

７．那覇市について

現在の那覇市の人口は320,020人で、138,383世帯[3]となる。面積は39.23㎢（沖縄県全体では2274.59㎢）である。

琉球王府時代の那覇は、王都首里の港町として発達し、日本本土、中国、東南アジア等と交易を行う中で栄えるが、1609年の薩摩侵攻後は、薩摩の管理下において中国のみの交易となる。1879年には廃藩置県により政治の中心が首里より那覇に移行する。

その後、徐々に行政区域を広げることとなるが、第２次世界大戦が始まると1944年10月10日の米軍空襲によって、那覇市の多くは壊滅状態となり、行政機能のほとんどは失われてしまう（1945年６月23日に沖縄戦は戦略上、終結したこととなっている）[4]。

戦後直後の那覇市、またその周辺地域（真和志村、首里市など）は米軍に占拠されたため、住民らがそれぞれの地域に戻るまでに時間を要している（1945年11月10日の壺屋への一部住民の帰郷が始まりだと言われている[5]）。また米軍が住居居住地区制限の元、バラバラに土地を解放したことで、都市形成の計画性を欠いてしまう。この事を吉川は「多角的都市[6]」と呼んでいる。

米軍統治下においても、那覇市は隣接する市村合併を検討し1954年に首里市、小禄村、1957年に真和志市を編入し、（当時の那覇市の人口は18万7,256人、面積30㎢[7]）大都市となるが軍用地が主要な部分を占めていたため、公有地である水面も埋め立てざるを得なかった。しかし、ここでも米軍の許可を要したため、埋め立ても計画通りに進行することはなかった[8]。つまり戦後復興を軍政下の元で行わざるをえないということが、那覇市の都市形成にとって大きな阻害要因になったことは間違いないだろう。

８．自治会と郷友会の関係

ここでは、那覇市における特徴的なコミュニティの１つとして自治会と郷友会の関係が挙げられると考え、取り上げることとする。

⑴　自治会について

那覇市の自治会は1960年の自治会制度が始まりで、それまでは区長制度（1908年に島嶼町村制により成立した制度）が自治会の前身として役割を担ってきた（区長制度時代は町内会や部落会という名称等で呼ばれていた）。

自治会の特徴の１つに、町や字などの地域単位に対して１自治会として組織されていない場合がある。つまり１つの地域（町、字）に現地域（現住所）の自治会と、旧地域（旧住所）の自治会が複数存在している場合があるということである。

次に、自治会加入率が全国的に低いことが挙げられている[9]。2013年（４月30日現在）に那覇市（まちづくり協働推進課）の調査で明らかとなったのは市内の自治会加入率が20.9％となっている（三原を管轄する真和志地区に至っては17.1％とさらに低い）[10]。

要因の１つには自治会がそもそも存在しない地域が多い事について触れられている。2010年の那覇市が実施した「那覇市民生活意識調査報告書」において、未加入者に対して自治会に加入しない理由を聞くと「勧誘がない（296人）」、「自治会がない（200人）」、「時間的にゆとりがない（180人）」が上位の３項目にあり、アンケートに回答した1,888人中（100％）自治会がないと答えた回答者（200人）は、およそ「10.6％」に及ぶ。それに対して2007年、内閣府から全国対象で行われた「町内会・自治会等の地域のつながりに関する調査」では、町内会･自治会の有無に関して､「ない」と答えた回答者は全体の「6.4％（1,834人中）」となっており、全国平均に比べ、若干ではあるが自治会が組織されていない地域の多さが、那覇市からは窺えるだろう。

もう１つの自治会加入率の低い要因としては、自治会への加入方法（加入への働きかけ）が挙げられる。加入方法は①全戸加入型②任意加入型③郷友会型の３タイプがあると言われている。全戸加入型とは、その地域に在住する住民は基本的に全て加入するもの、任意加入型とは勧誘はするが（もしくは勧誘もしない）住民の判断に委ねているタイプのこと（積極的に勧誘する自治会もあるが少ない）、郷友会型は（郷友会について詳しくは次項で触れる）旧地域の頃からの住民や出身者、さらにはその親族らによって構成されているものと、同郷出身者が他地域に移動し、そこで同郷出身者の集団を形成し、自治会を組織することでその地域に住む同郷出身者やその親族らで構成される２つに大きくは分けられている。そのため、郷友会型自治会のある地域に、何ら関係を持たない人間が転入しても自治会には加入できないのが郷友会型自治会の特徴なのである。

那覇市では任意加入型自治会が最も多いのだが[11]、なぜ任意加入型は転入者に対して消極的な姿勢なのだろうかという疑問に対して高橋は、旧地域からの共有財産が関係していると述べている。共有財産[12]とは元々その地域に住む住民ら（親族関係の場合もある）が共有で保持する財産のことであり、土地、貸家、自治会館、公民館等がそれにあたる。その財産の共有（利益分配）や、管理のために共有財産を持つ任意加入型自治会では新たな転入者への積極的な勧誘をしないと言うのである。鈴木も「都市周辺部で「新住民」が増えるとき、土着の旧住民が共有財産への伝統的権利をどう規定しなおすか―新旧住民の混在化の調停がこれからの都市化の一問題となるだろう―本土諸都市の自治会・町内会のイメージは、那覇市の自治会には全く妥当しない。いわゆる全員加入の「町内会」的なるものは存在しないのである[13]」と述べている。つまり、那覇市の多くの自治会は「閉じられた自治会」ということが言えるかもしれない。

⑵　郷友会について

郷友会とは「郷土を同じくする者が、移住先で結成した組織[14]」と言われ、自治会が居住地を単位に組織する一方、郷友会は郷里（地元）を単位にするという違いがある。会の目的には親睦や相互扶助[15]が主なものである。

那覇市においては、1955年頃から基地建設等で経済が活発化した事で、農村から都市への大幅な人口流入が見られるが、多くの都市に流れ込んできた人々はそれまで他の地域住民と接触する機会はほとんどなく、言葉や生活慣習等への苦慮も含め、単身で出てくる人間は同郷や血縁関係者を頼って那覇に出てくるものが多く、さらには1960年代以降の行政機関の就職斡旋機能の整備、充実等がなされるまでは郷友会を通じた知人の就職斡旋により働き口を見つける人間も多かったのである[16]。ちなみに1950～1970年代において郷友会の結成が全体の70％以上[17]と言われ、郷友会の結成と都市における雇用との関連性は大きいと言えるだろう。

那覇市における郷友会の数は200以上あると言われ、「小字単位でつくられているレベルの

もの、旧村であるシマを１つの単位としてつくられている100人から200人程度の、メンバーによって構成されているもの、市町村を１つの単位とした１万人以上の構成メンバーを擁するような大規模なものなど[18]」があると言われ、その構成や形態は一様ではないことが窺えるだろう。

ここまで郷友会について見てきたが、先に触れた自治会との機能において関連性が高いという事が言えるのではないだろうか。このことに関して高橋は、「形態的には異質であるにしても―その機能は基本的に等価できる[19]」とも述べており、郷友会とは自治会機能の代替的役割も果たしていると見る事ができるだろうか。つまり郷友会の存在が自治会の必要性を弱めてきたとも言えるかもしれない[20]。

しかし、郷友会組織の高齢化は進んでおり、居住地を基盤にした自治会への関心が高まる（シフト）可能性があるとも考えられている[21]。

９．三原について

三原は那覇市真和志支所管内に属しており、現在は１丁目から３丁目までがある。2011年11月末現在で3203世帯（１丁目1,056世帯、２丁目1,357世帯、３丁目790世帯）、7,188人（1丁目2,277人、２丁目3,034人、３丁目1,877人）[22]が生活している。

三原は戦前、大道地域に組み込まれており、当時は大道前の原（だいどうまえのはら）という名称だった[23]。当時の大道前の原は30世帯程で、田畑を耕し生計を立てる家がほとんどであったが、村で運営する製糖工場もあった。またこの頃、共心団（現在は共心会という名称に改める）という、当時の住民達で結成した郷友会も生まれている（1927年頃）。共心団では当時、講摸合、学事奨励会や懇親会、新年宴会、遠遊会等が盛んに行われ、住民同士が支えあうと同時に親睦を深めていた。

しかし沖縄戦が始まると、自身の家々を離れ、疎開を余儀なくされている。その後、終戦となり三原を包括する真和志村は米軍占領化となっており、立ち入り禁止地域に該当したため、住民らは家へ帰ることができなかった。1946年４月には豊見城へ移動し、８月には小禄、真和志への住民移動許可が出されたことで続々と村民が自らの地域に戻り、1947年６月には全ての村民が移動を終えている[24]。

だが、大道前の原（三原）に戻っても、ほとんどは米軍の燃料、脂類の集積所となっており、そこでは米兵の厳重な警備の中で怖々しく農作業を行うこととなる。その後、しばらくして軍用地が解放されるも、そこは農耕地の様相をなくした土地となっていたのである。

また、1947年には台風に襲われ、木造建ての多くの家々は吹き飛ばされてしまうが、壊れた家々に対して住民は組を作り、復旧作業を共同で行っている。そんな頃、他地域から多くの住民が大道前の原に転入してくるのであった[25]。

1949年１月には大道が人口急増した影響により、新たな区として三原が設立されている[26]（三原という名称は当時の大道前の原地域に在住する住民同士で話し合い、「大石原、伊是名

前原、佐久真原」の３つの原名を合わせて三原と命名している)。当時の人口は365人・63世帯[27]で、この時、「地域の生活環境の改善を図るとともに、居住者の親睦と連携を深めること[28]」を目的に、三原自治会も発足されている。

1953年には急速な人口増加や、都市化に伴い真和志村は、市に昇格している。その際、市長となった翁長助静の挨拶は、「真和志市の特異性は、総人口の70％を他市町村からの転入者が占めていることで、旧来の地元人口と転入人口の比率がこのような実情にあるのを鑑みて痛感することは、出身地の如何を問わず全市民が渾然一体となって、新真和志市の発展興隆に大和一致の実を挙げて貰いたいことである[29]」と述べている。

これは戦前の農村中心であった地域が、戦後、転入者が爆発的に増えたことも重なり、７割を超す多数派である転入住民と、３割の少数派である地元住民に対して市長は連帯を促しているのが分かる。

創立５年の1954年には、人口が年間1,000人以上増加し、総勢6,000人を超え20倍近くの人口増という状況が生じている[30]。

しかし、1957年には真和志市は那覇市と合併し、４年という短い真和志市としての役割を終えている。三原に関しても同年、戸籍法が成立し、臨時戸籍（戸籍整備法）が失効したことで、元の大道に戻ることとなるが[31]、1980年９月に三原は、新住居表示の町界町名整理によって、大道と分離し、再び三原が誕生している[32]。その時の人口は9,000名弱、世帯数は約2,700であった。しかし、1982年の9,056名をピークに徐々に人口は減少し、1998年には、8,000名を割り始める[33]。

一方、世帯数に関しては緩やかではあるが、上昇傾向にあり、図１の５年毎の国勢調査からは人口減少が進む一方で、世帯数が増加している事が分かる。また図２を見ると、三原地域の生産年齢人口（15～64歳）は徐々に減少傾向にある。また、2000年に老年人口が年少人口を逆転して老年人口が上昇する一方で、年少人口は減少を続けていることも分かるだろう。つまり三原地域は少子高齢化の進行が顕著な地域の１つとして挙げられるだろう。

現在、三原の郷友会「共心会」では講摸合、敬老会、遠遊会（ピクニック）等の活動が継続的に行われている。会員数は73世帯（2006年１月現在）と、ピーク時の92世帯に比べて減少傾向にある。その点について会長は、共心会80周年誌の中で、「今後、会員の増強に取り組んでいく必要がある[34]」と述べている。一方、三原公民館の土地と建物は元々、共心会のものであったが、現在は自治会に寄付したかたちとなっており、共有財産なるものは残っていない。

次に三原自治会について触れる。先の加入方法の中では、三原自治会は任意加入型自治会に該当する。活動内容は敬老会、グランドゴルフ、大掃除といった活動から地域内の多くの外灯維持（電気代）を行っている。そのため、年間3,000円の会費が徴収されている。現在、自治会加入率は13.1％[35]と真和志地区の17.1％よりも低いことが分かる。自治会役員（評議員）は会長含め10名程。定例会議は月１回程度で、下部組織なるものはない。

評議員の多くは仕事を持っており、自治会のパートスタッフ１名が主に会費徴収に回らなくてはならない状況にあり、自治会未加入世帯への勧誘は行えていない状況にある。

また、三原公民館では自治会や共心会活動の他に、空手教室や琉球舞踊、三線教室等の習い事利用や、那覇市地域相談センターによる介護予防事業等の利用のため公民館ホールの貸し出しを行っている。

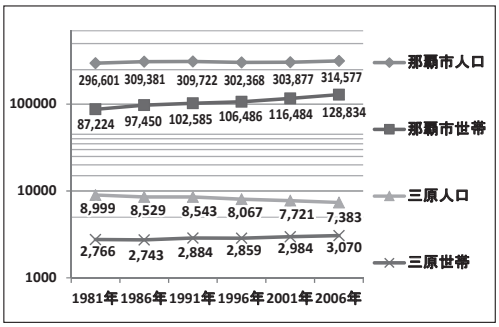

図１　那覇市三原地域の人口・世帯数の変化
（国勢調査参照より筆者作成）

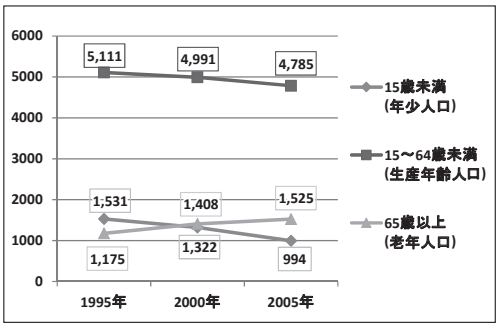

図２　三原地域における３階層別人口構成
（国勢調査参照より筆者作成）

10. 事　例

５名の方のオーラル・ヒストリーをここでは見ていくこととする。

(1)　Ａさん（男性）

1940年生・70歳（2011年時点）

Ａさんは戦前、三原地域で農家を営む家庭の10人兄弟の末っ子として生まれる。三原で高校生までを過ごし、23歳の時に建築会社に就職する。その後、独学で１級建築士の資格を取得し、28歳の時に結婚。５名の子どもを授かる。41歳で建築会社を辞め、三原内にある兄の設計事務所に活動の拠点を移す。その頃から共心会に顔を出し始め、地域住民との交流も始まる。また、そのことで自治会とも関わりを持つようになる。郷友会、自治会では役員を経験し、現在は自治会長として地域のために尽力している。

１）遊び（1950年代）

（子ども時代は）かけっことか野球したなぁ。野球って言っても紙のボールと、米軍のテントで作ったグローブと、そこら辺に落ちてる折れた木がバット代わりだったな。当時はそこらへんの道路で野球してたな。トラックとかも見たことなかったしな。馬車道だったんだよ。

２）手伝い（1950年代）

親父によく丸元って酒造所に酒を買いにいかされたな。親父は「かけ（売り）してこい。」って言うんだ。だから取ってくるだけ。そこは親父の土地を借りてやってたから、行ったら「はいはい、いつものね」って渡してくれた。親父は後から金を払ってたから全く問題はなかっ

たな。

３）地域の大人（1950年代）

家はいつも親父が宴会場にしておって、近所の大人達がいつも出入りしていたなぁ。親父が貸してる土地に住んでた大人達がほとんどだったな。親父は子どもらから注意されても酒を止めなくて、自分が高校生まで続いたなぁ結局。

そこでよく世話になってたのが、近所に住んでる親父の弟の叔父さんと、従兄弟の兄さんだった。酒を飲みすぎる親父に注意してくれたんだが、最後は一緒に飲んだくれてしまってたなぁ。しかし程良いところで帰ってったよ。

４）スーパー（1980年代）

うちの土地にスーパーができるまでは、３つくらい近所に商店があったが、30年前くらいにスーパーができてからは、どんどん無くなっていったな。商店っていっても、大したもんはおいてなかったよ。だからスーパーができて便利になったがなぁ。

５）地域で気になること（2010年代）

子どもが少なくなって寂しい。子ども会の運営が行き届かなくなってきている。子どもが減っているのも事実なんだが、少ないなりの活かし方がないのかと思うんだが、現在は５班まで子ども会はあるが、１，２班と３，４，５班合同で行っている。それぞれで行っていければ良いと思うんだがなぁ。

６）土地について

三原は借地が多いから、近くにマンション買って他に出てったり、違うとこに一軒家買って出ていくさ。地主は土地を手放さない人が多いから。三原には分譲マンションほとんどないさ。一軒家なんてもっとない。だからアパートばっかりさ。

７）三原区自治公民館の成り立ち

公民館の土地は元々、共心会のもんで、この建物も共心会が建てたもんなんだよ。今は自治会に建物を提供したかたちになっているがな。

８）自治会活動

年に１度の敬老会とグランドゴルフ。それから大掃除くらいだな。今後は新年会も開きたいと考えている。評議員の皆さんには定期的に集まってもらい定例会を開いているよ。

だが私が自治会長になるまでは、（以前の自治）会長が１人で活動してたし、私が評議員になった時も名前を貸す程度で集まりなどなかったな。だから当時は「こんなものなのかなぁ」と思った。その前も、自治会が活発な時など全くなかったよ。

⑵　Ｂさん（男性）

1929年生・82歳（2011年時点）

Ｂさんは国頭村奥にて３人兄妹の長男として生まれる。高校卒業後は普天間で基地関係の仕事や、地元の共同売店の仕事等を転々とする。その後、知り合いを頼って那覇の琉球石油

に就職。1956年に母と弟も那覇に来る事となり、三原内に、国頭村出身者が多く住む地域に家族３人で移り住む事となる。31歳の時、国頭から近所の親戚を頼りに移り住んできた女性と結婚。

60歳になる頃に家の前で商店を営む妻の伯父が亡くなる。そこでＢさんが商店を引き継ぐこととなる。商店主として妻とも協力しながら充実した日々を送る。しかし、近隣の子どもたちが地域から巣立ったことや、高齢者らが亡くなったり施設入所することで近隣から住民が減少していくことを身に沁みて感じるようになる。

１）子育て（1960年代）

子どもが小さかった頃は、ここら辺に住む家族らと一緒に車で、東南植物園とか大里公園も行ったし海にも行ったな。けど子どもらが大きくなってからはそういったのはなくなっていったけどな。

２）道路の舗装（1960年代）

大雨が降ると道が歩けなくなんだよ、泥道だからな。そうすると川の水位も上がって、家が何度も水浸しになったよ。何回近所の家の畳ひっくり返したか。だからこの辺に住んでる市議会議員に言って、舗装用の道具を借りれるようにお願いしたんだよ。それで、ここら辺の住民で協力して、行政の力も借りずにやったんだよ。

３）飲み会（1980年代）

店（商店主）やる前から近所付き合いあったよ。やんばる（国頭村出身者）の人達だけだったからやりやすかったよ。商店前のテーブルで毎晩飲み会だったな。となり近所帰ってきたら飲んでたよ。23時くらいまでかな。５～６人はいたな。親睦摸合ってのもやってたんだよ。けど、いつの間にか立ち消えてたな。摸合をしたのは１年くらいだったかな。

４）売れていた商店（1990年代）

野菜とか豆腐とかそうめん、米なんかも売れてたな。食料品は売れてたかな。米は年寄りの家に配達していたしな。今も２軒は届けてんだよ。後、前は魚商も来てて、店の台所で魚をさばいたりもしてたよ。

当時は年寄りが多かったから牛乳とかは今の何倍も仕入れてたが、それでも売り切れることがあったな。野菜や卵とかも多く仕入れて店先に出してたよ。

５）地域の変化（2000年代）

商店始めた時は近所に年寄りも多くて、歩いて来られることもあったから、利用者は多かったな。年寄りが店先に集まって、ゆんたく（会話）してたんだよ。

けど今じゃ、そこの年寄り達も亡くなったり施設に入ったりでな。そこの駐車場も昔は家だったんだよ。けど、いなくなって全部駐車場になっちまった。あの駐車場に4.5世帯は入ってたんじゃないか。人によっちゃ、大家が駐車場にするってんで、出ていかなきゃいけないのもいただろうし。俺だって（家の土地を借りてる身だから）出て行かなきゃいけなくなる時がくるかもしれねぇんだよ。

子どもも昔と比べると、かなり減ったな。そこにマンションが出来たから、なんとか子どももいるが、マンションンが建たなければ子どもはほとんどいなかっただろうな。当時、小学校は１学年６クラスくらいあったんだよ（現在は３クラス）。この商店前の通りも通学路として、子どもがたくさんで賑やかだったんだけどな。今じゃあ数人だよ。見ての通り、人が集まらん老人通りよ。人がおらんのだよ。人がいなくなったのは10年くらい前からかな。年寄りもいなくなった。（当時を振り返り）夢物語よ。

６）自治会加入について

前の自治会長が（小学校の）交通安全の旗振りで知り合いだったんだよ。そんで自治会に入ったんだよ。けど、１度敬老会行ったんだけど打ち解けられないわけよ。全部地元の人だったよ。地元の人同士だから昔の付き合いがあるよな。２人知ってる人いたけど、挨拶程度しかしない仲だったよ。それっきりその後は参加していないな。知り合いがいれば参加しても良かったんだが。

結局、三原と言ってもとなり近所だけで三原全体っていうのはないわな。みんな自分の生活だけだからな。それに、自治会って言ってもほとんど地元の人が中心さねぇ。けど寄留民（転入者）の方が（三原地域には）多いんだけどな。

⑶　Ｃさん（男性）

1947年生・64歳（2011年時点）

Ｃさんは本島南部で生まれるが、父が那覇出身ということもあり４歳の時に三原のとなり街に家族で越してくる。その２年後には三原地域に引っ越し、高校までは三原から通っている。学生時代は柔道、空手などの武道に打ち込み心身を鍛え上げる。

大学を東京で過ごした後、沖縄に戻る。いくつかの仕事を転々とした後、29歳の時に結婚して３人の男の子を儲ける。その後、実家そばの三原のアパートで暮らし、両親が他地域に移った後は、両親が住んでいた実家に移り住むこととなる。

仕事は最終的に基地関係に就き、そこでは米軍兵士らに空手を教えていたことも。その間、自身が暮らす通り会の会長も担っている。退職した現在は、三原地域内に立ち上げた空手道場の師範として、子どもから大人まで幅広く指導を行い、充実した日々を過ごす一方で、三原自治会評議員としても活動している。

１）風呂屋（1960年代）

当時、今の給油所の奥にお風呂屋さんがあって小学生の時は行ってましたねぇ。家にも五右衛門風呂があったから、週１回行けば良かったんじゃないかなぁ。風呂屋が情報交換の場になってましたねぇ。いつからか、なくなったんですよねぇ。

２）広場（1960年代）

昔は広場もたくさんあってですねぇ、畑とか小川もあって。草原みたいなとこもあったねぇ。友達とよく遊びましたね。大人のコミュニケーションの機会にもなっていたと思うん

だよねぇ。川なんか今は埋め立てたりして無いからねぇ。

（現在は）土地問題とか色々難しい問題はあるからなんとも言えんが、空き地を子どもや年寄りが集まれる広場にできたら良いなぁ。憩いの場ですねぇ。小川とか飲み物も飲める屋根のある場所にねぇ。

３）雑貨店

雑貨店が現在も２軒残ってる店がありますねぇ。50年以上ありますねぇ。１軒のおばあちゃんは90歳以上になるかなぁ。この人は暗算が凄いんですよ。誰かがケチつけたりすると、怒鳴って帰すんですよ。こういう人が情報握ってるんですよね。誰々が赤ちゃん生まれたとか。

４）地域の大人との関わり（1960年代）

どんな悪いことでもすると地域の全ての大人が注意してましたよ。悪い事をすると大人の目が怖かったですねぇ。この人に見つかったらやばいなとか。こんな存在が良かったんだろうなぁ。

家のとなりのおじさんで、この人は父親と同じくらいの年齢なんですが、とっても優しくて自分の親みたいに慕っていましたよ。私が大人になって一緒に飲みにいったこともあります。私の親が気づかないところで私のことを配慮してくれていたと思いますねぇ。その方は、もう亡くなったんですけど地域で生まれて地域で死ぬ、そういう人が地域にいるってのは幸せなことだと思いますねぇ。

５）現在の大人の姿勢

原則として他人に干渉しなくなる。子どもが悪いことをしても他人の大人には言われたくないと親も思っている。子どもが煙草を吸ってても、注意しない大人もいるし、学校の先生でも他の学校の生徒は注意しないこともあるからねぇ。昔は地域のみんなで（子どもを）育ててたけど都会化する難しさだなぁ。

６）通り会会長としての活動

通り会の街灯代（会費）集めるくらいかなぁ。後は、草刈りを集まってしたりしてましたねぇ。昔は那覇市から材料借りてきて、近所の若い連中集めてローラーで歩道整備をやりましたねぇ。

７）住民の温度差

通り会のお年寄りから、「食事会してほしい」って言われたんですけど、地方からでてきた人からは、「田舎の閉鎖性とか右が決めたら右になるとかが嫌で那覇にでてきたのに、どうして縛られなきゃいけないんだ」って言われたりもして。それから会費は出すが一切関わりたくない、喋りたくもないという人もいたりして、困りましたねぇ。結局、それをまとめるのは出来なかったですねぇ。後、親世代は入っていたけど、子ども世代は通り会に入りたくないってのもいて。困りましたねぇ。

８）自治会への統合

私が（通り会の）会長になった時は、32世帯だったんですが、自治会に入る（統合）とき

には24世帯くらいになってましたね。今なんて10世帯くらいじゃないかな。家が老朽化して、立て替えようとしても、消防法にひっかかって新築に出来ないんですよ。しかし、家を取り壊して空き地になっても雑草ができるし、そしたら不法投棄されたりもしましたねぇ。

自治会に入るきっかけは、通り会で小学生のいる親から、「自治会には子ども会があるから、通り会でも自治会に入りませんか」って言われたんです。通り会の規模も小さくなってたし、自治会と一緒にしてもらうのが良いかと思ってそうしたんです。でも、この時にも通り会の１部の方からは「会費は払うが（自治会と）、一切関わりたくない」って方もいましたよ。

ですが、私自身も自治会に入るまでは、自治会と関わったこともなければ、自治会の存在も知りませんでしたね。自分の地域（通り会）だけでしたねぇ。

９）少子高齢化（2010年代）

子ども達がいないのは確か。毎日のように子どもの声が聞こえていたが、聞く事自体ない。前は子どもの声がうるさいくらいあったが、今はないなぁ。老人がカート引く音くらいですねぇ。老人は昔から多かったと思いますがねぇ。子どもの声はうるさくても癒されますよねぇ。子どもの声が聞こえないと、老人にとっては孤独感感じるんだと思いますねぇ。

10）地域に対する意識

私の子ども、孫たちの世代から意識が違う気がする。「地域に関わりたくない」、「地域のためになんとか」っていうのはなかなか難しいと思いますねぇ。理由は様々あるだろうけど、夜働いている人は昼間寝ていてコミュニケーションが取りづらいし。都会化の影響なんだろうなぁ。仕事のためにコミュニケーションが遮断されてしまうんだよな。

⑷　Ｄさん（女性）

1957年生・54歳（2011年時点）

Ｄさんは三原の隣地域で生まれ育つ。三原には父の会社があり、遊び場として父の会社の駐車場でよく近所の子ども達と遊んでいた。そういったこともあり、三原には幼少時代から親しみを感じていた。県内の高校を卒業後、東京の洋裁専門学校へ通う。卒業後は沖縄へ戻り、那覇市内の宝石店で勤める。結婚後には父の経営する三原のマンションに移り住み、３人の子どもを生み育てている。

Ｄさんは長男が小学生になったことをきっかけに、三原内にある子ども会と関わり始める。子どもたちが大きくなった現在でも、子ども会のサポート、助言役として関わり続けている。他にも高校ＰＴＡ、三原自治会評議員等、様々な地域活動に現在も携わっている。

１）遊び場（1960年代）

父の会社が三原にあったので、よく三原では遊んでいました。今の住宅街になっている多くの場所は、当時は川や原っぱでした。そこで花摘みをしたり走り回ったり、水遊びをして過ごしていましたね。けど、よく遊んでいた遊び場は親の会社の駐車場とか自宅の庭で、近所の子ども達と走り回って遊んでいた記憶がありますね。小さい子から、大きい子まで年齢

に関係なく皆で遊んでいましたよ。

２）母親同士（1960年代）

子どもの頃、友人たちと私の母親同士が仲良くて、母親同士が順番にといった感じで子ども達をまとめて近所の映画館に連れていってくれたり、国際通り近辺のデパートに連れていってくれましたねぇ。

３）友人

三原に住んでいた子どもの頃からの友人はほとんどいなくなりましたねぇ。結婚とかもあるんだろうけど、元々住んでいた家がアパートとか借家で、ほとんど引っ越してったわ。他の所で家を建てたり、マンションに引っ越してったんでしょうね。だから昔からの知り合いは、三原にはほとんどいないんです。

４）子ども会に関わる（1990年代）

６年生の親が子ども会の運営を行うっていう流れが三原にはあって、長男が６年生になった時に、子ども会と関わり始めたんです。それまでは子ども会主催のラジオ体操に長男と参加するくらいだったんですけどね。当時は三原に15くらいの班（子ども会）があったんです。それぞれに「～会」というような名前が付いていたんですよ（現在では１班、２班と呼ぶ）。今は子どもが減ってしまったことで５班に合併して活動していますが。

５）子ども会と自治会のつながり（2000年代）

長男が通う小学校には当時、「子ども連絡協議会」というものがあって、それぞれの地域の子ども会が一同を介して「もちつき大会」、「球技大会」など一緒に行っていました。1990年頃には小学校に１学年８クラスで全校生徒1,000名くらいは、いたんですよ（現在は１学年３クラス）。

けど、子どもが減ったり、協議会を中心で運営する人が引退してしまうと、連絡協議会はなくなってしまいました。そういったことが影響して、三原のこども会の活動も停滞してしまうんです。それを危惧した当時の小学校の校長長先生や先生方が、学校の中で子ども会を復活させて、それを地域に返していこうっていう活動を始めたんです。それで、校長先生は三原自治会の総会やパトロールにも積極的に関わりをもってくださったりして、私自身もそこから三原自治会と関わりを持つようになったんです。

私は当時、子ども会には関わっていたんですが、自治会とは関わる機会がなくって。そもそも自治会の存在も知らなかったんです。ですけど、校長先生が地域に出ていってくれたことで、それまで小学校の親同士の繋がりのみだったのが、小学校の繋がり以外で、三原の方々とも繋がれるようになったんです。

子ども会と自治会が繋がり始めてから、夏休みに小学校でやっているプールの監視役に、自治会会長や評議員の方々も協力してくれるようになったんです。プールの保険代も今までは各世帯に徴収していたんですけど、当時の自治会長が配慮してくださって、自治会に加入しない世帯の子どもでも三原の子どもは、自治会が負担してプールの保険代を払ってくれる

ことにしてくださったんです。

他にも子ども会でやってるラジオ体操への協力だったり、子ども会として（沖縄市）こどもの国への遠足にも自治会の皆さんが引率してくれました。そういったことがきっかけで、当時の自治会長から子ども会の代表ということで、自治会の評議員になることになったんです。

６）親の変化

子ども会で言うと、何かにつけて参加しない親が増えてきているように思います。昔は「やらなきゃいけない」だったのが、今は「やらなくてもいいよね」という雰囲気があるような気がするんです。

昔は忙しい中でも、合間を縫って子ども会の活動に参加していたけれど、様々なことを理由にして、参加しなくなるような親が増えたように感じますね。現在子ども会で活動中の親も、自分の子どもの代までで「後のことは知りません」と言うようなはっきりとした線引きをしている親の考えも感じます。

だから次の代への引き継ぎはあまり意識されていないように思います。どうしてそうなるのかはよく分かりません。難しいですよねぇ。

でも、私達自身も若い時は上の世代の親たちから同じように思われていたのかもしれないし、自分自身、周りが見えていなかった気もするんです。ずっとこういう流れはあるのかもしれないですね。そう考えると面白いなぁと思いますねぇ。それに前年度まで行っていた子ども会の活動が全てではないし、それを現役の親が前年度までのものを意識し過ぎないよう、昔から関わっている親が現在の子ども会に多すぎないことも大切だと思いますけどね。

７）自治会（2010年代）

まだ、自治会が地域のものになっていない気がするんですよね。私自身、自治会を知ったのは３番目の子どもの時ですからね。３人の子ども達は三原公民館の目の前の幼稚園に通っていたんですよ。公民館の存在は知っていましたけども、自治会の存在は知らなかったですね。

⑸　Ｅさん　女性

1932年生・79歳（2011年時点）

Ｅさんは沖縄県内の離島にて５人姉妹の３番目として生まれ、終戦後の中学卒業まで離島で家族と生活する。その後、看護師になるため、親元を離れ、沖縄本島に１人で渡り、看護学校に入学する。看護学校卒業後は看護師として県内の病院数か所で働いた後、沖縄整肢療護園にて定年退職まで働いている。１人身であったこともあり、妹の娘を養女として迎え入れている（養女は現在、結婚して東京で暮らしている）。

居住地は職場の寮などを転々とした後、離島から越してきた両親が住む那覇市寄宮地域で、両親と共におよそ30年間暮らすこととなる。その後、両親の他界や借地であったことにより

自宅が立ち退きとなり、10年程前に三原に引っ越してくる。

最近までは、趣味の英語を習いに教会に出向くなど行っていたが、病気や持病の腰痛悪化も重なり、現在は週２回のリハビリ以外ではあまり外出ができていない。

１）地域に関心をもつ（2000年代）

（地域に関心をもったのは）仕事を定年退職して、老人になってからですよ。三原に引っ越して、老人の集まりないかなぁ、挨拶したいなと思いましたよ。よその地域きて友達欲しかったんです。

２）転入者の実感

近所の方と関わりがなくて寂しいです。おとなりも全くの他人だもの。寄宮に住んでる頃は（近所同士）声掛け合ってたわよ。食事だって一緒に食べたこともあったし。何日か見かけないと「気分悪いのか」って声もかけてくれたわ。

三原に来たら、まるで外国に来たみたいよ。地域でもっと心と心を合わせる必要を感じるわ。寄宮にいる頃は仕事ばっかりしてるから自治会にも入ってなかったけど、こっち来た時は自治会の活動とか楽しみにしてたのよ。

けどいくら経っても、入会の誘いに来ないし、だから自治会なんてないと思ってたのよ（筆者を通じて自治会の存在を知る）。今じゃあ活動に参加する体力がないわ。

３）今の暮らしで良いと思うこと

近くにスーパーがあることくらい。足腰の状態が良い時は自分で歩いて買い物に行くわ。後、介護制度が良いなぁって思う事くらいかしら。ヘルパーが週２回来てくれるのが助かるわ。でなきゃ生きられないですもの。

４）今の暮らしで不安なこと

突然死ぬこと。１人暮らしの突然死の不安よ。だから今、老人施設にも申し込んでるわ。けど建設中で１年半は掛かるわ。自分の健康しか考えられないわ、人の迷惑がかからないように。

５）理想の地域

おとなりとの密なつき合い。もうそれしかない。気遣ってくれるようなつき合いがしたい。「あそこの家、今日出てくるの遅いけど大丈夫かなぁ」って気にかけてくれるようなおつき合い。後、「今度、自治会で大掃除あるけど一緒に行かない」って声かけ合えるような近所になってほしい。そんな人がいたら良いと思うわ。

11. 考　察

５名の住民のオーラル・ヒストリーを通じて抽出された、住民が抱くコミュニティへの思いやコミュニティの変化について考察していくこととする。

⑴　過去のコミュニティ

ここでは住民が、過去の暮らしにおいてコミュニティとどのように付き合ってきたのかと同時にコミュニティとは住民にとってどのような存在であったのかを考察していくこととする。

１）複数のコミュニティ

Ｅさん以外の方々は長年、三原でそれぞれが関わるコミュニティの中で、支えあいながら暮らしてきていることが分かる。

また、幼少時代から三原で生活してきたＡさん、Ｃさん、Ｄさんに至っては血縁、地縁関係の中で、親以外の大人も含めた多くの眼差しの中で育っていることも見えてくる。一方、Ｂさんは、近隣で共に暮らす同郷出身者の中で、支えあいながら生活を営んできたことが分かる。これらを踏まえ、三原には複数のコミュニティが活き活きと存在していたことが見えてくる。

また４名に共通しているのは、当時のコミュニティに対してポジティブなイメージをもっているということであった。

２）様々な交流空間

子ども時代は道路や空き地、川や原っぱ等、地域にある様々な空間が「遊び場」として展開されていた事が分かる。

また大人になると、風呂屋や商店が交流空間となり、地域情報を交換する場になっていたことも分かる。これらの空間は地域内に存在する住民の共有財産であったとも捉えることができるかもしれない。

３）コミュニティからの贈与

オーラル･ヒストリーを通じ、三原地域に何十年と長きに渡って生活を営んできた住民は、それぞれが関わるコミュニティを通じ、苦労や大変な経験もしている一方で、自身の支え（助け）にもなっていることが分かり、住民が生きて行く上で必要不可欠な存在であったことを感じさせる。

それは個人がコミュニティに対して、何かを寄与する以上に、コミュニティから得るものが大きかったということが言えるのかもしれない。鳥越はこれらに関して「有用コミュニティ[36]」と表現し、コミュニティとは個々人がコミュニティに対して何かを与える（奉仕）だけではなく、コミュニティからも何かを個々人に与えてくれる存在であると述べている。

そういった意味では、聞き取りを行った人々は、コミュニティからあたたかい贈物をもらっており、それをコミュニティにお返しする姿が現在の活動等に反映されているようにも感じとれるのである。言い換えれば、互酬性の関係が生まれているとも言えるかもしれない。

以上を踏まえると、過去のコミュニティは、住民同士が支えあいながら暮らしを営んできており、豊かなコミュニティがそこには存在したと考察するのである。

⑵　住民視点からみるコミュニティの変化

コミュニティの変化を考察していくにあたり、まずは５名が感じるコミュニティの変化や現状について、それぞれ整理していく。

１）Ａさん

Ａさんは自治会長として、子どもの減少とそれに伴った子ども会の運営が行き届かなくなっていることに寂しさを感じている。

また、自治会活動については、自身が自治会長になる以前から今日まで活発な活動が行われていないことについても述べている。

一方、三原で設計事務所を営む建築士の視点から、三原には借地が多いことを指摘している。さらに地主が土地を手放さないことで、土地や家を購入したい住民は、必然的に三原外に出て行かざるを得ないとも話している。

２）Ｂさん

Ｂさんは、子育てや道路舗装の協力から、飲み会等、同郷者のつながりの中で支えあいながら暮らしを営んできた。また、商店主としても近隣住民と交流を重ねてきた。

しかし近年、少子高齢化が進行を続ける中で、近隣から住民が減っていくことを目の当たりにすると同時に、商店前を通学路として利用していた子ども達が減ってきていることを実感する。また住宅であった土地も人口減少と借地であること等が影響して、駐車場に変化していくことに寂しさを感じている。

そんな中、当時の自治会長に声をかけてもらうことで自治会に加入し、同郷者以外の地域住民との交流を試みている。しかし、地元出身者の多い自治会で、すでに出来上がった関係の中に入ることへの難しさを感じ、その後は足が遠のいてしまっている。

３）Ｃさん

Ｃさんは子ども時代、地域の大人達から見守られて育ってきたことを振り返り、感謝している一方で現在、地域の多くの大人が子どもに対して無関心になっていると感じている。

また、通り会会長として活動をする中で、住民同士のつながりや交流を求める声がある一方で、それを強く拒否する声もあり、その間で葛藤を抱えていたことも窺える。さらに、通り会の規模が縮小していく中で、自治会に統合することとなるが、その際にも、抵抗を示す住民がいたことも見えてくる。

しかし、Ｃさん自身も知り合いから自治会の存在を聞くまでは自治会の存在を知らず、自身の地域（通り会）だけの関わりであったことも述べている。

４）Ｄさん

Ｄさんは子ども会活動を通じて、三原内にあった複数の子ども会が、少子化により規模が縮小、統合していることを実感する。そんな中で、近隣小学校校長の行動により、子ども会の復活や自治会との連携が生まれ、子ども会が再び活気づいていることが分かる。しかし、少子化のさらなる進行や、親自身の子ども会への関わる意識の低下などにより、再び子ども

会活動が衰退してきていることを感じている。

また、自治会の評議員も務めるＤさんだが、自治会の存在が地域住民全体に浸透していないのではないかと述べている。さらに、Ｄさんは自身が子ども時代からの三原の友人たちは借家住まいをしている人が多く、大人になると、ほとんどの友人が出て行ったとも話している。

５）Ｅさん

Ｅさんは三原に知人や親戚がいない中、１人で転入し、地域住民とのつながりを期待するも、自治会からの勧誘はなく、近所との接点も生まれず、孤独感を抱いて生活していることが分かる。

また、持病の悪化により、三原外での活動も制限せざるえない状況にあり、楽しみとなっているのは、近所のスーパーへの買い物と週2回、ヘルパーが来訪することのみになっている。

⑶　コミュニティの変貌

５名の住民が感じたコミュニティの変化や現状を踏まえ、ここからはコミュニティの変貌について考察していく。

１）少子高齢化

聞き取りを行った複数の住民達は、地域の中で子ども達が減少していくことを強く実感している。そして共通しているのは、少子化が進んでいる事で、地域に活気が失われ、「寂しい」という思いを抱いているということである。これは単純に子どもが減少しているといった数字上の問題だけでなく、住民の思いも伴った問題であることがオーラル・ヒストリーからは感じとれる。

２）交流空間の減少

当時、原っぱや空き地だった場所が都市化により宅地となり、住民同士が交流する機会が減少している。また、風呂屋や商店も住民ニーズが変化した事や、スーパー等の代替機能が生まれたことで必要性が低下し、減少していることが分かる。

さらに、宅地となった場所でさえ、借家の多さが関係して地主の考え方や地主自身の高齢化等で管理できずに、駐車場になるといった事態が生じており、そのことで家を退去せざる得ない転入住民がいることも分かってくる。

これには住民同士が交流できる空間が減少していることに留まらず、持ち家でないことにより住民自身、三原で生活を続けられないといった切実な問題も見えてくる。

３）意識変化

長きに渡り、三原で暮らしを営んできた人々は現在、多くの住民のコミュニティに対する考え方が変化していることを強く感じている。

総務省では地域社会の現状として、「価値観の多様化、プライバシー意識の高まり、地域への愛着・帰属意識の低下等により、隣近所とのつきあいを好まない人が増加している[37]」

と述べ、これらを、「近所付き合いの忌避」と表現しており、オーラル・ヒストリーを行った住民の実感とも結びついていると言えるだろう。

４）コミュニティの衰退

住民の意識変化、交流空間の減少等による都市化の進行や少子高齢化の影響によって、地域内に複数存在していたコミュニティは縮小、もしくは統合、さらには消滅するなどしている状況がオーラル・ヒストリーからは見えてくる。

これらを踏まえ三原地域のコミュニティの変貌、さらに言えば沖縄都市社会（主には那覇地区）におけるコミュニティの変貌とは、「コミュニティの衰退」を意味すると考える。

⑷　コミュニティの課題

ここではコミュニティの変貌を踏まえつつ、現在のコミュニティの課題について考えていく。

１）自治会の存在が地域全体に浸透していない

本論を通じ、三原に存在する、もしくは過去に存在したコミュニティは複数あり、豊かなコミュニティであったことが明らかとなる一方で、それぞれのコミュニティに接点のないことが分かってくる。具体的には自治会と子ども会、自治会と通り会といったものである。

現在では、子ども会も通り会も自治会に繋がっているが、長い間、三原に在住している（転入）住民でさえ、自治会の存在を知らなかったという共通の声が挙げられている。これは那覇市の任意加入型自治会の特徴と類似している（しかし、三原には共有財産はない）。

一方、自治会運営においてパート職員が１人で会費を徴収しているといった人手不足の現状や、役員同士の集まりや話し合いがほとんどなされていなかったことも明らかになる。これらは自治会が組織化されていないということが言えるだろうし、自治会の存在が多くの住民に知られていないことや、自治会加入率が低いこととも何らか関係しているように思う。そして、共有財産のない地域であっても自治会運営の組織化、体系化がなされていない場合があるということも見えてくるのである。

過去に、それぞれのコミュニティが豊かな時代は個々に支えあうことで良かっただろう。しかし、衰退してきている昨今、コミュニティ同士に接点のないことは、地域の中で大きな問題として表出してきているように思う。

今後は自治会を起点にして、地域内に存在する他のコミュニティと繋がっていくことが望まれると考える。

一方で、地域の中で自治会に代わるようなコミュニティ構築のあり方や新しいつながりを模索していくことも重要になってくるであろう。

２）自治会規模が大きい

自治会の存在が地域全体に浸透していないといった課題が改めて見えてきた一方で、3,000世帯7,000人以上の住民が生活する地域を、１つの自治会が下部組織もなく取りまとめるの

は非常に困難なように思う。

「町内会・自治会など近隣住民組織に関する全国調査結果[38]」では、全国における1自治会の全世帯数は、100世帯以下が46.0％と最も高い。1,001世帯以上の場合、4.4％と100世帯以下と大きな開きがある。370万人が暮らす大都市横浜においても、１自治会における平均全世帯数（18区中）は、約430世帯[39]と3,000世帯以上の三原とは大きな違いである。

また、三原自治会には下部組織なるものが存在していないが、全国的には下部組織のない自治会は全体の0.8％[40]と低い状況にある（最も高いのは下部組織「10以下」で26.3％）。

これら自治会の規模が大きく、さらに自治会に下部組織がない等、組織化されていない状況では、オーラル・ヒストリーから聞き取りを行った住民達が望む自治会の存在を多くの住民に周知することや、住民同士の顔が見える関係を構築することは難しいように思う。

それには、自治会規模をどのように捉えなおすのかということ、また現在の自治会規模のままであるならば、下部組織を丁寧に構築、マネジメントしていくことは必要不可欠なことのように思う。

例えば、１自治会の中でもエリアを細分化して、複数の班をつくり顔の見えるような近所同士の関係の中で、連携していくことが考えられる。また、班を取りまとめるリーダーが役員を担うなどして組織化し、全ての住民に対しての勧誘活動、さらには自治会活動への参加の促し等、住民誰もに「開かれた自治会」となることが望まれるのではないだろうか。

一方、他の自治会と連携、支えあうことも重要になってくるであろう。横浜市では、地区連合町内会といって各単位の自治会町内会長を中心に組織し、自治会同士の繋がりを模索している。横浜市町内会連合会のホームページには、「今日の地域活動では、あらゆる分野において、区域を越えた広域的な取り組みが必要となることが少なくありません。連合組織での協力が必要です。[41]」と、他の自治会との連携の必要性について触れている。これらもまた、コミュニティを維持、機能させていく一助になると言えるだろう。

⑸　コミュニティの可能性

ここでは、本論を通じて見えてきたコミュニティの可能性について考察していくこととする。

１）つなぎ役

Ｄさんは子ども会活動が衰退していく中、自治会と繋がったことで、自治会からのサポートが生まれ、活動を維持していく事が可能になっている。これには、第３者である小学校校長らが、接点のない子ども会と自治会の間を取り持ち、接点を作ったことが大きいだろう。この時は小学校校長が「つなぎ役」として、大きな役割を果たしたと言えるが、学校等の公的機関や福祉機関に留まらず、住民同士においても「つなぎ役」は十分、担う事ができると考える。

しかし、本論で見てきたように少子高齢化の進行や自治会の人手・人材不足、自治会組織

の未発達等を踏まえると、地域内の住民同士の力だけでは難しい現状にあると考える。そこで、地域外から地域内に働きかけることの出来る存在（行政や社会福祉協議会、NPOなど）が「つなぎ役」になることが必要になるように思う。その際には、地域内の住民が地域外の存在を受け入れる姿勢や、共に協働する意識づくりも求められるだろう。

２）地域の大人

オーラル・ヒストリーで聞き取り行い、現在、地域活動を担っている人々の共通点は、子ども時代に家族や友人関係だけでなく、「地域の大人」との関わりがあったということだろう。それは豊かな地縁の中で育まれてきたとも言える。また、自らが大人になると、三原で生活を続ける一方、自身も「地域の大人」となり、子ども達を見守る側になっている。

そういった意味で子ども時代に、家族以外の地域の大人と関わる機会があることは、コミュニティを維持、発展させていく上で重要だと言えるだろう。

おわりに

本論を通じ、強く感じたことは、長きに渡り三原で生活をする住民は、過去のコミュニティに対して、ポジティブな印象をもっていると言うことである。逆に、現在のコミュニティに対しては、ネガティブな印象をもっていたり、少子高齢化を寂しいと感じていることも見えてきた。

しかし、過去のコミュニティも決して万能だったわけではないだろう。強いつながりがかえって、住民自身を苦しめていたこともあるだろう。また、少子高齢化が今後さらに進行し、コミュニティが変化し続ける昨今において、過去のコミュニティをそのまま汎用させることはできないだろう。そのため、現在の地域状況を踏まえながら、これからのコミュニティの可能性を模索していく必要があることを強く実感するのである。

今回、オーラル・ヒストリーを通じて過去から現在までのコミュニティの変貌を明らかにしてきたが、まちづくりを検討していく上で、多くの住民から現在のコミュニティに対する思いや、未来への展望を把握していくことも同時に必要であることを痛感した。それは、住民１人１人の思いが反映されるようなまちづくりでないと、「真のまちづくり」にはならないからである。それらは次回の宿題としたい。

おわりに、聞き取り調査に協力いただいた住民の方々と三原自治会に感謝と敬意を表します。

注

1　後藤春彦・佐久間康富・田口太郎「まちづくりオーラル・ヒストリー」（2005）水曜社　６頁

2　八尾祥平「1960年代以降の沖縄における地域社会の変化～ひとりの女性のオーラル・ヒストリーを通して～」琉球・沖縄研究１号（2007）112-133頁

3　那覇市ＨＰ「統計情報」　2011年10月末現在

4　比嘉敬他「沖縄大百科事典・中」沖縄タイムス（1983）65-67頁
5　秋元律郎「那覇市の都市形成とその構造」山本英治、高橋明善編著「沖縄の都市と農村」東京大学出版会（1995）161頁
6　吉川博也「那覇の空間構造」沖縄タイムス社（1989）40頁-44頁
7　前掲注（5）164頁
8　前掲注（5）164頁
9　那覇市「那覇市統計情報」町字別人口表（2011）11月末現在
10　琉球新報「那覇市の自治会加入率21％　減少傾向続く」（2013.8.27）
11　1990年の「那覇市コミュニティ振興計画策定調査報告書」では、全戸加入型自治会15.0％、任意加入型自治会72.3％、郷友会型自治会はおよそ8.0％であると述べられており、任氏加入型自治会の多さがわかるだろう。
12　沖縄では「自治会や字が共有財産をもつ現象は普遍的に見られるが、それはGHQの「覚書」（1946年）により、日本法令の適用から除外されたから」である。高橋勇悦「都市社会の構造と特質」山本英治、高橋明善著「沖縄の都市と農村」東京大学出版会（1995）198頁
13　鈴木広「都市化の研究」恒星社厚生閣（1986）409-410頁
14　比嘉敬他「沖縄大百科事典・上」（1983）896頁
15　石原昌家「郷友会社会」ひるぎ社（1986）26頁
16　戸谷修「産業構造と就業構造の変動」山本英治、高橋明善著「沖縄の都市と農村」東京大学出版会（1995）225-227頁
17　同上229頁
18　同上229頁
19　前掲注（5）212頁
20　前掲注（5）213頁
21　前掲注（5）217-218頁
22　那覇市「那覇市統計情報」町字別人口表（2011.11月現在）
23　三原自治会「三原のあゆみ」（1984）14頁
24　新垣清輝「真和志市誌2/2」（1956）266頁
25　前掲注（23）14-15頁
26　前掲注（23）15-18頁
27　前掲注（23）26頁
28　「三原自治会の賛助会員年間会費徴収について」三原自治会長の挨拶文から（2011）
29　前掲注（24）272-273頁
30　前掲注（24）272-273頁
31　前掲注（24）26頁
32　「戦災からのあゆみ」那覇市市民課（1982）1-5頁

33　那覇市「那覇統計書」第1 ～ 50回（1982 ～ 2010）

34　三原共心会「創立80周年記念誌」（2007）9,52,53頁

35　三原自治会把握　3102世帯中419世帯加入（2011.11月現在）

36　鳥越皓之「「サザエさん」的コミュニティの法則」日本出版放送協会（2008）149頁

37　コミュニティ研究会「地域コミュニティの現状と問題」総務省HP（2007）

38　辻中豊「町内会・自治会など近隣住民組織に関する全国調査結果（暫定版）」平成18年度科学研究補助金特別推進研究（2007）7頁

39　横浜市市民協働推進事業本部「平成17年度自治会町内会の現況と予算決算状況調べ報告書」（2006）8頁

40　前掲注（38）7頁

41　横浜市町内会連合会「地区連合町内会（地区連）について」HPより

地域研究　№13
2014年３月　67-94頁

The Institute of Regional Studies, Okinawa University
Regional Studies №13　March 2014 pp.67-94

魚名からみる自然認識：沖縄・伊良部島の素潜り漁師の事例から

高　橋　そ　よ*

The Fish Nomenclature and Folk Knowledge of the Diver Fishermen in Irabu Island, Okinawa

TAKAHASHI Soyo

要　旨

本稿は、サンゴ礁で漁を営む素潜り漁師による魚名の命名法の分析をとおして、生業活動を自然に依拠する人びとが、どのように自然を認知し、分類し、体系化するのかという自然認識の構造的な側面について認識人類学的に明らかにすることを目的とする。

要　約

生業活動を自然に依拠する人びとは、どのように自然を認知し、分類し、体系化するのだろうか。本稿は、サンゴ礁を生業の場として利用する素潜り漁師の魚名の命名法分析をとおして、自然認識の構造的な側面について認識人類学的に明らかにすることを目的とする。沖縄・伊良部島を調査地域として、魚カードを用いた聞き取り調査をおこない、251種の魚類に対応する190個の方名を採集した。魚名の語彙素分析の結果、ほかの種と区別するために命名された魚の個別名は基本名となる語彙素からなるものと、基本名に修飾語となる語彙素が合わさって構成されるものがあることを明らかにした。さらに修飾語となる語彙素の分析により、命名の際に着目される指標は、魚の体色（色彩）、形態、生態的特徴、模様の4つに大きくわけることができることを明らかにした。つまり、素潜り漁師は、その鋭い観察眼をもとにサンゴ礁に生息する多様な魚種をこれらの特徴に着目して、細やかに識別しているといえる。佐良浜漁師の魚をめぐる自然認識のあり方は、その色彩や形態、生態的特徴、模様などの特徴からひとつの集合として包括しながらも、一方で、その魚の個別性に鋭く着眼していることが指摘できる。そこには、人間の魚に対する親密さやまなざしの深さが反映されているだけではなく、サンゴ礁が育む生物多様性に対する人びとの生業の多様性が、自然認識の多様さを育んできたことを論じた。

キーワード：民俗分類、自然認識、サンゴ礁漁撈文化、生物資源利用、伊良部島

* 沖縄大学地域研究所　soyo.takahashi@gmail.com

1　はじめに

1.1　問題の所在

本稿は、サンゴ礁地形を利用する素潜り漁師による魚名の命名法の分析をとおして、漁の担い手である人びとの自然認識のあり方を明らかにすることを目的とする。

沖縄やトカラ列島などの南西諸島における漁撈研究について、1970年代後半から、生態人類学的手法によって、生業活動や技術に関する定量的な資料が地道に集積され、つぶさに記述されてきた。これらの研究によって、人間と自然との関係をめぐる生態的、そして技術的側面が次々に明らかにされた。たとえば、大神島や久高島を調査地とした市川光雄や寺嶋秀明は、サンゴ礁という自然環境の特性や経済的条件下において、「漁場－漁法－水族」の多様性が漁撈活動の多様性や分散化を可能にしていることを論じた（市川 1977、寺嶋 1977）。また、五十嵐忠孝は、トカラ列島の漁撈活動を調査対象として、海上における伝統的な測位技術であるヤマアテについて詳細な観察から分析をおこなった（五十嵐 1977）。特に、当時の生態人類学的研究では、環境条件に対して、人びとがどのように認識し、活動するのか、その適応のあり方に焦点が当てられた。このような自然を生きるための技術や技能とは、いうなれば、人びとが絶えず変化する自然と格闘しながら育んできた知識にささえられている。

松井健は、琉球列島の8つの島を調査地域として、浜辺から採集した標本を基礎に、貝類や魚類の民俗分類について調査をおこなった（松井 1989）。なかでも、貝類の民俗分類において、特に二枚貝では、顕著に二つの形式があることを指摘している。すなわち、方名が分類学上の種にほぼ一対一で対応する個別名型と、ひとつの方名が複数の生物種に対応する類別型である。松井は、このように民俗分類は、差異に着目して分ける一意性と、同一性に着目してまとめる類別性からなる構造をもつことを明らかにした。さらに、民俗分類の構造は、このように厳密で精妙に組み立てられるとともに、一方では、分類の変異が可能な融通性をもつことを指摘した。

だが、このように人びとが、身のまわりの自然について独自の方法で名づけ、分類するという認識のあり方は、日常生活のなかで用いられる民俗知識の形式的な一部分といえるだろう。松井も、島の人びとと行動をともにすることによって、日常的に応用される民俗知識が民俗分類の知識よりも、はるかに幅が広く、そしてきめの細かいものであることを指摘している。

同じ時期に、八重山諸島で、植物の命名と分類、利用について調査をおこなった山田孝子は、名称の語彙素分析により基本名をもつ植物と基本名に属詞が加わった対照名をもつ植物があることに注目した（山田 1984、2012）。基本名をもつ植物は、花や葉などの形質や生息場所、有用性などが同定するための弁別素として着目されている。一方で、対照名を与えられた植物の同定は、同じ基本名をもつ植物との類似性と差異に着目されて、命名されている。そして、これらの属詞には、「赤／白」という八重山地方の宗教的な象徴性や「男／女」という性、「本当の／にせの」という有用性などの文化的メタファーとして用いられるものがあることを指

摘した。そして、山田は次のように述べている。

「これらの例が示すように、植物の類別は、単に植物の区分として機能するばかりでなく、人々の世界観、双分的シンボリズムの投影された構造をもつものであるといってもよいであろう」（山田 1984）。

自然と人びとの暮らしの関わりは、人びとがどのように認知し、分類し、体系化するのかという構造的な側面だけではなく、日常の暮らしのなかでどのように利用しているのかという実践的な側面もまた、重要な問題といえるだろう。

一瞬たりとも同じ姿を見せない海という自然環境でおこなわれる漁撈活動は、「板子一枚下は、地獄」と称されるように、常に危険と隣り合わせた生計活動である。身を守るため、そしてその日の糧を得るため、人びとは海や生物に関する知識を蓄積してきた。特に、沖縄や奄美諸島の海には、サンゴという生物がつくり出した複雑な構造の礁地形が豊かに発達している。このような特徴的な海底地形に関する民俗知識について、サンゴ礁微地形の民俗分類（堀 1980、島袋 1990、渡久地・高田 1991、目崎 2001など）や漁場となる場所の地名（竹川 2003、渡久地 2011、渡久地・西銘 2013など）がとりあげられてきた。また、漁法や魚の行動に影響を与える潮汐現象や漁獲対象となる生物の生態学的な知識（須藤 1978）など、漁撈活動をささえる民俗知識が明らかにされてきた。一方、底延縄漁を営む糸満漁師の「海を読む」知識に注目した三田牧は、糸満漁師がどのように漁場や天気、潮に関して知識を得るのかを聞き取り調査をおこない、魚群探知機やGPS（Global Positioning System:全地球測位システム）などのテクノロジーや天気予報などの科学的情報を土地の文脈に合うものに翻訳して、経験的知識に新たな意味を与えて再生していると指摘した（三田 2004）。石垣島で調査をおこなった竹川大介は、糸満系漁撈民による追い込み網漁の技術に注目した。そして、スキューバーダイビングや魚群探知機といった新しいテクノロジーを進取する漁撈民の身体性について分析し、漁撈活動が変わり続けることによって存続していることを明らかにした（竹川 1998）。

著者は、これまで、生業を生物資源に依拠する人びとがどのように自然をとらえているかという問いについて、人びとの日常的な暮らしや実践的な生業活動のなかから具体的に明らかにすることを研究の視座としてきた（高橋 2002、2005、2008）。なかでも素潜り漁師のサンゴ礁地形に関する自然認識と民俗知識の運用のあり方について、漁場をめぐるメンタルマップの分析と漁撈活動の参与観察を通して明らかにした（高橋 2004）。本稿では、このような生業活動を支えるもうひとつの重要な要素である魚をめぐる自然認識について、魚名の命名法という視点から明らかにする。

1.2　調査地概況

本研究の舞台となる伊良部島は、沖縄島から南西に約300km離れた8つの低い島からなる宮古諸島のひとつである（図1）。沖合いから島じまを望むと、平坦な島の稜線に、大神島（最高標高地点74.7m）と宮古島でもっとも標高が高い南部の城辺のあたり（最高標高地点114.6m）がぽっかりと浮かんでいるようにみえる。一方、伊良部島の最高標高地点は、88.8mの牧山展望台である。このあたりの林は、天然記念物であるサシバの飛来地となっている。ガスや電気が通っていなかった頃、牧山は島の子供たちにとって薪拾いの場でもあり、遊び場でもあった。島はサンゴ礁が隆起した石灰岩層からなる。この石灰岩は琉球石灰岩とよばれ、水をよく通す性質がある。降った雨は地表を流れずに、地下へ地下水として浸透する。そのため、海岸線には、ろ過された湧水が湧き出る場所が点在しており、古くから人びとの生活用水として利用されてきた。伊良部島北部の急崖を下っていくと、サバオキガーとよばれる井戸があるが、1966年に簡易水道が施工されるまで、この崖下の井戸から地下水を汲み上げるのは子供たちの日課であった。

宮古島の北東部には、約10km四方にわたって、100を超える大小さまざまなサンゴ礁が点在している。このサンゴ礁群は、地元の人びとから「八重干瀬（やえびじ）」とよばれ、宮古の海の豊饒の象徴として親しまれてきた。

このように広範囲にわたって豊かに発達したサンゴ礁を、本研究の対象である佐良浜集落の人びとは生業の場として生きてきた。特に、素潜り漁師は、伊良部島や宮古島、多良間島といった島周囲の裾礁だけではなく、いくつもの離礁が点在する八重干瀬など、宮古諸島一帯のサンゴ礁を利用してきた。

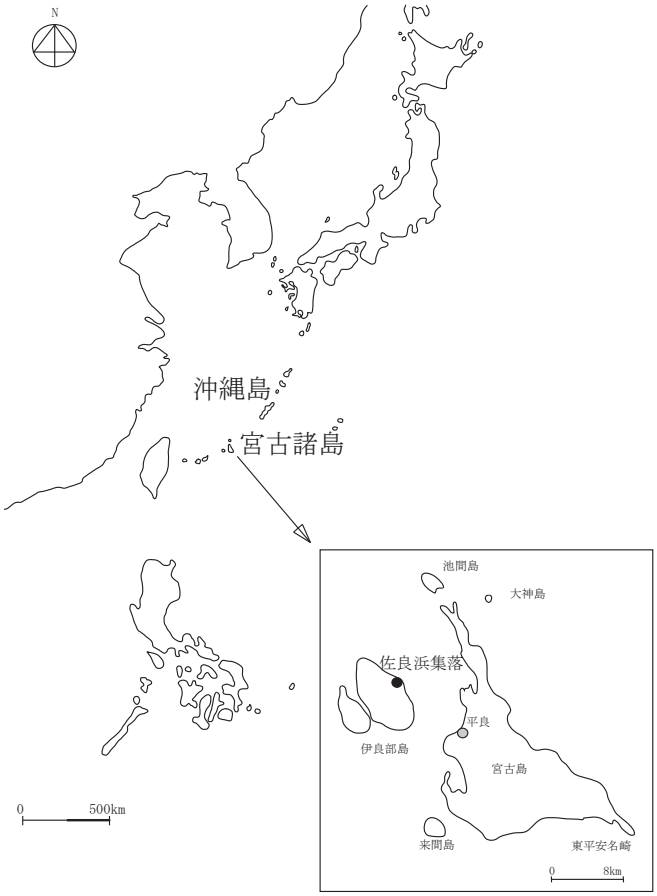

図1　調　査　地

本調査地域である佐良浜（さらはま）集落は、伊良部島北東部に位置する。現在、佐良浜港は平良（ひらら）と伊良部島を結ぶ航路の玄関口となっている。対岸の平良からの所要時間は、連絡船で約10分、片道400円である（2007年現在）。集落を海から望むと、急斜面にコンクリートの家屋が段段状に建ち並び、一歩その中に入ると、細い路地が迷路のように斜面にそってのびている。かつて、急斜面の頂上にはサンとよばれた岩壁がせりでていた。戦後、落盤事故があり削り取られてしまったが、現在でも、島の人びとはサンを境に村落の上方部をウエ、下方部をシタとよび分けている。

佐良浜とは、字前里添と池間添を合わせた総称である。18世紀初頭に、宮古島北部に位置する池間島から分村されたといわれている（伊良部村 1978）。当時、土壌の貧しかった池間島の人びとは、人頭税として賦課されたアワを耕作するために伊良部島北東部の砂礫地へ通っていた。その後、伊良部島につくった仮小屋で生活する人びとが増えため、現在の池間添の位置に分村を拓いたといわれている（野口 1972）。さらに分家や人口が増えると、その北側に新たに前里村が拓かれて、現在の集落の基礎がつくられた。島の人びとは、行政区名よりも、この池間島を母村とするふたつの集落を総称して「佐良浜」と呼び親しんでいる。本論文でも、島の人びとの呼び名にならって佐良浜と呼ぶことにしたい。

2005年10月1日、旧伊良部町は5つの市町村と合併し、宮古島市となった。国勢調査によると、調査当時、佐良浜の世帯数は1,194戸で、人口は3,387人であった（総務省 2006）。多くの世帯が、サトウキビ栽培や沿岸漁業を中心とした第一次産業にたずさわっている。

調査をおこなった2003年度の伊良部町統計によると、207人が沿岸漁業に従事していた（伊良部町 2004）。図2は、その年齢別の内訳である。50代と60代が、その半数以上をしめている。ところが、実際には統計では数えられていないが、70歳を超えて素潜り漁やカツオ一本釣り漁を営んでいる現役漁師も少なくなかった。表1は、調査当時の積載量別漁船数をしめしている。佐良浜漁港に登録されている126隻の漁船のうち、スーニガマとよばれる3トン未満の漁船が、7割以上を占めていた。本稿では、このようなスーニガマを操業する小規模漁業のひとつである素潜り漁に着眼する。

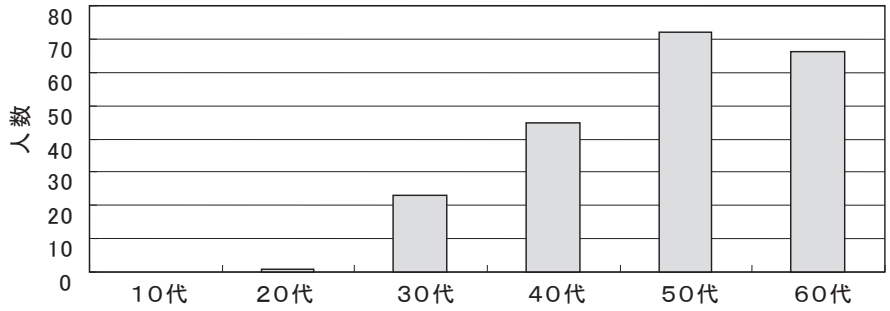

図2　漁業従事者の年齢別内訳
出典　伊良部町（2004）

表1　積載量別漁船数（単位　隻）

積載量	2003年	2008年
3ｔ未満	98	56
3－5ｔ	21	23
5－10ｔ	3	2
10－20ｔ	4	5
合　計	126	86

出典　平成20年度漁港港勢調査の概要、伊良部町（2004）

写真1　魚カードを用いた聞き取り調査
（著者撮影　2004年）

1.3　調査方法

著者は、素潜り漁を営む漁師の家にお世話になりながら、2000年から2011年にかけて、通算11回、合計約1年8ヶ月あまりのフィールドワーク調査をおこなってきた。また、沖縄島では、沖縄県立公文書館や県庁を中心に、文献資料の収集をおこなった。本稿で扱う主な資料は、2000年から2005年におこなった調査にもとづく。

本稿で分析する魚名の命名法について、沖縄に生息する魚類のカラー写真付き図鑑を用いた273種の魚カードを作成し、インフォーマントと一対一で呼称の聞き取り調査をおこなった。聞き取りは、アフリカの農耕民ボディの色彩と家畜認識の研究をおこなった福井（1991）の調査方法にならい、二通りの方法を取った。まず、調査者が魚カードを一枚ずつインフォーマントに見せ、魚名の聞き取りをおこなった。次に、インフォーマントにすべてのカードを渡し、自由に分類してもらい、その包括的なグループ名と分類の指標について聞き取りをした。インフォーマントは、素潜り漁を営む漁師7人に協力してもらった。このほかに、水揚げの参与観察中に、魚を直接指差し、周囲の人びとに聞き取りをした場合もある（写真１）。

本稿では、ひとつの種に対する呼び名が、インフォーマントによって異なる場合は、採集したなかでもっとも多いものを採用した。民俗知識をめぐる個人差は重要な問題ではあるが、本稿では命名法の特徴について分析するため取り上げないことにする。ふたつ以上の種を、ひとつの名称で説明する場合は、ひとつとしてカウントした。一方、同じ種であっても性別によって区別されている場合は、ふたつとしてカウントした。特に、包括されない種もあったため、必ずしも収集したグループ名にすべての魚カードが分類されるわけではない。

2　漁撈活動の特徴

2.1　漁法の種類と漁場

本研究の対象地域である佐良浜集落には、西の浜（イー・ジャトゥ・ヌ・ハマ）と東の浜（アガイ・ジャトゥ・ヌ・ハマ）とよばれる船着場と小型船舶やカツオ船が停泊する船着場がある。2000年調査当時、西の浜には8組の漁撈集団と個人経営のスーニガマによって使用され、

東の浜は2組の漁撈集団をのぞいてはパヤオ漁に従事する個人経営の小型船舶によって使用されていた。集落の中心に位置する伊良部漁協の一階が、水揚げ場になっている。周囲には、1970年年代後半に沖縄県農林水産漁業構造改善緊急対策事業の一環として建てられた製氷冷蔵施設や共同処理加工場施設などがある。佐良浜港は、各船が帰港する時間帯になると、形や彩りも様ざまなリーフ・フィッシュや40kgを超すマグロなどが続々と水揚げされて、活気に満ちあふれる。

調査当時、佐良浜でおこなわれていた漁法は、網漁が7種、釣り漁が4種、モリツキ漁が2種、採集が1種、養殖の合計15種であった（表2）。釣り漁には、カツオ一本釣り漁やパヤオとよばれる人工浮き魚礁を利用した引き縄漁がある。これらの漁法のうち、潜水による漁法は、サンゴ礁に生息する生物を対象としたモリツキ漁や採集、追い込みによる網漁からなる。また、これらの漁法には素潜りとスキューバーダイビングの技術を利用したふたつの形態がある。

図3は、漁法と漁場となる海底地形の関係を示している。それぞれの漁法がどのような地形でおこなわれているのか、漁師へのインタビューや実際の漁撈活動の参与観察から得られた資料より再構成したい。

潜水による漁法であるモリツキ漁やモグリ採集、網漁は、漁撈活動空間としてサンゴ礁を利用している。特に、礁縁から礁斜面にかけた微地形を利用して漁撈活動をおこなっている。礁斜面には、枝状サンゴなど多種多様な造礁サンゴが生息し、サンゴ食のブダイ科など多くの魚がすみついている。このため、礁斜面は、リーフフィッシュを狙ったモリツキ漁や網漁の好漁場となる。特に、網漁のツナカキヤーやウーギャンは、礁縁の中でも櫛の歯状にぎざぎざとした構造の縁脚と縁溝の微地形を利用して、袖網と袋網を張る。

モリツキ漁は、素潜りもスキューバーを利用する場合も、サンゴ礁地形の全体が活動域となる。素潜り漁師は、潮が引いて水深の浅くなった礁湖や礁斜面を中心に潜水するが、スキューバーを利用する漁師は、水深約30m近くまで潜水して、モリツキ漁をおこなうこともある。このように、素潜り漁師とスキューバーを利用する漁師は、同じようにサンゴ礁を漁場として利用しながらも、活動域となる水深が異なることが多い。

ところで、水深の浅い礁原を利用するのは、投網（ウチャン）と貝類を対象としたモグリ採集である。投網をおこなう漁師は、肩に網を乗せて潮が引いた礁原を歩きながら、タイドプールの中にいる逃げ遅れた魚などをねらう。

一方、沿岸域の曽根を漁場として利用するのは、アギヤー組とカツオ一本釣り漁の活餌をねらったエサトリである。これらの漁法は、水深約30m前後のサンゴ礁の外縁部を群れで泳ぐタカサゴ科の魚を漁獲対象としている（写真2）。また、イソフエフキなどを対象としたマキオトシは、佐良浜と平良の間にある曽根を漁場として利用する。外洋では、釣り漁であるカツオ一本釣り漁やパヤオ漁、ソデイカ漁がおこなわれる。

これまでみてきたように、佐良浜でおこなわれている15種類の漁法のうち、11種類がサン

表2　佐良浜でおこなわれている漁法（2002年）

漁の種類	漁法の名称	備　　考
モリツキ漁	ハダカモグリ	素潜り漁
	ダイバー	スキューバーの技術を使用
採　集	モグリ採集	貝類やナマコなどを採集
網　漁	アギヤー	最も規模の大きい追い込み漁。2002年調査当時は、22人から構成され、5隻の船で船団を組んでいた。
	ツナカキヤー	中規模な追い込み漁。
	ウーギャン	小規模な追い込み漁。
	エサトリ	カツオ一本釣り漁などの撒き餌となる活餌漁
	アオッキャトイ	アオリイカの未成体を対象とした袖網のみを使う追い込み漁
	マチャン	定置網漁
	ウチャン	投網
釣り漁	カツオ一本釣り漁	カツオ船による一本釣り漁
	パヤオ漁	人工漁礁を利用した曳き縄漁など
	ソデイカ漁	はえ縄漁
	マキオトシ	石巻き落としを用いた一本釣り漁
養　殖	モズク	モズク養殖

漁の種類	漁法の名称	島	サンゴ礁						外洋域
		防波堤沿い	礁湖	礁原	礁縁（縁脚）	礁縁（縁溝）	礁斜面	曽根	
モリツキ漁	ハダカモグリ		■		■	■	■		
	ダイバー		■	■			■		
採　集	モグリ採集				■	■	■		
網　漁	アギヤー				■	■	■	■	
	ツナカキヤー				■	■	■		
	ウーギャン				■	■	■		
	エサトリ				■	■	■	■	
	アオッキャトイ				■	■	■		
	マチャン	■							
	ウチャン			■					
釣り漁	カツオ一本釣り漁								■
	パヤオ漁								■
	ソデイカ漁								■
	マキオトシ							■	
養　殖	モズク		■						

図3　漁法と漁場

注）サンゴ礁が外洋に向かって緩やかに傾斜する部分を礁斜面という。特に礁斜面の風上側では波浪の影響を受けて岩礁が尾根状に張り出す縁脚と、砂礫が活発に動く溝状の縁溝とよばれる微地形が交互に発達する（サンゴ礁地域研究グループ　1990）。

写真2　追い込み漁アギヤーの船団（著者撮影　2003年）

表3　潜水による漁法の種類と漁撈集団（2002年10月27日～11月28日）

漁法の種類		素潜り漁撈集団			スキューバーを利用する漁撈集団					
		A (5人)	B (1人)	C (1人)	A (4人)	B (5人)	C (6人)	D (2人)	E (1人)	F (8人)
追い込み漁	ツナカキヤー									
	ウーギャン	○			○					
	活　餌　漁					○	○			
	アオリイカ漁	○								
モ　リ　ツ　キ　漁		○		○	○	○	○	○	○	○
モ　グ　リ　採　集			○	○	○	○	○			
漁法の種類の合計		3	1	2	3	3	3	1	1	2

注1　（　）内の数字は協働する漁師数。
注2　素潜りとは、スキューバーダイビングの技術を利用しない形態をさす。
注3　スキューバーＦ組は、サトウキビ栽培を主生業とする8人の漁師から構成される。
注4　スキューバーＥ組は、潜水による漁法のほかに、モズク養殖に従事している。

ゴ礁を漁場としており、その漁法ごとに漁場として利用する微地形が異なる。1970年代と2000年代の久高島の漁撈活動の変化について調査をおこなった寺嶋（2001）が指摘するように、琉球列島の多くの地域において、地先の海を利用した漁業は外洋での漁業に移行したといえるだろう。しかし、本研究の対象地域である佐良浜の漁撈活動では、現在もサンゴ礁が重要な漁撈空間であるといえる。

2.2　漁法の組み合わせと対象魚種

佐良浜では、潜水による漁法のことをマドマーイとよぶ。これは、スキューバーの技術が導入される以前、船上から底がガラスになった箱で水面下の様子を覗き込み、漁をおこなっていたことに由来する。この箱は、マドとよばれていた。潜水による漁法を営む漁師は、マドを覗きながら魚のいるサンゴ礁をまわっていたことから、マドマーイとよばれている。現在では、スーニガマとよばれる3トン未満の動力船に、船主と船主に雇用された複数の漁師が乗り込み、漁を共におこなっている。表3は、現在佐良浜でおこなわれている潜水による漁法の種類と参与観察することのできた漁撈集団がおこなっている漁法の組み合わせを示し

ている。

表3が示すとおり、潜水による漁法を営む漁撈集団は、素潜りとスキューバーダイビングの技術を使用する二通りに分けることができる。参与観察することができた潜水による漁法を営む漁撈集団は全体で9集団あり、このうち、素潜り漁が3集団、スキューバーダイビングの技術を使用するのが6集団であった。これらの漁撈集団は、漁師が単独で操業する素潜りＢ組とＣ組、スキューバーＥ組以外は、2人から8人の構成員からなる集団漁であった。本論文では便宜的に、スキューバーダイビングの技術を使用しない漁師を「素潜り漁師」とよぶことにしたい。

素潜りＡ組は、ウーギャンとよばれる小規模な追い込み漁とアオリイカを対象とした追い込み漁、そしてモリツキ漁を組み合わせている。素潜りＢ組とＣ組は、高齢のため不定期に漁をおこなっている。一方、スキューバーダイビングの技術を利用するのは、スキューバーＡ組からＦ組までの6集団である。これらの組は、モリツキ漁と潜水による貝類など採集をおこなう。だが、スキューバーＡ組は、普段はモリツキ漁を主とするが魚群に遭遇したときなど臨機応変に対応できるように、ウーギャン用の袋網と袖網を常に船に搭載している。実際、観察期間中、1kgあたり800円という比較的高値のアマミスズメダイを追い込み漁によって漁獲したことがあった。また、参与観察することのできた漁撈集団の中で、モズク養殖を兼業でおこなっていたのは、スキューバーＥ組のみだった。スキューバーＥ組は、モズク網の手入れの合間に、島周囲の裾礁に潜って、ハタ科や大型のブダイ科などの高級魚をモリツキ漁で漁獲する。

このように、潜水による漁法を選択する漁師は、追い込み漁やモリツキ漁、モグリ採集などの複数の漁法を組み合わせて、活動をおこなうことが多い。基本的に、この組み合わせは一年をとおして変動しないが、その日の状況に応じて主となる漁法を選択する。また、表３で示したように、漁法の組み合わせは、モリツキ漁を軸にする点では共通するが、追い込み漁の選択の仕方で漁撈集団ごとにバリエーションが見られる。

表4は、伊良部漁業協同組合市場日報をもとに作成した、2002年10月27日から11月28日の間の漁撈集団ごとの漁獲物の内容を示している。小規模な追い込み漁とアオリイカを対象とした網漁、モリツキ漁を組み合わせる素潜りＡ組は、15種類の魚類と2種類のイカ、1種類のタコの合計18種類を漁獲している。一方、素潜りＢ組は、サラサバテイ（高瀬貝）とヤコウガイを対象とした採貝を専門としている。観察した漁撈集団の中で、もっとも漁獲物の種類が多いのは、スキューバーを利用するスキューバーＦ組であった。合計22種類の海洋生物を漁獲し、その内訳は、19種類の魚類と1種類のイカ、1種類のエビ、1種類のタコであった。表4によると、素潜りＡ組やスキューバーＦ組の主軸となる漁法は追い込み網漁だが、対象によってはモリツキ漁で漁獲することもある。網漁では、アイゴやスズメダイ科などの群れをねらう場合と、小さなサンゴ礁を囲んで多種多様な魚類を追い込む場合がある。後者の場合、何がとれるかは袋網を揚げるまで特定することができず、さまざまな海洋生物を一度に

表4　漁撈形態と漁獲物（2002年10月27日～11月28日）

漁獲物	科名	和名	素潜りの漁撈集団		スキューバーを利用する漁撈集団				
			A	B	A	B	C	D	F
魚類	ウツボ科	ウツボ			○	○	○	○	○
	サヨリ科	サヨリ	○						
	ヒメジ科	コバンヒメジ	○						○
		アカヒメジ			○				
	スズメダイ科	ロクセンスズメダイ							○
		アマミスズメダイ	○		○				
		ナミスズメダイ	○		○				
	ベラ科	シロクラベラ							○
	フエフキダイ科	ホオアカクチビ							○
		ヨコシマクロダイ							○
		ノコギリダイ	○		○				
		ハマフエフキ						○	○
		イソフエフキ							○
	アジ科	ツムブリ							○
		ロウニンアジ	○		○			○	○
	サバ科	イソマグロ						○	
	ブダイ科	ハゲブダイ（オス）			○	○			
		ハゲブダイ（メス）	○						○
		イチモンジブダイ（オス）				○	○		
		イチモンジブダイ（メス）					○		
		ナンヨウブダイ			○	○		○	
		イロブダイ（メス）	○						
		シロオビブダイ	○						
		キツネブダイ（オス）							○
	ニザダイ科	テングハギ	○						○
		ゴマハギ	○						○
		ミヤコテングハギ	○		○	○	○		○
		サザナミハギ	○						○
		クロハギ						○	
		クログチニザ							○
	アイゴ科	ハナアイゴ	○				○		○
	ハリセンボン科	ヒトヅラハリセンボン	○		○	○	○		○
	ハタ科	アオノメハタ			○	○	○	○	
		スジアラ			○	○	○	○	
		コクハンアラ			○	○	○	○	
	イサキ科	ムスジコショウダイ						○	
貝類	ニシキガイ科	サラサバテイ		○		○	○		
	シャコガイ科	ヒメジャコ			○	○	○		
	サザエ科	ヤコウガイ		○			○		
甲殻類	（イセエビ科）	未同定						○	○
頭足類	マダコ科	ワモンダコ	○				○		○
	ヤリイカ科	アオリイカ（幼体）	○						○
	コウイカ科	コブシメ	○		○	○	○	○	
合計		種数	18	2	15	12	14	12	22

出典　伊良部漁業協同組合市場日報より作成

獲ることができる。このため、素潜りＡ組とスキューバーＦ組は、モリツキ漁によって特定の生物種をターゲットとしたスキューバーを利用する漁撈集団に比べて種数が多くなる。

一方、スキューバーを利用し、潜水深度の深い礁斜面などでモリツキ漁や採集をおこなうスキューバーＡ組からＤ組は、漁獲対象物の種類が少ないものの、魚だけではなく、ヒメジャコやサラサバテイ、ヤコウガイなどの貝類も採集しているのが特徴である。サラサバテイは、

食用として島内市場に流通する肉のほかに、殻は島内の仲買人をとおして和歌山県新宮市のボタン会社に売られる。表4より、漁撈形態の違いが漁獲物に反映されていることを指摘できる。

それでは、このような漁撈形態の違いがどのように漁獲物に反映されているのか、さらに具体的にみていきたい。観察期間に記録された漁獲物は、全体で43種類であった。ヒトヅラハリセンボンや取引価格が1kgあたり500円前後で安定しているミヤコテングハギなどは、スキューバーの使用の有無に関わらず、共通して漁獲されている。共に追い込み漁をおこなう漁撈集団である素潜り漁Ａ組とスキューバーＦ組は、サンゴ礁の外縁部に群れるテングハギやゴマハギなどのニザダイ科の魚類、礁湖などの藻場に生息するアイゴやコバンヒメジを漁獲している。しかし、素潜りＡ組がサンゴ礁の浅瀬に群れるスズメダイ科のような小さい種もターゲットとするのに対して、スキューバーＦ組は礁斜面や底層に群れるホオアカクチビやイソフエフキなどのフエフキダイ科の魚類を漁獲している。つまり、同じように追い込み網漁を操業する漁撈集団であっても、スキューバーという近代技術の使用の有無による潜水深度の違いが、異なる水深や環境に生息する海洋生物を漁獲対象とすることを可能にしたといえる。

一方、スキューバーＡ組とＢ組は、中層域に生息するナンヨウブダイなど大型のブダイ科やスジアラ、アオノメハタなどのハタ科を漁獲している。これらの魚は、単独で行動することが多いため、モリツキ漁によって漁獲される。特にブダイ科のなかでもハゲブダイやイチモジブダイは体長の大きいオスを選別して漁獲している。調査期間中に、コウイカが産卵するため礁斜面の枝状のサンゴに群れ始めていた。まだ最盛期でなかったので水揚げは少なかったが、どの漁撈集団も冬場の主要なターゲットとして関心をもっていた。テングハギは、一年をとおしてサンゴ礁域に生息する。漁師によると、テングハギは礁湖内に点在する塊状サンゴのすきまに生息するという。このため、北風の強い冬季など、網漁をおこなうことがむずかしいときには、波浪の影響を受けにくい、礁湖で漁をおこない、テングハギをねらうという。

素潜りＡ組やスキューバーＦ組に漁獲されるアイゴやゴマハギ、コバンヒメジ、ハゲブダイ、ロクセンスズメダイ、アマミスズメダイ、ノコギリダイなどは、群集する習性があり、網漁によって漁獲される。アイゴやゴマハギは、一年中藻場に生息するが、夏期の方が肉厚になり、脂がのっておいしいと好まれる。

これまでみてきたように、マドマーイとよばれる潜水による漁法には、素潜りとスキューバーダイビングの技術を利用する2つの形態があり、サンゴ礁に生息する多種多様な海洋生物を漁獲している。コウイカやミヤコテングハギなど、多くの集団が捕獲対象とする種類がある一方、漁撈集団ごとに捕獲するターゲットが異なるのが特徴である。実際、すべての集団によって捕獲された海洋生物はなかったが、全体の約72％を占める31種が1集団あるいは2集団のみに漁獲されていた。集団ごとに組み合わせる漁法が異なり、対象となる魚種に重な

りが少ないという結果になった。このような生業活動の特徴をもつ素潜り漁師は、多種多様な漁獲対象について、どのように認識しているのだろうか。次章では、素潜り漁師への聞き取り資料をもとに魚の名づけ方と自然認識のあり方について分析をおこなう。

3　魚名の構造と個別名

3.1　魚名の構造

佐良浜では、魚類全体を指す場合、その生活形はゥズとよばれる。本調査により、ゥズに含まれる個々の方名は190個採集されたが、これは生物学的な分類における251種に対応する。このうち、1つの方名に複数の生物学的な種が対応する方名が52個あった。一方、1つの方名に生物学的な分類における1種の魚が対応する方名は138個あった。そのなかでも、生物学的分類では同種であるが、性別による色彩の違いや大きさなどによって呼び分けられている魚類が9種あった。

採集した方名は、民俗分類単位の下位区分としての並列的な種の名称を含まない第一次語彙素とアカ・イラウツ（赤い・イラウツ）やウヤキ・イラウツ（お金持ち・イラウツ）、クス・ファヤ・イラウツ（糞・食べる・イラウツ）のように、「イラウツ」という名称で呼ばれる区分が並列的に同位のものとして複数存在する第二次語彙素に区別することができる。

第一次語彙素は、単一でこれ以上分解不可能な語彙素からなるものと、分解可能な語彙素から構成されるものに区別することができる。単一の語彙素からなる方名には、トンボを意味するアオスン（セナスジベラ）や髭の生えた男性を意味するオジサン（タカサゴヒメジ）など、形態や生態的特徴を描写的に表現しているものと、スバタラ（サザナミハギ）やヌブサ（カンムリベラ）のように現代の佐良浜の民俗語彙では意味が不詳のものがある。

一方、複合的で分解可能な語彙素から構成される第一次語彙素からなる方名には、2種類あった。ひとつめは、分解可能で生産的な語彙素、すなわちアカ・ゥズ（赤い・魚）やフィーイ・ゥズ（大きい・魚）のように「ゥズ」という魚類を示す生活形名を含む語彙素である。ふたつめは、複合的な語彙素から構成されるが、他の魚の方名や複数の方名に共通する下位区分を示す名称を含まないものである。このような分解可能だが非生産的な語彙素には、説明的で記述的なものが多い。たとえば、キツネベラを指すアマン・ファヤは「ヤドカリ・食べる」を意味し、その捕食対象という生態的特徴が由来となっている。オイランヨウジを指すイン・バウは「海・這う」を意味し、海底を這うように進む行動の特徴が示されている。このような方名は、合計27個あった。

これら第一次語彙素に対し、他の魚の方名や複数の方名に共通する下位区分の名称を含む第二次語彙素は95個あった。たとえば、スジアラのアカ・ディン・ニバラ（赤い・銭・ニバラ）やアオノメハタのガラサ・ニバラ（カラス・ニバラ）、オオモンハタのタク・ノ・バン・ニバラ（タコ・の・番・ニバラ）には、「ニバラ」という語彙素が共通して含まれる。このように「ニバラ」という語彙素を含む方名は、合計13個あった。「ユラ」という語彙素を含

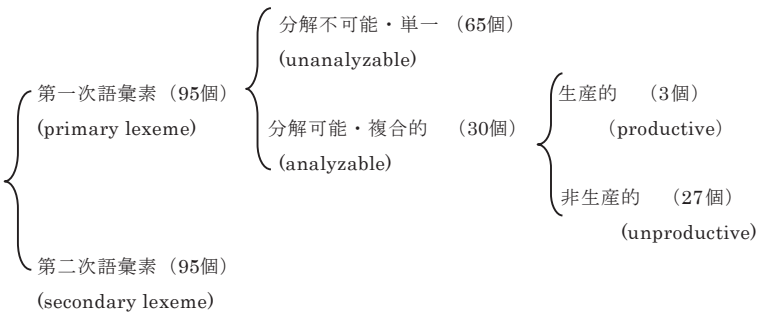

図４　魚名（個別名）の構造
松井（1991）を参考に作成した。

む方名は、「青い・ユラ」を意味するアウ・ユラ（ナンヨウハギ)、「赤い・ユラ」を意味するアカ・ユラ（赤い・ユラ、メガネクロハギ)、「かさぶた･ユラ」を意味するサミ・ユラ（ゴマハギ）などの3つからなる。これらの方名は、他の魚の方名や複数の方名に共通する語彙素に対して、形態や色彩などを修飾する語彙素が付加される構造となっている。つまり、語彙素分析により、これらの魚は、ある共通性から同じカテゴリーとしてくくられながらも、形態や色彩などの違いから個別のものとして識別されていることが指摘できる。

この語彙素分析の結果を、図4にまとめた。魚の方名を他の魚の方名や複数の方名に共通する下位区分の名称を含まない第一次語彙素とそれらを含む第二次語彙素に区別すると、95個ずつとその割合は同数であった。第一次語彙素の構成について分析した結果、その68％を占める65個の方名は単一で分解不可能な語彙素から構成されていた。一方、残り32％を占める30個の方名は分解可能な語彙素から構成され、このうち生産的語彙素が3個、そして非生産的語彙素が27個であった。

採集することのできた190個の方名のうち、第二次語彙素として半数を占める95個の方名が他の魚の方名や複数の魚類に共通する語彙素を含み、修飾語が付加される構造になっていた。これらの方名は、ひとつひとつの魚が色彩や模様、生態的特徴によって弁別されると同時に、ある共通性や類似性への関心によって魚が「仲間」としてまとめられていると指摘できる。

山田孝子は、他との類別的認識の過程にもとづいて命名されたものを包括名、他と区別することを前提として命名されたものを個別名とよび分けている（山田 1984)。魚名の語彙素分析から明らかになったように、佐良浜漁師の魚の認識のあり方は、複数の魚に対して、あるカテゴリー名を与えてひとつの集合としてみなしながらも、その集合内の個別の違いを詳述できることにある。たとえば、インフォーマントへのインタビューのなかで、個別名がなかなか思い出せず、「これは、これこれの仲間なんだけどなあ」と繰り返されることが、しばしばあった。つまり、よび名の記憶が薄れても、日常生活の中でその魚をほかの種との共通性からひとつの集合にまとめていることがうかがえる。本論文では、山田にならって、ほ

かの種と区別するために命名されたものを個別名、また、ある共通性から複数の種をひとつの集合として類別したものを包括名とよぶことにする。

3.2　個別名

それでは、ほかの種と区別された魚は、どのような点が着目されているのかを明らかにするために、個別名の命名法について分析していきたい。

前節でみてきたように、魚の個別名は基本名となる語彙素からなるものと、基本名に修飾語となる語彙素が合わさって構成されるものがある。修飾語となる語彙素の分析により、命名の際に着目される指標は、魚の体色（色彩）、模様、形態、生態的特徴の4つに大きくわけることができることがわかった（図5）。最も多かったのは色彩に着目した個別名で、全体の約41％を占める56個あった。そのうち、アカという赤や黄色などを示す語彙素からなる個別名が最も多く、半数以上の31個あった（図6）。次に青色を示すアウという語彙素が36個と多く、その他にフフ（黒い）、スス（白い）、黒色の象徴であるカラスを意味するガラサという語彙素がある。

色彩の次に多かった指標は、魚の形態に着目したものである。形態に着目した修飾語は、形態の状態と他の物質との類似性から形容されたものに分けることができる。状態をしめすものには、長い、平たい、幅が広い、大きいを意味する語彙素がある。また、類似性に着目したものには、ヌーマ（馬のように長い鼻）やヤージュマ（ヤモリのような形）、カタナ（刀のように平たく長い）などがある。生態的特徴に着目した修飾語は、生息場所と魚の行動、捕食対象にわけることができた。特に、生息場所に関して、サンゴ礁微地形の礁湖を意味するイナウ、底質を示すムー（藻場）やグー（岩礁）などを意味する語彙素がある。

それでは、具体的にどのように個別名が命名されているのかをみていきたい。表5は、魚の個別名の一例と命名の指標をしめしている。まず、体色を命名の指標とする場合である。前述したように、色彩を示す語彙素には、アウ（青）やアカ（赤）、スス（白）、フフ（黒）、

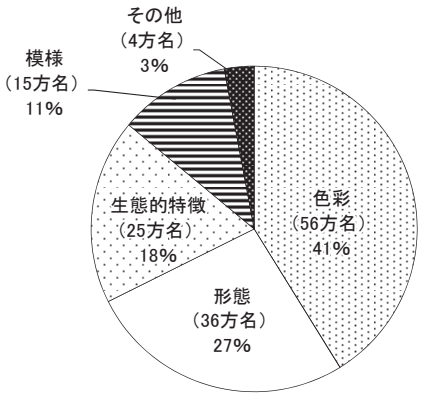

図5　命名法と指標（n=136）

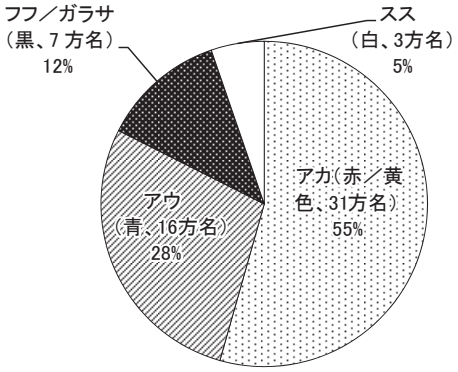

図6　指標となる色彩語彙（n=57）

表5　命名において着目される指標とその一例

着目される指標		方名	意味	和名
色彩		アウ・ツゥーパ	青い・出っ歯	カメレオンブダイ、ヒブダイ（オス）
		アカ・ジュウ・ガーミ	赤い・斑点・カーミ	ミヤコテングハギ
		アカ・バ・イラウツ	赤い・歯・イラウツ	ハゲブダイ（メス）
		フフ・ババ	黒い・ババ	テンジクイサキ
		スス・マイ・アカ・ィユ	白い・ぽい・赤い・魚	スミツキカノコ
模様		アヤ・アカ・ディン・ニバラ	綾模様・赤い・銭・ニバラ	コクハンアラ
		アヤ・ハイヴァカマ	綾模様・ハイヴァカマ	ムスジコショウダイ
		インドゥヤン・イラウツ	インド人・イラウツ	クロヘリイトヒキベラ（オス）
形態	状態	ナガ・ウタヤ	長い・おでこ	ナガブダイ（オス）
		ナガ・ウツ・ニバラ	長い・口・ニバラ	ヒトミハタ、サラサハタ
		フッヴァイ・ビツ	幅の広い・ヒツ	ナミスズメダイ
		ウヤキ・イラウツ	お金持ち・イラウツ	オビブダイ（オス）
	類似	クータンマ	枕	ミナミハコフグ、クロハコフグ
		ヒーダキ・フキャー	ホイッスル・吹く人	クギベラ
		ヘラー	スクリュー	ササムロ
		ヤージュマ・ゥズ	ヤモリ・魚	オグロトラギス
		ユヌンブ	天秤	ツノダシ
生態的な特徴	行動	ゴーゴー・カビッチャ	威嚇音・カビッチャ	ロクセンヤッコ、サザナミヤッコ
		マラウイ・カビッチャ	男性性器・カビッチャ	オニハタタテダイ、ハナグロチョウチョウウオ、ヤリカタギ
		トゥルン	ボーとしている状態	ヨコシマタマガシラ
		マジラク	一直線に進まない状態	アカモンガラ
	捕食対象	アマン・ファヤ	ヤドカリ・食べる者	キツネベラ
		クス・ファヤ・イラウツ	糞・食べる・イラウツ	ツキノワブダイ
		ウルゥス・ブラ	サンゴ・折る	アザミカワハギ、ハクセイハギ
	生息場所	ジャグ・ヌ・バン・ニバラ	活餌・の・番人・ニバラ	クロハタ、ユカタハタ、シマハタ
		イナウ・アウ・ガナマラ	礁湖・青い・頭	ユメウメイロ
		タク・ノ・バン・ニバラ	タコ・の・番人・ニバラ	オオモンハタ
		ムー・ヌ・イラウツ	藻場・の・イラウツ	ミゾレブダイ

ガラサ（カラス）があった。たとえば、ニジハタはアカ・ニバラ（赤い・ニバラ）、アカヒメジとウミヒゴイはアカ・イジャン（赤い・イジャン）とよばれる。ミヤコテングハギは下尾骨あたりの黄色い斑点に着目されて、アカ・ジュウ・ガーミ（赤い･点・カーミ）とよばれる。また、ハゲブダイのメスは、体色が黒いのに対して上あごと下あごが赤いため、アカ･バー（赤い･歯）とよばれる。同様に吻（ふん）が着目されるのは、カメレオンブダイとヒブダイのオスである。これらは、アウ・ツゥーパ（青い・出っ歯）とよばれる。イロブダイのメスは、下あごから尾びれにかけて黒いため、フフ・ヌイ（黒い･塗る）とよばれる。

次に、模様から命名される場合である。佐良浜では、縞模様のことをアヤ（綾）とよぶ。たとえば、コクハンアラは、その胴体の背から腹にかけた縞模様から、アヤ・アカ・ディン（綾・赤・銭）とよばれる。そのほかにも、アヤ・アジ（ホシカイワリ）やアヤ・ヌブサ（ブチススキベラ）、アヤ・ハイヴァカマ（ムスジコショウダイ）がある。さらに、模様は、あるものとの類似性に着目される場合がある。たとえば、インドゥヤン・イラウツ（インド人・ブダイ科）とよばれるクロヘリイトヒキベラのオスは、腹から尾にかけて複数の色がある。これは、インド人のサリーのように色鮮やかだと表現される。佐良浜のカツオ一本釣り漁師は、戦後、モルジブにカツオ漁のため出漁している。佐良浜漁師が、実際にサリーを目にすることができたとも考えられる。その鮮やかさが、印象に残ったのだろうか。一方、クロヘリイトヒキベラのメスの体色は、薄緑のほぼ一色である。オスに比べて地味な体色のメスについては、聞き取りや水揚げの際のインタビューでも、イラウツ（ブダイ科）の仲間だと指摘しても、個別名を答えられる人はいなかった。

また、体色が黒いことからカラスに類似性を見出す場合がある。たとえば、佐良浜でカラスを意味するガラサという語彙素が用いられるガラサ・ビツ（モンスズメダイ、タカサゴスズメダイ）やガラサ・ミーバイ（イシガキダイ）である。ところが、アオノメハタを指すガラサ・ニバラの場合は、体色ではなく、上あごがカラスの嘴のように黒く、鋭利である形態から名づけられる。

このように魚の形態を命名の指標とする際には、その性質や状態に着目する場合とある物質との類似性から形容する場合の二通りに分けることができる。ナガブダイのオスは、その前頭部が高くでていることからナガ・ウタヤ（長い・おでこ）とよばれる。一方、メスはその体色に着目され、アカ・ヌイ（赤い・塗る）とよばれる。また、吻の長さに着目される場合もある。ヒフキアイゴやマジリアイゴは、他のアイゴと比べて吻部が長いことからナガ・ウツ・アカ・アイ（長い・口・赤い・アイゴ）とよばれる。同様に、ナガ・ウツ・イジャン（オオスジヒメジ）やナガ・ウツ・マーユ（キツネフエフキ、シモフリフエフキ）がある。フッヴァイ・ビツ（幅の広い・ヒツ）とよばれるナミスズメダイは、スズメダイの中でも下あごから背にかけて幅が広いことに着目される。

そして、魚の内臓や肉の質の状態を命名の指標とする場合もある。オビブダイのオスは、ブダイ科のほかの種と比べて肝臓が大きいため、ウヤキ・イラウツ（お金持ち・イラウツ）とよばれる。佐良浜ではオビブダイの肝臓は食べないが、肝臓が大きいと腹部に脂がのっておいしいと好まれる。

次に、あるものとの形態的な類似性に着目して命名される事例をみていきたい。ミナミハコフグは、その四角い形状が木製の枕に類似していることから、クータンマ（枕）とよばれている。クギベラは、その突き出た吻をホイッスルにみたてて、ヒーダキ・フキャー（ホイッスル・吹く人）とよばれる。また、オグロトラギスは、長細い胴体との類似からヤージュマ・ゥズ（ヤモリ・魚）という。ツノダシは、長くのびる背びれを持ち上げると左右を均衡に保つ

ことができることから、ユヌンブ（天秤）とよばれている。カスミチョウチョウウオは、体の隅が黄色く、その内側は白くて四角い。この四角形を新聞にみたててシンブンとよばれるカスミチョウチョウは、佐良浜では食さないが、浅いサンゴ礁で網漁をおこなうとよく網にかかる、馴染み深い魚である。シロオビブダイは、上あごがオウムのように弓形に曲がっているため、オーム・イラウツとよばれる。これらは、身の回りにあるものや動物などに類似性を見出し、名づける事例だといえるだろう。

次に、魚の生態的な特徴から名づけられる事例についてみていきたい。テリトリー意識の強いサザナミヤッコやロクセンヤッコは侵入者にたいして音をだして威嚇することから、ゴーゴー・カビッチャ（威嚇音の擬音語・カビッチャ）とよばれている。ハナグロチョウチョウウオは、ペアで泳いでいることが多く、オスがメスのあと追い回すという形容からマラウイ・カビッチャ（男性性器・カビッチャ）とよばれる。また、捕食対象に着目する場合がある。たとえば、前述のように肉食性のキツネベラは、ヤドカリを食べるといわれ、アマン・ファヤ（ヤドカリ・食べる者）とよばれる。また、ツキノワブダイは、ほかの魚の糞を食べるといい、クス・ファヤ・イラウツ（糞・食べる・イラウツ）とよばれる。

一方、魚の生息場所の特徴が命名の指標となる事例がある。肉食性のクロハタは、岩礁や造礁サンゴの底層に単独で泳ぐ。佐良浜では、クロハタはカツオ漁の活餌となるテンジクダイが生息する場所周辺に棲むといわれ、ジャゴ・ヌ・バン・ニバラ（活餌・の・番人・ニバラ）とよばれる。ウメイロモドキとユメウメイロは、その生息場所が礁湖内か外洋かによって、アオ・ガナマラ（青い・頭）とイナウ・アオ・ガナマラ（礁湖・青・頭）とによび分けている。これらは、漁師の鋭い観察眼によって生態的な特徴が認識されて、命名されているといえるだろう。

以上、色彩と模様、形態、生態的な特徴が命名の指標となっていることをみてきた。これまで挙げた事例からみられるように、このように名づけられた魚には、魚類分類学上は同じ種であっても、その性別によって異なる個別名で区別されている場合がある。また、異なる種であっても、同じ個別名が与えられる場合がある。特に、ブダイ科は性別によって、その体色が異なるものが多く、魚類分類学上は同じ種であっても異なる方名によって名づけられている場合があった。たとえば、イチモンジブダイのオスは吻から頬にかけて青い線がある。佐良浜では、口ひげのある巡査をイメージし、イチモンジブダイのオスをジュンサ・イラウツとよぶ。ところが、メスは全体が薄紅でありながら腹部に緑や青など鮮やかな色が部分的にある。これを腹部が破けていると表現し、ンナカ・ピーキャ（おなか・破ける）とよび分けている。また、前述したハゲブダイは、メスはその吻の色彩に着目されてアカ・バ・イラウツ（赤い・歯・イラウツ）とよばれるが、オスは体色の青さからアウ・ミバタ（青い・ミバタ）と区別される。

さらに、ブダイ科のなかには、分類学上種は異なっても、形態と配色の類似性から同じ種類とみなされて、命名される場合がある。カワリブダイとヒメブダイは、吻部が丸いなど形

態が似ている。また、それぞれのオスとメスは、体色の配置が似ている。オスは頭部から背にかけて濃紺で、腹から全体にかけて明るい青緑色である。一方、メスは全体的には薄黄で、頭部から背にかけて灰色である。このため、カワリブダイとヒメブダイのオスはアウ・アヤガニ、メスはアカ・アヤガニとよび分けられている。また、オビブダイとヤマブキベラ、クロヘリイトヒキベラのように、特徴的な体色のオスには特定の個別名があるが、イラウツの仲間として認識はされているものの薄黄色の単色であるメスには特定の個別名がない場合があった。

4　魚を束ねる包括名

これまでみてきたように、個別名の語彙素分析より、素潜り漁師の鋭い観察眼をもとに、サンゴ礁に生息する多様な魚種が、その生態的な特徴や形態などを着目されて細やかに識別されていることが明らかとなった。一方、聞き取り調査では、このように個別に識別された魚種を個別名の聞き取りと同様に魚カードを用いて、「仲間」ごとに自由に分類してもらった。このように類別された集合を示す名称を包括名という。この章では、個別のものとして理解された魚が、ある基準から複数の種と共にまとめられて、ひとつの集合として理解される際の論理について探って行きたい。

魚カードを用いた調査によって収集できた包括名は、26個あった。その類別の基準として、ヒゲがあることや胴体の形態、体色や模様、皮を剥ぐことができること、肉の臭気などがあげられる。そして、このように類別された集合には、魚類分類学上の科と対応するものと複数の異なる科からなる場合の2通りにわけることができる。

佐良浜漁師の分類が、魚類分類学での科と対応した包括名は22個あった。このなかには、119種類の魚類がふくまれる。たとえば、沖縄県魚として有名なグルクンは、佐良浜ではクマザサハナムロ、タカサゴ、ハナタカサゴ、ウメイロモドキ、ユメウメイロ、ササムロといったタカサゴ科の6種の魚類からなる。ただし、タカサゴはその大きさによって、大きいものをフゥーイ・ズ（大きい・魚）、小さいものをアカ・ッズ（赤い・魚）とよびわけている。つまり、グルクンという包括名には、7個の個別名によって区別された魚類が含められる。それぞれの魚類は生息場所や形態の類似からひとつの集合として認識されているが、それとともに肉質や味、調理方法、性質の違いなどの特徴が細かく指摘された。グルクンのなかでも身の柔らかいクマザサハナムロは、塩漬けにするのが好まれる。ササムロは、グルクンのなかでも尾が長く、泳ぐのが速いといわれる。このため、船のスクリューを意味するヘラーとよばれている。

その多くが体長10cmにも満たないスズメダイ科の魚類も、形態や味などの属性から細かく区別されて命名されている。本研究では、スズメダイ科の魚類のち、13種類の個別名を収集することができ、これらはヒツという名称で包括されることが明らかとなった。特に、アマミスズメダイはスズメダイ科のなかでも肉厚で美味な魚として人気があり、サンゴ礁を利

用する素潜り漁師が漁獲対象として注目する魚である。また、カツオ一本釣り漁師からは、もっともカツオの食いつきのいい活餌となると評価されている。タナンラと呼ばれるロクセンスズメダイも、醤油の煮付けにするのが好まれる商品価値の高い魚である。

一方で、分類学上では異なる科ではあるが、ひとつの集合として理解される場合もあった。たとえば、チョウチョウウオ科のシチセンチョウチョウウオやハグロチョウチョウウオなどが、キンチャクダイ科のサザナミヤッコやロクセンヤッコと、「カビッチャ」とよばれるひとつの集合として類別されている。これらは、胴体の形状が類別の基準とされる。さらに、形態の類似性からニバラという包括名でまとめられるハタ科とイシダイ科についても、みていきたい。ニバラの仲間として類別された魚として、23種類の個別名を収集することができた。その多くは、仲買いに1kg当たり1,000円以上で取引される高級魚である。たとえば、マダラハタは、産卵シーズンには夜中にサンゴ礁に近づくことから、ユズ・ニバラ（夜中・ニバラ）とよばれる。カンモンハタは、岩礁に生息するため、スサ・グー・ニバラ（平たい・干出したサンゴ礁・ニバラ）とよばれる。また、ツチホゼリは、アウ・ニバラ（青･ニバラ）とよばれて、体色の薄青が着目されている。これらの魚は、生態的な特徴や形態、体色の配置などの特性が着眼されることによって、個別のものとして理解される一方で、類似性が見いだされることで同じ仲間の魚として認識されている。

このように、魚の方名をくわしく調べることによって、佐良浜漁師が、多くの魚をある指標から個別なものとして分けたり、一つの集合としてまとめて理解している姿がみえてきた。特に、利用頻度の高い魚ほど関心がはらわれ、個別のものとして、その色彩や形態、生態特徴などから記述的に命名されている。

5　むすびとして

魚名の命名法の分析により、サンゴ礁地形を生業の場とする素潜り漁師が、日常生活の中で生息場所や形態、肉質や味、調理方法、性質の違いといった利用にかかわる視点から細やかに漁獲対象である魚を観察している姿を明らかにしてきた。たとえば、高級魚として有名なハタ科などは「ニバラ」という名称で仲間分けされるが、佐良浜の素潜り漁師のまなざしをとおすと、23種類の個別の魚として識別され、命名され、さらに、それぞれがどのような特徴なのかを詳述された。佐良浜漁師の魚をめぐる自然認識のあり方は、その形態や色彩などの特徴からひとつの集合として包括しながらも、一方で、その魚の個別性に鋭く着眼していると指摘できる。そこには、人間の魚に対する親密さやまなざしの深さが反映されているととらえることができるのではないだろうか。つまり、サンゴ礁が育む生物多様性に対する人びとの生業の多様性が、自然認識の多様さを育んできたといえる。

しかし、サンゴ礁を利用する素潜り漁も魚価の下落や後継者不足という社会経済的な変化のなか、その様相は変わろうとしている。そこで失われるのは素潜り漁という技法だけではなく、漁撈という身体的経験をとおした魚とサンゴ礁をめぐる人びとの関わり方や心象風景

そのものであり、そして、その風景を描写する言葉という文化だといえるだろう。私たちは、この文化的危機に対して自然との関わりの中から生活世界を総体的に問い直す必要があるのではないだろうか。

謝辞

本稿は、2008年に京都大学大学院人間・環境学研究科へ提出した博士論文『サンゴ礁資源利用に関する人類学的研究：沖縄・佐良浜の事例から』の「第3章　サンゴ礁をめぐる自然条件と民俗知識」の一部を大幅に加筆修正したものである。本研究をとおして、佐良浜のみなさんからは多大なご協力をいただいた。本稿で素描した魚の方名と自然認識のあり方について、音声表記による記録や世代や生業の違いによる個人差など残された課題は多い。しかし、話者が高齢化する中、不十分ながらも記録資料として残すことに意味があると考え、さらなる調査と分析の必要性を痛感しながらも発表するに至った。今後、さらに島の人びとから教えをいただきながら、生物資源利用と自然認識のあり方についてより理解を深めたい。

本稿の元となった博士論文の執筆にあたり、山田孝子京都大学名誉教授と菅原和孝教授（京都大学）、田中雅一教授（京都大学）、竹川大介教授（北九州大学）から多くのご指導とご助言をいただきました。また、渡久地健准教授（琉球大学）より琉球列島におけるサンゴ礁漁撈文化とその研究動向についてご教授いただきました。本稿執筆にあたり、魚の方名に関する資料整理では鈴木愛さん（京都大学アジア・アフリカ研究科）に手伝っていただいた。これらの方々に深く感謝いたします。

引用文献

Berlin, B., D. Breedlove and P. H. Raven

1973　General Principles of Classification and Nomenclature in Folk Biology. *American Anthropologist* 70（2）:290-299.

市川光雄

1977　「宮古群島大神島における漁撈活動：民族生物学的研究」、加藤泰安、中尾佐助、梅棹忠夫（編）、『探検・地理・民族誌』、中央公論社、pp.495-533。

五十嵐忠孝

1977　「トカラ列島漁民のヤマアテ」、渡辺仁（編）、『生態』、雄山閣出版、pp.139-161。

伊良部村

1978　『伊良部村史』、伊良部村。

伊良部町

2004　『伊良部町統計』

福井勝義

1991　『認識と文化：色と模様の民族誌』、東京：東京大学出版。

原子令三
1972「嵯峨島漁民の生態人類学的研究：特に自然と人間の諸関係について」、『人類学　雑誌』、80(2):81-112。
堀信行
1980 「奄美諸島における現成サンゴ礁の微地形構成と民族分類」、『人類科学』(32):187-224。
内閣府沖縄総合事務局農林水産部
2007 『第35次沖縄農林水産統計年報』
内藤直樹
1999「“産業としての漁業”において人－自然関係は希薄化したか:沖縄県久高島におけるパヤオを利用したマグロ漁の事例から」、『エコソフィア』、(4):100-118。
2003 「個人のこころみが支える生業変容:沖縄県久高島における生業活動の変遷の過程から」、篠原徹（編）、『越境』、朝倉書店、pp. 191-220。
野口武徳
1972 『沖縄池間島民俗誌』、未来社。
松井健
1989 『琉球のニュー・エスノグラフィー』、人文書院。
1991 『認識人類学論攷』、昭和堂。
目崎茂和
2001 「イノーに生きる民俗世界」、『エコソフィア』、(7):10-15。
三田牧
2004 「糸満漁師、海を読む:生活の文脈における“人々の知識”」、『民族学研究』 68 (4):465-485。
サンゴ礁地域研究グループ（編）
1990 『熱い自然:サンゴ礁の環境誌』、古今書院。
篠原徹
2005 『自然を生きる技術：暮らしの民俗自然誌』、吉川弘文館。
島袋伸三
1990 「沖縄のサンゴ礁海域の地名」、谷川健一（編）『渚の民俗誌』、三一書房。
総務省統計局
2006 『平成17年　国勢調査』。
須藤健一
1978 「サンゴ礁海域における磯漁の実態調査報告 (2):石垣市登野城地区漁民の潜水漁法」、『国立民族学博物館研究報告』、3 (3):535-556。
高橋そよ
2002 「“ヤギの眠る海”で漁をする:沖縄・佐良浜漁民の漁撈活動と自然認識について」、『生態人類学会ニュースレター』、(8):4-5。

2004 「沖縄・佐良浜における素潜り漁師の漁場認識:漁場をめぐる「地図」を手がかりとして」、『エコソフィア』、(14):101-119。

2005 「サンゴ礁資源をめぐる取引慣行とリスク回避：沖縄・佐良浜の事例から」、『生態人類学会ニュースレター』、(11):2-4。

2008 『サンゴ礁資源利用に関する人類学的研究：沖縄・佐良浜の事例から』（学位論文）、京都大学大学院人間・環境学研究科提出。

竹川大介

1996 「沖縄糸満系漁民の進取性と環境適応：潜水追込漁アギヤーの分析をもとに」、『列島の文化史』、(10):75-120。

2003 「実践知識を背景とした環境への権利：宮古島潜水漁業者と観光ダイバーの確執と自然観」、『国立歴史民俗博物館研究報告』、(105):89-122。

多紀保彦・河野博・坂本一男・細谷和海（監修）

2005 『新訂　原色魚類大図鑑』、北隆館。

寺嶋秀明

1977 「久高島の漁撈活動：沖縄諸島の一沿岸漁村における生態人類学的研究」、伊谷純一郎、原子令三（編）、『人類の自然誌』、雄山閣出版、pp. 167-239。

2001 「サンゴ礁のかなたをめざす海人たち」、『エコソフィア』、(7):16-21。

渡久地健

2011 「サンゴ礁の環境認識と資源利用」、湯本貴和編、田島佳也・安渓遊也責任編集『島と海と森の環境史』文一総合出版、pp. 233-259。

渡久地健・西銘史則

2013 「漁民のサンゴ礁漁場認識:大田徳盛氏作製の沖縄県南城市知念『海の地名図』を読む」、『地理歴史人類学論集』、(4):77-102, 琉球大学法文学部。

渡久地健・高田普久男

1991 「小離島における空間認識の一側面（Ⅰ):久高島のサンゴ礁地形と民俗分類」、『沖縄地理』、(3):1-20。

山田孝子

1984 「沖縄県、八重山地方における植物の命名、分類、利用:比較民族植物学的考察」、『リトルワールド研究報告』、(7):25-235。

2012 『南島の自然誌：変わりゆく人－植物関係』、昭和堂。

附表　魚の方名（沖縄・伊良部島、佐良浜地区）

和　　名	学　　名	方　　名（佐良浜）
アオスジエビス	*Sargocentron tiere*	ハスナガ
アオスジモンガラ	*Xanthichthys caeruleolineatus*	ジキラ
アオチビキ	*Aprion virescens*	アウ・マツ
アオノメハタ	*Cephalopholis argus*	ガラサ・ニバラ
アオブダイ（オス）	*Scarus ovifrons*	フフ・イラウツ
アオヤガラ	*Fistularia commersonii*	ヒー・フツ
アカオビハナダイ	*Pseudanthias rubrizonatus*	イスィ・ガナマラ
アカオビベラ	*Stethojulis bandanensis*	ムー・ヌ・ゥズ
アカハタ	*Epinephelus fasciatus*	ミッダマイ
アカハチハゼ	*Valenciennea strigata*	タバコ・フキャー
アカヒメジ	*Mulloidichthys vanicolensis*	アカ・イジャン
アカマダラハタ	*Epinephelus fuscoguttatus*	アラ・ニバラ
アカマツカサ	*Myripristis berndti*	フッ・ミ・アカ・ィユ
アカモンガラ	*Odonus niger*	マジラク
アザミカワハギ	*Amanses scopas*	ウルゥス・ブラ
アジアコショウダイ	*Plectorhinchus picus*	アナ・グル
アマクチビ	*Lethrinus erythracanthus*	マングル・ブタイ
アマミスズメダイ	*Chromis chrysurus*	ブッジャー
アマミフエフキ	*Lethrinus miniatus*	フツナズ
アミアイゴ（幼魚）	*Siganus spinus*	ハラフニャー
アミフエフキ	*Lethrinus semicinctus*	フツナズ
アミメフエダイ	*Lutjanus decussatus*	アカ・ンチャ
アミメブダイ（メス）	*Scarus frenatus*	アカ・アヤ・ガニ
アヤコショウダイ	*Plectorhinchus lineatus*	アカ・ハイヴァカマ
イケカツオ	*Scomberoides lysan*	ヤイ・ヒャール
イシガキダイ	*Oplegnathus punctatus*	ガラサ・ミーバイ
イシガキハタ	*Epinephelus hexagonatus*	グー・ニバラ
イスズミ	*Kyphosus vaigiensis*	アカ・ババ
イソフエフキ	*Lethrinus atkinsoni*	フツナズ
イソモンガラ	*Pseudobalistes fuscus*	アウ・ジキラ
イチモンジブダイ（メス）	*Scarus forsteni*	ンナカ・ピーキャ
イッテンフエダイ	*Lutjanus monostigma*	アカ・ンチャ
イットウダイ	*Sargocentron spinosissimum*	イスィ・アカ・ィユ
イトタマガシラ	*Pentapodus nagasakiensis*	サダミ
イロブダイ（メス）	*Cetoscarus bicolor*	フフ・ヌイ
ウシバナトビエイ	*Rhinoptera javanica*	ス・ダク
ウミヒゴイ	*Parupeneus chrysopleuron*	アカ・イジャン
ウメイロモドキ	*Caesio teres*	アウ・ガナマラ
オイランヨウジ	*Doryrhamphus dactyliophorus*	イン・バウ
オオアオノメアラ	*Plectropomus areolatus*	アカ・ディン・ニバラ
オオスジヒメジ	*Parupeneus barberinus*	ナガ・ウツ・イジャン
オオヒメ	*Pristipomoides filamentosus*	アカ・マツ
オオフエフキ	*Lethrinus microdon*	アカ・ウツ・マーユ
オオモンハゲブダイ	*Chlorurus bowersi*	アカ・ガマッチャ
オオモンハタ	*Epinephelus areolatus*	タク・ノ・バン・ニバラ
オキザヨリ	*Tylosurus crocodilus crocodilus*	スッズー
オキフエダイ	*Lutjanus fulvus*	アカ・ンチャ
オグロトラギス	*Parapercis polyophtalma*	ヤージュマ・ゥズ
オジサン	*Parupeneus multifasciatus*	ウツナー・ヌーラ
オジロバラハタ	*Variola albimarginata*	ブナガ
オトヒメベラ	*Pseudojuloides elongatus*	ミー・ガマ・ッサビ

和　　名	学　　名	方　　名（佐良浜）
オニカマス	*Sphyraena barracuda*	チクルゥ
オニテングハギ	*Naso brachycentron*	ヌーマ・マスゥ
オニハタタテダイ	*Heniochus monoceros*	マラウイ・カビッチャ
オビテンスモドキ	*Novaculichthys taeniourus*	アカ・ミー・プッル
オビブダイ（オス）	*Scarus schlegeli*	ウヤキ・イラウツ
オヤビッチャ	*Abudefduf vaigiensis*	タナンラ
カスミアジ	*Caranx melampygus*	プン
カスミチョウチョウウオ	*Hemitaurichthys polylepis*	シンブン
カスリハタ	*Epinephelus tukula*	アラ・ニバラ
カツオ（大きいもの）	*Katsuwonus pelamis*	ダイバン
カマスサワラ	*Acanthocybium solandri*	サーラ
カメレオンブダイ	*Scarus chameleon*	アウ・ツゥーパ
カワリブダイ（メス）	*Scarus scaber*	アカ・アヤ・ガニ
ギチベラ	*Epibulus insidiator*	ンタグルキャ
キツネウオ	*Pentapodus macrurus*	サダミ
キツネフエフキ	*Lethrinus olivaceus*	ナガ・ウツ・マーユ
キツネブダイ	*Hipposcarus longiceps*	ブータ
キツネベラ	*Bodianus bilunulatus*	アマン・ファヤ
キハダ	*Thunnus albacares*	シュビ
キヘリモンガラ	*Pseudobalistes flavimarginatus*	ジキラ
キホシスズメダイ	*Chromis flavomaculatus*	フフ・ビツ
キンギョハナダイ	*Pseudanthias squamipinnis*	イスィ・ガナマラ
クギベラ	*Gomphosus varius*	ヒーダキ・フキャー
クサヤモロ	*Decapterus macarellus*	ユッル
カンムリブダイ（クジラフッタイ）	*Bolbometopon muricatum*	クジラッ・ブッダイ
クマザサハナムロ	*Pterocaesio tile*	ウクー
クラカオスズメダイ	*Amblyglyphidodon curacao*	フッヴァイ・アウ・ビツ
クラカケエビス	*Sargocentron caudimaculatum*	イスィ・アカ・ィユ
グルクマ	*Rastrelliger kanagurta*	ビークン
クロカジキ	*Makaira mazara*	ヴァレン
クログチニザ	*Acanthurus pyroferus*	アカ・バン・クースキャ
クロコショウダイ	*Plectorhinchus gibbosus*	アナ・グル
クロダイ	*Acanthopagrus schlegeli*	ツン
クロハギ	*Acanthurus xanthopterus*	トゥカジャ
クロハコフグ	*Ostracion meleagris*	クータンマ
クロハタ	*Aethaloperca rogaa*	ジャグ・ヌ・バン・ニバラ
クロヘリイトヒキベラ（オス）	*Cirrhilabrus cyanopleura*	インドゥヤン・イラウツ
クロモンツキ	*Acanthurus nigricaudus*	イナウ・クースキャ
コガネシマアジ	*Gnathanodon speciosus*	ガーラ
コクハンアラ	*Plectropomus laevis*	アヤ・アカ・ディン・ニバラ
コバンヒメジ	*Parupeneus indicus*	ウスン・パンカ
ゴマアイゴ	*Siganus guttatus*	ヤド・アイ
ゴマニザ	*Acanthurus guttatus*	サミ・ユラ
ゴマハギ	*Zebrasoma scopas*	サミ・ユラ
ゴマフエダイ	*Lutjanus argentimaculatus*	アカ・ンチャ
サザナミトサカハギ	*Naso vlamingii*	マスゥ
サザナミハギ	*Ctenochaetus striatus*	スバタラ
サザナミヤッコ	*Pomacanthus semicirculatus*	ゴーゴー・カビッチャ
ササムロ	*Caesio caerulaureus*	ヘラー
サラサハタ	*Chromileptes altivelis*	ナガ・ウツ・ニバラ
サンゴアイゴ	*Siganus corallinus*	フッヴァイ・アカ・アイ
シチセンベラ	*Lienardella fasciata*	アッヴァミ・ヌ・ゥズ

和　　名	学　　名	方　　名（佐良浜）
シマハギ	*Acanthurus triostegus*	サータ・ニニムヤ
シマハタ	*Cephalopholis igarashiensis*	ジャグ・ヌ・バン・ニバラ
シモフリアイゴ	*Siganus canaliculatus*	ミャーン
シモフリフエフキ	*Lethrinus lentjan*	ナガ・ウツ・マーユ
シロオビブダイ	*Scarus spinus*	オーム・イラウツ
シロクラベラ	*Choerodon shoenleinii*	マクブ
シロダイ	*Gymnocranius euanus*	ッス・ィユ
スジアラ	*Plectropomus leopardus*	アカ・ディン・ニバラ
スジクロハギ	*Acanthurus leucopareius*	サミ・ユラ
スジブダイ	*Scarus rivulatus*	アカ・ガマッチャ
スマ	*Euthynnus affinis*	ウブシュー
スミツキカノコ	*Sargocentron melanospilos*	スス・マイ・アカ・ィユ
セダカハナアイゴ	Siganus sp.	アカ・バニ・ャーイ
セナスジベラ	*Thalassoma hardwicke*	アウスン
ソウシハギ	*Aluterus scriptus*	サンスナ
ダイダイブダイ	*Scarus globiceps*	スサ・バツゥ
タイワンブダイ	*Calotomus carolinus*	ハイガサ・イラウツ
タカサゴ（大きいもの）	*Pterocaesio digramma*	フゥーイ・ゥズ
タカサゴスズメダイ	*Chromis weberi*	ガラサ・ビツ
タカサゴヒメジ	*Parupeneus heptacanthus*	オジサン
タチウオ	*Trichiurus japonicus*	ホオチョウ
タツノオトシゴ	*Hippocampus coronatus*	イン・ヌ・ヌゥマ・ガマ
タマメイチ	Gymnocranius sp.	ッス・ィユ
タレクチベラ	*Hemigymnus melapterus*	スヴァッタイ
チョウチョウコショウダイ	*Plectorhinchus chaetodonoides*	フフ・ハイヴァカマ
ツバメウオ	*Platax teira*	ウツビラ
ツバメコノシロ	*Polydactylus plebeius*	ダー・ナガ・ィユ
ツマグロマツカサ	*Myripristis adusta*	フッ・ミ・アカ・ィユ
ツマリテングハギ	*Naso brevirostris*	ウンパン・マスゥ
ツマリトビウオ	*Parexocoetus brachypterus brachypterus*	トッビュ
ツムブリ	*Elagatis bipinnulata*	ヤマト・ナガ・ィユ
デバスズメダイ	*Chromis viridis*	アウ・ビツ
テングカワハギ	*Oxymonacanthus longirostris*	カーニン
テングハギ	*Naso unicornis*	マブユ
テングハギモドキ	*Naso hexacanthus*	マスゥ
テンジクイサキ	*Kyphosus cinerascens*	フフ・ババ
テンジクガレイ	*Pseudorhombus arsius*	スサ
トカラベラ（オス）	*Halichoeres hortulanus*	ヌブサ
トガリエビス	*Sargocentron spiniferum*	ハスナガ
トラギス	*Parapercis pulchella*	スス・ビューサー
ナガブダイ(メス)	*Scarus rubroviolaceus*	アカ・ヌイ
ナガメイチ	*Gymnocranius microdon*	マーユ
ナミスズメダイ	*Amblyglyphidodon leucogaster*	フッヴァイ・ビツ
ナミハタ	*Epinephelus ongus*	ユズィ・ニバラ
ナンヨウチヌ	*Acanthopagrus pacificus*	ツン
ナンヨウツバメウオ	*Platax orbicularis*	ウツビラ
ナンヨウハギ	*Paracanthurus hepatus*	アウ・ユラ
ナンヨウブダイ	*Chlorurus microrhinos*	アウ・バツゥ /ビキ・バツゥ
ニザダイ	*Prionurus scalprum*	カーミ
ニシキブダイ（メス）	*Scarus prasiognathos*	フフ・スサ・バツゥ
ニジハギ	*Acanthurus lineatus*	ツングー
ニジハタ	*Cephalopholis urodeta*	アカ・ニバラ

和　　名	学　　名	方　　名（佐良浜）
ニセカンランハギ	*Acanthurus dussumieri*	イナウ・クースキャ
ニセクロホシフエダイ	*Lutjanus fulviflamma*	ハー・ヌ・アイ・アカ・ンチャ
ネズミフグ	*Diodon hystrix*	アウ・バニ・ットゥトゥ
ノコギリダイ	*Gnathodentex aureolineatus*	ンミサッビ
ハクセイハギ	*Cantherhines dumerilii*	ウルゥス・ブラ
ハゲブダイ（メス）	*Chlorurus sordidus*	アカ・バ・イラウツ
ハチジョウアカムツ	*Etelis carbunculus*	アカ・マツ
ハナアイゴ	*Ariosoma anagoides*	アウ・アイ
ハナエビス	*Sargocentron ensiferum*	フス・マイ・アカ・ィユ
ハナグロチョウチョウウオ	*Chaetodon ornatissimus*	マラウイ・カビッチャ
ハナゴイ	*Pseudanthias pascalus*	アウ・ッズ・ガマ
ハナタカサゴ	*Caesio lunaris*	ハー・ゥズ
ハナフエダイ	*Pristipomoides argyrogrammicus*	アカ・マツ
ハナフエフキ	*Lethrinus ornatus*	フツナズ
ハマダイ	*Etelis coruscans*	アカ・マツ
ハマフエフキ	*Lethrinus nebulosus*	マーユ
バラハタ	*Variola louti*	ブナガ
バラフエダイ	*Lutjanus bohar*	アカ・イラウツ
ハリセンボン	*Diodon holocanthus*	ナガ・ツゥーズ・ットゥトゥ
ヒトスジタマガシラ	*Scolopsis monogramma*	イナウ・サダミ
ヒトヅラハリセンボン	*Diodon liturosus*	アカ・バニ・ットゥトゥ
ヒトミハタ	*Epinephelus tauvina*	ナガ・ウツ・ニバラ
ヒフキアイゴ	*Siganus unimaculatus*	ナガ・ウツ・アカ・アイ
ヒブダイ（メス）	*Scarus ghobban*	アカ・ザシュフ
ヒメアイゴ	*Siganus virgatus*	フッヴァイ・アカ・アイ
ヒメダイ	*Pristipomoides sieboldii*	ミッブ
ヒメテングハギ	*Naso annulatus*	ツノ・マスゥ
ヒメフエダイ	*Lutjanus gibbus*	ミミジャー
ヒメブダイ（メス）	*Scarus oviceps*	アカ・アヤ・ガニ
ヒラニザ	*Acanthurus mata*	トゥカジャ
ヒレナガハギ	*Zebrasoma veliferum*	ビッビャ
フウライボラ	*Crenimugil crenilabis*	ブラ
ブダイ	*Calotomus japonicus*	ハイガサ・イラウツ
フタスジタマガシラ	*Scolopsis bilineata*	イナウ・サダミ
ブチススキベラ	*Anampses caeruleopunctatus*	アヤ・ヌブサ
ブチブダイ	*Scarus niger*	ブイヤツ・イラウツ
ヘラヤガラ	*Aulostomus chinensis*	カタナ・ジャヤー
ホオアカクチビ	*Lethrinus rubrioperculatus*	アカ・ウツ・マーユ
ホシカイワリ	*Carangoides fulvoguttatus*	アヤ・アジ
ホシゴンベ	*Paracirrhites forsteri*	ミタイ・ニバラ
ホシフグ	*Arothron firmamentum*	スバウニャ
ホホスジタルミ	*Macolor macularis*	タカジュ
マジリアイゴ	*Siganus puellus*	ナガ・ウツ・アカ・アイ
マダラタルミ	*Macolor niger*	タカジュ
マダラハタ	*Epinephelus polyphekadion*	ユズィ・ニバラ
マルクチヒメジ	*Parupeneus cyclostomus*	アウ・スマ・ムイ・カタカス
ミズン（イナウ）	*Herklotsichthys quadrimaculatus*	カー・ミジュヌ
ミゾレブダイ	*Leptoscarus vaigiensis*	ムー・ヌ・イラウツ
ミナミイスズミ	*Kyphosus sp.*	アカ・ババ
ミナミキントキ	*Priacanthus sagittarius*	デンキ・ミー
ミナミクロダイ	*Acanthopagrus sivicolus*	ツン
ミナミハコフグ	*Ostracion cubicus*	クータンマ

和　　名	学　　名	方　　名（佐良浜）
ミナミハナダイ	*Luzonichthys waitei*	アウ・ッズ・ガマ
ミヤコテングハギ	*Naso lituratus*	アカ・ジュウ・ガーミ
ムスジコショウダイ	*Plectorhinchus diagrammus*	アヤ・ハイヴァカマ
ムネアカクチビ	*Lethrinus xanthochilus*	アカ・ウツ・マーユ
ムラサメモンガラ	*Rhinecanthus aculeatus*	フフビ
メアジ	*Selar crumenophthalmus*	ガツヌ
メイチダイ	*Gymnocranius griseus*	タイミー
メガネクロハギ	*Acanthurus nigricans*	アカ・ユラ
メガネモチノウオ	*Cheilinus undulatus*	ヒロシ
モンガラカワハギ	*Balistoides conspicillum*	クブシミャ・ヌ・ンマ・ヌ・フフビ
モンスズメダイ	*Chromis xanthura*	ガラサ・ビツ
モンツキアカヒメジ	*Mulloidichthys flavolineatus*	スサ・ガタカス
モンツキハギ	*Acanthurus olivaceus*	アカ・バン・クースキャ
ヤクシマイワシ	*Atherinomorus lacunosus*	ハダラー
ヤマトカマス	*Sphyraena japonica*	アカ・バン・カマサー
ヤマトミズン	*Amblygaster leiogaster*	ミジュヌ
ヤリカタギ	*Chaetodon trifascialis*	マラウイ・カビッチャ
ユカタハタ	*Cephalopholis miniata*	ジャグ・ヌ・バン・ニバラ
ユメウメイロ	*Caesio cuning*	イナウ・アウ・ガナマラ
ヨコシマクロダイ	*Monotaxis grandoculis*	タイミー
ヨコシマタマガシラ	*Scolopsis lineata*	トゥルン
ヨコフエダイ	*Lutjanus malabaricus*	アカ・ンチャ
ヨメヒメジ	*Upeneus tragula*	イジャン
リュウキュウアカヒメジ	*Mulloidichthys pflugeri*	イジャン
リュウキュウダツ	*Strongylura incisa*	スッズー
リュウキュウヒメジ	*Parupeneus pleurostigma*	ウツナー・ヌーラ
リュウキュウヤライイシモチ	*Cheilodipterus macrodon*	イシィダ
ルリスズメダイ	*Chrysiptera cyanea*	アウ・ビィー
ルリホシスズメダイ	*Plectroglyphidodon lacrymatus*	クルキャ
レモンスズメダイ	*Chrysiptera rex*	アカ・ビィー
レモンブダイ	*Scarus quoyi*	スサ・バツゥ
ロウニンアジ	*Caranx ignobilis*	プン
ロクセンスズメダイ	*Abudefduf sexfasciatus*	タナンラ
ロクセンフエダイ	*Lutjanus quinquelineatus*	アカ・ンチャ
ロクセンヤッコ	*Pomacanthus sexstriatus*	ゴーゴー・カビッチャ

※1　学名については次の文献を参照した。
日外アソシエーツ編2008『魚介類2.5万　名前大辞典』、日外アソシエーツ。多紀保彦・河野博・坂本一男・細谷和海監修2005『新訂　原色魚類大図鑑』北隆館。横井謙典1989『方言で調べる沖縄の魚図鑑』、沖縄出版。

※2　2008年以降の学名変更の確認は、日本魚類学会の学名変更リストを参照した（http://www.fish-isj.jp/info/list_rename.html）

地域研究　№13
2014年３月　95-118頁

The Institute of Regional Studies, Okinawa University
Regional Studies №13　March 2014 pp.95-118

フェミニズム論から見る沖縄演劇
―組踊「忠孝婦人」を中心に―

与那覇　晶　子*

One aspect of Okinawan Theatre in terms of Feminist Theory: Viewed in *Kumiodori* "*Chuko Fujin*" (*The Lady of Loyal Piety*)

YONAHA Shoko

要　旨

フェミニズム論に基づいて沖縄演劇を見たらどう立ち現われてくるのだろうか。フェミニズムの視点から、組踊の中でも最も長い仇討物「忠孝婦人」を検証して、何が立ち現われてくるか試みた。フェミニズム論といっても多様で、この論稿ではフェミニズム演劇理論の古典的著書*feminism and theatre*を羅針盤にした。「忠孝婦人」は、1800年に初めて冊封使の面前で披露されたが、琉球王国が日本に併合された後、近代の帳の中で他の組踊を凌いで人気を博した。スーエレン・ケイスの「世界演劇の新たな読み替え」と「新しい女性の詩学への提言」を参照しながら、男性によって演じられてきた「忠孝婦人」を検証してみると、王府時代から近代に至るその動向（上演史）は、世界演劇の動向（演劇史）と重なる点が見出された。一つの発見である。沖縄のフェミニズム理論の構築や運動を見る視点もまたこの論稿の中で幾分指摘した。

キーワード：フェミニズム論、沖縄演劇、組踊「忠孝婦人」

What would come out if we see the Okinawan theatre from the feminist theory? This paper analyses the longest *Kumiodori*, a vengeance story *Chuko-fujin* (*The Lady of Loyal Piety*) in terms of feminism view point. As for the feminism, there're lots of theories, yet to some extent, in this paper I applied Su-Ellen's well known feminist theory demonstrated in *feminism and theatre*. This classic feminist theory is very useful to look into Okinawan theatre general.

The *Kumiodori The Lady of Loyal Piety*, created and performed by the male Samurai in the 18th and 19th centuries for the envoys from Shin dynasty in the kingdom of *Ryukyus*, has been appreciated in the modern period of Okinawa after the abolition of the kingdom: annexation by Meiji Japan, and it has revealed the same phenomena of the world theatre. Some specific views to build up Okinawan feminism/feminist ethnography and feminism movement are also suggested in this paper.

* 沖縄大学地域研究所特別研究員　nasaki78@gmail.com

要　約

スーエレン・ケイスのフェミニズム演劇理論を中軸に据えて、沖縄の組踊「忠孝婦人」を検証してみた。男が書いて男が女を舞台で表象してきた演劇であるという点で、古代ギリシャから近代にかけて網羅されてきた西欧演劇の実態とほとんど変わらない。組踊は日本の伝統演劇、能楽や歌舞伎、狂言の影響もあり、それらが男性中心に演じられてきた芸能であるのと同様、現在まで男性中心に上演されている。新旧合わせて約90作品ある組踊の中で、50作品以上が仇討物である。その中で特に近代において最も人気があったのが「忠孝婦人」である。その背景を見ると、テキストそのものの面白さ、ユカッチュの妻の潔さ、谷茶の按司や臣下の満納と主人公乙樽の対話、ロゴスの面白さが際立っている。修辞の魅力が按司のセクシュアリティと必死にその罠から逃れ、若按司を救い出す手立てを模索する乙樽の言説の豊かさゆえであった、ということが浮かび上がってきた。しかし乙樽は家父長的封建制を維持しながらかつコロニアルな政体でもあった琉球士族の理想の女性であり、彼らの分身そのものであった。フェミニズムの視点から乙樽の行為主体性（エイジェンシー）、行為主体（エイジェント）を見た時、それは首里士族男性のフィクショナルな造形であり、リアルな女性は存在しない。当時琉球王府は、すでに辻や仲島遊里を国体の維持システムとして有していた。公の場で表象されなかった女性の身体だが、しかし遊女（ジュリ/ズリ）たちは生身の芸能やセクシュアリティを体現する存在として薩摩の在番や冊封随行員の前に立ったのである。分断された女性のシステムの上に組踊が創作され、上演されていた歴史の在り様を見据える必要がある。沖縄のフェミニズム理論の構築や運動の欠陥を埋める論理化の中に、辻や仲島遊里（遊郭）のジュリと呼ばれた女性たちを包含しえない限り、その運動や理論の破綻を埋めることはできないと考える。

Based on Su-Ellen Case's feminist theory of *feminism and theatre*, this paper analyzes Okinawan *Kumiodori Chuko fujin* (*The Lady of Loyal Piety*). In a sense as it was created and performed by men, it just identifies the theatre history of the West from the Greek to Shakespearean period, and the early modern period. Also as it is well known that *Kumiodori* was influenced from Japanese Noh, Kabuki, and Kyogen, which have been created and performed in the male-dominated society and cultural values, the male dominance has been penetrated till the present. In about 90 classic and new *Kumiodori,* more than 50 of them are vengeance stories. Among those vengeance ones, *Chuko-fujin* was one of the most popular ones in the early modern period in Okinawa. The reason was due to an appealing text, bravery of Samurai's wife, dialogues between female main figure *Utudaru* and Lord *Tancya* and his feudatory manner. The attraction of rhetoric was resulted from Lord's sexuality toward *Utudaru* and her way of putting a gloss on his coerce approach to find some means to save a trapped young load. However, *Utudaru* was an ideal female of the kingdom while representing samurai's alter ego, on its patriarchy system and still coronal body.

When we see *Utudaru's* agency and agent in terms of feminist theory, she is just a fictional figure, not a real one. At that time the kingdom had owned the treasure courters *Tuji* and *Nakashima* as her national valued function. Though women had been excluded from social and cultural lives of performance, courtesans called *Juri/zuri* stood in front of warriors of Satsuma and attendants from Shin dynasty. Okinawan feminism theory shouldn't over look that in this divided female social system, *Kumiodori* was created and performed by men. *Juri/zuri* danced and sang songs together with those men, and this fact should be well considered when we try to reestablish Okinawan feminism: feminist ethnography and gender ethnicity.

Keywords: Feminist theory, Okinawan theatre, *Kumiodori* "*Chuko-fujin*" (*The Lady of Loyal Piety*)

はじめに

フェミニズム論に基づき沖縄演劇を視座に入れるとどう立ち現われてくるのか、これがこの論稿のテーマである。つまりフェミニズムの視点から沖縄演劇作品が新たにどう解読できるのか、組踊「忠孝婦人」(1) を題材に検証したい。

作品分析の視点（羅針盤）としてスーエレン・ケイス（Sue-ellen case）の*feminism and theatre*の著書を参照した。日本や沖縄においてフェミニズム論の観点から総合（歴史）的に演劇（あるいはパフォーミング・アーツ）を論じた著書はない。池内靖子著『フェミニズムと現代演劇－英米女性劇作家論』などの著書はあるが、日本の伝統演劇から現代に至る通史はフェミニズム理論でまだ論じられていない。

沖縄におけるフェミニズム理論に関しては勝方＝稲福恵子が、2006年に上梓した『おきなわ女性学事始』がその端緒を切ったと言えるだろう。なぜ沖縄女性学か、勝方＝稲福は「西欧近代的な主体概念への一律化に対する疑問と、他方で日本女性化言説への疑問を二つながら問い続ける場としておきなわ女性学を設定してみた」と宣言している。その論理は「ガヤトリ・スピヴァックが主張する戦略的本質主義の姿勢であり、ハイブリッド（異種混淆）のアイデンティティを志向するクレオール主義」の姿勢である。その複数形小文字の「もう一つの沖縄女性像」を追求する中で、勝方＝稲福は組踊「執心鐘入」を論じている。「執心鐘入」は、一人の女が一夜の宿を受け入れた美男の若松に恋し、情念の燃え盛るままに拒絶された愛を追い求め、絶望の果てに鬼に変化するが、念仏によって調伏される道成寺譚の翻案組踊である。勝方＝稲福は、若松⇔宿の女⇔座主の三極構造を儒教イデオロギー・首里王府⇔聞得大君御殿・琉球在来の民俗宗教⇔仏教・大和権力（薩摩）の象徴で読み解く。その構図そのものは新しい視点ではないが、鬼女の退散の演出の差異に実在した聞得大君を中心とする琉球の神女体系の衰退の象徴を見ながらも、現代に続くノロの継承に女性優位システムの残滓を見据え、それを沖縄におけるフェミニズム・エスノグラフィーの作業仮説とする。

一方勝方＝稲福は独自に「うない神という物語効果」を推奨し、「うないフェスティバル」に集う女性たちの政治的活動や「うない」（姉妹）の名称のついた訴訟問題を起こした女性集団、また久高島の独特な祭祀制度、土地制度を紹介し、沖縄ならではのうない信仰、うない共同性に依拠した論を展開している(2)。女性たちが人間（女性）解放を求めて共同で政治的主張をするという政治運動は、西欧のフェミニズム運動とその変容（論理の構築・脱構築）などの推移にもまた呼応しているように現象的には見えるが、80年代以降の「個人的なことは政治的である」と言い切ったラディカル・フェミニズムの台頭が、果たしてどれだけ沖縄のフェミニスト（あるいは女性の権利拡張主義者）に影響を与えたのか。

いわゆる男性ロゴス中心主義が日本や沖縄の時空をも覆っていることは確かな事実として実感するように、つまり社会のシステムの中心が男性によって成り立っていることは、多様な社会機能の中で多くの女性の位置が家の中に取り込まれ、彼女たちの所得の低さや会社や公の多様な組織の中で決して中軸に位置し得ない事実からも明らかである。沖縄の場合、そ

れが儒教倫理観にもとづく習俗など、たとえば位牌の長男相続制や門中墓制度、家系図が男性中心であることなどに如実に見られる。ゆえにセクシュアリティ（性をめぐる観念と欲望の集合）[3] やジェンダーが政治や文化に絡めとられた曖昧さを、この沖縄の地に生きる私たちもまたある面では共有している。世界の多様なフェミニズムの動向や境界を意識しながら、沖縄の先導的なフェミニズム活動家の運動の中にも沖縄内の周辺に追いやられた女性たちへの根深い偏見を宿している陥穽も見え隠れする。例えば「うないフェスティバル」を主催する女性たちが辻の尾類馬祭り（旧二十日正月）を疎外し、阻止に至ったことなど[4]、それが、勝方＝稲福恵子の推奨するおきなわのジェンダー／エスニシティ（あるいはフェミニスト・エスノグラフィー）の「うない（姉妹）」神という物語と「うない」を新しい沖縄特有のフェミニズム運動の象徴に据え置こうとする提言にある種の影を落としている。

フェミニズムとは、より拓かれた人間解放の論理であり、女性が主体として生きることを理論的に支える基軸だと考えたいが、スーエレン・ケイスのフェミニズム演劇の古典的著書*feminism and theatre*においても‘Male culture made women's bodies into objects of male desire, converting them into sites of beauty and sexuality for men to gaze’(sue-ellen:66）と指摘するように、人間（主体）とは男を指し、女が客体（他者）に留まっているという論調が主流である。さらにスーエレンは‘when the audience looks at a woman on stage, she is transformed into a kind of cultural courtesan’(120）と、男性の眼差しに晒され、観客の視点においてもある種の文化的な娼婦の位置に貧する女優の在り様を指摘する。一方、従来のアリストテレスの『詩学』が男性の生態学のリズムの上で成り立っているゆえに、つまり世界の演劇理論の例証『オイディプス王』の悲劇論構造のクライマックスは、男性の生理（射精）のモメントだとする解釈があり、それに対して女性の生態学／リズムにのるフェミニズム詩学の樹立をスーエレンは主張している[5]。女は真に物語や人生の主体として表象され／存在しえるのか。具体的に組踊「忠孝婦人」を対象に、スーエレンが論理化した演劇のフェミニズム論の視点から、女性がどうエイジェンシー（行為主体性、行為媒体）、エージェント（行為主体、行為者）として作品世界に現前しているのか見ていきたい[6]。

組踊「忠孝婦人」（別名「大川敵討」）

「忠孝婦人」について検証する前に組踊について言及したい。組踊は台詞、音楽、所作、舞踊によって構成される楽劇であり、当初から冊封使歓待のために創られ、1719年、初めて玉城朝薫によって「二童敵討」と「執心鐘入」が舞台にのせられた。題材が、1609年の薩摩侵攻以前の故事からとられたとはいえ、つまり女性が男性より「おなり神」としてより神聖な存在として政に大きな力を誇示していた時代を背景にしていたにも関わらず、女性たちがエイジェンシー／エイジェントとして表出されることは稀である。組踊は王府による国家行事として支配者階級内部で閉鎖的に創られ、観賞され、そのテーマは「儒教道徳の忠と孝であり、それに王府が深く介入することが強調されている」と、大城學「大城（2010）58」は、

近年「王府の介入」をあえて強調している[7]。

大城の解釈は先達の組踊研究者、當間一郎、池宮正治、矢野輝雄などの考えを踏襲しているが、儒教道徳の「貞節」をさらに強調し、組踊の女性像に言及しているのは當間である[8]。一方組踊の構図は、西洋のWell-made playに類似し、王府の介入はある種のギリシャ古代劇やモリエール劇にも顕著なデウス・エクス・マキナの効果で構成されていると考えられる。物語が因果応報に流れるのではなく、時に絶対的な存在として王府が登場する所などは、逆に物語構成の弱さであり、まさに冊封使のエンターテイメントとして急ごしらえに脚本が整備され内輪で上演された組踊の弱点をおのずと示している。しかし、国劇として六度、冊封使の御前で25作の組踊が上演されていること「鈴木（2009)」は、琉球王府の威信をかけた芸能への傾倒であり、琉球のアイデンティティの拠所になった所以が浮かび上がってくる。

1719年に組踊が登場する以前、17世紀後半から18世紀初頭の琉球の変容は著しい。1672年に辻や仲島に遊里が誕生し（時の摂政向象賢＝羽地朝秀の大胆な政策故だと称せられる)、その後の王府の改革において、聞得大君を中心とする神女の祭祀・政治システムの関与も転換を余儀なくされ、1673年には王の久高島／斉場御嶽への参拝も禁じられ、おなり神に代わって儒教が公式のイデオロギーになっていく時代が到来した[9]。表から徐々に姿を消されていった信仰体の女性たちの政治的位置が後退していった一方で、王女を中心に村を形成したとされる辻遊里の存在が浮かび上がってきた[10]。直に琉球の女性たちが国の威信を背に外からやってくる「まれびとたち」（冊封使一行や薩摩の在番一行など、後にペリー総督一行も）を歓待したのである。そうした女性たちの聖と俗（性）を二分化し、管理する国の構造の中で18世紀初頭に登場したのが組踊であった。琉球王府は1609年に薩摩の侵攻があって以来、清国と薩摩に両属するコロニアルな政体としてあった。家父長的封建制や男性中心主義という言説の上に植民地的政体としての小王国の姿もせり出してきたのである。

およそ新旧含め90作ある組踊の中で、「忠孝婦人」は最も長い仇討物である。1800年、1808年、1838年、1866年と４回にわたり冊封使の前で上演された[11]。作者は久手堅親雲上（1660～1738）とされる。『大川敵討―国立劇場おきなわ上演資料集』「 国立劇場おきなわ調査養成課（2009）49」は, 仲宗根幸男の説「久手堅親雲上と組踊「大川敵討」考―家譜探索の意義」を紹介しているが、仲宗根は「久手堅作だとすれば、1720年代から30年代前半ごろまでに創られたことになる」と推測している[12]。

今回多くの仇討物組踊の中からあえてこの作品を取り上げたのは、唯一ユカッチュ（侍階層）の女性が大胆に、自らの意思で当時の封建倫理や儒教倫理にのっとりながら仇討行為を推進するゆえである。作品の枠組み内で、女性の主体が描かれている。彼女のフェミニニティ（女性らしさ）と知恵は、最も権力の中心にある按司とのことばのやり取りの中でその目的を遂行し、女性性の客体の色香を、たくみな「修辞」と「踊」という身体表象（乞われるエロス[13]）をとおして状況を逆転させ、当初の目的を達成する。また数多い組踊の中で女性が主体的に物語の主導（エイジェンシー）を担う作品は玉城朝薫の「執心鐘入」の宿の女の

他は、この「忠孝婦人」の乙樽と「姉妹敵討」の亀松と乙鶴そして「花売りの縁」の乙樽だけである[14]。

「忠孝婦人」の粗筋を見てみよう。まず物語は、谷茶の按司が讒言によって大川城を滅ぼすことが発端である。大川城の頭役村原は今帰仁城からの帰途にその非運を知り、城から落ち延びてさ迷う妻の乙樽と母親に会う。乙樽は姑のために雪の降りる道にわが子乙松を捨てて逃げ惑っている最中、幸い実の父親に救われた赤子諸共再会する。乙樽は大川按司の若按司が谷茶にとらわれていることを知り、単身城に乗り込む決意をする。乙樽は谷茶の按司の城で詮議を受け、重臣の満納や石川から追及を受けながらやがてその色香に惹かれた谷茶をうまくいいくるめ、若按司の乳母として城に居座る。乙樽の意を受けた間の者、泊が登場し、村原にこの間のいきさつを語る。村原は物売りに変装し、谷茶城を伺う。そこへ原国兄弟が馳せ参じる。村原は谷茶城を攻め滅ぼす仇討の手配りをして主君の仇を討ち、若按司、乙樽共に再会を歓ぶ。

この筋（物語）は、50以上ある仇討物の中でも臣下が中心となった「仮名手本忠臣蔵」のようなパターンを見せる勧善懲悪物である。そして仇討物の中で最も長いが最も人気が高い。山里永吉は「全体的に文学的で、糺の場面などは組踊中の最大傑作である。谷茶と乙樽、それと満納と石川の虚々実々のセリフのやりとりなど、これはとてもたいていの作家のできる戯曲ではない」「国立劇場おきなわ調査養成課（2009）18」と語り、また池宮喜輝は「忠孝婦人が傑作であるのは、組踊の構成にあり、その構成の巧妙さは実に驚くばかりである。また劇中の音曲が14曲も入っている」「同上（2009）22」と座談会で語っている。矢野輝雄「矢野（2001）」も14曲[15]に及ぶ歌・三線の魅力に言及している。

「忠孝婦人」は長大作組踊だが、近代沖縄で最も人気があった。50作以上ある仇討物作品の中で、ユカッチュの妻乙樽が主人公という稀な作品である。

「忠孝婦人」の人気

「忠孝婦人」は1800年、申の御冠船踊り（冊封使歓待の芸能）の時初めて冊封使の前で上演された。それが８年後の辰年の御冠船には「大川敵討」に題名が替わり、再び1838年（戌の御冠船）と1866年（最後の寅年御冠船）には元の「忠孝婦人」に戻っている。廃藩置県以降、宮廷芸能が野に下ってからは、例えば、大野道雄が新聞資料を通して紹介した「戦前の組踊上演記録」「大野（2006）49-55」を見ると、圧倒的に「忠孝婦人」の名称での上演が群をぬいている。その25回の上演広告の内、「大川敵討」の広告は一回のみである。その点から見ても、戦前の観衆がいかに乙樽の「忠孝婦人」に感情移入し、好んで見たかが伺われる。例えばその点に関して宮里栄輝が「忠孝婦人という題ですが、当時の封建社会のいわゆる忠孝というのが、道徳の最高の徳目なんですが、そういう点ではやっぱり封建社会を非常によく象徴したような感じがするわけで―」「国立劇場おきなわ調査養成課（2009）21」と、1967年になされた「座談会大川敵討をめぐって」で発言している。大野によると、「忠孝婦人」に次い

で広告が多いのは「姉妹敵討」13回、「手水の縁」11回、「執心鐘入」８回などである。これらの組踊の中で「忠孝婦人」の人気はずば抜けている。共通項は、女性たちが中心に立って物語が遂行されていることで、注目に値する。「忠孝婦人」を含めたこれらの組踊の人気とフェミニズムの視点とをどう関係づけられるのだろうか。女性が主人公という事と、セクシュアリティ、フェミニニティ、行為主体性（エイジェンシー）が見られるということが重要だと考える[16]。

大野が示した組踊上演記録を裏付けるように、『御冠船夜話』の著者金武良章「金武（1983）」は、「仲毛芝居で上演される組踊の中で最も人気を集めたのはやはり〈忠孝婦人〉であり、その起伏に富んだ進展を見せるおもしろさは類がなく、当時客の入りが悪いときまって「村原」（忠孝婦人）をやり大入りになった」「金武55」と、記している。女性が主人公というこの敵討物のどこに近代の沖縄の大衆は惹かれたのだろうか。

戦前の舞台批評をみると、特別な上演に際して新聞が即座に反応し、当時の琉球の文化人（インテリ層）もまた批評を寄せていることが分かる。例えば、1909（明治42）年11月13日、沖縄座は「米国ボストン博物館日本部長ワーナー氏を琉球固有の演劇を観覧させんため県教育界より明后月曜日同氏を我が沖縄座に招待せらるるに付いて尚侯爵様の御高覧に供せし演劇を演出す可し、との御依頼を受けてー」と広告を掲載している。その特別なアメリカからの来客を迎えて女傘踊、二才踊、女雑踊、親あんま、宮古のあやぐ、そして「忠孝婦人」などが、11月15日に上演され、その二日後に、伊波普猷の弟、詩人伊波月城が11月17日の沖縄毎日新聞に詳しい評を寄せている。

月城によると観劇したのは他にシュワルツ氏、伊波物外（普猷）、師範学校の職員、視学などで、富永校長が通訳しワーナー氏が満足していたと記している。「忠孝婦人」の配役は村原（多嘉良朝成）、満納（玉城盛政）、乙樽（原国政善）、谷茶（吉元基康）、アヤメー（我如古弥栄）[17]、そして泊（名嘉山某）。月城は朝薫の五番を除いて「忠孝婦人」は最高のドラマであると前置きをして役柄の批評をしている。村原の多嘉良は無難にこなしたが、玉城三郎（盛重）の芸が優れていること、満納は盛政の十八番で、原国は踊りの名手で女形役者として沖縄劇界の明星と誉めている。劇の頂点が城内における満納と乙樽の押問答にあり、盛政の登場に観客が息を呑んで見つめた様も推し量ることの出来る評である。劇場は満杯で観客はいつもより静まり、役者も何時もこんなに真面目にやってもらいたい、と結ぶ。米国人のワーナー氏は、「オペラを見ているような心地がしました。音楽と服装と舞とが誠に能く調和して居ります」（「沖縄毎日新聞」明治42年11月21日）と評している。

当時の紙面を見ると乙樽以上に満納への思い入れがある。満納は乙樽の本性を見抜いていた谷茶の按司の腹心だった。しかし真実を突き止めていながら、谷茶の乙樽への恋情ゆえに殺される忠臣である。その満納に一般の観衆がシンパシーを覚えたことは想像に難くない。例えば金武良章は大正４年当時「忠孝婦人」の地謡だった父金武良仁（古典音楽の大家）が「第二幕の谷茶城場内の場になると、客席にきて眠っている氏を起こして玉城盛政さんの「満納」

をよく目を開けてみなさいとあらためて注意した」「金武（1983）50」と記憶を記している。そこには舞台と観客で構成される劇空間のからくりがある。つまり観客は、乙樽が谷茶や満納をだまし、若按司救出のため乳母として元の城に馳せ参じたことを知悉している。舞台の登場人物以上に真実を知っている優位性の中で物語の展開に関与していく。それゆえになお満納の複雑な位置に共感を覚えかつ同情したとしても不思議ではない。

近代沖縄の組踊上演史を見ると、上演回数においても「忠孝婦人」の人気は圧倒的である。

芸能から排除された女性たち―フェミニズムの視点

伊波月城をして朝薫の五番を除いて最高のドラマと評された「忠孝婦人」の配役は、琉球王府時代も廃藩置県以降の沖縄芝居の中でもすべて男優で演じられた。女性は舞台から疎外されていた。現在の国指定無形文化財「組踊」保持者も全員男性で構成される[18]。女の身体は舞台の美を表出するエイジェント（主体）ではありえなかった。それは琉球王府時代の宮廷芸能の伝統（規範）に基づいていた。女は男の生身の身体によって再現される舞台上の記号＝女の表象である。虚構の女たちを王府時代は琉球王府の士族層の中でも見目麗しい少年たちが演じた。若衆と若衆芸は冠船芸能の中心に位置する。女踊りももちろん男性が踊った。

なぜ、王府時代も近代の商業演劇の中でも女性たちは排除されてきたのだろうか。組踊の成り立ちを見る時、組踊そのものが、日本の能楽、浄瑠璃、歌舞伎、そして狂言の影響を受けたこと、また中国の福建省など、中国演劇の影響を受けたことなどが指摘されて久しい「劉（2006）38-48」。大城學「大城（2010）47-61」は「近世琉球人が異国で観た芸能」の論稿で大和芸能の受容の機会とその影響について詳細に論じている。その中で「なぜ組踊は男だけで演じたか」については全く言及していないが、組踊に少なからずの影響を与えた日本の主な芸能がすべて男性によって演じられているという事は、首里王府の摂政であった羽地朝秀（1617-75）の『羽地仕置』でも当時の士族層に謡や茶道や立花など、日本の芸能を奨励していた背景からしても、日本中央の模倣が大きな要因になっていることが伺える。それだけではなく、たとえば江戸立ちに美少年を同行させている王府の規範から、琉球王府の中で衆道の嗜好が見られる[19]。1609年の薩摩の琉球侵攻以前から日本の習俗・習慣・宗教の影響が琉球王府に敷衍していた事、また中国の儒教に伴う門中制度やその他士族層の慣習が色濃く見られるが、それらの諸々が国を挙げての歓待芸能の中に表出されていったことが伺える[20]。

一方で女性たちが歓待芸能の空間から締め出されたのは、女性の貞操を守る事が考慮された事も考えられる「渡辺（1879）」。羽地がいわゆる琉球の公娼制度を設立した始祖として今でも辻の旧二十日正月の儀礼の際、首里城に向かって祈る儀礼があるように1672年の辻や仲島の遊里（遊郭）の登場と、組踊や冠船踊りなどの担い手がすべて男たちによって担われた事とは、コインの表裏の関係にあったと考えられる。それはスーエレンが*feminism and theatre*「Sue-Ellen Case（2008）5-27」で古代ギリシャ時代からエリザベス朝のシェイクス

ピア演劇に至るまで、女性がいかに演劇の空間から疎外されていたかについて論じた一連の論の展開にそっている。舞台で演じられた女性は主に女装をした少年たちによって演じられ、実在の女性たちは舞台から締め出された。日常の女性たちは男性にとっては一段低い位置にある子孫を生む存在であり、所有される存在だった。琉球の場合、「うない信仰」や聞得大君を中心とする信仰体系が力を振るったのも1609年までで、薩摩の侵攻による従属国になって以降、特に羽地は政治の表舞台から聞得大君を中心とする女性たちの力を削ぎ、女官勢力も排除した。その一方で生身の女集団の遊里を設立したのである。むろん士族の女性たちは芸能から疎外された。芸能は辻や仲島の遊女（ジュリ／ズリ）と呼ばれた女性たちには許可されても一般の女性は、村々の民俗芸能（村踊り）においても神遊び（祭祀芸能）を除いて御法度になっていった。

スーエレンによると、女性が芸能する身体は、古代から近代にかけて娼婦と見なされた。つまり芸能する女性の身体は、買うセクシュアリティの対象ではあっても芸能や演劇を表出する身体とは見なされなかった。女性の声や身体、表現手段の言語もまた疎外されたのである。女性であるとは妻であり母であり、信仰する者ではあっても何かを学び習得するために書き言葉を与えられる者ではなかった。ジェンダーはある決まった役割に封じ込められていた。それは琉球王朝でも同じだ。表象する女性の分断が始まり、その流れは廃藩置県（琉球処分）以降の近代の帳の中で登場した沖縄芝居の中でも踏襲されたのである。辻や仲島遊郭の周りに、芝居小屋が建てられたのだが、1981（明治24）年に本格的な劇場として建設された仲毛劇場をはじめとして、芝居小屋は、遊郭への入り口でもあった「矢野（1993)」。

その中で1892（明治25）年に辻の女将（あんまー）たちが中心になって下の芝居小屋を設立し、３年ほどジュリを舞台に立たせたことがある。当時創作された雑踊りや芝居小屋の踊り、軽狂言、軽歌劇を上演したというが、奇麗なジュリゆえにすぐ贔屓客がつきこぞって妊娠して一座を閉めなければならなくなったと云う「前田勝朗（1881)」。この事例はすでに1672年に辻が遊里としての形態をなし、そこで歓待や慰安のための芸能がなされてきた歴史の経緯も浮かび上がらせる。琉歌の中に遊里やジュリの歌が多く残されていることからも伺われるように、単に表象されるだけの存在ではなく、士族層の恋の対象になり、また彼らの妾になっていった「山内（1993)」。「忠孝婦人」の恋の駆け引きは遊里では生身の駆け引きでありえた。組踊の唱えが幾度となく唱えられ琉球音楽が箏や三線に乗せて歌われる余興の空間だったゆえだ。

琉球の女性たちは冊封使の歓待芸能からは完全に閉めだされたが、辻の遊里内部では何らかの形で芸能が女性たちの身体を通して継承されてきたのである。そしてその女性たちはセクシュアリティの対象だった[21]。衆道や女方（形）の芸が、生身の女の芸になり、その身体表象をまた客としての士族層は観賞した。遊里で組踊が演じられたことは、「乙姫劇団」の初代団長上間郁子の手記から伺える「上間（1981）104-137」。彼女は朝薫の「執心鐘入」や「二童敵討」の女の役を演じている。芸妓以外のジュリの女性たちが一方で観客として舞

台を大いに観賞していることは戦前の辻遊郭の記事を総集成した『辻遊郭』「太田・佐久田(1984)」の中からも読み取れる。

廃藩置県以降の近代沖縄のダイナミズムは那覇を商業都市としてその中心を首里から奪っていった。そして王府時代からの歓楽街だった辻とその周辺の劇場が近代のメディアの中心として新しい時代の波を謳歌していった。辻は遊郭ではあったが一種の文化的サロンの形態もなした。旅館であり、酒場であり、また性風俗を包含する場でもあったのだが新しい文明を受け入れ育む母胎にもなったのである。そしてその周辺に劇場があり、そこで演じられた組踊の筆頭は、女性が主体（エイジェント）として躍りでた「忠孝婦人」、「執心鐘入」、そして恋愛を賛歌する「手水の縁」だったのである。

近代は恋愛の開花そのものでもあった。そしてその中心に乙樽やこれらの組踊の女性たちの分身のような新しい芝居の女性主人公たちが登場していったのである。歌劇「泊阿嘉」の思鶴、歌劇「奥山の牡丹」のチラー、そして同じく歌劇「伊江島ハンドー小」のハンドー小が多くの観衆に熱狂的に受け入れられた。彼女たちは皆社会の規範を超えた愛に生き、その愛を貫く主体性（エイジェンシー）を顕現するゆえに今も輝いている。当時の芝居小屋は、まさに近代沖縄の庶民が諸手をあげて喝采し、集団的歓喜の渦を生み出した場であった。

これらの歴史的経緯を見ると、エリカ・フィッシャー＝リヒテ「エリカ（2009)」が「演劇が行われるところでは社会的な共同体がつねに存在する」と強調するように、「忠孝婦人」に熱狂した近代沖縄の観衆は、そこにこの間なかった磁場、彼ら／彼女らの感性に呼応するものを、つまり己自身を鏡に投影して見ていたと言える。鍵になったのは繰り返し指摘したように女性の主体的行為であり、そこにはセクシュアリティが脈打っている。近代的自我の発露は恋愛や恋情が決め手だったと言えよう。かつそれだけではない事は、糺の場面とそれに続く城攻めの活劇に喝采した観衆の存在がある。物語構成全体への感応があったことも確かだ。そして、繰り返し上演されることによって、演者も観衆も台詞に表象された世界観や感性が自己の複数のアイデンティティへと形創られていったと考えられる。近代のダイナミズム／トポスの中で芝居小屋に詰めかけた沖縄の民衆と舞台の間に生じたコミューナルな共同性が何だったのか。イベント＝出来事に近いものだったのだろうということが十分予測できる。新しい時代の波、外からの波、そして内から沸き立つ波を受けて男も女も舞台上の物語に、その歌唱や音曲に魅入られたと言えよう。

芸能から疎外された女性たちの中でも遊女（ジュリ／ズリ）は、組踊をはじめとする伝統芸能を座敷芸として担った。彼女たちはスーエレンが指摘するように娼婦と見なされ、差別された。琉球社会で二律背反の一極を占めた。しかし彼女たちは首里王府時代の士族層の恋愛の対象であり、恋の歌を交わし、乙樽が踊った「こてい節」を踊った生身の存在だったといえよう。近代においても芸／恋の花でありつづけた。

多くの民衆がなぜ琉球王府時代の家父長制の中で創作され、上演された「忠孝婦人」に魅了されたのか、フェミニズム理論がどう現前するのか、そのテキストを検証したい。

「忠孝婦人」に観衆がなぜ感応したのか

近代沖縄の観衆が「忠孝婦人」になぜ魅了されたのか、次の六点が考えられる。

⑴　美しいユカッチュの妻・乙樽が命を賭して敵の城に乗り込み若按司を助けるために自己犠牲をいとわない行為

⑵　敵城に入り、敵の追求をかわしうまく論じるレトリック（修辞）の巧みさ（それは主に満納と乙樽、谷茶と乙樽）と乙樽の踊りの賞賛

⑶　権力を手にした按司の極めて人間的なセクシュアリティへの共感

⑷　かよわき美しい女の知恵と作為で敵を滅ぼし元の御世（秩序）を取り戻したことへの安心

⑸　夫婦の信頼と和合への安心感（乙樽の貞節と村原の葛藤）

⑹　間の者、百姓泊の庶民の目線の面白さ（客観性）と原国兄弟の凛々しさ

作品の中身を順序立てて、詳細に見てみよう。

まず美しいユカッチュの妻乙樽が自己犠牲をいとわず敵陣に乗り込むその行為主体性（エイジェンシー）によってこの組踊は展開する。大川城が谷茶の按司によって滅ぼされ、夫の村原も討ち死にした知らせがあり、乙樽は赤子の乙松と、年老いた姑とあられ雪道を逃れているが、足がすくわれ思うに任せない状況でわが子を置き去りにする[22]。儒教の義においては子よりも親への孝行が先にくるということになる。二人は心闇になりながら歩く。そこへ行き合わせたのが乙松の鳴き声を聞き、わが子を抱きしめやってきた村原である。しかし、母親は、村原が主君の後を追わず生きていることを疎んじる。それに対して「按司から跡継の思子守育てよ」の言付けがあったゆえに生きながらえていたと語る。乙樽は城に出向いて若按司を助け出したい覚悟を告げる。義理のためにと、一見乙樽の女離れした行為は、夫村原の決意と宿命にまた身を任せる従順な妻の潔さでもある。自ら敵の懐に馳せる、其の決意は死を恐れてはいない。主君にすべてをゆだねる封建倫理の具現そのものである。女は自らの思いつきを行為に移す。「個人的なことは政治的である」しかし「女だてら」に――。観衆が自ら囮となって城に戻る乙樽の身の上に様々な思いを抱いたであろうことが予想できる。彼女の死を怖れない勇敢な行為は、あくまで夫のためであり、主君のためである。貞節な妻乙樽は夫村原の分身（仮の姿）である。いわば、女の仮衣装は村原と対になった実存、その作られたハビトゥスを生きざるをえない。封建社会のシステムにおいて主君の仇を討つことがすべての大義に勝るのである。彼女の実存も夫の実存もそこに依拠している。そこに従来の組踊にない新しさが見える。

二番目の修辞の巧みさも従来の女性の台詞とかけ離れた冴えを見せる。つまり、この組踊の最も人気のある個所が二段の問応、「糺の場」である。谷茶の按司の忠臣・満納と石川が乙樽を問い詰め、乙樽が応えるそのやり取りの緊迫感、攻防が台詞劇の醍醐味である。緊迫感は必死に言い逃れをする乙樽とその化けの皮を剥ぎとり、村原の意図／所在をつかもうとする満納の命をかけたやり取り故である。その緊張感を破るのが谷茶の按司の乙樽への恋心

である。

満納「はあ、面付きもかはて、悪魔やな女、夫喰ゆる悪生、切支丹。鬼見ちゃる人の此の世界に居ゆめ。是ど鬼やゆる、さあ〳〵、きつとくんしめれ。」

（顔付きも変わって悪魔のような女だ。夫を喰ってしまう悪辣なキリシタン！鬼を見た人がこの世にいるだろうか。これが鬼だ。さあしっかり縛りつけよ）

乙樽「塵芥ごゝろ、数ならぬ我身の殺される事や露ほども思ぬ思切やりをすが、何の事も知らぬ女あてなしは鬼無理にしめて、責殺す罪の我が為に廻て、按司加那志上に行きゆらてやりと思ば、死ぬにゆ〳〵も是や気にかゝていきゆむ。」

（塵芥の類のわたくしは、殺されることは少しもいといませんが、こころの準備もできています。鬼として無理に私を責めて殺されるのはいいのですが、その罪が按司上さまに跳ね返っていくのではないかとこれが気がかりでございます）

「伊波（1992）373-375」

満納の責め文句をうまくかわし、按司の同情／関心をひいた時点で流れは変わる。満納の台詞の中の「悪魔」「悪性切支丹」は組踊で初登場である。鬼は、変化する鬼として初めて「執心鐘入」で登場した。従来琉球において鬼はヒーローのイメージで表出されていた。それが鬼という忌み嫌われる表象に代わったのは、1719年以来だと言えよう。1719年に初めて冊封使の御前で披露された組踊「執心鐘入」は美男の若松に愛を拒絶された宿の女が絶望と怒りの果てに般若面をかぶる鬼女へと変身するが、それ以前に鬼女の登場は琉球の中で見られない[23]。17世紀初頭から琉球王府にもまたキリスト教を邪教として禁じる政治の枠組みがあったことを彷彿させる。鬼や邪教信者呼ばわりされた乙樽はしかしその追跡をかわす。注目すべき文言が「女あてなしは鬼無理にしめて、責殺す罪の我が為に廻て、按司加那志上に行きゆらてやりと思ば、死にゆ〳〵も是や気にかゝていきゆむ。」である。殺された後にその罪咎が按司の上に行くのは気がかりだと、優しい配慮のことばを聞き逃さなかった谷茶の按司はそのことばの罠にかかっていく。按司が乙樽の女の色香に惹かれていくのがその後のことだという事は注目に値する。騙されない満納に対し、按司は乙樽の縄を解けと命じる。乙樽は「御慈悲御情ど、我御主加那志。もゝと迄ちよわれ、拝てすでら。」（御慈悲お情けこそ、我がご主人様です。幾久しくましませ、恩顧をこうむりましょう）と感謝の念で按司を称える。

谷茶の按司のその後の独白に観衆はとても興奮したと組踊、沖縄芝居の名優真喜志康忠[24]が語ったのが次の台詞である。

「さても〳〵、丈程もおきやて、目口やは〳〵と、雪の白歯口、物言ざし聞けば、五韻からかはて、花の清ら女。見れば見る毎に思ど増る。わが側に置きやり、互にらく〳〵と夢の此浮世暮しぼしやの。誠眞實の我肝どもくいらば、村原が事も言やな置きゆめ。」（背丈もあって目口柔らかく雪のような歯、語り口の声音も麗しく花のように奇麗な女だ。見れば

見るほどにいとしくなる。側に置いてこの浮世を楽しく暮らしたいものだ。心から思いを告げたら村原のことも打ち明けるだろう）「伊波379-380」

ここには谷茶の按司の自己幻想、自負の強さが伺われる。乙樽をすでに見誤った按司の姿に満納の危機感も募る。按司が地獄（罠）に落ち込む刹那にしかし、この英雄は処分されてしまう。按司の権威とセクシュアリティがことばの中に溢れる。乙樽をすぐにも己の性のファンタジーの中に取り込みたい思いは、「意に添わなければ一思いに殺す」の威圧にまで至る。

乙樽「義理ど按司やゆる、無理な事めしょな。」
（義理こそ按司である。無理な事をおっしゃらないでください）
按司「いや、此按司の言葉聞かならば、そなた、一刀に命つぶち取らさ。」
（いや、この按司の言葉を聞かなければ、お前を、一刀でその命を取ってやろう）
乙樽「殺しゆらば殺せす、恐しややないらぬ。生々と命の死にも死なれらぬ、恥もふり捨てゝ、此のなりになとる。露程も命惜しむ事ないらぬ。仕合どやゆる、殺す〳〵。」
（殺すならば殺して、怖くはない。いやいやながら生きているこの命は死んでも死にきれないありさま。恥もふり捨ててこの有様である。少しも命は惜しくない。むしろ幸せなことだ。さぁ殺しなさい）「伊波394-395」

ここで按司は「言う事を聞かなければ一思いに殺す」と脅すのだが、乙樽は「命は惜しくない、殺しなさい」と啖呵を切る。「按司は義の体現者だから、無理なことはなさらないでください」と乙樽はやんわりとことばで制したりする。乙樽と按司のこのことばの駆け引きは見どころ、聞きどころである。いかに按司が思いを遂げるか、いかに乙樽が自らの誇りを守り若按司救出の端緒を得るか、この言葉の掛け合いは、ある種の恋の掛け歌のような情趣がある。だからこそ、またこの長い仇討物語は観衆の心を惹きつけてやまなかったのだと言える。しかも単に情慾の風情ではない按司の恋心が次のような台詞になる。

谷茶「昔ふれ者の言ちゃる事守て浮世暮されめ、按司も不司も。戀忍ふ道のある間の浮世、つらさ身に受けて、思いこがれやり、恋死なば酬い、誰にいきゆが。たう〳〵あれこれよ思て、死ぬゆる我が命たんでお情けに救てたばうれ。」
（昔のもの知らぬ人の言ったことを守って、浮世が暮されようか、按司も民衆も恋焦がれる内が浮世、つらい思いをして思い焦がれて恋して死んだらその報い（罪）は誰にいきますか。どうかあれこれ思って死にそうなほどのこの命をどうか救ってください）
乙樽「思ひきはめとるわぬどまたやすが、按司の御言葉や梓弓ごゝろ、引かされていきゆる我身の肝や。」

（思い定めている私であるが、按司のお言葉は梓弓のように、私の心は引き付けられていく）「伊波397-398」

ギリシャ悲劇の主人公にも似た傲慢さと恋に狂う男のパトスを見せる按司の恋心の唱えには真実が込められている。これが三番目の理由「権力を手にした按司のきわめて人間的なセクシュアリティへの共感」である。人の世の無常ゆえの恋の心情は十二分に人の心をまた打つ。そして対する按司の唱えをかわす乙樽の台詞の唱えもまた目的にかなっている。ここで表示される按司の告白は、歌劇「泊阿嘉」にも、また「安里アン小」にも「つらさ身に受けて、思ひこがれやり、死なば酬い、誰にいきゆが」というように引用されている。この台詞はすでに縄を掛けられ牢に閉じ込められんとする乙樽が言った「責殺す罪の我が為に廻て、按司加那志上に行きゆらてやりと思ば、死にゆ〳〵も是や気にかゝていきゆむ」に重なる台詞である[25]。

この台詞の倫理観が実は沖縄芸能において重要な意味をもっていると考えている。按司の関心を惹き立てたのもまた、おなじニュアンスの倫理観の吐露であったことは、例えば「人を殺さば、穴二つ」に類似し、恋焦がれて死んだ時その報いが愛する者の上に落ちることへの恐れが唱えられている。その倫理観が滔々とこの組踊のセクシュアリティの攻防の中に込められているのである。按司は自らのセクシュアリティの充足を望み、乙樽は按司のその恋情を逸らし若按司救出という目標を堅く内に秘めている。この二人のことばのやり取りに観衆は息をのまずにはおれなかったに違いない。按司は真摯で、乙樽もまた必死に自らの使命と操を守るためにことばを選んでいく。ことばのレトリック（修辞）がこれほど緊迫した男女のやり取りは他の組踊にない。そして女の乙樽の見識が按司のことばを凌駕していく、という収束に至る空間は、乙樽が按司に魅惑的なセクシュアリティのファンタジーを描かせ、「こてい節」で一踊りしてその場を鎮める事に至る。乙樽の立ち位置から見れば、危機一髪のところで、難を逃れ、若按司救出に一歩踏み出した場面である。

まさに女性の主体（エイジェント）が上位にある権力（威）の男性を言いくるめた筋書きで、奇跡のような展開に見える。このような事がありえるのだろうか。少なくとも虚構の中でありえたのである。そしてその物語の推移に近代の民衆は拍手喝采をした。しかしその物語を創ったのは琉球王府時代の首里士族であった。かつこの仇討物語に正義が宿るのは、大川城を乗っ取った谷茶の按司ではなく、捕われた若按司とその救出に馳せた乙樽とその夫村原にある。にもかかわらず、この「糺し」の場面が抜き出されて演じられたように非常に人気が高かった。3時間に及ぶ長丁場にもかかわらず現在も人気があるのは、他の組踊に見られない谷茶の按司のセクシュアリティゆえである。そして乙樽の懸命なことばの応酬ゆえである。いわゆるかよわき女が、敵の按司と二人の武将に対峙し、難を抜け切るという現実にはありえそうもない物語が、どうして組踊に仕立てられたのかについては、稿を改めて論じたい。

次に四番目の理由「かよわき美しい女の知恵と作為で敵を滅ぼし元の御代（秩序）を取り戻したことへの安心」と五番目の理由「夫婦の信頼と和合への安心感（乙樽の貞節と村原の葛藤）」は、この仇討物語の全貌への共感である。妻を一人敵城にやった村原の痛みや葛藤の大きさは「あゝ、心もとなさのわ肝やすまらぬ、物賣にやつれ、忍で出(いぢ)る。」（ああ、心もとなく安心できない。物売りに身をやつして忍び出るのである）「伊波406」で、心休まることのない村原は物売りに変装して大川城の様子を伺うのである。そこには愛しい妻を気遣う夫の姿がある。この仇討組踊には親子の絆、夫婦の絆、主君と臣下の絆が描かれる。そして敵将に対しても例えば村原は満納の死を惜しい事だと言及している。谷茶の横暴ゆえに殺された敵の武将に敬意を払う心根の清らかさが垣間見える。

仇討物語は仇討によって大団円になる。村原は原国兄弟や喜瀬の大屋子などと若按司と乙樽を無事に救出して谷茶の按司を討つ。しかし最後の最後まで目が離せない展開で、乙樽は「敵の島國や籠の鳥ごころ、思て自由ならぬ、（略）是までよと思ばみお迎へにいまうち、けふ拜むことやゆめがやゆら。」（敵の島国は籠の鳥のようだ。思うように自由にはならない。（略）これまでと思っているところへ、お迎えにいらっしゃって、今日お会いすることは夢でしょうか）「伊波448」と語る。谷茶が目を離した隙に逃げたのだが、追いかけられてもうこれまでの命と覚悟した矢先に援軍に助けられる。村原は「やあ、乙樽、女身(ゐなご)の上に命ふり棄てゝ、敵の手に渡(わた)る思子取り戻ち、あゝ、末代の手本沙汰ど残る。」（やあ、乙樽、女の身の上で、命を振り捨てて、敵の手に渡っている若君を取り戻したことは、きっと末代の手本になる。いつまでも評判が残る）「伊波450」とねぎらう。夫婦の仇討にかけるパトスと信頼がみなぎっているのである。

六番目の理由の一つ、間の者、泊の登場（第三段）とその口語の長台詞は、物売りに身をやつした村原に、城内での乙樽のその後の経緯を説明しているが、滑稽なしぐさで観衆の緊張をほぐす役割も担っている泊は、按司の恋情を茶化し、乙樽の勇敢さを誉めそやす。谷茶の按司の愚かさとその後の顛末の語りの中で、「満納の子や度々御意見おんにゆけらむで、何目(のを)も見せらぬかいはぅかつたん」（満納の子は、たびたび御意見を申し上げようとしたので、何のためらいもなく、誅罰された）ことが分かる。泊は物語のナレーターの役割をすると同時に第三者（庶民）の視点を代表し、この仇討物に立体的な深みをもたらしている。また第四段で登場する原国兄弟は「原国兄弟口説」で優美な長刀踊りを見せ、谷茶の按司を打ち取る功労を見せる[26]。

大川城は元の御世を取り戻し、若按司共々踊って戻る。この組踊の主人公はあくまで乙樽である。彼女の自己犠牲をいとわない勇気あるエイジェンシーなくして成り立たない物語の推移であり、彼女の意志と目的と行為、そしてそれに伴う言説が重要な位置を占めている。

おわりに

これまで誰も指摘していないが、「忠孝婦人」が近現代沖縄演劇の史劇・時代劇に大きな

影響を与えたのは確かである。例えば真喜志康忠作「落城」「真喜志（2002）214-215」は、明らかに糺しの場面を挿入した時代劇である。また琉球史劇「大新城忠勇伝」（渡嘉敷守良作、1907年初演）や「首里城明渡し」（山里永吉作、1930年初演）の中に展開される論理の応酬などがその影響を受けていると見なすことができよう。台詞の豊かなレトリックとロゴスのようなことばの応酬が「忠孝婦人」には組み込まれているのだが、それらのことばが他でもない女性の乙樽のことばなのである。艶がありながら論理的な修辞が男と女の間で飛び交う。耳を欹てて聞くに潤いのある色つやのあることばに観衆はまた酔ったのだろう。例えば島袋光裕（故人、伝統組踊保持者／琉球舞踊家）は次のように証言している。

> 今山里先生が言ったので思い出すのだが、伊波普猷先生がね、「ええ光裕、うちなーの文学ん、てーしたもんどーや。」とこういうことをいうのですよ。「ええ、謝敷板干瀬にうちゃいひく波の…、あのうた、世界の文学にんねぇんしが。うりびけーぬんあらんどぅ」と。「あぬ谷茶が乙樽かいいゆることばちちま―」こうですよ「たけほどもうきやてみ口やはやはと…」こういうものは世界の文学にあるか、とこう言うんですよ。たいへん絶賛されておられた。（『組踊研究』創刊号1967）

18世紀の感性を編みこんだこの仇討物の人気の秘密は単にキャラクターの多様さのみならず、その多くは筋書きと台詞のレトリックの魅力だと考えられる。それが当時の侍階層の感性として登場したことは、コロニアルな琉球王府の中にあって、侍階層はすでに辻や仲里の遊里で歌三線を奏でながら創作された多くの抒情的琉歌を楽しんでいたことが伺われる。そしてその中で、これらのことばの世界をまた織り込んだのだ。抒情性は植民地的政体の琉球にとって己の生きる糧だったのではなかろうか。そして、抒情的なことばが繰り返し語られ謡われる中で、また物語（舞台）の主体としての女に付与されたことがありえたのかもしれない。辻のジュリに対して深い思いを寄せた王朝末期の琉球国王・尚灝のかのよく知られた琉歌は「恋しあかつらの波に裾ぬらち　通ひたる昔忘れぐれしゃ」（恋しいあかつら浜の波に裾をぬらしながら、辻に通った昔の事が忘れられない）である。

山里永吉によると「御冠船踊りという国家的行事が何事につけ政治的自由をもっていなかった琉球王府をして自由奔放にどこからの拘束も受けることなく思いのままの公演ができたという事で、こればかりは国王即位の一世一代、琉球人にゆるされるただ一つの自由による文化創造の世界であった」「山里（1972）」という。そして王府時代「息詰まるような薩摩の圧政の下から、のこされたただ一つの自由は芸能の世界ばかりであった。―芸能の世界、そこには征服者もなければ搾取もなかったのである」「山里169」と、山里は強調している。しかし山里の意識の中から女性は除外されている。なぜなら山里はまた同じ論稿で「音楽は老いも若きも琉球の男たちにとってむしろ重要な心がけであった。それは琉球の男たちにとって薩摩の圧政から逃避する手段であったかもしれない」「山里168」と記している。琉球

人＝士族層を意味したわけではないと思うが、琉球の芸能の世界、その公の場で一般の女性や百姓は除外されていたのである。芸能を担いそれを享受したのは主に士族層と辻や仲島の遊女（ジュリ／ズリ）たちだった。ジュリの女性たちは遊里という囲いの中で芸を身に着け、セクシュアル・オブジェクト（Sex Object)、エンターテイナー（芸人）として位置付けられていた。また百姓たちは首里の宮廷芸能を間切に持ち帰り、模倣した「板谷（2007)」。首里王府は国家の軸でありその芸能は国の規範（カノン）として君臨し、琉球国の内なるシステムの中心としてアイデンティティ構築に大きな機能を持っていたと言えよう。

そこから推し量るに、仇討物語「忠孝婦人」の主人公乙樽は、琉球士族層の理想の女性像だったと考えられる。琉球の侍階層が自らのコロニアル／ポリティカルな状況を逃避し、ひそかに闘うために、英知をこめて創り上げた理想の琉球婦人だったのではなかろうか。そして乙樽こそは女の化身の琉球の侍階層の理想そのものだったと言えよう。中国や薩摩から女性化されたフェミニンな琉球の士族層[27]が、自らに託した造形だったと結論づけることはできないだろうか。つまり、実在する乙樽のような主体（エイジェント）の女は琉球王府時代に存在しえなかった。男たちの影の存在が作品に封印された。しかし近代には実感をもって受容されてきたゆえに多くの観衆が劇場に詰めかけたのだろう。それはまさに事件だった。近代の性格ドラマにも近い物語は大いに多様な社会のダイナミズムの中で感受されたのである。しかしそのエイジェンシーは男性が演じた理想のフィクショナルな女だった。男の身体と精神が女の乙樽を演じきったといえる。フィクションとしての理想の女性を、虚構の女の身体を演じる事を通して、男性が造形してみせたのである。1730年代から2014年までおよそ284年、この間演じられた「忠孝婦人」の場数は多くはない。しかし圧倒的な実在感をもっていることは確かである。

フェミニズムの視点からすると、「忠孝婦人」の乙樽は、決してリアルな女性（像）ではなく、そこには、フィクション化された、男性にとって「理想的な主体として行為遂行的な女性」がいたのである。そしてそのフィクショナルな女を、この間常に男性が演じてきた。しかし、男性によって演じられてきた虚構の女性の主体性／行為（エイジェンシー）の中に、琉球王府時代の士族層の理想的な絆やセクシュアリティ、倫理観、美意識が輻輳しているのは言うまでもない。それを批判的に解体し見据える眼差しがフェミニズム理論の中でまた問われている。

> As a result of the suppression of real women, the culture invented its own representation of the gender, and it was this fictional ‘woman’ who appeared on stage, in the myths and in the plastic arts, representing the patriarchal values attached to the gender while suppressing the experiences, stories, feelings and fantasies of actual women. The new feminist approach to these cultural fictions distinguishes this ‘woman’ as a male-produced fiction from historical women,

insisting that there is little connection between the two categories. Within theatre practice, the clearest illustration of this division is in the tradition of the all-male stage. 'Woman' was played by male actors in drag, while real women were banned from the stage. This practice reveals the fictionality of the patriarchy's representation of the gender. Classical plays and theatrical conventions can now be regarded as allied in the project of suppressing real women and replacing them with masks of patriarchal production.

(sue-ellen case 7)

スーエレンはギリシャ古典劇からシェイクスピア演劇に至るまで舞台で表出された女性のジェンダーは、家父長制の表象としてのフィクションであり、実際の女性の夢や幻想、感性、物語、経験を抑圧してきたと書く。家父長制の価値の象徴として美化された女性を男性の身体が演じたことからすると、これまで論じてきた「忠孝婦人」の乙樽がやはり儒教倫理に根差した士族の男性のフィクショナルな造形・イメージであり、実在の女性のリアリティーから遠いことが明らかである。男が描いた理想の女は家父長制の中軸に立つ男性たちの夢・希望・理想そのものであったのだ。

フィクションとはいえ、組踊の仇討の美学そのものも問う必要があろう。乙樽が夫に同伴して按司の敵を討ち元の御世を取り戻す行為そのものが、封建的家父長制度の枠組みの中の主体的行為性（エイジェンシー）であり、行為主体（エイジェント）として物語の中で目的を完結したとしても、仇討そのもののシステム総体を問う目がまた現在のパースペクティブから要求されよう。また乙樽が何度か谷茶の按司のセクシュアリティの強引さの前で「殺せ、殺せ、殺されてもかまわない」と強圧的な殺意・死の脅しに立ち向かっているが、美しい女が果敢に男たちの攻勢（セクシュアリティを含め）をやり過ごす、その行き詰まるような糺しの場面は、おそらく近代沖縄の多くの観衆にとって、自らの主体性やセクシュアリティそのものを見据える契機にもなったのだと言えようが、乙樽が家父長制度を補完し「勧善懲悪」の儒教倫理の具現者であることは変わりない。長編組踊「忠孝婦人」が多くの近代の男性観客に好まれた所以であろうか[28]。

スーエレンが推奨する女性の生態学／リズムにのるフェミニズム詩学の樹立にとって、女性たちが、主体的に表現者として創造し実践する舞台芸術が、限りなく求められている。沖縄のフェミニズム＝うないイズムの可能性は、信仰体系（あるいは慣習）として男性を保護する「うない神」の女性たちに依拠しているが、女性たちが自らを保護し解放する原理は見えない。王権を補完・保護するための体系であった聞得大君制度の痕跡に精神的拠り所＝うない神信仰を抱く幻想の根をさらに掘り起こす必要があるだろう。

謝辞

本稿は科研研究「沖縄の文化表象にみるジュリ（遊女）の諸相」（基盤研究（C）課題番号25370170）の助成を受けた研究成果の一つとしてまとめられたものである。この論稿に取り組むにあたり、親友／故フランセス・マンマナの論稿（2008）「許容できる行為媒体―組踊における女性の描写について」（『演劇学論集』紀要46、日本演劇学会）に大きな示唆を受けたことを感謝しここに記したい。

注

（1）組踊「忠孝婦人」のテキストは 伊波普猷（1992）『琉球戯曲集』復刻版（榕樹社）を参照する。

（2）勝方＝稲福恵子（2010）「うない（姉妹）神という物語」『島嶼沖縄の内発的発展』藤原書店、同（2010）「“Unaiism”拓く組踊『執心鐘入』の大団円――フェミニスト・エスノグラフィーの可能性―」『国際沖縄研究』創刊号、琉球大学国際沖縄研究所、の二つの論文の中で独自のフェミニズム論を展開している。一方、勝方＝稲福の論理の展開は斬新だが、若松と宿の女の「唱え」を「つらね」と解釈し、実際は小僧たちによって寺内に入れられた宿の女を「女人禁制によって変貌した鬼女の主体性」で、Unaiismを拓く、と安易に言説化する点や、鬼の概念が勇者の伝承が主の琉球において、鬼女＝魔女と近代的解釈を当てはめる安易さが見られる。

（3）上野千鶴子は、『セクシュアリティ』で従来のセクシュアリティの定義「性現象」「性的欲望」に対して新しい定義を提示する。上野の定義「性をめぐる観念と欲望の集合」をこの論稿では取り入れることにした。「上野2009：2」

（4）1986年、「うないフェスティバル」を主催していた女性たちを中心に「尾類馬行列は尾類という公娼制度の名残りであり、その祭を行うことは買売春のＰＲである」という反対の声があがった。87年には「じゅり馬祭り」から「那覇旧廿日正月祭り」と名称を変え、88年から10年間中断していた。1999年２月26日の沖縄タイムス記事「じゅり馬再開、水面下の波紋」はそのいきさつを取り上げている。 その中心人物が沖縄の主だった女性運動の先導者たちだったという事が、モダニズムに捉われた沖縄の政治運動の陥穽を示している。その後2000年から辻の財団法人を中心に旧二十日正月祭祀は復活したが、その後も那覇市の助成は中止状態。尾類の当て字は紙面で明治30年代に登場、それ以前は傾城、遊女、侏儒、妓女等。

（5）Sue-Ellen CaseはUCLA教授、2006年ヘルシンキで開催されたIFTR/FIR国際学会フェミニズムワーキンググループ「Global & Local」に参加した時、直に話す機会があった。彼女が議長となって研究報告がなされた。そこで筆者は『八月十五夜の茶屋』について報告した。彼女が提起した「フェミニスト詩学」はアリストテレスの『詩学』が男性の生態学的演劇構造（悲劇論）の要因を含み、家父長制の産物だと批評し、この間抑圧されてきた女性の生態リズムを取り込んだ男女の真の解放を意図した論である。

（6）ピーター・ブルッカー『文化理論用語集』（新曜社、2003）の定義によるとエージェンシー

＝行為媒体は選択する能力。自己と他者の双方に関わる物事を、自ら決定できる能力である。エージェントは行為主体である。

（７）大城學は同じ論稿の中で能、浄瑠璃、歌舞伎と組踊の類似と違いもまとめている。さらに首里王府官吏たちと大和芸能や中国芸能との関わりにも言及している。

（８）當間一郎は『沖縄芸能』の中で「組踊における“乙樽”の美･醜」「組踊における女の性」「組踊の美的世界」を通して他の研究者に類をみない女性像を展開している。

（９）1609年の薩摩の琉球侵攻以降、女性祭祀組織が弱体化していくことに関しては伊波普猷（2000：49）、宮城栄昌（1967：68-71）、高良倉吉（1989：224）など、歴史家が指摘している。勝方＝稲福恵子（2006：86-89）も論稿の中で論じている。

(10)『球陽』に遊里ができたのが尚貞４年と記録されている。そして『底本琉球国由来記』（角川書店、1997：164）にも記載されている。

(11) 冊封使の御前で上演された組踊は全25作品である。その中で「忠孝婦人（大川敵討）」が上演されたのは４回である。鈴木耕太「冊封の舞台に供された組踊」はその詳細を論じている。

(12) 久手賢親雲上説が初めて紹介されたのは（琉球新報、1934年11月17日）である。仲宗根幸男は1997年『斎場の杜　第６号』知念文化協会編にはじめて発表した。しかしなぜ1730年代に創作された「忠孝婦人」が1756年の冊封では上演されず、作者死後62年たって上演されたのかは、疑問が残る。

(13)『広辞苑』には４つの定義があるが、ここでは性愛とする。

(14) フランセス・マンマナは「許容できる行為媒体―組踊における女性の描写について」の論稿の中で組踊作品の中で描写される、例外的な強い女性像として「姉妹敵討」の姉妹亀松と乙鶴、「花売の縁」の乙樽、「大川敵討（忠孝婦人）」の乙樽をあげている。４人の女性たちの行為媒体の強さと変容を分析している。

(15) 14曲は散山節、仲間節、仲付渠節、子持節、東江節、伊野波節、金武節、こて節、大浦節、さいんする節、口説、早作田節、東江節、しゅらい節

(16) フランセスは「忠孝婦人の強さと行為媒体は冊封使の面前で演じられた他の劇とは比較できないほど、最も大胆に表象されている」と分析し、「組踊は琉球におけるフェミニニティ・女性性の規範の証として考察することができるだろう」と結論づけている。

(17) 我如古弥栄は沖縄の三大歌劇の一つ「泊阿嘉」の作者。他、多嘉良朝成を始め非常に人気のあった役者の名前が並ぶ。玉城盛重は琉球舞踊の重鎮で、組踊でも一目置かれている役者・舞踊家である。

(18) 大城學によると「組踊は、1967（昭和42）年６月に琉球政府文化財保護委員会によって〈組踊「玉城朝薫五番」〉という名称で指定された。指定要件の演技･演出に「原則として女形であること」が明記されている。さらに、1972（昭和42）年５月15日に組踊は国の重要無形文化財に指定された。ここでも指定要件の演技・演出は「女方によること」とある。文化財指定の組踊について「女方によること」と明記されているのは、もともと組踊が冠船芸能として上演され

ていたときに、女方で上演されていたことに依っている。」ということである。「大城2012：161」

(19) 琉球王国時代、士族の眉目秀麗な若衆が女形を演じ、かつ女踊りも踊った。中国からの冊封使の歓待の席で踊り、また江戸幕府へ慶賀使節団として同行している。江戸上り（江戸立ち）と言われる。

(20) 昨今の研究成果は板谷徹（2003）『尚育王代における琉球芸能の環境と芸能復元の研究』（平成12年度～平成14年度科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書）の中の翻刻『冠船躍方日記』がより王府時代の特に戌の冠船を伝えている。

(21)『徐葆光 泰使琉球詩舶中集』祥解（MUGEN 2010）の中の詩編「子夜歌（十二首）」は、中国からの使者（冊封随行員）と辻の美しいジュリとの交情を歌っている。箏を弾き、三線を奏で、踊り、歌う様子が想像できる。徐葆光は1719年の冊封使（副使）である。

(22) 与那覇政牛は「子供を捨てたということがあるが、私はそのモラルというのは、その歴史の流れによってずいぶんかわるのじゃないかと思うんですよ。だからあの時のことを考えると乙樽が子供を捨てたのはたしかにその時代には適合しておったのじゃないかという感じがするんです。たとえば、長者の大主で三男が子供をすてて親に孝養を尽くした。（一部省略）それからもう一つはあのときは戦争状態で、昼は歩かれんであっちこっち隠れして行くんだから、その時の状態が非常に困苦欠乏にたえておったと、そしてやむをえず母がつかれておったから子供を捨てたというような場面を考えるとおもしろいような感じがするんですがね」と1967年の「忠孝婦人」の座談会で語っている。戦場の修羅で老いた義母を助けることに心を配った乙樽の苦しい心境は台詞と歌に表されている。

(23) 琉球において鬼は力の強い者の象徴で何者かの化身としての概念はほとんどない。鬼のような男が人間を食べる話などは18世紀初頭の『琉球國由来記』にあり、それが「鬼餅由来記」として沖縄芝居に創作され上演されている。鬼女の登場は1719年の玉城朝薫の「執心鐘入」が初出である。鬼女が登場する「菖蒲の由来記」の説話があり、それから「菖蒲の由来記」の芝居が創作されたが、この説話は『琉球國由来記』(1713年) にも18世紀半ばに編集された『遺老説伝(琉球民話集)』にも登場しない。「忠孝婦人」の中で満納が乙樽に対し「悪魔のような女、悪生キリシタン（切支丹（きりした））、鬼」と名指しで問い詰めるが、悪魔やキリシタンが組踊で表示されるのはこれがはじめてである。「女の果てれ一蛇なゆん」のことわざがあるが、女が怒り狂ったら蛇のように恐ろしくなる、の意味で女が鬼になることわざはない。ちなみに蛇の化身は『琉球國由来記』に登場するが、神の化身の要素が強い。鬼＝乙樽＝女の表象も18世紀以降の「執心鐘入」の影響だと考えられる。馬場あき子の『鬼の研究』によると、鬼には（1）日本民俗学上の鬼（祖霊や地霊）（2）山伏系の鬼（3）神道系、仏教系、修験道系（4）人鬼系（5）変身譚系があるとされる。琉球の鬼は（1）と（4）が主で、（5）は「執心鐘入」以降の登場だと言える。なお、荒川さち子は「沖縄では、力のある者、強者を“鬼”と呼んでいる」と記している。「荒川1977：76」

(24) 沖縄を代表する傑出した俳優真喜志康忠は1990年から12年間、琉球大学で非常勤講師として沖縄芝居の講座をもった。その中で語っていた事柄である。講義録のテープは所在する。また真喜志は谷茶の按司を演じている。

(25) この類似について「脅しの美学－沖縄芸能史論」『沖縄藝能史研究』第９号（2006）ですでに指摘した。

(26) 昨今、国立劇場おきなわで上演された「忠孝婦人」は、全て観劇しているが、2014年２月８日、御冠船舞台ではじめて上演された「大川敵討」はこの間観た中で最もリズミカルで唱えも演技も良かった。原国兄弟の長刀踊りも佐辺良和と宮城茂雄が優雅に踊った。

(27) 1828年１月７日（月）琉球を訪れたベイジル・ホールが帰国後Londonの*The Morning Post*紙に書いた琉球の男性についてのエッセイの一部を紹介したい。

Before we departed, I longed very much for some occasion to put them to their mettle, and to see what defense they would be able to make; but unfortunately they were much too civil; and rather than fight, I am convinced they would have consented to any terms, however, degrading. I never saw such effeminate creatures in the shape of men before, and I hope never to see such again.

このeffeminate creaturesは女々しい生き物という意味で、琉球男性を女のように柔弱だと書いている。清の冊封を受け、薩摩の在番に監視され半ば植民地的従属の中にあった琉球王府時代の琉球男性の一端を髣髴させる。フェミナンな琉球の士族層の姿がそこからまた想像できるのだが、『朝鮮・琉球航海記』を読むと、通事の真栄平については魅力的な描写がなされている。

(28) 大野道雄によると、1903（明治36）年11月、辻端道にあった芝居小屋（上の芝居）の観客数は、昼興業で男性1161人、女性688人、夜興業は男性4154人、女性2577人になっている。男性客は女性客よりはるかに多い。「大野2003：203」

【文献引用/参照文献】

荒川さち子　1997「大和の鬼・沖縄の鬼」『沖縄文化』第13巻２号　沖縄文化協会

池内靖子　1994『フェミニズムと現代演劇―英米女性劇作家論』田畑書店

池宮正治　1980『琉球文学論』沖縄タイムス出版

伊波普猷　1992『琉球戯曲集』復刻版　榕樹社

伊波普猷　2000『沖縄女性史』平凡社ライブラリー

板谷　徹　2007「御冠船躍りの相貌―芸をめぐる人と場」『早稲田大学演劇研究センター紀要』IX、早稲田大学：97-103

鄔　揚華　2010『徐葆光 泰使琉球詩舶中集』出版社Mugen

上野千鶴子　2009『セクシュアリティ』岩波書店
上間郁子　1981「私の戦後史」『私の戦後史』第４集　沖縄タイムス社
エリカ・フィッシャー＝リヒテ　2009『パフォーマンスの美学』論創社：54-109
大城　學　2010「近世琉球人が異国で観た芸能」『沖縄文化』第44巻２号　沖縄文化協会
大城　學　2012「琉球芸能における女方（形）」『沖縄におけるジェンダー学の理論化と学術的実践―沖縄ジェンダー学の創出』琉球大学国際沖縄研究所
太田良博・佐久田繁編　1984『沖縄の遊郭―新聞資料集成―』月刊沖縄社
大野道雄　2003『沖縄芝居とその周辺』みずほ出版
大野道雄　2006「戦前の組踊上演記録と田里作品」『沖縄藝能史研究』第９号：49-55
勝方＝稲福恵子　2006『おきなわ女性学事始』新宿書房
金武良章　1983『御冠船夜話』若夏社
国立劇場おきなわ調査養成課　2010『大川敵討』国立劇場おきなわ
塩月亮子　2000「沖縄における尾類馬行列の歴史社会学的考察」『都市祝祭の100年』ドメス出版
Sue-Ellen Case 2008 *Feminism and Theatre* reissued Edition, Palgrave
鈴木耕太　2001『組踊 敵討物の変遷』琉球大学修士論文
鈴木耕太　2009「冊封の舞台に供された組踊」『沖縄文化』第43巻２号　沖縄文化協会：34
鈴木耕太　2012「姉妹敵討とその上演された場に関する一考察」『姉妹敵討』国立劇場おきなわ:10-16
瀬底正憲・中村和夫編集　2008『組踊上演台本資料集（一）』伝統組踊保存会
高良倉吉　1989『新版・琉球の時代――大いなる歴史像を求めて』筑摩書房
茶谷十六　2012「娘仇討ち白石口説と団七踊り」『姉妹敵討』国立劇場おきなわ：125-141
當間一郎　1981『沖縄の芸能』オリジナル企画
當間一郎　1999『組踊の写本の研究』第一書房
馬場あき子　1978『鬼の研究』三一書房
東恩納寛惇　1952『校注 羽地仕置』興南社
比屋根照夫　2011「総論 沖縄歴史研究の出発『沖縄県史』各論編５　近代　沖縄県教育委員会：3-16
外間守善・波照間永吉　1997 『底本琉球国由来記』角川書店
前田勝朗　1881『琉球芝居物語』青磁社：181
真喜志康忠　2002『沖縄芝居と共に』新報出版：214-215
マンマナ・フランセス　2008「許容できる行為媒体―組踊における女性の描者について」『演劇学論集』紀要46：93-113
宮城栄昌　1967『沖縄女性史』沖縄タイムス社
矢野輝雄　1993『沖縄芸能史話』榕樹社
矢野輝雄　2001『組踊への招待』琉球新報社：260
山内盛彬　1993『山内盛彬著作集』第一巻　沖縄タイムス

山里永吉　1972「琉球の芸術と文化の盛衰」『琉球文化』創刊号:165-171
与那覇晶子　2006「脅しの美学」『沖縄藝能史研究』第９号：81-96
与那覇晶子　2012『組踊の系譜―朝薫の五番から沖縄芝居、そして「人類館」へ』琉球大学　大学教育センター
劉　富琳　2006「琉球組踊、日本能、中国戯曲の比較」『沖縄藝能史研究』第９号：38-48
渡辺重綱　1879『琉球漫録』弘令社：66-68
渡辺　保　2012『女形とは』角川ソフィア文庫
渡辺　保　2002『女形の運命』岩波書店

地域研究　№13
2014年３月　119-132頁

The Institute of Regional Studies, Okinawa University
Regional Studies №13　March 2014 pp.119-132

〈亡霊〉は誰にたたるか
―又吉栄喜「ギンネム屋敷」論―

村　上　陽　子*

Space where “disembodied spirit” exists
―On Matayoshi Eiki's “*Ginnemu Yashiki*” ―

MURAKAMI Yoko

要　旨

本稿は又吉栄喜の小説「ギンネム屋敷」についての小論である。「ギンネム屋敷」の女性登場人物は被害者としての役回りを与えられ、声を奪われているが、彼女らは語りの主体に〈亡霊〉のように取り憑き、出来事の記憶を再来させる存在でもある。本稿では、作品分析を通してそれを明らかにしていく。

要　約

「ギンネム屋敷」には、レイプ、従軍慰安婦、沖縄戦、民族差別など、さまざまな主題が書き込まれている。「沖縄人」の主人公「私」をはじめ、「朝鮮人」、「米軍人」、「ナイチャー二世」など、民族性を強く帯びた男性登場人物の語りによって構成されるこのテクストの中で、レイプの被害者としてあらわれる女性登場人物は沈黙を強いられている。そのため、従来「ギンネム屋敷」の男性登場人物が、帝国主義や植民地主義、冷戦構造をふまえた関係を形成している点が注目されてきた。その一方で、女性登場人物の位相は十分に論じられることがなかった。

それを踏まえて、本稿では女性登場人物の位相を詳細に分析していくことにする。沈黙を強いられる女性たちはテクストの中で空所化され、男性の言葉によって意味付けられていく。だが、彼女らはときに、他者の言葉によって表象され、統御される以上の存在となってあらわれる。本稿では、そのような意味付けられない女性たちの、あるいは言葉を奪われた死者たちの回帰を〈亡霊〉と呼ぶ。〈亡霊〉が物語を構築する語りの主体に取り憑き、物語空間を飛び交っていることをテクストの分析を通して明らかにしていく。語りの主体がすでに〈亡霊〉に取り憑かれていたのだとすれば、テクストから排除されていた彼女たちの声を、物語を構成する言葉の中に潜勢するものとして読み直すことが可能となるだろう。

* 沖縄大学地域研究所特別研究員、東京大学大学院総合文化研究科博士課程
atuypoknasir@yahoo.co.jp

Abstract

The themes of Matayoshi Eiki's "*Ginnemu yashiki*" varies from rape, "comfort women", Battle of Okinawa, and ethnic discrimination. This text consists of the narratives of male character with strong racial traits. Female characters are, in contrast, forced to bear the silence, and described as victims of wars and rapes. Therefore, previous studies have focused on the relationship among male characters and have critically discussed structural outline of imperialism, colonialism, and cold war. On the other hand, issues of women have been left unexamined.

Now therefore, I examine the phases of female character. Female characters of those forced to be silent become the blank of the text inside. Male characters represent her words and attempt to fill up the blank. However, those forced to be silent have already gotten into male characters, the narrator of the story, and are not just being represented by the word of others. In this study, I call these deprived of their words and obsess narrating agents as "disembodied spirit" and articulate their influence on the narratives of agents. Through rereading this piece, I reexamine the issue of female characters of those remain unexplored and argue that they present in the text.

キーワード：性暴力、「慰安婦」、女性、沖縄戦、記憶

1．「ギンネム屋敷」の〈亡霊〉たち

1947年、沖縄県浦添市に生まれた又吉栄喜は、沖縄戦の傷が生々しく残る時代を生きてきた作家である。後に「豚の報い」（1995年）で第114回芥川賞を受賞することになる又吉は、「ジョージが射殺した猪」（1978年）などのごく初期の作品において、米軍占領下の沖縄の植民地的状況を積極的に描いていた。

第４回すばる文学賞を受賞し、又吉の中央文壇へのデビューを飾った「ギンネム屋敷」（1980年）は、沖縄の戦後において忘却されてきた「朝鮮人」という存在に着目し、戦争や占領、そしてそれに伴う性暴力の問題を扱った作品である。又吉はこの作品について「恐喝、婦女暴行、殺人、売春、自殺など、どの一つをとっても短編では重すぎるテーマがはめ込まれ」、「危なかしい均衡のまま揺れている」(1) と語っている。その言葉の通り、「ギンネム屋敷」ではさまざまな問題が何一つ解決されないままに投げ出され、不可解さをまとって拡散されていく。

舞台は1953年の沖縄である。主人公の「私」は、沖縄戦で一人息子を亡くしたことが原因で妻のツルと別居し、飲み屋で働く若い愛人春子に養ってもらっている。沖縄戦で片足を失ったおじいは、孫娘である「知恵遅れ」のヨシコーに売春をさせて暮らし、スクラップ拾いで食いつなぐ勇吉はヨシコーに思いを寄せている。ある日勇吉は、ギンネム林に囲まれた屋敷に住む米軍エンジニアの「朝鮮人」にヨシコーが犯されたのを目撃する。おじいと勇吉、「私」の三人は「朝鮮人」に慰謝料を請求する。罪を認めて慰謝料を支払った「朝鮮人」は、「私」一人をあらためて呼び出し、自分の身の上を語り始める。かつて軍夫として動員された「朝鮮人」は、沖縄戦の戦場で自分の恋人〈江小莉（コーシャーリー）〉が日本軍の隊長の傍らにいるのを目撃した。

本隊とともに移動した〈小莉〉を追おうとして負傷した「朝鮮人」は米軍の捕虜になり、戦後を迎えた。「朝鮮人」は戦後も〈小莉〉を探し続け、三カ月前に売春宿で彼女を見つけて引き取ったものの、殺して遺体を庭に埋めたのだという。「私」はその話を聞いて沖縄戦での一人息子の死を思い出し、悪夢に出てくる妻のツルの幻影に悩まされる。しかしツルは他の男と同棲をはじめ、「私」に別れを告げる。やがて「朝鮮人」は自殺し、彼の遺産は「私」に贈与される。勇吉とおじいはそれを妬み、勇吉は「私」に追いすがって、自分が実際に見たのは「朝鮮人」がヨシコーに朝鮮語で話しかけ、首に抱きついて地面に押し倒した場面であり、ヨシコーの悲鳴で我にかえった「朝鮮人」が謝罪して立ち去った後、実際に彼女を犯したのは自分だと明かして作品は幕を閉じる。

沖縄の女性に対するレイプの疑惑と、慰謝料の請求に始まったこの物語は、やがて沖縄戦、民族差別、性暴力、歴史の闇の中に沈む声なき死者たちの問題を引きずり出す展開を見せる。「ギンネム屋敷」がわかりにくい作品であることは、発表当初から指摘されていた。たとえば、秋山駿は「沖縄の皺々を描こうとして、沢山の細部が持ち込まれる。しかし、要素があまりに盛り沢山に過ぎて、描き切れなかったのではないかと思う。分らないところが多い」と批判している(2)。このわかりにくさについて、岡本恵徳は「作中の位置づけや表現の問題もあるが、むしろ朝鮮人差別の問題が影響している」と述べ、「朝鮮人」をめぐる差別や忘却を見据えた作品として「ギンネム屋敷」を捉えた(3)。

このほかに「朝鮮人」という存在に言及した読みとして、花田俊典の「一人の「朝鮮人」の視点を借りることによって、沖縄内外に根づよい被害者意識に、あざやかな逆転をもたらした」(4) という評価を挙げることができる。無論、「朝鮮人」という存在によって沖縄の加害者性が照射され、戦後も根強く残った差別意識が問題化されていることに疑いの余地はない。しかし、「ギンネム屋敷」では朝鮮人と沖縄人の関係のみならず、男性と女性、知的障害や狂気を有する者とそうではない者など、さまざまな差異の中での差別が渦巻いており、沖縄の被害者意識の「あざやかな逆転」を見ようとするとき、差別の複数性や重層性はむしろ見えにくくなってしまうだろう。それを踏まえれば、沖縄戦から朝鮮戦争期にまたがる時間の中で沖縄における植民地支配や差別の構図が複雑に重層化していったこと、あるいは作品が執筆された1970年代の末から80年代にかけての沖縄の歴史認識を踏まえた考察を積み重ねていくことが重要であると思われる(5)。

丸川哲史は「ギンネム屋敷」の「朝鮮人」が「当時米軍基地のエンジニアとなっているのであれば、当然その男は韓国籍であるはず」だと指摘し、それにもかかわらず彼が「朝鮮人」と呼ばれつづけることに注目している。「戦後生まれ」の又吉栄喜が韓国籍の米軍エンジニアに「朝鮮人」という呼称を与えるとき、「朝鮮人」という呼称自体が「戦前との連続性のなかに潜在する沖縄人の差別を顕在化させる」と丸川は言う(6)。

また、新城郁夫は「日本復帰」後、沖縄においても出入国管理や外国人登録に関する法的規制が強化され、1975年に沖縄本島南部で暮らしていた元「従軍慰安婦」の女性が強制送還

を免れるために自らの体験を「申告」せざるを得なかった事実に触れ、沖縄がベトナム戦争に直接的に組み込まれていた1970年代前半、「沖縄戦と朝鮮人の問題」が「戦記」の領域で問い返されはじめたことを明らかにしている(7)。新城は、男性たちが女性たちの身体に暴力を行使することで帝国主義的暴力を反復させ、女性が声を奪われていく「ギンネム屋敷」に「文学のレイプ」の構図を見いだし、「朝鮮人」から「私」への財産の贈与に「沖縄をいわば日米安保条約下における例外状態的領土と化すことによって、朝鮮半島そのものを戦禍のもとに曝してきた」日米軍事同盟を背景とする戦争の痕跡の贈与を重ねている(8)。

「ギンネム屋敷」に帝国主義や植民地主義、冷戦体制の構図を見いだして批判的に検証していく試みは非常に重要であり、それを抜きにしてこの作品を読むことは不可能であるとすら思える。だが、それらの構図を浮かび上がらせるときに注目されるのはやはり民族性を強く帯びた男性たちが形成する関係である。「ギンネム屋敷」をめぐる批評や研究において男性たちの関係が焦点化されるとき、作品に書き込まれた女性たちの言葉や身振りは十分に読み込まれることなく、言葉を奪われ続ける無力な存在として囲い込まれてしまったのではないだろうか。

本稿では、「ギンネム屋敷」に登場する女性たちが、男性の言葉や欲望による意味づけを越えて回帰してくる瞬間があることに着目する。言葉を奪われ、空所化された存在は、恣意的な意味づけによって統御することができない〈亡霊〉、あるいは〈亡霊的なるもの〉となって物語を構築する主体に取り憑き、物語空間を跋扈しているように思われる。〈亡霊〉たちの失われた声や叫びは物語を語る主体の内に鳴り響き、「ギンネム屋敷」の通奏低音として機能しているのである。物語を構築する主体に痛みや歴史を生き直すことを要請している〈亡霊〉の存在に迫るため、「ギンネム屋敷」に登場する女性たちの位置づけを論じ、「朝鮮人」と彼が残した遺産について分析を進めていきたい。

2．空所に充填される欲望

「ギンネム屋敷」には四人の女性が登場する。「知恵遅れ」の「売春婦」ヨシコーと「朝鮮人」の恋人であった〈小莉〉、「私」の妻のツルと愛人の春子である。このうち、ヨシコーと〈小莉〉は意味をなす言葉を発することがなく、ともに性暴力の被害者としてあらわれる。〈小莉〉に至っては、犯され、殺され、埋められていく彼女が果たして「朝鮮人」の語る〈小莉〉その人であるか否かすら明らかではない。そのため、本論では〈小莉〉の名は括弧付きのものとして用いることにしたい。

言葉を持たない存在として扱われ、身振りや心情を常に男性たちによって解釈され、意味づけられていくことは、〈小莉〉やヨシコーを空所化していくのだが、その空所にはすぐさま男性たちの言葉と欲望が充填される。「ギンネム屋敷」の冒頭では、ヨシコーが「朝鮮人」にレイプされるのを目撃したという勇吉の証言が提示される。勇吉の証言は疑わしいものとされながらも、結末で勇吉本人によって否定されるまで「朝鮮人」から金をしぼりとる「正

当」な根拠として物語を駆動する力を発揮してしまう。ヨシコーが自らの体験を語る言葉を持たない「知恵遅れ」の女性として表象されることが、勇吉の証言にそのような力を与えていることは疑いようがない。さらに、ヨシコーに一方的な執着を抱き、結婚を望む勇吉は、「おじいはヨシコーと抱き合って寝てる」という噂を暴露する。それを聞いた「私」は、おじいがヨシコーと寝床や風呂を共にしていることを知り、二人の関係を疑いはじめ、「ヨシコーは片足の醜いおじいに少しも反撥しないのだろうか？……ヨシコーは売春婦になってしまったんだ、昔とは変わったんだ……」と述懐し、「おじいが死んだらヨシコーを引き取ってもいい」とさえ思う。勇吉の言葉と「私」のまなざしを介して、「肉づきのいい」身体と「赤ん坊のもののよう」な「柔和な目」を合わせ持つヨシコーは、男性に反撥することなく身をまかせる存在として規定されていく。同時に、ヨシコーに向けられる勇吉やおじいの欲望を「私」が共有し、増幅させていくプロセスをここに見ることができるだろう。

結末で、勇吉は「朝鮮人」がヨシコーを襲った事件について、「朝鮮人」が悲鳴を上げたヨシコーを助け起こし、頭を上げて立ち去った後、「実際にやったのは俺だが、だが、ヨシコーが俺に抱きついてきたんだ、ほんとだよ、ウチナーンチュどうし好きになって悪くないだろ？」と言い募る。「朝鮮人」に理解できない言語で話しかけられ、地面に倒されたヨシコーが勇吉に「抱きつい」たことを、勇吉は自分に向けられた好意だと解釈し、暴行を正当化しようとする。ヨシコーの行為は男性たちの言葉によって誘惑的なものに変換され、それによって彼女の身体に行使される暴力が誘発されるのである。

では、〈小莉〉の場合はどうだろうか。すでに述べたように、いま一人の言葉を奪われた存在である〈小莉〉は、そもそも「朝鮮人」が追憶する〈小莉〉その人であるのかどうかも定かではない。「朝鮮人」は、「売春宿」で〈小莉〉と同じしぐさをする女性をみつけ、〈小莉〉だと思いこんで身請けする。しかし、「たどたどしい沖縄方言」を話す彼女は「朝鮮人」を覚えている様子もない。重要なのは、彼女を〈小莉〉だと同定できるか否かではない。むしろ、ここで〈小莉〉と名指される存在が、すでに意味づけることの不可能な空所をはらんでいることを胸に留めておきたい。本名も国籍も明らかではない彼女は、「たどたどしい沖縄方言」を用いながら、悲惨で虐げられた状況を生きている。そのような存在が〈小莉〉と名指されるとき、〈小莉〉とは誰が／何が失われたのかすら明らかでないかたちで傷つけられ、犯され、殺されていった数多の「慰安婦」を、あるいは「慰安婦」的な生を生きざるをえなかった存在が留め置かれる空所を示す名となるのである。

〈小莉〉と名指される空所には、「朝鮮人」の言葉が絶えず充填されていく。「朝鮮人」がまず口にするのは、〈小莉〉が戦後の沖縄で「娼婦」として生きたことへの疑念であった。「小莉は国にいる時は貧乏に慣れていましたから、耐えようと思えば耐えられたはずです」と「朝鮮人」は言う。そのような「朝鮮人」の認識は、戦後、沖縄に残った朝鮮半島出身の元「慰安婦」の女性たちが沖縄の共同体に受け入れられず、「ほとんどが水商売をする以外に生きる道がなかった」(9) という状況を踏まえたものとは言い難い。沖縄戦で米軍の捕虜となり、

日本兵にマイクで降伏を呼びかける役目を果たしたことを機に米軍に「金と地位」を与えられた「朝鮮人」の戦後と、〈小莉〉が生きた戦後はかけはなれたものであった。〈小莉〉の「娼婦」生活のなれの果てを見れば、それが「貧乏」からの脱出を意味しないことはあきらかである。それにもかかわらず、「朝鮮人」はこのような疑問を口にせずにはいられない。

さらに、「朝鮮人」にとってもっとも耐え難かったのは、〈小莉〉に忘れられ、拒絶されたことである。〈小莉〉の殺害に至るまでの「朝鮮人」の語りを辿ってみよう。

> 私を憶えていてくれたら、私はもはや米軍に媚びなくてもいいのに、とその時、思いました。私は米軍のパーティにはよく出ましたが、アメリカ人の女は好きになれませんでした。私がそっと肩に手をおくと、小莉は突然、立ち、逃げました。私は裸足でかけおり、竹林の土手を這いあがろうとしていた小莉の上着の端をつかみました。すると、小莉は濡れた土に足をすべらし、つかんでいた竹が大きくはね、私の目をしたたか打ちました。私は痛みをこらえましたが、涙があふれて、視界がぼやけ、肩をつかんだつもりが長い髪をひっぱっていました。私はそれをゆり動かし、一言いってくれ！　と哀願しました。小莉はつぶれたような悲鳴をあげ、振り返りざま、私の顔につばを吐きかけました。私は小莉をひきずりおろしました。両手に異常な力が出ました。小莉は全身の力を抜いて、私にもたれかかっていましたが、私は長い間、首を絞め続けていました。小莉は激しく暴れましたが、あれは逃げるためではなく、私の狂気の力にびっくりしただけかもしれません。私が手をゆるめても、小莉は逃げなかったのかもしれない。(341-342頁)[10]

「金と地位」を得られても、沖縄で米軍属として生きている「朝鮮人」にとって、アメリカ人は決して対等な存在ではなかった。また、この時期に米軍のエンジニアを務めることは、朝鮮戦争への直接的な荷担を意味している。占領軍の一員としての支配者にもなりきれず、もはや戦争の被害者の側に位置を占めることもできない引き裂かれた位置にあって、「朝鮮人」が強く求めたのが〈小莉〉であった。「つぶれたような悲鳴をあげ」、「つばを吐きかけ」る〈小莉〉に「朝鮮人」は「殺意」を向け、彼女の喉を締め上げる。もはや悲鳴をあげることもできない〈小莉〉の抵抗を感じながら、「朝鮮人」は〈小莉〉が「びっくりしただけ」で、「手を緩めても逃げなかったのかもしれない」という希望的な推測によって、〈小莉〉の言葉の空白を埋めていく。〈小莉〉に拒否されれば、「朝鮮人」は自分を無条件に受け入れ、慰撫してくれる存在を回復不可能なかたちで失うことになってしまう。それゆえに、〈小莉〉の口は塞がれ、殺され、「朝鮮人」の言葉によって上書きされなければならなかった。

そして、朝鮮人の語りは、〈亡霊〉として回帰してくる〈小莉〉に及んでいくことになる。

3．〈亡霊〉の回路

「朝鮮人」が住んでいる屋敷の床下には「沖縄人に鍬や鎌で切り刻まれ」て殺された「二

人の日本兵」が埋められているという噂があり、村の人々はこの屋敷を敬遠している。だが「朝鮮人」は、「沖縄人」に殺された日本兵が自分に化けて出ることはないと考えている。

「沖縄人」による日本兵の惨殺という話がリアリティを持って村落共同体に受け入れられる背景には、沖縄戦において日本軍が、時として米軍以上の敵として住民の生命を脅かしたという記憶がある。日本兵の〈亡霊〉は、日本と沖縄の間に生じた差別意識やそれに伴う恨みの感覚を共有する共同体の中で語られ、呼び起こされ、恐れられている。だが、「あなた方は骨といえば、沖縄住民のか、米兵のか、日本兵のか、としか考えませんね、じゃあ、何百何千という朝鮮人は骨まで腐ってしまったのでしょうかね」と問いかける「朝鮮人」の言葉は、化けて出ることもできないほど深い忘却の淵に沈められている死者の存在を暴き出す。〈亡霊〉が呼び起こされるためには、その存在を記憶し、想起し、語る回路が必要になるのである。

〈亡霊〉が自らを虐げた強者にたたるのならば、〈小莉〉を殺した「朝鮮人」が彼女の〈亡霊〉を見てしまうことになんら不思議はない。しかし、自分が〈小莉〉の〈亡霊〉にたたられることに「朝鮮人」は疑問を抱く。

> ただ、私は、あの穴の骨がほんとに小莉なのかと疑いだしてきたんですよ、近頃からですが……。今更掘り返してみたってどうしようもありません。月の明るい晩にはあの盛り土の上に女の姿が見える気もしますが、錯覚でしょうか、小莉とは違うようなんですよ。私はこの屋敷の亡霊達にたたられてしまったのでしょうかね、でも亡霊は弱いのが強いのにたたるというじゃありませんか。どうして、私のような弱虫に……。小莉は、ほんとにあの骨ですよね、ね。(344頁)

ここで「朝鮮人」は自らを「弱虫」だと言い、弱者の側に位置づける。〈小莉〉を犯したのは植民地体制における強者であった「日本兵、米兵、沖縄人」であり、彼らに虐げられた弱者である自分がなぜたたられなければならないのか、という問いが立てられるとき、「沖縄人」として「朝鮮人」に差別意識、優越意識を持ち続けている「私」は、その論理に異を唱えることができず、弱者の語りとして「朝鮮人」の言葉を受け取ってしまう。「朝鮮人」という語り手と「私」という聞き手の関係の中で、「朝鮮人」が〈小莉〉に向けてしまった殺意とそれに対する〈小莉〉の抵抗は後景に退いていくのである。

だが、語りの主体である「朝鮮人」が、〈亡霊〉にたたられることの理不尽さをかきくどいているとき、「朝鮮人」はすでに〈亡霊〉にたたられていることを自覚している。さらに、「朝鮮人」が〈亡霊〉について語り、それを「私」が聞き取るときに出現する伝達の細い回路を辿って、〈亡霊〉は聞き手である「私」に取り憑き、「私」が忘れようと努めてきた戦争の記憶を呼び覚ます。そのとき、「私」を脅かす記憶に強く結びつく妻のツルが〈亡霊的なるもの〉としてたちあらわれてくる。

ツルはヨシコーや〈小莉〉とは違い、言葉を奪われているわけではない。しかし、酔って「私」の家に押しかけ、「私」と若い愛人を罵倒するツルの言葉は、理性を欠いた恨み言として聞き捨てられてしまう。また、別の男と同棲を始めて「私」に別れを告げる際も、ツルと「私」の間には対話は存在しない。一方的に話すツルに対して「私」は地の文の語りで反論し、彼女の言葉を受け流す。「私」はツルを非理性的でヒステリカルな存在として表象し、自らの理性や冷静さを強調することで優位性を占めていくのだ。

だが、「私」の夢に登場するツルは、もはや「私」が自らの言葉によって表象することが困難な存在である。「私」は「朝鮮人の話を聞きながら、息子をおもいおこしてしまい、顔中の血の気がひいた」という。それに続いて語られるのは、六歳の息子が岩山ごと崩された防空壕の下敷きになって死んだ後、ツルが「夢遊病者のように徘徊」し、「何もかも忘れるために」、「私」がツルを捨てて春子と生活を共にしたという経緯である。「私」を真に脅かしているのは、息子の死というよりも、狂気に囚われたツル、夢に出てくるツルなのである。

> ツルの親兄弟が戦争で全滅してしまったのは私も気にはなったが、そのつど、身内がいないのは春子も同じだ、と自分を慰めた。ところが夢にはツルが出た。鮮烈な夢だった。いつまでも忘れられない。ふっとんだ息子の首は父ちゃん、痛いようと叫びながら、どこまでもころがり、私も何か叫びながら懸命にその首を追うのだが、足が動かない。後ろをふり向くとツルの顔が私の肩ごしにニュッと出て、ニヤッと笑った。私におぶさっていたのだ。もう一つの夢。土に埋まってもがいている息子を私は必死にスコップで掘り出そうとするが、掘れば掘る程、土は盛られていくのだ。よく見ると、すぐ向かいでツルが大声で笑いながら（声は聞こえなかったが）手で土をすくって、かぶせているではないか。(346頁)

現実の世界で息子の遺体を求めて焦土を彷徨したのはツルにほかならず、「私」は息子の死を忘却するためにツルの身体を必要とし、それにしがみつこうとしていた。だが、夢の中では二人の立場は逆転し、息子に手を伸ばそうとする「私」をツルが妨害する。息子の死を受け入れ、悼むための喪の作業を「私」が夢の中で遂げようとするとき、ツルはそれを妨げ、苦しみの只中に引き戻す〈亡霊的なるもの〉として到来している。

現実のツルが「私」に別れを告げた後、「私」は次のような夢を見る。

> 戸をたたく音が聞こえた。夢だ、とぼんやり思った。寝返りをうった。今しがたの夢が切れ切れによみがえった。ツルは勇吉に背後から犯されていた。ツルは私をにらみ、売春婦になったから、あんたの世話にはならないよ、と言った。ツルは笑ったが、歯は一本もなかった。御免下さいという大声を聞いた。汗が不快だ。こめかみが重い。この不意の訪問客の頭をまきでたたき割りたい。(355頁)

「私」はツルを遠ざけることに腐心し、おじいや勇吉に金を渡してツルと結婚させようとまで考えていたが、同時に「〈女〉には似つかわしくない、もはや女じゃない」存在としてツルを規定していた。しかし、現実のツルが別の男性と同棲しはじめると、ツルのセクシュアリティは「私」の意識の中で再び消費され、老いた「売春婦」の夢としてあらわれる。そこにはもはや息子の姿はなく、ツルに渡すはずの金をかすめとっていた勇吉が彼女を犯す者の位置を占めている。そのようなツルの姿は、沖縄の売春宿で性をひさいでいた〈小莉〉といっそう強く結び付いていく。現実のツルが遠ざかっても、夢にあらわれる〈亡霊的なるもの〉としてのツルは「私」に憑依しつづけているのである。

〈亡霊〉として回帰し、痛みを突きつけてくる女性のイメージは、「朝鮮人」の語りを通して「私」に伝染し、悪夢の中のツルという〈亡霊的なるもの〉を呼び起こす。語り－聞き取られるという回路の中で、〈亡霊的なるもの〉はその都度たちあらわれ、加害の自覚を持つ者に痛みを送り返している。

４．「変わらない」ことの暴力性

ツルに居所を突き止められることを恐れ、定職に就かない「私」は、飲み屋に勤める春子に養われている。「春子とのセックスの時だけはツルを忘れる事ができた」という「私」にとって、経済的な安定と過去の忘却をもたらしてくれる春子は欠くことのできない存在である。一方、春子は、飲み屋の仕事を始めた頃から「私にしがみついて寝る癖」がつき、二人の住まいに乗り込んできたツルに責められると「この人がいなければ生きていけないのは私も同じよ、あなたは長い間一緒にいたんだから、私に比べればはるかに満足なはずよ」と泣きわめく。春子が「私」に精神的に依存していることで、「私」は春子の庇護者としての位置を獲得する。

過去を忘却させ、金と癒しを与える春子と、息子の死を想起させ、裏切りを責めるツルは正反対の存在として位置づけられている。実は、この二人の位置づけには、沖縄戦が深く関係している。「昔は無口だった。今の春子のようだった」ツルは、息子の死と「私」の裏切りによって、それを責める言葉を口にせずにはいられなくなっている。それに対して、「戦争末期、与那原の原野の小さい壕から黒く汚れた顔を出していた時、すでに春子は悟りきったようにもの静かだった」。つまり、戦争によってツルは「しゃべりすぎる」女性に変貌し、春子は「もの静か」な女性として成長したのである。

戦争を境とする変化について、「朝鮮人」は、「私」に対して、次のように語っていた。

> でも、おかしなものですね、私はいつでも死ぬ機会のあった戦争の最中は小莉を思い浮かべて、苦しくなればなるほど、より鮮やかに思い浮かべて、それを糧にして生き続けた。ところが、戦争が終わって死ぬ心配がなくなると私は小莉を簡単に殺してしまった。ほんとに、おかしいほど簡単に……。小莉はどうして変わってしまったのだろう。……今

も信じられません。……いや、私の気が狂ったんでしょう。私は戦争で何一つ変わらないのですよ、変わらないのはおかしいでしょう？　生きていけないんじゃないですか？（342頁）

戦争を経て、「変わらない」ことこそが異常であると語る「朝鮮人」は、自分の記憶の中に生き続ける〈小莉〉を「変わらない」姿のままで取り戻すことを夢想して戦争を生き延びるが、その期待が裏切られたとき、〈小莉〉に対して暴力を行使してしまう。引用箇所に先立って、「朝鮮人」が「小莉は看護婦として徴用されたのだから、ただの看護婦なんだ、と何十回も呟きました」と語っていることは、彼が夢想していたのが以前のままの〈小莉〉との邂逅であることを裏付けている。

戦争を境に「変わってしまった」ツルを受け入れられずに離れていった「私」もまた、「朝鮮人」と同じ「変わらない」という異常さを抱えていると言える。そのような「私」を全面的に受け入れる春子という存在は、「朝鮮人」が求めた以前と「変わらない」〈小莉〉の役割、あるいは戦争前の無口なツルが果たしていた役割を担わされている。すでに喪われた〈小莉〉を求め続ける「朝鮮人」は、「変わらない」自分と「変わってしまった」〈小莉〉とのずれに苦しんで狂気を帯びていくのだが、「私」は春子を得たことで戦争を経てなお「変わらない」まま生き続けることが可能となっている。

身を寄せ合い、過去の傷を忘却しようとする「私」と春子が、お互いの戦争の記憶を語り合うことはない。「私」の語りから春子の戦争体験が完全に欠落しているのはそのためである。また、春子にとっても「私」の戦争体験は未知のものだと言える。次に引用するのは、「朝鮮人」に一人で来るよう言われた「私」が逡巡する場面である。

私は朝鮮人の意図を未だに図りかねる。春子にはうち明けたかった。あの朝鮮人に殺されるのではないだろうか……と思うと、春子がむしょうになつかしくなる。

戦争の時に見た光景はまだ生々しい。中年の朝鮮人は泣きわめきながら、両手と両足を後ろからつかまえている四人の沖縄人の手をふりほどこうと暴れていた。朝鮮人の痩せた裸の胸を銃剣でゆっくりとさすっていた日本兵は急に薄笑いを消し、スパイ、と歯ぎしりをした。その直後に朝鮮人の胸深く銃剣は刺し込まれ、心臓がえぐられた。私は固く目をつぶったが、あの機械の軋むような朝鮮人の声は今でも耳の底によみがえる。（329-330頁）

「朝鮮人」に対する自分の恐れを春子に打ち明けようとすれば、戦争中の自らの加害性に目を向けることを避けられない。それが「私」にとって耐え難い苦痛であるために、虐殺された朝鮮人軍夫をめぐる記憶は春子に「言えない」ことの一つとして「私」の内部に留め置かれる。

「私」と春子の関係における過去を語る言葉の不在は、実は〈亡霊〉の出現をせき止めるものでもある。「ギンネム屋敷」において〈亡霊〉が呼び起こされる際には、常に語り－聞くという回路が成立していたことを思い起こしておきたい。語り－聞く関係が成立しなければ、〈亡霊〉、あるいは〈亡霊的なるもの〉は伝染していくことなく、当事者の記憶と身体に留まり続けなければならない。

〈亡霊〉の回路が遮断されているために、「私」と春子の関係はかろうじて平穏を保つことができており、春子がツルのように〈亡霊的なるもの〉に変貌することもない。しかし、その平穏の中で「私」は春子の戦争体験や苦しみには徹底して背を向けている。「私」が「変わらない」でいるために、春子は沈黙と苦痛をひとりで抱えたまま、従順で「もの静か」な女性として振る舞うことを要請され続けているのだ。春子が「私」の望むあり方から逸脱し、「変わってしまった」とき、「朝鮮人」が〈小莉〉に対して行使したような暴力が「私」と春子の関係において反復されないという保証はない。語る主体が自らを「変わらない」まま保ち続けるために欲望される他者は、自らを語る言葉を持つ可能性を奪われているのだと言える。

5．〈亡霊〉の隠蔽とアメリカの存在

やがて「朝鮮人」は毒を飲んで自殺し、「私」に彼の全財産が遺贈される。「私」は戦時中、〈小莉〉を見つけて駆け寄ろうとし、日本兵に殴られた「朝鮮人」の手当をしたことを思い出す。だが、それを「朝鮮人」が覚えていたかどうかを知る術は「私」にはない。「朝鮮人」が自分に財産を残したことを知ったとき、「私」は「彼は、朝鮮人は私を、戦時中の私の恩を忘れてはいなかった」という思いと、「まさか、私をみくだすための最後の一撃じゃあるまい……復讐じゃあるまい」という思いの間で激しく揺れ動く。

「朝鮮人」の遺書には、死の理由も、「私」に遺産を残す理由も書かれていない。「私」は当惑しながら、一生働かずに暮らしていけるだけの遺産を受け取る。「朝鮮人」の死によって、彼の言葉や思惑はもはや取り返しのつかないかたちで失われ、空所が出現する。「私」という生者は、死者にまつわる記憶を整序し、補填し、空所を埋めることを試みる。

> 庭の、あの盛り土に生えていたカンナがあの時よりも少なくなっている感じだ。そのかわり、隣りにもう一つ土が新しく盛られているような気がする。……あのシェパードが埋まっているかもしれない。……あの土に恋人が埋められていないとすると、朝鮮人を狂わした三ヵ月前の事件というのは何だったのだろう？……朝鮮人はあの飛行場の炎天下で狂ったのかもしれない。地から熱が湧いた。監視の童顔の日本兵も日射病で倒れた……恋人の幻があの白日にゆらめいていたのかもしれない。まさか、私まで幻を見たわけではあるまい。私が朝鮮人を助けたのは事実なんだ。で、なければ、なんで私に財産を残すか説明がつかないじゃないか。(363頁)

「朝鮮人」が〈小莉〉という声なき死者の残した空所を恣意的に意味づけていったように、「朝鮮人」の語りを聞き取った唯一の生者である「私」は、「朝鮮人」の言葉と自分の記憶をすりあわせ、つじつまの合う仮説を再編成しようとする。「朝鮮人」の語りの中ですでに同定できない存在として曖昧に揺らいでいた〈小莉〉とその死は、「私」の仮説に至っては「幻」とされ、存在を根底からかき消そうとする語りの暴力にさらされる。「私」が、〈小莉〉の存在を不確かなものとして読みかえていくことは、すなわち〈亡霊〉の回路を塞ぐことである。しかし、〈小莉〉を「幻」だとすれば、彼女に駆け寄ろうとした「朝鮮人」が日本兵に殴り倒される事態は起こりようがなく、「朝鮮人」から遺産を贈られる唯一の理由となる記憶も手放さなければならなくなる。「私」は自分が相続した屋敷に埋められた〈小莉〉の存在を「幻」だと位置づけて彼女の〈亡霊〉から解放されたいという思いと、自分が信じたい「事実」が決して折り合わないことに直面させられる。このとき、「私」を戦時中の記憶に引き戻し、絶えず不安をかきたてる「朝鮮人」は、すでに「私」に取り憑くもうひとつの〈亡霊〉となっている。

新城郁夫は、「朝鮮人」の遺産相続をめぐって「私」と「ナイチャー〔内地人〕二世」の米兵の間で交わされる会話を「軍事＝経済にわたる日米同盟下における、沖縄そして朝鮮半島の恒常的戦争下の力学」のアナロジーとして捉え、「沖縄人」の「私」のみを宛先とする「朝鮮人」の遺産贈与に「朝鮮人軍夫そして「朝鮮人慰安婦」の生きられた時間の贈与」が刻印されていると論じている[(11)]。その言葉の通り、軍事と経済は分かちがたく絡み合っている。「ギンネム屋敷」が、朝鮮戦争が休戦を迎えた1953年の夏の物語であることを思い起こそう。「朝鮮人」が米軍エンジニアとして稼いだ金は、朝鮮戦争で流された多くの血と不可分の富である。そして、「私」は遺産の使い道を次のように考える。

> この幽霊屋敷を売ろう。買い手は勇吉に探させてもよい。競売にしてもよい。新聞に広告を出そう。坊さんを呼んで焼き払おうとも、ついさっき考えたが、やはりもったいない。……働こう、騒がしい音楽の中で、酒の中で、女達や米兵達の中で……春子と一緒に、春子をマダムにして……。この部落を出よう、基地の近くの街に行こう。居場所は誰にも教えない。ツルにも金はやらない。どうせ、あの男が巻きあげるにちがいないのだ。米兵相手の店が成功してからやっても遅くはない。米兵は、バーではありったけの金を使うと聞いている。英語を覚えよう。(368頁)

「私」が屋敷の土を掘り返すのを断念し、屋敷を売りに出すことは〈亡霊〉にまつわる記憶の隠蔽にほかならない。そして、「朝鮮人」の遺産を用いて「私」が着手しようとする仕事は、持続する植民地主義体制の中で繰り返されるレイプの構造の一部を担ってしまう。遺産は女性たちの手に入ることのないままに分配され、消費され、流通していく。この遺産は女性たちの身体を商品とし、激戦地に赴くことを余儀なくされている米兵に差し出すために

用いられようとしている。そのような痛みを生む経済の構造を再生産させるものこそ、米軍という軍事組織である。「ギンネム屋敷」における「朝鮮人」の遺産は、沖縄に生きる人々に対する米軍のプレゼンスを顕在化させるものとなっている。

「朝鮮人」の遺産が使い果たされていく過程において、その遺産に刻印されていた「朝鮮人」や〈小莉〉たちの「生きられた記憶」もまた、断片化され、消費されていくことになるのかもしれない。しかしおそらく、贈与の理由の不可解さは「私」に取り憑き続けるだろう。そして、資本として流通する屋敷が、思いもかけないかたちでまた別の〈亡霊〉を呼び覚ます場となる可能性も否定することはできない。恒常的な戦争／占領／植民地状態において、言葉を奪われて忘却の淵に沈められた〈亡霊〉は地中深くに潜勢している。生き残り、忘れたい記憶と折り合いをつけるために言葉を駆使する者たちは、記憶や言葉、金を回路として回帰する〈亡霊〉に脅え、〈亡霊〉に取り憑かれて生きていく。語られる言葉の中に見え隠れする〈亡霊〉の面影を探っていくことは、言葉を奪われた者たちの痛みをつなぎとめ、新たな回路に開いていく試みにほかならない。

６．空所を埋めるギンネム

又吉栄喜によれば、ギンネムは「薪にも、建材にも、家畜の食用にも、防風林にも役立たない植物」[(12)] である。「ギンネム屋敷」のエピグラフにはギンネムの説明が掲げられており、そこには「終戦後、破壊のあとをカムフラージュするため、米軍は沖縄全土のこの木の種を撒いた」と明記されている。沖縄戦によって島の地肌が剝き出しになった沖縄の土地に、まさに破壊によって生じた空所を埋めるために呼び込まれた植物こそがギンネムであり、それは過去の傷や痛みを隠蔽しつつ繁茂していく。

〈小莉〉が埋められ、「朝鮮人」が自殺し、「私」が受け継ぐことになった屋敷がそのギンネムに囲まれていることは象徴的である。いわば、「ギンネム屋敷」は米軍によって張り巡らされた、空所を埋め、忘却を促すベールの中で駆動される物語なのだ。そのベールから透かし見える「沖縄人」に殺された日本兵の〈亡霊〉や「朝鮮人」の潤沢な生活は、「私」たち「沖縄人」の対立や差別の感情を増幅させ、分断を生み出していく。このような構図の中では、〈亡霊〉すらも民族や国籍、人種の対立の中で都合よく呼び起こされ、利用されるものになりかねない。

本稿で試みてきたのは、民族やジェンダーによって被害者／加害者どちらか一方の側に振り分けられ、たたりによって復讐を遂げようとする存在として位置づけられるのとは異なる〈亡霊〉の姿をつかみ取ることであった。〈亡霊〉として到来する彼女／彼らは、常にすでに、語る主体に取り憑いており、痛みの記憶を生き直すことを要請し続けている。

〈亡霊〉を語り－聞く回路は常に開かれているわけではない。〈亡霊〉に取り憑かれた語る主体にとって、〈亡霊〉について語ることは自らの加害性や罪の意識に関わるものであるために、深く秘匿され、分有されることなく閉じていく。しかし、それでもなお、瞬間的に〈亡

霊〉を語りー聞く回路が開かれる瞬間に向けて、「ギンネム屋敷」の〈亡霊〉たちはテクストの中を跳梁しているのである。

注：

⑴　又吉栄喜「受賞のことば」、『すばる』1980年12月。

⑵　「第４回すばる文学賞発表　選評」、『すばる』1980年12月。

⑶　岡本恵徳『現代文学にみる沖縄の自画像』高文研、1996年、75頁。

⑷　花田俊典『沖縄はゴジラか――〈反〉・オリエンタリズム／南島／ヤポネシア』花書院、2006年、46頁。

⑸　1979年５月に記録映画『沖縄のハルモニ――証言・従軍慰安婦』（第４回無明舎自主作品）を完成させ、同年12月に証言と記録写真を中心にまとめた『沖縄のハルモニ〈大日本売春史〉』（晩聲社）を刊行した山谷哲夫の仕事は、『ギンネム屋敷』の発表に先立つものであり、同時代の沖縄における朝鮮人「慰安婦」をめぐる状況に着目した記録として重要である。

⑹　丸川哲史『冷戦文化論』双風舎、2005年、172-174頁。

⑺　新城郁夫「奪われた声の行方――「従軍慰安婦」から七〇年代沖縄文学を読み返す」、『到来する沖縄――沖縄表象批判論』インパクト出版会、2007年。なお、この元「従軍慰安婦」の女性ペ・ポンギさんへの綿密な取材に基づいたルポルタージュとして、川田文子『赤瓦の家――朝鮮からきた従軍慰安婦』（筑摩書房、1987年）がある。また、沖縄における慰安所の実感を示す資料としては、日韓共同「日本軍慰安所」宮古島調査団『戦場の宮古島と「慰安所」――12のことばが刻む「女たちへ」』（なんよう文庫、2009年）、アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」編『軍隊は女性を守らない――沖縄の日本軍慰安所と米軍の性暴力』（wam、2012年）などがある。

⑻　新城郁夫「文学のレイプ――戦後沖縄文学における「従軍慰安婦」表象」、前掲『到来する沖縄』。

⑼　山田盟子『慰安婦たちの太平洋戦争　沖縄編』光人社、1992年、264頁。

⑽　以下、本文引用は又吉栄喜「ギンネム屋敷」（『コレクション　戦争と文学20　オキナワ　終わらぬ戦争』集英社、2012年）に拠り、引用の末尾に頁数を付す。傍線はすべて引用者による。

⑾　前掲、新城郁夫『到来する沖縄』174-175頁。

⑿　前掲、又吉栄喜「受賞のことば」。

【付記】

本稿は大謝肉祭（2013年７月１日、於若狭公民館）および第73回叙述態研究会（2013年９月６日、於国立オリンピック記念青少年総合センター）での口頭発表を基に大幅に加筆修正したものである。両会場で多くの方から貴重なご意見を賜ったことを記し、感謝を申し上げたい。

地域研究　№13
2014年３月　133-152頁

The Institute of Regional Studies, Okinawa University
Regional Studies №13　March 2014 pp.133-152

「慰安婦」訴訟の意義と課題

髙　良　沙　哉*

The Meaning and the Unsolved Problems of the So-Called "Comfort Women" Trials

TAKARA Sachika

要　旨

本稿は、「慰安婦」訴訟で認定された被害事実、判決理由に基づき、同訴訟の意義と課題を示すものである。判決は、「慰安所」内外の日本軍による性暴力を認定するが、賠償請求を退けた。日本法上、戦後補償を実現するには、国家無答責の法理等の克服が課題である。

要　約

本稿は、裁判所が認定した「慰安所」内外における旧日本軍人による性暴力の被害事実を明らかにして、「慰安婦」訴訟の意義を示し、国家や国民が理解すべき旧日本軍による加害責任を再確認する。そして元「慰安婦」に対する、日本政府の戦後補償責任を追及する際の課題を判決に基づいて明らかにする。

「慰安婦」訴訟で裁判所は、いわゆる「河野談話」に基づいて、「慰安婦」の徴集、「慰安所」の設置・管理における日本軍の関与、責任を認めた。また、各訴訟で認定された被害事実を検討すると、公文書に基づく吉見義明分類における、「純粋の慰安所」にも、統制のある「慰安所」と統制の曖昧な「慰安所」があることがわかり、また「慰安所」外における性的虐待の実態も明らかになった。そして「慰安所」内における性暴力の許容と促進が、「慰安所」外での性的虐待を誘発した様子も明らかになった。

判決では、除斥期間や国家無答責の法理等の障害に阻まれ、被害者たちに対する戦後補償責任は認められなかった。戦後補償を行うには、日本政府、日本国民が加害の歴史に向き合うことが不可欠である。また、戦後補償を行う現憲法上の根拠を明確にし、国家無答責の法理等の障害をどのように超えるかが課題である。

Abstruct

There are two objectives to this paper.

1. The first purpose is to show the fact that sexual violence of the inside and the outside of the "comfort clubs" system was caused by the Japanese army. This paper also makes clear

* 沖縄大学人文学部福祉文化学科　tsachika@okinawa-u.ac.jp

the meaning which the “comfort women” trials give. The Japanese government and Japanese people have to understand the Japanese army’s responsibility for the sexual violence in the times of world warⅡ.

2. The second purpose is to clarify the unsolved problems concerning the responsibilities of the Japanese government for the Compensation to the acts of sexual violence in the time of the world warⅡ.

In the “comfort women” trials, the Japanese courts ascertained the participation and the responsibility of the Japanese army for the levy of the “comfort women”, the management of the “comfort clubs” system. And the courts showed the two types of the “comfort clubs” in the “Just comfort clubs”. The courts showed the another type of the victims, “sexual abuse”. The Judgments also clarified that the sexual violence inside the “comfort clubs” caused the sexual abuse outside the “comfort clubs”.

The judgments rejected the responsibilities of the Japanese government for the Compensation to the acts of sexual violence in the time of the world warⅡ on the grounds of the deadline for the statutory exclusion, and of the principle of the national excuse of the responsibility.

For the responsibilities of the Japanese government for the Compensation to the acts of the sexual violence in the time of the world warⅡ, the Japanese government and Japanese people have to learn the history of the sexual violence by the Japanese army. It is unsolved problems to clarify the constitutional grounds for the responsibilities in the time of the world warⅡ, and to overcome the deadline for the statutory exclusion and the principle of the national excuse of the responsibility.

キーワード：「慰安婦」制度、性的拷問、戦時性暴力、戦後補償、「慰安婦」訴訟

はじめに

日本の裁判所は、元「慰安婦」たちが日本政府を相手取って提起した、日本政府に謝罪と損害賠償を求める訴訟において、最終的にすべての元「慰安婦」たちの請求を退けた。しかし、それぞれの裁判の中で、日本軍「慰安婦」制度内外における被害の実態が、被害者たちによって語られた。それぞれの判決において裁判所は、元「慰安婦」たちの証言を基にして、「慰安婦」制度の下における性暴力の被害事実を認定している。また、裁判所は、日本政府の賠償責任を免責しながらも旧日本軍の加害責任そのものを認めている。

本稿では、日本の司法権が認めた「慰安婦」制度内外における旧日本軍人による性暴力の被害事実を明らかにして、「慰安婦」訴訟の意義を示し、国家や国民が最低限理解していなければならない戦時における性暴力の歴史を再確認する。また、元「慰安婦」たちに対する戦後補償が遅々として進まない中で、日本政府の戦後補償責任を追及する際の課題を判決に基づいて明らかにする。

1　日本軍「慰安婦」制度の構造

1991年以降、日本の裁判所には、日本軍元「慰安婦」女性たちによる、日本国を相手取っ

た民事訴訟が次々と提起された。

以下では、日本の裁判所が、元「慰安婦」たちの悲痛な訴えを退ける過程において明らかになった被害事実に基づいて、日本軍による戦時性暴力、「慰安婦」制度における性暴力について検討する。

いわゆる「慰安婦」訴訟で、裁判所は、元「慰安婦」たちを救済できなかった。それでもこれらの訴訟をここで採り上げるのは、「慰安婦」制度という日本の性暴力の歴史に対して、日本政府が戦争責任を果たさず、国民も無知、無関心、否定が広がっており、少なくとも日本の裁判所が認定している事柄が再確認される必要があるからである。

⑴　裁判例で共通して認定されている「慰安婦」制度の実態

裁判所は、「慰安所」の存在やその運用における国の関与を、争いのない事実として認定した。「慰安所」が、現地の女性に対する強姦防止の目的で、日本軍の参謀長の発案により、性的「慰安」のために設置された施設であることや、上海事変（1932年）から第二次世界大戦の終焉までの間に、広範囲かつ多くの、日本軍「慰安所」が設置されたことを認めている。「慰安婦」の徴集を、多くの場合、軍の依頼を受けた民間業者が行っていたことを認定した。また「慰安婦」徴集を、軍が直接行っていた「慰安所」があったことも認定されている。女性たちを騙すなどした徴集も多かったこと、「慰安婦」の移送に軍が関わっていたこと、朝鮮半島出身の女性が、多く犠牲となったことなども事実として認定している。裁判所は、多くの「慰安婦」裁判において、「慰安所の多くは、民間業者により経営されていたが、一部地域においては、日本軍が直接経営していた例もあった」と認め、また、「民間業者が経営していた場合においても、日本軍が開設に許可を与えたり、慰安所の施設を整備したり、慰安所の利用時間、利用料金、利用に際しての注意事項を内容とする慰安所規定を定めるなど、日本軍は慰安所の設置、管理に直接関与」し、「従軍慰安婦や慰安所の衛生管理のために定期的に軍医による従軍慰安婦の性病の検査を行」っていたことも認めている[i]。

しかし、これは、1992年７月６日の加藤紘一内閣官房長官（当時）の「朝鮮半島出身者のいわゆる従軍慰安婦問題に関する加藤内閣官房長官発表」、これに次いで発表された、内閣官房審議室の調査結果「いわゆる従軍慰安婦問題について」（1993年８月４日）、そして調査結果を踏まえて発せられた、いわゆる「河野談話」、すなわち、河野洋平内閣官房長官（当時）による「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」（1993年８月４日）[ii]を、単に踏襲したにすぎない。裁判所は、2000年代に下した判決でも、進展なく同じ内容の認定をしている。

⑵　個々の事例で認定された被害実態

吉見義明は公文書を基にして日本軍「慰安婦」制度を、軍直営「慰安所」、軍が監督統制する軍人・軍属専用の「慰安所」のような「純粋の慰安所」と、民間の売買春施設を一時的

に、軍人用に指定する軍利用の「慰安所」とに分類した[iii]。一方で、元「慰安婦」女性たちが訴えた裁判に表れた被害事実によると、「純粋の慰安所」らしき管理形態のものは見受けられるが、その他の類型の「慰安所」は、判別がつかない。その代り、軍隊が「慰安婦」を徴集した軍「慰安所」ではあるが、性管理や料金設定、設備管理などのない、統制の不完全な「慰安所」がある。そしてもう一つは、もはや慰安婦「制度」とは呼べないような、剥き出しの性的拷問、制裁や見せしめを目的とした、女性に対する攻撃の手段としての性的拷問の類型がみられる。被害女性たちの証言は、公文書を基に明らかにされた「慰安婦」制度の実態を補強し、より浮彫にする。

これまで日本の裁判所に提起された、いわゆる「慰安婦」訴訟では、元「慰安婦」たちが敗訴した裁判であっても、女性たちの被害事実は、事実として認定されている。それぞれの訴訟において認定された被害事実を、上記の吉見分類を参考にして、以下に分類を試みる。

(3) いわゆる「純粋の慰安所」

(ア) 統制のある「慰安所」における被害

裁判所が事実認定した被害の中で、吉見分類のいわゆる「純粋の慰安所」に該当する被害事実を以下に示す。被害者の証言に表れた、勧誘、施設の様子、管理・運営の様子から、女性たちの連行された場所が「純粋の慰安所」であることがわかる。

例えば、いわゆる関釜「従軍慰安婦」事件、山口地判1998・４・27（判時1642号24頁）で、裁判所は、元「慰安婦」の原告女性３名の陳述や供述の「信頼性は高い」と述べて認定した。本件控訴審広島高判2001年３月29日判時1759号42頁では、元「慰安婦」３名の主張する被害事実を「前提事実」として扱っている。

本件訴えを提起した元「慰安婦」３名は、「慰安所」の主人に「金儲けができる」と持ちかけられ、甘言に騙されて、「慰安所」において性的サービスに従事させられるとも知らずに連行され、被害にあった。本件における被害女性３名のうち１名について、以下に被害事実を示す（被害女性をＡと表記する。被害事実は特徴が類似しているため、Ａについてのみ示す。）。

> Ａは、1937年、17歳か18歳のころ「慰安婦」として徴集された。朝鮮人の男に、「履物もやるし着物もやる。腹一杯食べられるところに連れて行ってやる」と誘われて、それを信じた。彼女は、裡里邑にあった旅館に連れて行かれ、そこで14、5名の娘たちと合流した。
>
> その翌日、軍人３名に連れられて、列車で上海へ行き、軍人が運転するトラックで日本陸軍の駐屯地へ連行された。そして、駐屯地内の軍用テントの近くにおかれた粗末な小屋へ入れられた。彼女は、血液検査と「六〇六号」注射を打たれた。この「六〇六号」注射は、それ以降も２週間に１度の頻度で打たれた。

その後、彼女は「星が三個ついた軍服」を着た軍人に３日間、毎晩強姦され続けたあと、「慰安婦」とされた。その後は、「多くの軍人が小屋の前に行列をつくり、次から次へと同女を強姦し」た。彼女は、解放されるまでの約８年間、午前９時から、平日は８、９人、日曜日には17、18人の軍人を相手にしなければならなかった。

彼女は、軍人に、軍靴で腹を蹴り上げられたり、刀で背中を切りつけられる等の激しい暴力を振るわれたこともあった。

終戦後は、日本軍人がいなくなった後に、戦争終結を知り、朝鮮人とともに家へ戻ることができた。

同地裁判決では、「旧日本軍が慰安婦を特別に軍属に準じた扱い」にし、「旧日本軍が直接慰安所を経営していた事例」もあったとして、「慰安所」に対する軍の関与が確認された。「慰安所」設置は、「当時の軍当局の要請」であり、開設目的は、占領地域の女性たちに対する強姦等の凌辱行為が多発し、反日感情が醸成されることを防止する必要があること、性病の蔓延、軍の機密保持・スパイ防止だったことも、明らかにされた。

本件Ａの他の２名も、同様の被害にあっている。また、東京地判1999・10・１（判例集未搭載）[iv] における被害女性や、東京高判2003・７・22判時1843号32頁[v]、東京地判2006・８・30[vi]においても、類似する形態の被害事実が認められる。

㈠　統制のある「慰安所」の特徴

統制のある「慰安所」における被害には、日本軍「慰安婦」制度の特徴とされる点が多くみられる。

まず、①女性たちの徴集方法は、甘言や詐欺によっている。この方法は、当時日本が加入していた醜業禁止条約に違反するものであるが、実際には、条約違反の徴集がなされていた。②勧誘者は、民間人（おそらく業者）の場合と、軍人や警察が関与した場合がある。③「慰安所」の場所は、駐屯地内や近隣であり、軍専用の「慰安所」として機能している。④「掘っ建て小屋」や「小部屋」など様々な表現があるが、女性たちが監禁されていた部屋は、小さく仕切られた個室であることが多い。⑤女性たちは監禁され、見張りが立てられ、外出規制を受けており、鍵がかけられているものもあった。見張りは、軍人である場合、軍人かどうかわからない場合や、「慰安所」の経営者の場合もあったようである。⑦女性たちが逃亡しようとした際や、性暴力に抵抗した際に、残虐な暴力が容赦なく振るわれた。⑧１日に相手にする軍人の人数が、非常に多い。そして、⑨女性たちが、軍から与えられ性病予防の薬を常用させられていた例や、性病治療をしていた例もあり、軍の性管理の様子がある。「慰安婦」が妊娠した事例や、性病に罹患した場合もあることから、「慰安所」における性病管理は行き届いていなかったことも明らかである。⑩また、一日中「慰安婦」として働かせ、性的な役割のためだけに女性たちを利用していたこともわかる。

㈦　統制の曖昧な「慰安所」における被害

「慰安所」の中には、施設や管理に対する統制が曖昧なものもある。

例えば、東京地判2003・４・24（判時1823号61頁）では、次のような被害事実が認定された。

中国に侵攻した日本陸軍によって、性暴力を受けた中国人女性たち、ないしその相続人が、日本に対して損害賠償を請求した、東京地判2003・４・24で、裁判所は以下の被害事実を認定した。

> Ｂ１は、17歳のときに、1941年の「西煙惨案」事件（旧日本軍と警備隊200余名が、早朝に西煙鎮を包囲し、村人をみかけると見境なく銃剣で攻撃した事件。）の中で、日本軍人による性暴力被害にあった。
>
> 彼女は、日本軍の村への侵入を知って、逃げようとした際に、隣人が軍人に惨殺されるのを目撃したため、自宅へ戻ったところ、日本軍人が養父母に軍刀で切りかかっていた。軍人たちは、彼女を自宅で輪姦したあと、河東砲台下の窰洞に拉致し、監禁した。監禁されている約40日間、連日７から10数名の日本軍人らに激しく強姦された。

本件では、Ｂ1の他4名の女性たちが、類似の被害を受けた。また、その他にも東京高判2004・12・15[vii]でも、類似の形態の被害を受けた女性がいる。

㈧　統制の曖昧な「慰安所」の特徴

上記の事例は、軍隊が「慰安婦」を徴集し、監禁して、性行為を継続した点では、軍「慰安所」ではあるが、性管理や規定による統制のない「慰安所」といえる。

このような「慰安所」における性暴力には、次のような特徴がある。まず、①作戦として侵攻する過程で、女性たちを強姦し、徴集している。②軍駐屯地に連行して監禁したり、民家に監禁したり、特定の民家に何度も押し入るなど、「慰安所」施設整備に乏しい。③性病検査や性病予防などの管理が行き届いていない（強姦する軍人自身が女性の性器を直接見て調べた事例や、性行為後に軍人自身が性器を洗浄した事例はある。）。④「慰安所」利用規則がない。⑤女性を、囚われの状態に置き、繰り返し強姦している。⑥輪姦の場合が多い。そして、⑦性暴力以外の抑圧手段としての身体的暴力が激しい。

女性たちは、軍人によって直接暴力的に徴集され、駐屯地内の砲台などの劣悪な環境に監禁されながら、性病予防措置もなく性行為を強要され続けた。そして、軍人たちは非常に激しい暴力性をあらわにしており、性暴力だけでなく、他の身体的暴力の危険にさらされたことも特徴である。

⑷　性的拷問の被害実態

㈠　性的拷問の被害

裁判例で認定された被害事実の中には、「制度」というよりも、敵対する女性あるいは敵に属する女性に対する、攻撃の手段として、日本軍が性的拷問を加えたと考えられる事例がある。

①　例えば、中国人女性たちに対する日本軍人による性暴力の事例である、東京地判2003・４・24（判時1823号61頁）では、以下のような性的拷問に分類される被害があった。

1943年、Ｂ２は15歳のころに、共産党員であることを理由に、３度にわたって日本軍人に拉致され、進圭村の窰洞に監禁され、暴行および傷害を加えられた上に、強姦された。１度目に拉致された際には、日本軍人たちは彼女を輪姦したあと、身体的拷問を加えた。そのため彼女は、骨折し傷口や下腹部から出血していたが、さらに強姦され、拷問された。日本軍人は、監禁の間、彼女に時々少量の残飯しか与えなかった。彼女は、監視の隙を見て逃げ出した。

２度目に拉致された際には、１度目に逃げたことで怒りをかったため、より激しい拷問を受け、輪姦された。「失神すると、水をかけられて放置され、意識を取り戻すと、再び拷問が繰り返された」。１週間後、彼女は隙を見て逃げ出した。

３度目に拉致された際には、日本軍人たちは、彼女から共産党員の名前を聞き出そうとして、身体的拷問を加えた。日本軍人によって、「共産党員の名前を言えと迫られ」、「銃床や棒でめちゃくちゃに殴られたうえ、固い軍靴で身体を踏みつけられ」て、背中、胸、腰、脚を脱臼、骨折した。イヤリングをしていた耳たぶを引きちぎられ、釘が飛び出している棒で頭を殴られ、大けがを負った。そして彼女は、「激しいビンタを受けながら強姦され」た。さらに、「両手を縛られて真冬に戸外の木に吊り下げられ、めちゃくちゃに殴られ、体毛を引き抜かれ、大量の水を飲まされて、上から棒で押さえて吐かされ」るなどの拷問の末、水をかけても意識が回復しなくなったため、真冬の川に捨てられたところを、中国人に助けられた。

Ｂ３は、夫が中国共産党員の抗日村長であり、Ｄ２自身も抗日活動をしていた。

1941年か1942年に、21歳で彼女が婦女救国会で主任として、抗日活動をしていた頃に、日本軍が共産党員を捕まえる作戦を行った。彼女の夫は、日本軍に捕えられて暴行を加えられた後、殺害された。そして、夫を助けようとしたＤ２も、銃で殴られるなどの暴行を加えられた。日本軍人らは、彼女に他の共産党員の名前を言うよう迫ったが、彼女が言わなかったため、日本軍人は彼女を拷問した。拷問の結果気を失った彼女を、軍人たちは河東砲台の窰洞に連行して監禁した。窰洞で監禁されていた約20日の間、彼女は、連日昼は２、３名、夜は７、８名の日本軍人に輪姦された。日本軍人らは、連日の強姦

のために彼女の尿道がはれあがったのを、わざとじろじろ見て面白がった後、強姦することもあった。

② また、第二次世界大戦中の海南島において、日本軍人による性暴力を受けた女性たちが提起した東京地裁2006・８・30[viii]でも、次のような被害があった。

Ｃは、14歳のときに、自宅に押し入ってきた日本軍人に、父母の前で強姦された。

その後、彼女は、恐怖心から山へ逃げ出したが、日本軍らが、彼女を探し出すために、村人を集めて拷問を加えた。彼女は、「村人を救うために」と村人に説得され、山を降りて、日本軍の駐屯地に連行された。彼女は、山へ逃げたことに対する制裁として、棒で殴られるなど暴行された。彼女は自宅に帰ることを許されていたが、繰り返し、自宅や駐屯地で強姦された。彼女は逃げるたびに、連れ戻されて身体的拷問を加えられたので、逃げられなくなった。

また本件の他の２名の元「慰安婦」は、日本軍人たちが、妊娠した「慰安婦」を後ろ手に縛り、麻酔を使わずに妊婦の腹を切り裂いて、胎児を取り出し、生きたままの胎児とその「慰安婦」を、あらかじめ掘っておいた穴に放り投げて、生き埋めにするという凄惨な虐殺の現場を見せられ、精神的虐待を受けたことを証言した。

これらの他にも、東京地判2002・３・29（判時1804号50頁）、東京高裁2004・12・15[ix]でも、性的拷問に該当する被害があったことが、被害者たちの証言で明らかになっている。

㈠ 性的拷問の被害の特徴

性的拷問の事例に表れた性暴力は、軍隊の攻撃の手段としての剥き出しの暴力がある。

性的拷問には次のような特徴がある。まず、①女性たちは、敵対する政党に自分自身や夫などの親族が所属していることによって軍の駐屯地等に連行されている。②女性たちは、輪姦される場合が多い。③女性たちに対して、非常に激しい暴力を伴う尋問がなされる。尋問の過程では、女性の身体や「性」に対する侵害が、情報を引き出すための手段にされている。④集団で軍の駐屯地に連行されても、女性であるという理由で解放されず性的拷問を加えられている。⑤腫れ上がった尿道を見世物にするなど、女性を辱しめ、自尊心を破壊しようとする精神的虐待や、家族に対する拷問や虐殺、妊婦の虐殺を見せつけるなど精神的虐待も行われた。妊婦とその胎内の子の虐殺は、その母子だけでなく敵対する集団に対する攻撃も意味していたと考えられる。また、⑥集団や家族の目の前で、見せしめとして強姦することによって、女性の名誉を傷つけたり、⑦村人たちや家族に対する制裁を回避し、屈服させるために、女性が差し出され、女性が財物として扱われた事例もあった。

⑸ 「純粋の慰安所」と性的拷問

日本軍「慰安婦」制度は、日本軍独特の特徴があるが、「慰安所」内で発生した女性に対する性暴力は、軍隊の基礎にあった民族差別的な女性蔑視の思想の表れであり、女性たちに対する過度の身体的・性的暴力は、軍隊の特徴である男性性・男らしさの表れであったと考えられる。したがって、「慰安婦」制度は、独特の特徴を有する性暴力制度であるが、家父長制的な思考を基礎とした、軍隊の男性性・男らしさ強調と女性蔑視という軍隊の構造が、極端に凝縮されて現れ出たものであったと考える。

「慰安所」外では、軍人たちは、家父長制に基づく女性蔑視の観念を基礎にして、軍隊の特徴である男性性・男らしさの暴力的な発現としての性暴力が行われた。「慰安所」外での性暴力は、軍隊によって攻撃の手段として選択され、許容され、女性を標的にして実行された。軍人たちは、女性たちを輪姦することで、軍人間の連帯を強めた。日本軍の戦時性暴力は、軍隊が有する男性優位主義的な構造のために選択され、軍人の男性性、攻撃性、連帯性を高めることで、軍隊の機能の維持と強化につながるものであったと考えられる。

以上のように日本の裁判所が認定した被害事実から、第二次世界大戦中の日本軍による性暴力の様子を把握することができた。一方では、当時の日本政府・日本軍によって、計画され、実行された組織化・制度化された性暴力「慰安婦」制度があり、他方では、組織化の外で、攻撃の手段としての性的拷問があった。「慰安所」内部の性暴力は、外側で発生した大規模強姦と密接であり、性暴力を容認し推進する内部の性暴力が、結果として軍の末端での性暴力を刺激する役割を果たしていた 。

3　戦後補償の障害

⑴　請求棄却の根拠

日本の裁判所は、1993年のいわゆる「河野談話」を踏襲した、「慰安婦」制度に対する認識を示し、被害事実を認めて、第二次世界大戦中の国家による加害行為を認定している。しかし、被害事実の認定は、結局のところ、彼女たちの求めた損害賠償請求や謝罪要求を否定することを前提とした、単なる「過去の被害」に対する認定にとどまり、彼女たちが長年耐えてきた苦しみを癒すものではなかったことは明らかである。

そこで以下に、裁判所が、日本の国内法的な責任をどのように否定して、訴えを棄却したのかを述べる。

①裁判所は、国家賠償法に基づく損害賠償請求に関して、同法施行前の第二次世界大戦中の損害には、同法は適用できないとの立場に立つ。そして裁判所は、大日本帝国憲法下での国家無答責の法理に基づいて、国家の不法行為責任を否定した。また、もし日本国に賠償責任があったとしても、「不法行為による損害賠償の請求権は、……不法行為の時から20年を経過したとき」時効によって消滅すると定める民法724条の除斥期間が経過しており、請求権が消滅したと判断している[xi]。

②そして東京高裁2003年７月22日判決（判例時報1843号32頁）で裁判所は、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」と定める日本国憲法29条３項に基づく、受忍限度を超える特別の犠牲に対する補償の請求については、「慰安婦」に対する被害が、日本国憲法施行前に発生したものであることを理由に請求を棄却した。本件の上告審最高裁判所2004年11月29日判決（判例時報1879号58頁）も憲法29条３項に基づく補償請求を否定した。

③東京高裁2003年７月22日判決（判例時報1843号32頁）では、「慰安婦」と「慰安所」経営者との関係を雇用関係と判断した。「慰安所」経営者と日本軍とは、「いわゆる下請け的継続的雇契約関係」であったと説明し、軍は、直接の雇い主ではないが、「事実上旧日本軍の直接ないし間接の管理下にあった」のであるから、「慰安婦」が戦況の悪化や、施設での暴力などによって生命、身体の危険にさらされない安全配慮義務を、「信義上も十分期待されていた」と述べた。しかし、裁判所は「慰安婦」が被った被害を、急激な戦況悪化にともなって、「甘受すべき戦争被害といわざるを得ない」と判断した。

④また、「慰安婦」に対する劣悪な環境下での売春の強制について、「管理監督していた旧日本軍人の個々の行為の中には、……不法行為を構成する場面もなくはなかったと推認される」として、一応国の不法行為責任を認めたが、不法行為による損害賠償請求権の除斥期間（民法724条）のために請求権が消滅したと判断した。

⑤東京地裁2006年８月30日判決 では、謝罪や救済などを日本の内閣が怠ってきた行政不作為が、国家賠償法上違法であるか否かについて検討された。裁判所は法律に基づく行政の原則に立ち、元「慰安婦」に対する救済措置を定めた法律はなく、憲法、国家賠償法、ポツダム宣言、降伏文書、サンフランシスコ平和条約にも、戦争被害者に対して内閣が、「救済措置を講ずべき責任を一義的に定めた」ものはなく、「総合的に考慮しても」内閣に救済義務が生じたとは言い難い、と判断した[xiii]。

⑥被害女性たちを、唯一救済しようとしたのは、山口地裁1998年４月27日判決（判例時報1642号24頁）であった。同地裁判決では、国会の戦後補償立法の不作為の違法を次のように認めた。

「慰安婦」制度による被害は、大日本帝国の国家行為であるが、日本と帝国日本とは同一性のある国家であるから、「特に、個人の尊重、人格の尊厳に根幹的価値をおき、かつ、帝国日本の軍国主義に関して否定的認識と反省を有する日本国憲法の制定後は、ますますその義務が重くなり、被害者に対する何らかの損害回復措置をとらなければならないはず」である。それにもかかわらず、日本国が「慰安婦」制度の存在を知りながら、憲法制定後も長い間損害回復措置を取らず、被害者を放置し、「あえてその苦しみを倍加」させた不作為は、それ自体が「人格の尊厳を傷つける新たな侵害行為」となると判示した[xiv]。

そして山口地裁は、1993年８月４日の「河野談話」以降の早い段階で、「何らかの損害回復措置」を図るべき作為義務は、損害回復のための「特別の損害立法をなすべき日本国法上

の義務に転化し、……明確に国会に対する立法課題を提起した」。そして、「河野談話」から遅くとも３年を経過した、1996年８月末には、立法をなすべき「合理的期間を経過したといえるから、当該立法不作為が国家賠償法上も違法」となった。国会議員も、河野談話から「立法義務を立法課題として認識することは容易であったといえるから、当該立法をしなかったことにつき過失があることは明白」であると判示して、立法不作為の違法を認めた。

しかし、同判決の控訴審広島高裁2001年３月29日判決（判例時報1759号42頁）は、「憲法の前文及び各条文のいずれを個別的にみても、また、それらを総合的に考慮しても、憲法の文言の解釈上、元従軍慰安婦……に対する謝罪と補償についての立法義務の存在が一義的に明白であるとはいえず、したがって、国会議員による右立法の不作為は、国家賠償法一条一項の規定の適用上、違法の評価を受けるものではない」として、立法不作為の違法を否定し、他の裁判例も広島高裁の判断と同様に否定している[xv]。

(2)　裁判例に関する見解

㈠　山口地判1998・４・27日判時1642号24頁に関する見解

本判決は、元「慰安婦」の証言した被害事実を認定し、国会の立法不作為を国家賠償法上違法として、国の損害賠償責任を認めた判決であり注目を集めた。

Ⓐ　判決を評価する見解

(a)　戸塚悦朗は、一部であっても元「慰安婦」らの請求を認容する判決であったことを高く評価する[xvi]。戸塚は、本判決が、国会議員の立法義務の存在を認め、立法不作為を違法としたことが、「今後立法運動を加速」する効果があり、政治的にも重要であるとした[xvii]。また、被害事実の認定は、「教科書論争にも影響を与えるだろう」とした[xviii]。

本判決が、1985年11月21日最高裁判決第一小法廷判決（民集39巻７号1512頁）の立法不作為が国家賠償法上違法となる場合の判断基準に加え、いわゆる「河野談話」によって、立法義務が日本国憲法上の義務に転化したとする判断について、「司法という国家機関による」判断であることの重要性を指摘した。そして、立法義務が日本国憲法上の義務に転化したとの判断は、「事実認定と相まって、法律判断それ自体が被害者の名誉回復機能を果たしている」と述べた[xix]。

戸塚は、今後の課題として、「国際法の直接適用問題はあまり議論されなかった」点を指摘する。また、裁判所が元「慰安婦」たち謝罪請求を否認した点は、「国会の立法にゆだねられ」ることだとした。ただし、名誉棄損の問題については、「もう少しリベラルな立場をとることができなかったであろうか」と指摘しつつ、「充実した主張立証を検討すべき」として、原告側の課題も指摘した[xx]。

そして、「日本政府は、……被害者の求める立法（真相究明と被害者への国家補償）を提案すべきだ。国会議員は、……直ちにこれらの立法作業に自ら取りかかるべき」だと主張し

た[xxi]。

(b) 山元一は、本判決を「国の賠償責任を認めた点において画期的」であり、「立法不作為による国家賠償責任を肯定した点において、憲法論的にも大きな注目に値する判決」と述べた[xxii]。

山元は、「慰安婦」の存在、軍当局の直接的間接的関与、不当な方法での業者による「慰安婦」募集や、募集に対する官憲等の加担などを、「司法判断として初めて」認定した点を評価した[xxiii]。

立法不作為の国家賠償責任については、本判決は、最高裁判所1985年11月21日第一小法廷判決（民集39巻７号1512頁）の「はめた枠を緩めて」、「議論の余地のない異常性と非人道性に貫かれていた従軍慰安婦制度の有する別種の≪例外性≫」に着目して、「積極的に立法不作為の違法性を認定することは妥当でもあり、必要でもある」と述べた[xxiv]。

本判決は、国家無答責の法理に対峙せず、「民・刑法解釈論上、専攻する法益侵害行為を行った者がその後作為義務を怠った場合」、法的責任を問われ得るという条理に基づいて、国家無答責の法理を限定的に捉えた判決であったと述べた。「帝国日本の権力的行為」に「『先行法益侵害』ととらえる限度で消極的法的評価を加えて、立法者を拘束する『条理上の法的作為義務』を構成するための根拠とし」、法的評価の基準は、現行憲法に基づくものであった。この点に関し、山元は、「『条理』という観念の意味内容を人権価値で充填することを通じて、日本国憲法→『条理』→戦後補償の必要性という、いわば二段構えの議論を立てることによって行った」と分析した[xxv]。

本判決が、合理的期間の起算点を河野談話に求めた点も適切だとした[xxvi]。ただし、本判決が、元「慰安婦」らに対する国家賠償については認めたものの、女子勤労挺身隊については認めなかった点を指摘して、「本判決の考え方を従軍慰安婦以外の戦後補償問題の救済に押し広げてゆくことは、かなり困難」と指摘した[xxvii]。

(c) 内藤光博は、本判決について、「『従軍慰安婦』問題『重大な人権侵害』と認定したこと」、「国の立法不作為に基づく違法確認という手法を用い、国家賠償法に基づく過失責任を認定」し、補償立法の不作為に基づく損害賠償を命じ、「国会に補償立法を求めた」ことについて、「『従軍慰安婦』問題、ひいては戦後補償問題全般について、一定の司法的救済の方途を示した画期的判決」と高く評価した[xxviii]。

本判決の事実認定について、内藤も、「国の公的機関が公式に『従軍慰安婦』問題の違法性を認定したことの意義は大きい」と述べた。

そして、立法不作為の違法確認に関する、本判決を次のように述べた。「従軍慰安婦」制度による被害が、「慰安婦」たちにとって、「現在においても克服されていない『根源的人権問題』であるという認識から、帝国日本政府と日本国憲法制定後の原日本政府の法的責任を

問う」根拠として、帝国日本の人権侵害について「『その法益侵害が真に重大である』ので、『法の解釈原理』および『条理』にしたがって、その被害の増大をくい止めるべき作為義務があるとし」、河野談話を契機として、作為義務は、「日本国憲法上の義務に転化」したとして、「合理的期間」経過後も放置した不作為を国家賠償法上違法とした、本判決について、「法理論上および政治上の障壁をクリアし、ぎりぎりのところで日本政府の『従軍慰安婦』問題についての法的責任を追及し、被害者個人に対する補償を認めようとする裁判官の努力と誠意を読みとることができる」と述べ、「国家賠償法１条１項の独自の解釈により、憲法の立法不作為状況を認定した」点を高く評価した[xxix]。

しかし、一方で本判決に対して、「救済立法をなすべき憲法上の根拠は何か」という問題点を指摘し、「特に日本国憲法が平和主義を基本原理として掲げ、特に前文では、過去の植民地支配および侵略戦争に対する反省の上にたって日本国憲法が制定されたことを宣言」していることに鑑み、「戦後補償立法制定の根拠を、日本国憲法自体に求める必要性がある」とした[xxx]。また、戦後補償立法の制定義務が生じた起算点を、河野談話としたことに対しても疑問を呈し[xxxi]、「憲法制定時に具体的に戦後補償立法の制定を義務づけられた」という見解を示した[xxxii]。

また、元「慰安婦」たちが求めていた公式謝罪が退けられた点については、「日本政府には、公式謝罪をすべき、きわめて強い政治的・道義的義務は認められるが、司法が公式謝罪を命ずるためには、何らかの具体的な立法的根拠が必要」だと述べた[xxxiii]。

(B)　判決に批判を加える見解

青山武憲は、本判決が、1985年の最高裁判決と基本的には同じ立場をとりながら、立法不作為が国家賠償法上違法となる「例外的な場合」についてやや見解を異にして、本件において、立法不作為を違法としたこと、立法義務の契機をいわゆる「河野談話」に求めた点を批判的に捉え、次のように指摘した。

青山は、内閣がもし法案を提出したとしても、「国会議員は、日本国憲法上、その支持を義務付けられていない」と指摘し、「国会は、内閣の奴隷ではなく、その見解が内閣のそれと一致するとは限らないのだ。その国会の中には、右官房長官談話に疑問を呈している者さえいる。それ故、国会が『立法の必要性を十分に認識し』ていたわけではない。本件地裁がいう『従軍慰安婦制度』の存在を認めた国会議決など存在しない」と述べた[xxxiv]。

青山は、国家賠償法附則は、「この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による」と定め、戦前は、「公権力の行使については、無答責の原則が存したはず」であるから、「戦前の国家行為について国家賠償法上の違法が生じるはずがない[xxxv]。

また青山は、本判決を、裁判官が感情に流されたものであり、「いわゆる慰安婦救済のための正義感が先行しそのために結論を合わせた些か牽強附会の論法が窺われる」と批判的に捉えた[xxxvi]。

㈠　広島高判2001・３・29判時1759号42頁に関する見解

山口地裁1998年４月27日判決（判例時報1642号24頁）の控訴審である、広島高裁2001年３月29日判決（判例時報1759号42頁）は、先にも述べた通り、地裁判決と同様1985年最高裁判決に基づいて、地裁において認められた元「慰安婦」らに対する戦後補償立法の不作為に対する国家賠償法上違法であるという判断を退けた。本判決に対しては、次のような見解がある。

山口地裁判決に対し、広島高裁が、「憲法の前文及び各条文の文言の解釈上、元従軍慰安婦らに対する謝罪と補償についての立法義務の存在が一義的に明白で」はないと否定したことについて、中島光孝は、「第一審判決が示した上記憲法解釈について触れることなく、同判決が拡張した『例外的な場合』を議会制民主主義論によって否定した本判決は、『人権侵害の是正を図る義務』を放棄したものであり、厳しく批判されるべきである」と述べた[xxxvii]。

㈡　東京地判2003・４・24判時1823号61頁に関する見解

東京地方裁判所2003年４月24日判決（判例時報1823号61頁）で、立法、行政、司法それぞれの責任を原告が追及したことに対して、裁判所は、いずれも請求を棄却した。この判決における「国家機関の事後救済の懈怠を理由とした国家賠償請求に関する判示」に対しては、次のような見解がある[xxxviii]。

宮井清暢は、立法不作為の違法性に関する立法府の責任について、元「慰安婦」たちが主張する「具体的な立法義務（戦争中に日本兵から性暴力を受けた被害者らに対して金銭的賠償を行う法律を制定する義務）」が存在するか否かについて、「既存の法律の違憲性から具体的作為義務＝改廃義務が導かれる相対的不作為の事案」に比較して、「立法府の裁量を排除する論理の構成が容易でない」ことから、本判決のように立法義務が憲法上「一義的に生じるとは解されない」という、「結論自体は理解できなくもない」と述べる。しかし、続けて、そうであれば「本件のような制度形成的立法の絶対的不作為に関する事案において立法不作為の違法性を問う可能性は、およそ一般的に否定されることになろう」と指摘する[xxxix]。

宮井は、「当該事案における被害の実態・内容、その現実的救済方法、関係者・関係国の対応経緯等の状況的要素などの考察に基づいて、立法義務の内容を相当程度具体的に確定する余地はある」と述べる（この場合、義務づけ訴訟ではないため、具体的な規定内容を特定することまでは要求しない。）[xl]。

元「慰安婦」たちが行政府に対して主張した、謝罪、被害実態の調査、被害認定の審査機関設置、法案提出、住居・医療等の物質的援助の不作為の違法に関して、本判決は、「法律が存在せず、しかも国会に立法不作為の責任が認められない場合に、行政府が独自に不作為の責任を問われることはない」という趣旨であった。これに対して、宮井は、「行政府の行動のすべてに個別の法律……による授権が必要なわけではな」いとし、本件で不作為の違法が主張された行為は、「法律の授権を必ずしも必要としない種類の活動である」と述べた[xli]。

宮井は、本件裁判所が元「慰安婦」たちに対する「司法的救済の可能性を限界まで突き詰めたといえるかは」疑問であると批判的に捉えた[xlii]。

(3)　小括

以上のように、山口地裁1998年４月27日判決（判例時報1642号24頁）を評価する見解は、本判決が、元「慰安婦」の証言した被害事実を事実として認定した点を評価している。被害事実認定は、裁判の過程で被害事実を明確化し、再認識を促し、被害者の名誉を回復する上で、重要である。また、1985年最高裁判決を踏襲しながら、救済立法をせずにきた国会の立法不作為を違法とした解釈も注目された。

ただし、具体化立法の憲法上の根拠や、不作為が違法となる場合の起算点、補償立法制定については課題のあることも指摘された。

本判決を批判する見解には、そもそも旧日本軍「慰安婦」制度があったということ自体を疑っている見解があった。立法による元「慰安婦」の救済を考えると同時に、「慰安婦」被害の事実調査を行政が行う必要性を示しているといえる。

４　「慰安婦」訴訟の意義と課題

日本軍「慰安婦」訴訟における被害実態は、日本軍が、「慰安所」という組織的な性暴力のシステムを作り、暴力性を内部で醸成する一方で、現地における性的拷問を戦争における攻撃の手段として、「慰安所」外で爆発させたことを示した。訴訟における被害事実の認定は、密接に関係する「慰安所」内外の性暴力、軍隊の組織的、構造的暴力の実態を明らかにする点で、意義のあるものであった。

ただし、日本の裁判所は、除斥期間や国家無答責の法理などを用いて、結果的に被害者救済できなかった。戦後補償裁判においては、国側が主張する国家無答責の法理のために、被害者救済ができなかった。

国家無答責の法理については、「戦前の権力的な残虐非道行為」に関しては、この法理の制限を検討する学説の動きがある[xliii]。

①西埜章は、明治憲法下において、国家無答責の法理が存在していたこと自体を否定することは困難であるが、「国家無答責の法理を前提としたうえで、この法理の適用をどこまで制限できるか、あるいは制限するべきか」と述べ、国家無答責の法理の適用が制限される場合の例として、「戦前の権力的な残虐非道行為」を挙げている[xliv]。西埜は別稿で、加害者への一切の請求が否定されることが、著しく正義・公平の原則に反するような、「戦後補償訴訟の基礎にある被害事実に対して、国家無答責原則を克服するために正義公平の原則が適用されなければ、一体どのような場合にこれが適用されることになるのか」と述べている[xlv]。

②また、宇賀克也は、国家無答責の法理を前提としつつも、戦争損害を分類し、特別の犠牲に当たるか否かを、「類型に応じたきめ細かい検討を行」い、平等違反を是正する努力が

必要だとしている[xlvi]。

そして、岡田正則は、国家賠償法附則6項の「この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による」を根拠として、国家賠償法施行前の行為に対し、国家無答責の法理が用いられること自体に疑問を呈し、同法理の適用について、大審院判決が一貫していなかったことや、同法理が判例法理であり「従前の例」に該当しないと指摘する[xlvii]。

そして、例えば、東京地判裁2003年４月24日判決（判例時報1823号61頁）は、「立法的・行政的な措置を講ずることは十分に可能」と述べており 、裁判所が認定した日本国や日本軍による加害行為の実態、女性たちの受けた被害の実態は、その必要性を十分に示している。しかし、その後も日本政府による被害者救済は進んでいない。

おわりに

本稿では、「慰安婦」訴訟における被害事実の認定、判決理由に基づいて、「慰安婦」訴訟の意義と課題について述べてきた。

旧日本軍による第二次大戦下における性暴力は、「慰安婦」制度内外において、大規模に発生した。「慰安所」外の性暴力を要因として、「慰安所」が設置されたが、「慰安所」内における性暴力の許容と促進が、「慰安所」外での性的虐待を誘発した。

裁判所の判決は、「慰安所」の存在と被害の実態を認定し、日本軍の責任を認め、日本政府に責任があることを明確にしている。しかし、国家無答責の法理等の障害に阻まれ、被害者たちに対する戦後補償責任を認める結果とはならなかった。被害者たちが生存している間に、その被害の回復に見合うだけの救済をしなければ、戦後補償責任を果たしたことにはならない。被害者の高齢化が進んでいることから、迅速に対応しなければ、日本は第二次大戦下における日本軍「慰安婦」制度を含めた戦時性暴力の責任を果たし、被害者の尊厳を回復する機会を失い、永遠に国際社会において禍根を残すことになろう。

戦後補償を行うには、日本政府、日本国民が加害の歴史に向き合うことが不可欠である。そのために、日本の裁判所における被害事実の認定は意義のあるものであり、日本政府や日本国民に被害の再認識を迫るものである。また日本法下において、戦後補償を行うには、その憲法上の根拠を明確にし、国家無答責の法理等を超えて、どのように旧憲法下における戦時性暴力の責任を追及するかが重要であり、緊急の課題である。

注

i　山口地裁下関支部1998年４月27日判例時報1642号24頁、同控訴審広島高裁2001年３月29日判例時報1759号42頁、東京地裁1999年10月１日判決（判例集未搭載）、同控訴審東京高裁2000年11月30日判例時報1741号40頁、東京地裁2001年５月30日判例タイムズ1138号167頁、同控訴審東京高裁2004年12月15日（訴月51巻11号2813頁に掲載されているが、確認できないためWestlaw Japanにて確認）、東京地裁2006年８月30日判決（訴月54巻７号1455頁に掲載され

ているが、確認できないためWestlaw Japanにて確認)、東京地裁2002年３月29日判例時報1804号50頁、東京高裁2003年７月22日判例時報1843号32頁において同旨の判決が出ている。

ii　外務省ホームページhttp://www.mofa.go.jp/mofaj/

iii　吉見義明編『従軍慰安婦資料集』(大月書店　1992) 27、28頁。

iv　判例集未搭載のため、Westlaw Japan　http://www.westlawjapan.com/。本件控訴審東京高裁2000年11月30日判決（判例時報1741号40頁）も事実認定している。本件は、第二次世界大戦中に従軍「慰安婦」として、中国の漢口の「慰安所」で性的「慰安」を強制された在日韓国人が、日本政府に対して損害賠償請求を行った事件である。

v　第二次世界大戦中に、日本軍によって「慰安婦」として徴用されたことで、耐え難い苦痛を被ったとして、韓国人元「慰安婦」などが、日本に対して損失補償ないし損害賠償を請求し、未払給与支払等を請求した事件である。本件の上告審で最高裁判所は上告を棄却した（最高裁判所2004年11月19日第二小法廷判決、判例時報1879号58頁)。

vi　訴月54巻７号1455頁に掲載されているが、訴月が確認できなかったため、Westlaw Japan, http://www.westlawjapan.com/で確認した。本件は、第二次世界大戦中に海南島において、同島を占領した日本軍人たちによって、拉致、監禁され、「慰安婦」にされた中国人女性、あるいはその相続人が、日本政府に対して民法、国家賠償法に基づく損害賠償請求、名誉回復のための謝罪文の交付および謝罪広告の掲載を求めたものである。

vii　訴月51巻11号2813頁に掲載されているが、確認できなかったためWestlaw Japan,http://www.westlawjapan.com/で確認した。第二次世界大戦中に、日本軍による強姦等の被害を受けた中国人女性たちが、日本政府に対して、国家賠償法あるいは民法に基づき損害賠償を請求した、東京地裁2001年５月30日判決（判例タイムズ1138号167頁）の控訴審である。

viii　訴月54巻７号1455頁に掲載されているが、確認できなかったため、Westlaw Japan,http://www.westlawjapan.com/で確認した。

ix　訴月51巻11号2813頁に掲載されているが、確認できなかったため、Westlaw Japan,http://www.westlawjapan.com/で確認した。

x　内海愛子「戦時性暴力と東京裁判」VAWW-NET Japan編『戦犯裁判と性暴力』(緑風出版　2000) 59頁。林博史「『法廷』にみる日本軍性奴隷制下の加害と被害」VAWW-NET Japan編『裁かれた戦時性暴力』(白澤社/現代書館　2001) 79頁。田中利幸「国家と戦時性暴力と男性性－「慰安婦制度」を手がかりに－」宮地尚子編『性的支配と歴史　植民地主義から民族浄化まで』(大月書店　2008) 113頁。

xi　山口地裁1998年４月27日判決（判例時報1642号24頁)。東京地裁1999年10月１日判決（判例集未搭載のため、Westlaw Japan, http://www.westlawjapan.com/ で確認した)、同控訴審東京高裁2000年11月30日判決（判例時報1741号40頁)、東京地裁2001年５月30日判決（判例タイムズ1138号167頁)、同控訴審東京高裁2004年12月15日（訴月51巻11号2813頁に掲載されているが、確認できなかったためWestlaw Japan, http://www.westlawjapan.com/ で確

認した)、東京地裁2006年８月30日判決（訴月54巻７号1455頁に掲載されているが、確認できなかったためWestlaw Japan, http://www.westlawjapan.com/ で確認した）等で、同じ根拠づけで元「慰安婦」の請求を退けている。

xii　訴月54巻７号1455頁に掲載されているが、確認できなかったためWestlaw Japan, http://www.westlawjapan.com/ で確認した。

xiii　裁判所は、条理に基づいて法的義務が発生するためには、①危険の存在、②予見可能性、③結果回避可能性の要件を満たす必要があるとした。本件では、これらの要件を満たさず、条理に基づく法的責任も発生しないと判断した。

xiv　山口地判1998年４月27日判例時報1642号24頁。

xv　東京地裁1999年10月１日判決（判例集未搭載のため、Westlaw Japan, http://www.westlawjapan.com/ で確認した)、同控訴審東京高裁2000年11月30日判決（判例時報1741号49頁)、東京地裁2001年５月30日判決（判例タイムズ1138号167頁)、同控訴審東京高裁2004年12月15日（訴月51巻11号2813頁に掲載されているが、確認できなかったため、Westlaw Japan, http://www.westlawjapan.com/ で確認した)。東京地裁2006年８月30日判決（訴月54巻７号1455号に掲載されているが、確認できなかったためWestlaw Japan, http://www.westlawjapan.com/ で確認した)、東京高裁2003年７月22日判決（判例時報1843号32頁)。

xvi　戸塚悦朗「関釜裁判で元『慰安婦』に勝訴判決―国家賠償法立法運動に弾み」法学セミナー525号（1998）37頁。

xvii　戸塚・前掲注（xvi）37頁。

xviii　戸塚・前掲注（xvi）37頁。

xix　戸塚・前掲注（xvi）38頁。

xx　戸塚・前掲注（xvi）38、39頁。

xxi　戸塚・前掲注（xvi）39頁。

xxii　山元一「下関関釜裁判山口地裁判決」国際人権第10号（1999年）82頁。

xxiii　山元・前掲注（xxii）82頁。

xxiv　山元・前掲注（xxii）83頁。

xxv　山元・前掲注（xxii）83、84頁。

xxvi　山元・前掲注（xxii）84頁。

xxvii　山元・前掲注（xxii）84頁。

xxviii　内藤光博「『従軍慰安婦』問題と平和憲法の原理」専修大学法学研究所紀要第25号（2000年）138頁。

xxix　内藤・前掲注（xxviii）141、142頁。

xxx　内藤・前掲注（xxviii）142、143頁。

xxxi　内藤・前掲注（xxviii）143頁。

xxxii　内藤・前掲注（xxviii）151、152頁。

xxxiii 内藤・前掲注（xxviii）152、153頁。

xxxiv 青山武憲「いわゆる慰安婦訴訟事件」国会月報第45巻600号（1998年）44頁。

xxxv 青山・前掲注（xxxiv）45頁。

xxxvi 青山・前掲注（xxxiv）45頁。

xxxvii 中島光孝「関釜控訴審判決（戦後補償）」国際人権第12号（2001年）

xxxviii 宮井清暢「戦後補償問題と立法府・行政府等の責任」ジュリスト第1269号（2004）8頁。

xxxix 宮井・前掲注（xxxviii）9頁。

xl 宮井・前掲注（xxxviii）9頁。

xli 宮井・前掲注（xxxviii）9頁。

xlii 宮井・前掲注（xxxviii）9頁。

xliii 西埜章『国家補償概説』（勁草書房　2008年）24頁。

xliv 西埜・前掲注（xliii）24頁。

xlv 西埜章「戦後補償における国家無答責原則克服の試み」国際人権第15号（2004年）51、52頁。

xlvi 宇賀克也『国家補償法』（有斐閣　1997年）504 ～ 506頁。

xlvii 岡田正則『国家の不法行為責任と公権力の概念史―国家賠償法制度史研究』（弘文堂　2013年）276頁。

xlviii 判例時報1823号61頁。

引用文献

1．吉見義明編『従軍慰安婦資料集』（大月書店　1992）

2．宇賀克也『国家補償法』（有斐閣　1997年）

3．青山武憲「いわゆる慰安婦訴訟事件」『国会月報』第45巻600号（1998年）

4．戸塚悦朗「関釜裁判で元『慰安婦』に勝訴判決―国家賠償法立法運動に弾み」『法学セミナー』525号

5．山元一「下関関釜裁判山口地裁判決」『国際人権』第10号（1999年）

6．内海愛子「戦時性暴力と東京裁判」VAWW-NET Japan編『戦犯裁判と性暴力』（緑風出版　2000）

7．内藤光博「『従軍慰安婦』問題と平和憲法の原理」『専修大学法学研究所紀要』第25号（2000年）

8．中島光孝「関釜控訴審判決（戦後補償）」『国際人権』第12号（2001年）

9．林博史「『法廷』にみる日本軍性奴隷制下の加害と被害」VAWW-NET Japan編『裁かれた戦時性暴力』（白澤社/現代書館　2001）

10．西埜章「戦後補償における国家無答責原則克服の試み」国際人権第15号（2004年）

11．宮井清暢「戦後補償問題と立法府・行政府等の責任」『ジュリスト』第1269号（2004）

12．田中利幸「国家と戦時性暴力と男性性－「慰安婦制度」を手がかりに－」宮地尚子編『性的支配と歴史　植民地主義から民族浄化まで』（大月書店　2008）

13. 西埜章『国家補償概説』（勁草書房　2008年）
14. 岡田正則『国家の不法行為責任と公権力の概念史―国家賠償法制度史研究』（弘文堂　2013年）
15. 『判例時報』1642号
16. 『判例時報』1823号
17. 『判例時報』1741号
18. 『判例時報』1759号
19. 『判例タイムズ』1138号
20. 『判例時報』1804号
21. 『判例時報』1843号
22. 外務省ホームページhttp://www.mofa.go.jp/mofaj/

地域研究　№13
2014年３月　153-165頁

The Institute of Regional Studies, Okinawa University
Regional Studies №13　March 2014 pp.153-165

大学図書館における私文書整理
―新崎盛暉文庫整理概要―

仲宗根　良江[i]・砂川　真理子[ii]

Managing Personal Papers and Collections in a University Library Setting: the Moriteru Arasaki Collection

NAKASONE Yoshie, SUNAGAWA Mariko

要　旨

本稿は、沖縄現代史研究の第一人者である新崎盛暉氏（沖縄大学名誉教授 1936～）より沖縄大学図書館に寄贈された蔵書等の研究資料群（新崎盛暉文庫）約27,500件の整理に関する報告書である。大学図書館における非公刊資料（灰色文献）の具体的な整理方法のほか、資料に含まれる個人情報や未公表著作物の取扱いについて詳述した。

キーワード：新崎盛暉、文書整理、灰色文献、個人情報、未公表著作物

はじめに

新崎盛暉文庫（以下新崎文庫と略す）は、新崎盛暉氏[1]（沖縄大学名誉教授 1936～）が半世紀にわたって研究活動のために収集した資料群である。2010年、沖縄大学図書館に寄贈された。氏が収集した資料は沖縄現代史を軸として、アイヌ民族、北朝鮮や韓国などの東アジア、中東、欧米など各国の平和運動、基地問題、民族問題、教育問題、歴史など多岐にわたり、沖縄問題の現状を俯瞰的に研究する上で貴重な資料群である。資料総数は約27,500件に及ぶ[2]（2014年２月末現在）。

新崎文庫の特徴は、図書・雑誌等の公刊資料のほか、原稿や書簡、調査資料やスクラップ記事、録音録画された視聴覚資料、写真資料などの非公刊資料が含まれることである。通常、図書館では非公刊資料の受入れは行っていない場合が多い。それは、公刊資料の整理に関しては書誌情報の共有などの登録システムが既に確立されているが、刊行されていない資料（文

[i] 沖縄大学非常勤職員　pchisue@okinawa-u.ac.jp
[ii] 沖縄大学非常勤職員　kojika-s@okinawa-u.ac.jp

書などの非公刊資料）の整理に関するノウハウの蓄積が少なく、個人情報の取扱いや著作権問題で苦慮することに起因する。

本稿では、今後の私文書整理の一助となるよう、大学図書館における私文書、特に非公刊資料の整理方法の一例を紹介していきたい。

1　資料整理過程

1-1　資料調査

2010年の寄贈当時、新崎盛暉氏が沖縄大学の理事長を務めていたため、一部の資料は理事長室に、残りの資料は自宅に保管されていた。理事長室保管分は雨漏りの影響で、水濡れ、カビ有資料が多くみられた。資料ボリュームは40×50×25cmの段ボール箱で60箱分であった。

次に新崎邸の資料の種類・量・保管状態等に関して調査を行った（2010年４月６日実施）。

図１　新崎盛暉邸　資料保管状態写真

１階のリビングと奥の和室に大型書籍や『沖縄県史』などの行政刊行物が置かれていた。２階にはパソコン部屋、書斎、書庫の三か所に資料があり、蔵書の多くはスチール製のオープン書棚に収められ、リバーサルフィルムや視聴覚資料は書棚や専用収納ケースに入っていた。文書は箱や封筒に入れられ、書架の上部や壁面収納戸棚の中に置かれていて、埃が付着し、表面が劣化している資料が多くみられた。また、シミやゴキブリなど害虫の死骸等が確認された。資料ボリュームは30×40×30cmの箱で300箱以上と判断した。

1-2　燻蒸（くんじょう）

資料調査により、害虫の存在が確認されたため、燻蒸（害虫を殺す処置を行うこと）を実施した（2010年９月実施）。本来なら収集前に行うべきであったが、既に半分以上が搬入済みであったこと、また、沖縄大学図書館で害虫駆除を行ったことが無いことを鑑みて、図書館全体の害虫駆除を業者委託にて実施した。新崎邸の未収集の資料に関しては、資料を一室に集め、簡易処置として市販の害虫駆除剤を使用した。

1-3　資料収集

資料を濡らさないために、雨の日や湿度が高い日を避けて、整理担当２名で新崎邸から資料を運搬し、図書館へ搬入した。作業日数は25日間。収集した箱数は30×40×30cmの箱で436箱であった。理事長室保管分を合わせると、資料総数は約500箱分となった。

1-4　資料クリーニング

1-4-1　図書・雑誌・文書のクリーニング

埃や汚れ、カビ等が付着した状態の悪い資料は、クリーニングを行う。埃は掃除用のドライシートや刷毛を使用して１冊ずつ拭き取った。カビが発生した資料は、エタノールをしみ込ませたコットンで拭き取りを行った。その際には、資料に水分が残らないように濃度が高い無水エタノールを使用した。劣化が著しい資料やエタノールによってインク落ちする恐れのある資料の場合は、エタノール拭き取りは行わないこととした。

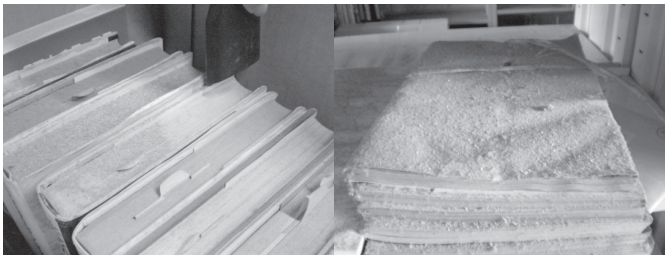

クリーニング前。ホコリが付着している状態

カビが発生した資料

図２　資料の状態写真

1-4-2　視聴覚資料・写真

ビデオ・カセットやリバーサルフィルムなどの視聴覚資料は業者委託でクリーニングを行った。目録作成時に資料の状態に関して、A（状態良好)、B（カビの存在が認められる)、C（まんべんなくカビが生えている）の３つの記号を付与し、B・Cの状態の資料を抽出し、２回に渡ってクリーニングを行った。著作権に問題が無いものに関しては、クリーニングと同時にデジタル化も行った。視聴覚資料は、エタノールや薬剤で拭き取りを行っても保管場所の温湿度によってはカビが再発する可能性が高く、クリーニングと同時にデジタル化を行うことが望ましい。

1-5　仮目録作成

受入れ時点での件数や資料の概要を把握するために、収集してきた資料に１件ずつ整理用の番号を振り、資料タイトル・作成（発行）年・編著者名・資料内容等の情報を入力し、リスト化を行った。文書整理の場合は「原秩序の再現性」を出来るだけ損なわないように整理を行うことが重要である。私文書整理は、図書に書簡や送付状、関連資料などが挟み込まれている場合がある。これらの添付資料の情報は備考欄に記載し、個人情報の有無も同時に確認する。添付資料の関連性が内容的に疑わしい場合は、新崎氏に資料を確認してもらい、添付とするか別の資料とするかなど、微細に確認を行った。

ここで重要なのは、複数人数で仮目録を作成するため、入力内容にずれが生じないように整理凡例に従って入力を行うことである。

表１　仮目録作成時の入力項目

項　目	入　力　内　容
整理No.	棚番号と一連の数字を組み合わせ、どの書架にどの資料があるか把握できるようにするための番号。
地理区分	沖縄・アイヌ・日本・東アジア・世界の５つで地理区分を行った。
書名	旧漢字はそのまま記述するか、新漢字を用いるか等の凡例を事前に決めた。資料タイトルが記載されていない場合は内容から類推して入力する。
巻号、巻冊	第○巻、第○回、○○編など。
発行年月日	文書の場合は資料作成日　不明の場合は空欄とする。
編著者名	不明の場合は空欄とする。
発行所	文書の原稿やメモ類などの場合は［私製］と入力する。
資料解説	内容情報、検索キーワードとなるもの、添付資料情報など。
資料状態	破損、汚損、劣化、強劣化、カビなど。
修復指示	修復の必要性の有無。
個人情報識別	個人情報の有無。
個人情報詳細	個人情報の内容。

1-6　ウィーディング

仮目録をもとに、登録対象と登録対象外の資料に選別することをウィーディング（weeding 英語で雑草抜きの意）という。ウィーディングを行うことにより、整理にかける時間や労力、整理予算の削減が可能となる。また、資料の排架に関しても省スペースを見込める。ウィーディングを行う際には、登録対象外とする資料の判断基準を事前に決めておくことが必要である。新崎文庫の中で登録対象外となった資料は、カビで状態が非常に悪い資料、重複３部目以降の資料、個人的な資料[3]、図書館資料として活用できない資料[4]など約26箱分である（2014年２月末現在）。

1-7　登録（本整理）

1-7-1　登録システム

ウィーディングで登録対象とした資料に図書ID（登録番号）を振り、NALIS（図書館情報システム）に所蔵登録を行う。NALISに登録した資料は、OPAC（蔵書検索システム）により検索が可能となる。

大学図書館の多くは国立情報学研究所（NII）のNACSIS-CAT（目録所在情報サービス）[5]を使用して蔵書登録を行っている。書誌にはNACSIS-CATで共有されている書誌と、自館のみで使用するローカル書誌の２種類がある。新崎文庫の非公刊資料は、他館が同一の資料を所蔵している可能性が限りなく低いため、ローカル書誌で登録することとなった。

1-7-2　登録手順

①　仮目録の中で登録対象となった資料をデータから抽出する。

②　錆金具の除去を行い、アルミクリップや麻紐、こより等で綴り直しを行う。

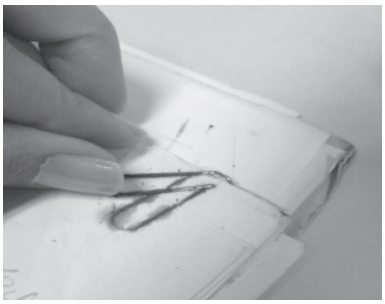

錆金具の除去

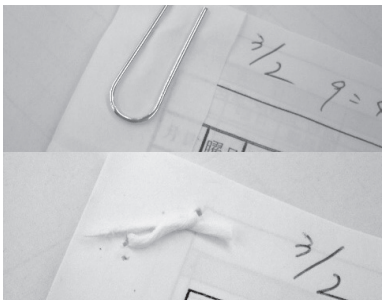

アルミクリップ、こより使用

図３　綴じ直しの例

③　資料の大きさ、枚数、頁数を入力する。

④　金額を入力する。金額が表示されていない資料の場合は、資料の大きさ、頁数から金額を算出する[6]。

⑤　破損した資料の補修を行う。

⑥　個人情報や未公表著作物が含まれている資料に関しては、袋綴じの処置を行い、公開識別、制限解除年度等を入力する。

⑦　書誌検索、または書誌作成[7]を行う。

⑧　所蔵登録を行う。この時、分類[8]を付与する。

⑨　表記ゆれ、分類揺れ[9]などのデータの修正を行う。

⑩　蔵書印を押し、背ラベル等の装備を行う。

⑪　分類ごとに並べ替え、排架する。

1-7-3　排架

新崎文庫の資料は図書や雑誌に添付資料が多く、開架にすると添付資料の散逸が考えられること、また、個人情報や未公表著作物があることを鑑みて、閉架書庫での一括保管を行うこととなった。排架にあたっては、図書館員の資料へのアクセスをスムーズにするために、背ラベルに文庫ID（資料種別ごとの一連の番号）を付与し、文庫IDでの管理・出納を行っている。

2　利用制限

2-1　個人情報

2-1-1　大学図書館に適用される個人情報に関する法令

個人情報の取扱いに関しては、設置主体によって適用される法律が異なる。国立大学図書館では「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が適用され、私立大学の場合は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」とする）が適用される。しかし、大学・その他の研究機関は、個人情報取扱事業者の適用除外が定められており[10]、各機関で個人情報が適正に管理されるよう定められている。

沖縄大学では個人情報の取扱いに関して「個人情報保護に関する規定」が定められており、個人情報の定義を、「本学の生徒、教職員等に関する情報」[11]と規定している。図書館に寄贈された資料に含まれる個人情報はその範疇にはない。以上のことより、新崎文庫独自の個人情報取扱いに関する管理運営指針を策定することとなった（巻末の資料２を参照）。

2-1-2　個人情報の定義

一般に個人情報とは、個人に関する情報のことを指す。個人情報は大きく分けて個人識別情報とセンシティブ情報に分けることが出来る。個人識別情報とは、氏名・住所・生年月日・電話番号・身体的特徴など当該情報によって個人が特定出来る情報のことである。センシティブ情報とは、特に取扱いに配慮が必要な個人情報のことであり、別名「機微な情報」ともいう。具体的には、人種・民族、出生地・本籍地、個人の経歴、医療・健康情報、家族・交友関係、経済活動・財産情報、思想・主義・趣味・興味関心、信仰、犯罪歴などのプライバシー

情報を指す。

前述の「個人情報保護法」では、個人情報とは「生存する個人の情報」と定めているが、資料に含まれる個人情報の当該個人が生存しているか、死亡しているかの判断を行うことは非常に困難である。そのため、新崎文庫における個人情報の範囲は、「生存・死亡の区別はせず、個人を識別できる情報、個人が識別できるセンシティブ情報のことを指す」と規定した。

2-1-2　新崎文庫における個人情報運用方針

個人情報の取扱いに関しては、国立公文書館の「国立公文書館利用規則」別表（第３条の２関係）、「沖縄県公文書館管理規則」別表（第４条関係）を参考に、個人情報の類型と制限解除年数を下記の表の通りに定めた。以下、個人情報の類型について、国立公文書館・沖縄県公文書館と新崎文庫との差異について説明していきたい。

Ａランクの個人情報には、個人識別情報のみ・学歴・職歴・勤務評定・経済活動などがある。これらの情報は50年未満の制限年数であるが、この期間は、個人が組織に属し勤務している間保護した方が望ましい情報といえる（資料作成年に当該個人の年齢が20歳と仮定すると、約50年後では定年を迎えている[12]と判断出来る）。

表２　新崎文庫における利用制限表

ランク	一般の利用を制限する資料に記録されている情報	個人情報の類型	利用制限年数
Ａランク	個人の秘密であって当該情報を公にすることによって、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	氏名・住所・電話番号等の個人識別情報のみ	30年
		学歴・職歴	30年以上50年未満
		県内本籍地	
		財産・所得・経済活動	
		採用・選考、任免	
		勤務評定、服務	
Ｂランク	個人の重大な秘密であって当該情報を公にすることによって、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	国籍・民族・人種	50年以上80年未満
		家族・親族・婚姻	
		信教・信仰・思想	
		健康状態、伝染性の疾病	
		保護・補助	
Ｃランク	個人の特に重大な秘密であって当該情報を公にすることによって、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	門地（県外本籍地）	80年以上
		戸籍	
		遺伝性の疾病、精神の障害等	
		犯罪歴・補導歴	
		事件・人権侵害の被害	

また、Ａランクの個人情報の中で、新たに「氏名・住所・電話番号等の個人識別情報のみの場合は30年の制限年数[13]とする」欄を追加した。これは、新崎文庫における個人情報の中で、送付状などに記載された氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の個人識別情報が大きな割合を占めるためである。

Ｂランクの個人情報には、家族情報、思想・信仰、健康状態などのセンシティブ情報がある。これらの情報は、当該個人が生存している間は保護した方が望ましい情報であることから、80年未満の制限年数を採用している。

Ｃランクの個人情報は、個人の特に重要な秘密すなわち、門地、遺伝性の疾病、犯罪歴などの非常にセンシティブな情報である。これらの情報は当該個人が死亡した後も保護することが望ましい情報（遺族にも影響を及ぼす恐れがある情報）であり、80年以上の制限年数を採用している。

新崎文庫では県内本籍地の場合と県外本籍地の場合では、制限年数が異なる。県外に本籍地を有する場合、出身地を公にすることによって当該個人に不利益が起こりうる影響としては、同和問題が挙げられる。しかし、沖縄県内に本籍地を有する場合は出身地による不利益を受けるとは考えにくい。よって、県内本籍地はＡランクの50年未満の制限年数とし、県外本籍地はＣランクの80年以上の制限年数を適用した。

2-2　未公表著作物

個人情報のほか、未公表著作物も利用制限の対象となる。未公表著作物とは、公表されていない、または発表前の著作物のことを指す。具体的には、書簡、日記、発表前の論文等である。これらの資料は、個人情報の有無に関わらず非公開となり、著作者の許諾が無い限り複写も不可とする。ただし、新崎盛暉氏が作成したもので個人情報が含まれていない場合は、寄贈者本人の許諾を得ているため、公開とした。制限年数は、著作者没年から起算して50年（映像は公表から70年）であり、そのため、公開年は現時点では判明しないものが多い。著作者が不明（無記名）の場合や団体が作成した著作物は、作成から50年間保護される。保護年限を過ぎれば、公表権も消滅するため、公開が可能となる。著作権保護期間を経過した後は、個人情報に関しての判定を行い、新崎盛暉文庫管理運営指針で定めた年数に応じて、利用制限を行うこととする。

3　閲覧方法

3-1　閲覧申請

新崎文庫は閉架方式を採用しているため、資料を閲覧するには図書館カウンターでの閲覧申請が必要となる。資料を検索する場合は、以下の４つの方法でアクセスすることが出来る。

①　沖縄大学図書館蔵書検索システムOPAC検索

② CiNii検索（全国の大学、研究機関等の横断検索）
③ 目録検索・冊子
④ 目録検索・ＰＤＦ

直接沖縄大学図書館に来館する場合は、OPAC検索、または目録で必要な資料を特定し、図書館カウンターにて閲覧申請を行う。資料は館内閲覧のみで、貸出は行っていない。遠方の場合はNACSIS-ILLを経由し、OPAC検索、CiNii検索、または目録検索（ＰＤＦ）で、資料を特定し、有料の複写サービスで対応を行う。

申請の際は、図書IDと文庫IDを申請用紙に記入する。資料の状態や個人情報等の有無などもOPACの詳細画面や目録で確認することが可能である。

3-2 複写申請

複写は著作権の範囲内において行うことが出来る。個人情報が含まれている資料の場合は、制限解除年度を経過するまでの間は、個人識別情報の墨塗りを行う。制限解除年度を経過した後は、墨塗りを行わず複写をすることが出来る。

出版物等に新崎文庫の資料を掲載する場合は、新崎盛暉氏の著作物及び沖縄大学の著作物においてのみ、許諾を行うこととした。

おわりに

新崎文庫は2012年３月より整理済み資料を順次公開し、現在は約22,000件を閲覧に供し、2013年度中には全資料を公開予定である。館内閲覧のみでなく、NACSIS-ILLでの遠隔地複写による利用も増加している。

沖縄大学図書館が新崎文庫を受け入れるにあたって留意したことは、図書や雑誌等の公刊資料のみでなく、原稿や研究資料等の非公刊資料も含めた新崎盛暉氏のコレクションの全体像を損なうことなく整理することである。非公刊資料の中には個人情報や未公表著作物など図書館資料として提供しがたい資料もあったが、これらの資料も一定年数経過後は調査研究に使用できるような整理方針をとった。

沖縄県内の資料機関では、沖縄戦で灰燼と帰した歴史的資料を補うため、戦後から現在に至るまで、郷土資料の寄贈を呼び掛けている。そのため、図書館で私文書を受け入れている例は少なくない。新崎文庫の整理事例がこれからの私文書整理の参考となれば幸いである。

個人文庫整理の先行事例としてご協力頂いた、沖縄県立図書館、西原町立図書館、琉球大学附属図書館、沖縄県公文書館の方々、そして整理にあたって多くのアドバイスを頂いた沖縄県公文書館主任専門員仲本和彦氏と、寄贈者の新崎盛暉氏に心より感謝を申し上げる。

注：

1　あらさき　もりてる　1936年東京都生まれ。1961年東京大学文学部社会学科卒業の後、東京都

庁にて勤務する傍ら、沖縄資料センターにて沖縄戦後史の研究活動を行う。1974年沖縄大学存続闘争に関わり、沖縄大学法経学部教授、図書館長、副学長、学長を経て、2001年同大学理事長に就任。現在、同大学名誉教授。著書は、『沖縄問題二十年』(中野好夫共著 岩波書店 1965)、『沖縄返還と70年安保』(現代評論社 1968)、『沖縄同時代史』第1～10巻・別巻 凱風社 2004) など多数。また、雑誌『世界』(岩波書店) 等での執筆活動のほか、新沖縄フォーラム『けーし風』編集運営委員会代表、琉球弧の住民運動を拡げる会代表世話人、一坪反戦地主会代表世話人を務める。

2　資料１新崎文庫件数表参照。

3　家族写真等、個人的な書簡、確定申告、給与明細、家計簿等。

4　献本名簿、事務連絡書簡、選考資料（論文の審査資料)、沖縄関係以外の新刊案内等。

5　NACSIS-CAT　全国の参加館によるオンライン共同分担目録方式により、全国規模の総合目録データベース（図書/雑誌）を形成するためのシステム。書誌のダウンロードにより、書誌作成の労力が削減される。また、NACSIS-ILL（相互貸借システム）により、自館が所有していない資料の貸借や複写を行うことが可能となる。

6　金額の算出方法は、『大学図書館研究』1983年11月号（国立大学図書館協議会編）を参照した。

7　書誌がある場合はNACSIS書誌を使用し、書誌が無い場合はローカル書誌を作成する。書誌作成に関しては「目録情報の基準（第4版)」(文部省学術情報センター編)、「目録システムコーディングマニュアル」(同編）に従って書誌作成を行った。

8　分類　奄美群島を含めた琉球弧関連資料は、沖縄大学図書館の「琉球弧資料分類表」に基づいて分類し、その他の一般資料は『NDC日本十進分類法』新訂９版に基づいて分類を行った。

9　表記と同様に、複数人数で分類を行う場合は、作業を行いながら逐次分類の調整を行う。

10　「個人情報の保護に関する法律」　第五十条　雑則（適用除外)。

11　沖縄大学「個人情報保護に関する規定」第２条。

12　改正高年齢者雇用安定法では、定年年齢の65歳への引き上げ等を推進している。退職の平均年齢については一概に言えないが、現在のところ65歳を下回るということが類推される。

13　平成12年国勢調査報告「人口移動による集計結果　沖縄県の概要」によると、５年間で３人に１人が住所変更を行っているということがわかる。また、2009年度に行われた民間調査「引っ越しに関するアンケート」では、10,987人中、94.1％が引っ越し経験者で、過去10年以内に全体の半数以上の約63％が引っ越しを行っていることが読み取れる。地域差等もあることは否めないが、30年を経過した住所情報はある程度形骸化しているということが言えるだろう。

参考文献

・幸地哲「個人情報等の利用制限に関する考察－沖縄県公文書館の事例から」(『沖縄県公文書館研究紀要』第９号　2007年)

・呉屋美奈子、富永和也「公文書館における私文書の収集と整理：実践と課題」(『沖縄県公文書館

研究紀要』第９号　2007年）
・水島昇「大学図書館と個人情報保護法－図書館サービスにおける個人情報保護に関する注意点－」（2005年10月21日　兵庫県大学図書館協議会講演会）
・山口真也「大学・学校図書館と個人情報保護－個人情報が記載された学内生産資料の取り扱いをめぐって－」（2006年８月27日沖縄県図書館協会調査研究部会・研究会）
・国立公文書館利用規則
（http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/k19720425001/k19720425001.html）
・沖縄県公文書館管理規則
（http://www.pref.okinawa.jp/reiki/40790210005000000000/40790210005000000000/40790210005000000000.html）

巻末資料

資料１　新崎文庫件数表（2014年２月末現在）

資料種別	総数	重複	廃棄	対象外	統合・添付	登録件数（件）
図書	6,311	221	61	36	7	5,986
大学・行政刊行物	1,924	60	5	11	6	1,842
スクラップ	398	0	0	1	0	397
文書	5,468	27	1	70	213	5,157
雑誌	12,235	93	12	4	3	12,123
新聞	125	1	1	4	0	119
視聴覚資料（原本）	511	0	0	47	8	456
視聴覚資料（複製）	236	0	0	0	0	236
写真	200	0	0	51	0	149
写真（複製）	8	0	0	0	0	8
合計	27,416	405	80	221	237	26,473

※件数は排架分け毎に表記した
※作業中につき、今後件数変動有

資料２　新崎盛暉文庫管理運営指針

2011年６月17日第９回新崎文庫小委員会承認
2011年６月17日第３回図書館運営委員会承認

１．沖縄大学新崎盛暉名誉教授（以下「寄贈者」と略称する）から寄贈された沖縄現代史を中心とする図書・文書資料等を、整理・目録化し、沖縄大学図書館において「新崎盛暉文庫」（以下「文庫」と略称する）として公開し、研究者・市民の利用に供する。
２．整理・目録化の作業は、2010年度～ 2013年度の４ヵ年間を目途に進める。資料の種類によって整理・目録化に要する期間が異なる場合には、作業の済んだものから順次公開する。
３．文庫には非公刊資料を含む多くの貴重な資料がある。そこでこれら資料の散逸を極力防止し、あわせて個人情報のきめ細かい取扱いを行うために、文庫は図書館員を介してのみ資料にアクセスできる閉架方式で運営する。
４．閲覧は館内のみで認めることとし、館外貸出は行わない。個人情報を含まない資料の館内での複写は認める。個人情報を含む資料の複写については第８項で別途定める。
５．文庫は、沖縄大学図書館地下1階書庫に所蔵する。なお、資料の一部は当面寄贈者が自宅で利用するが、将来的には沖縄大学図書館の書庫に移動する。
６．文庫目録は沖縄大学図書館窓口に備え付けるとともに、沖縄大学図書館ホームページで公開する。文庫の閲覧を希望する者は「新崎文庫閲覧申請書」（別紙１）に所定の事項を記入し、窓口に提出する。
７．文庫には図書・雑誌等の公刊資料と、文書・写真等の非公刊資料がある。非公刊資料については、寄贈者の意思を尊重し、公開に一定の制限をかける。
８．非公刊資料の利用制限については、以下のように実施する。
⑴　個人情報と未公表著作物（以下「個人情報等」と略称する）を含まないものは公開する。
⑵　個人情報等を含むものは原則非公開とする。
⑶　個人情報の種類によって、個人の秘密（Ａランク）・個人の重大な秘密（Ｂランク）、個人の特に重大な秘密（Ｃランク）に分類し（別表）、一定の利用制限年数を設ける。当該資料には、個人情報の種類を明示した「新崎文庫個人情報チェックシート」（別紙２）を添付する。
⑷　大学等の研究者が個人情報等の部分を閲覧希望する場合には、次のように対応を行う。
①　利用目的は、調査・研究に限定する。
②　個人情報Ａ・Ｂランクについては「新崎文庫個人情報の取扱いに関する誓約書」（別紙３）の提出を条件に個人情報を含む資料の閲覧を認める。
③　個人情報Ｃランクについては指定された利用制限期間において、個人が識別できる情報を墨塗りした状態で、複製資料を閲覧に供する。
④　複写を希望する者に対しては、「新崎文庫非公刊資料複写申請書」（別紙４）の提出を条件に、一定の利用制限年数内において個人が識別できる情報の墨塗りを行ったうえで、複写を認める。
⑤　Ｃランクの個人情報を含む非公刊資料については、指定された利用制限期間を経過したのちに、その公開方針を図書館運営委員会において審議決定する。審議決定に際しては、この種の非公刊資料の取扱いについての関係機関の動向等を把握し勘案するものとする。
９．非公刊資料を出版掲載等で用いる場合は、「新崎文庫非公刊資料出版物等掲載許可申請書」（別紙５）の提出を条件に認める。但し、著作権に関しては申請者が許諾を得るものとする。
10．この指針の改廃は、寄贈者との協議、新崎文庫小委員会での議を経て、図書館運営委員会で行う。

※別表　本稿2-1-2 新崎文庫における利用制限表（表２）参照。
※別紙　１～５　『新崎盛暉文庫目録』図書編　参照。

資料３　整理用品リスト

整理用品	整理用品名・用途	整理用品	整理用品名・用途
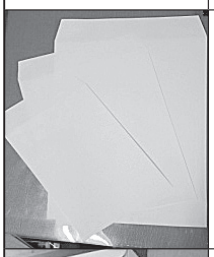	ＡＦエンベロープ Ａ６～Ａ３ 資料の酸化を防ぐために使用する文書整理用中性紙封筒		アルゼムクリップ 錆びた金具の代わりに資料を綴じるアルミ製のクリップ
	ファイルボックスＲ　大 角０用（Ｂ４） 235（幅）×398（奥） ×302（高）mm 文書用中性紙保存箱		たこ糸 40m巻き 錆びた金具の代わりに資料を綴じる
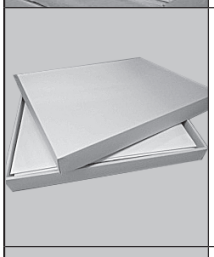	キットボックス （KIT BOX） 460×337×50mm（内径） 目安：Ａ３サイズ 大型資料用中性紙保存箱	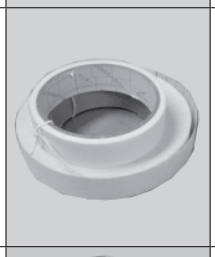	ページヘルパーＰ２ 25mm×10m、 45mm×10m 破損した資料の修復に用いる和紙テープ
	ＡＦハードボード 厚さ：0.45mm 中性紙フォルダ用厚紙		無水エタノール 500ml エタノール99.5vol％以上含有 カビクリーニングに使用
	SILティッシュＮ 1100×800mm 劣化した資料の保護用紙		精製水 500ml エタノールの薄め液として使用
	美濃紙　薄口 こより用 錆びた金具の代わりに資料を綴じる		刷毛 資料クリーニング用

地域研究　№13
2014年３月　167-177頁

The Institute of Regional Studies, Okinawa University
Regional Studies №13　March 2014 pp.167-177

大学生のデートDVの実態（２）
―沖縄大学学生へのアンケート調査におけるデートDVの背景要因―

西　村　愛　里*

The Actual Condition of the University Student's Dating Violence（2）
―Background factors in Dating Violence questionnaire survey of Okinawa University student―

NISHIMURA Eri

要　旨

筆者は、『地域研究』(No.12)[1]において、2012（平成24）年度に沖縄大学学生を対象として行ったデートDV実態調査を報告した。前号に続き、本稿では、デートDV被害・加害の背景要因と考えられる意識に関する調査項目について報告する。デートDV被害・加害経験といくつかの意識項目には関連がみられた。

キーワード：DV、デートDV

１．はじめに

デートDV被害・加害を防止するためには、親密な関係における暴力の背景や原因を理解することが重要とされる。背景として指摘されている1つに、個人の意識がある。先行調査においては、⑴交際相手との関係、⑵自己に対する意識、⑶家族に対する意識、⑷性役割に対する意識、⑸デートDVの認知度などの項目が、デートDV被害及び加害経験の実態に関連があると示されている。

沖縄大学学生へのアンケート調査においても、これらの項目について質問し、回答を得た。意識調査の結果について単純集計し、整理した上で、デートDV被害・加害経験との関連を見る。これらの結果から、沖縄大学学生の特徴や傾向を考察した。質問別に、特徴的だと思

* 沖縄大学地域研究所特別研究員　n_bbbg@hotmail.com

われる意識調査の結果について単純集計した。性別による有意差をみるため、必要に応じてｔ検定を行った。続いて、意識調査とデートDVの被害・加害経験の実態の関連を見るため、ピアソンの相関係数による分析を行った。本調査においても、相関がみられたため、以下に特徴的な結果を示した。

なお、調査対象者及び調査方法、デートDV被害・加害の実態については、前号で報告した通りである。

２．調査項目

⑴　交際相手との関係性を問う項目

藤田絵里子らの調査項目[2]及び、伊田広行[3]の研究を参考に、交際相手に対しての意識を問う12項目について、それぞれ「あてはまる」から「あてはまらない」の４件法で回答を求めた。

⑵　自己に対する意識を問う項目

藤田絵里子らの調査項目から質問項目を抽出し、自己評価の項目を５問設定した。「よくあてはまる」から「あてはまらない」の４件法で尋ねた。

⑶　家族に対する意識を問う項目

藤田絵里子らの調査項目から抽出した項目に独自の質問項目を追加し、自分の家族への意識を尋ねる項目を10問設定した。「よくあてはまる」から「あてはまらない」の４件法で尋ねた。

⑷　性役割に対する意識を問う項目

沖縄県[4]や藤田絵里子らの調査項目を参考に、性役割についての意識を問う項目を計８問設定した。「よくあてはまる」から「あてはまらない」の４件法で尋ねた。

⑸　デートDVの認知度を問う項目

内閣府[5]及び沖縄県の調査を参考に項目を設定した。デートDVという言葉とその内容の認知度を尋ねた。

３．調査結果

⑴　交際相手との関係

交際相手に対して、「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と答えた者が多かった項目としては、「問４（Ｂ）交際相手のことを信頼している」(83.5％)、「問４（Ｃ）交際相手といるときは安心感がある」(87.5％)、「問４（Ｅ）交際がはじまってから、嬉しいとか楽しいという気持ちが増えた」(89％）であり、本調査の回答者は、交際相手との関係に

対して概ね良い意識を持っているといえる。

一方で、「問４（G）交際相手を気にして、我慢や妥協をすることがある」という項目に、「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と答えた者は61％であった。「問４（I）交際相手を気にして、他の約束や予定より交際相手を優先する」は43.7％であることから、交際をしているなかで自己よりも交際相手を優先する傾向も示唆された。先に述べたように、人は相反する感情を特定の他者に対して持つことがある。特に交際相手という特別な他者への感情は、第三者からは複雑にみえることが示されている。

他には、「問４（D）交際相手には本当の自分を見せることができる」という項目に対して、「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と答えた者は79.4％と高い。交際相手との関係が親密であることを示しているともいえるが、自己開示の比重が交際相手へ偏向していることも考えられる。前述したように、相手との距離感が失われることは暴力につながりやすいことがわかっていることから、デートDVの被害・加害との関連が推察される。

続いて、交際相手に対する意識とデートDV被害・加害経験の実態の関係を検討する。「問４（A）交際相手との関係に満足している」との相関がみられた被害経験の項目は、「問５（L）貸したお金や物を返してくれない」のみであり、有意な負の相関が認められた（$r=-.142$, $p<.05$）。一方で、加害項目との関連はみられず、先行研究と異なる結果となった。

「問４（B）交際相手のことを信頼している」について、被害経験は、「問５（F）何を言っても、長い時間無視される」（$r=-.213$, $p<.001$）、「問５（L）貸したお金や物を返してくれない」（$r=-.198$, $p<.001$）であり、加害経験との関連は「問15（C）足で蹴る」（$r=-.201$, $p<.001$）、「問15（D）髪の毛を引っぱったり、引きずり回したりする」（$r=-.218$, $p<.001$）であった。

「問４（G）交際相手を気にして、我慢や妥協をすることがある」については、「問５（F）何を言っても長い時間無視される」（$r=.185$, $p<.002$）との正の相関がみられた。「問４（H）交際相手といるときでも、自分の行動は自由に決定できる」は、被害経験の「問５（I）あなたが嫌がっているのに、避妊に協力してくれない」（$r=-.174$, $p<.01$）、「問５（J）あなたが嫌がっているのに、性的行為を強要される」（$r=-.206$, $p<.001$）と、加害経験の「問15（N）交際相手の家族や友人との関係を制限する」（$r=-.166$, $p<.01$）において負の相関が認められた。

「問４（I）交際相手を気にして、他の約束や予定より交際相手を優先する」は、「問５（N）あなたの家族や友だちとの関係を制限してくる」（$r=.165$, $p<.01$）、「問５（O）あなたがメールや電話を返さないと不機嫌になり、怒られる」（$r=.195$, $p<.001$）の項目との正の相関がみられた。

⑵　自己に対する意識

自分自身の性格や自己肯定感を問う項目を設定した。なかでも、「問20（B）私は嫉妬深い」

という項目に対しては、「よくあてはまる」、「どちらかというとあてはまる」を合わせると41.5％であった（図１）。男性に比べて女性に多く、有意差がみられた（$\chi^2(3)=12.537$, $p<.01$）。

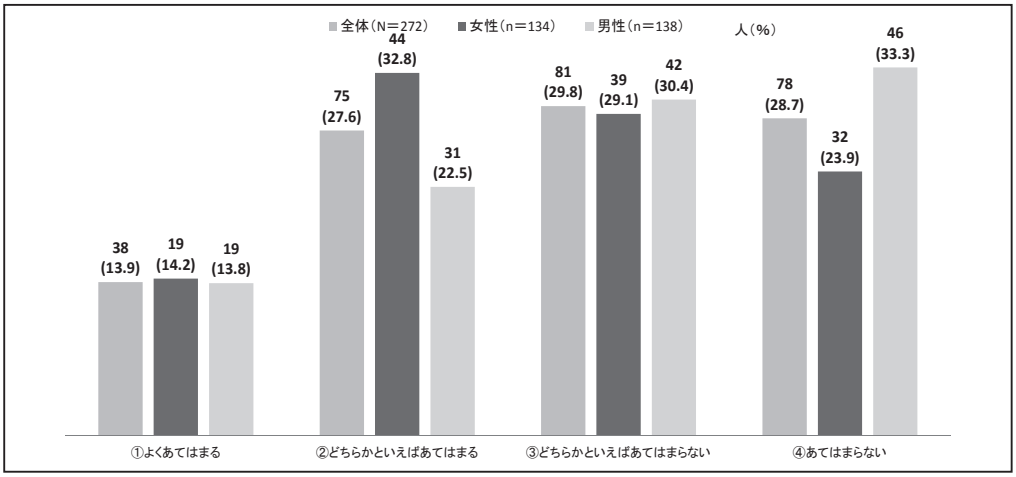

図１　私は嫉妬深い

「問20（D）自分自身に満足している」という質問に対して、「どちらかというとあてはまらない」、「あてはまらない」と答えた者は、全体を合わせて74.3％と高い（図２）。男性に比べて女性に多く、性別による有意差がみられた（$\chi^2(3)=14.225$, $p<.01$）。

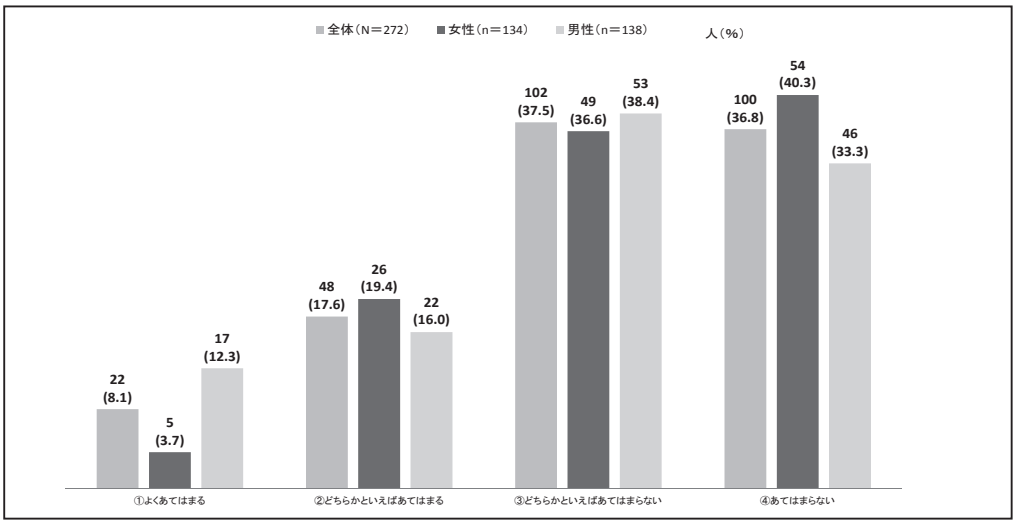

図２　自分自身に満足している

続いて、自分自身についての意識とデートDV被害・加害経験の関連について述べる。「問20（B）私は嫉妬深い」は、「問15（B）手でたたいたり、殴ったりする」（r=.225, p<.001）、「問15（O）交際相手がメールや電話を返さないと不機嫌になったり、怒ったりする」（r=.273, p<.001）と、「問20（C）私はせっかちである」は、「問15（Ⅰ）避妊をしない」（r=.157, p<.010）と、いずれも加害経験との正の相関がみられた。

「問20（D）自分自身に満足している」は、「問15（O）交際相手がメールや電話を返さないと不機嫌になったり、怒ったりする」（r=.129, p<.05）との正の相関がみられ、被害経験との関連はみられなかった。「問20（E）世の中に不満を持っている」は、「問５（O）あなたがメールや電話を返さないと不機嫌になり、怒られる」（r=.174, p<.01）と正の相関がみられた。

⑶　家族に対する意識

家族について尋ねる項目では、「問21（F）親同士が喧嘩をするとき、身体的な暴力がある」に対して、「よくあてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と答えた者は、男女合わせて5.8％だった（図３）。「問21（G）親から体罰を受けたことがある」とは、23.5％であった（図４）。どちらも性別による有意差は認められなかった。

「問21（A）自分の父親のことが好きだ」、「問21（B）自分の母親のことが好きだ」と答えた者はおよそ80～90％で、家族に対して肯定的な感情を持つ者が多いことがわかる。

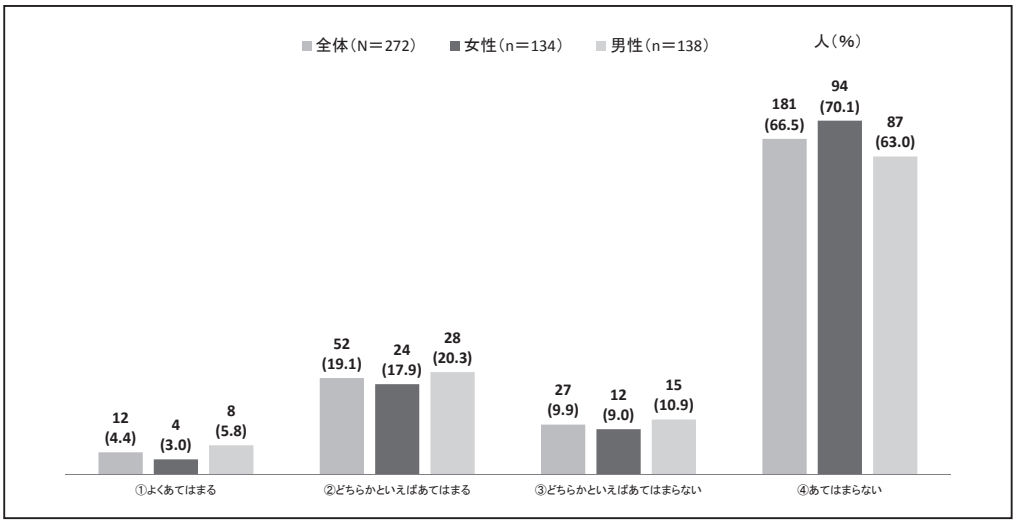

図３　親から体罰を受けたことがある

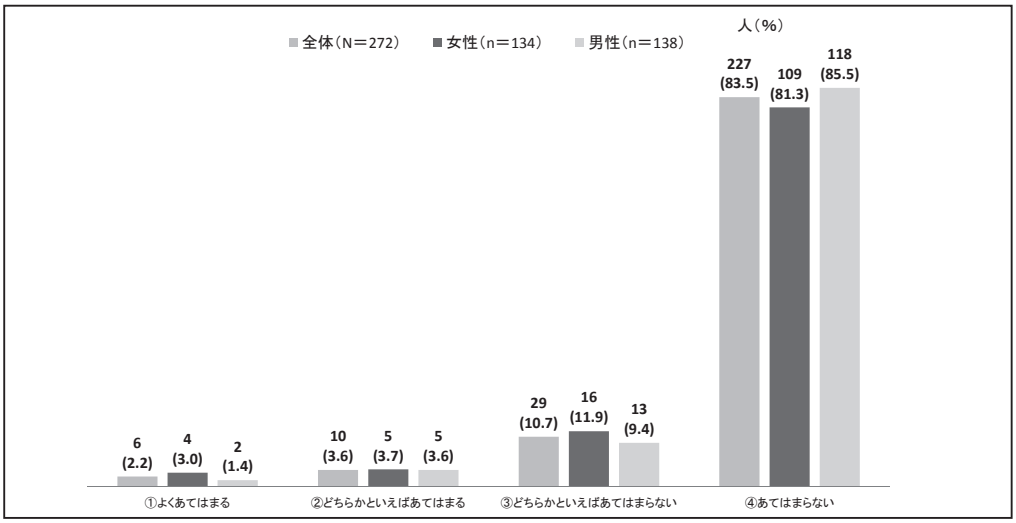

図４　親同士が喧嘩をするとき、身体的な暴力がある

家族に対する意識と、デートDV被害・加害経験の関連を見る。「問21（A）自分の父親のことが好きだ」は、被害経験の「問５（B）手でたたいたり、殴ったりされる」（r＝－.138, p<.05）、加害経験の「問15（F）何を言われても、わざと長い時間無視する」（r＝－.129, p<.05）と負の相関がみられた。「問21（B）自分の母親のことが好きだ」は、「問15（H）大声で怒鳴る」（r＝.134, p<.05）との正の相関が認められた。

「問21（D）私の家では、一方の親の言うことが全てだ」の項目は、被害経験の「問５（F）何を言っても、長い時間無視される」（r＝.175, p<.01）と、加害経験の「問15（N）交際相手の家族や友人との関係を制限する」（r＝.161, p<.01）との正の相関が見られた。

「問21（E）私の家では、もう一方の顔色をうかがっている」は、被害経験の「問５（H）大声で怒鳴られる」（r＝.168, p<.01）、「問５（O）あなたがメールや電話を返さないと不機嫌になり、怒られる」（r＝.172, p<.01）と、加害経験の「問15（M）勝手に交際相手の携帯電話を見る」（r＝.176, p<.01）と正の相関が見られた。

「問21（F）親同士が喧嘩をするとき、身体的な暴力がある」は、「（M）勝手に携帯電話を見られる」の被害経験（r＝.270, p<.001）と加害経験（r＝.261, p<.001）両方に、正の相関がみられた。「問21（G）親から体罰を受けたことがある」は、被害経験の「問５（O）あなたがメールや電話を返さないと不機嫌になり、怒られる」（r＝.200, p<.01）、加害経験の「問15（F）何を言われても、わざと長い時間無視する」（r＝.125, p<.05）との正の相関が見られた。

「問21（H）家の中では緊張する」は、「問15（F）何を言われても、わざと長い時間無視する」（r＝.238, p<.001）、「問15（M）勝手に交際相手の携帯電話を見る」（r＝.300, p<.001）、「問15（N）交際相手の家族や友人との関係を制限する」（r＝.214, p<.001）と正の相関が認められた。「問

21（Ⅰ）私の家の経済状況は裕福だ」は、「問15（Ⅰ）避妊をしない」（r=.122, p<.05）との正の相関が認められ、被害経験との関連は見られなかった。

⑷　性役割に対する意識

性役割についての意識を尋ねた。「問22(E)男性らしさや女性らしさは大切にしなければ、と思う」という意識に、「よくあてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と答えた者は、女性91人(67.9%)男性105人(76.1%)、であり、性別を類型することが支持されている(図５)。一方で、伝統的価値観である「問22（G）男性は仕事を、女性は家事や育児を分担する方が良い」という考え方について、「よくあてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と答えた女性は33人（24.6%）、男性は46人（33.3%）だった（図６）。２つの項目の関係を検討するためｔ検定を行ったところ、有意差が認められた（$t^{(804)}$ =4.604, p<.001)。

この結果から、ジェンダー意識にまとめられる「男性らしさ、女性らしさ」への意識と、「性別役割分業」への意識だが、今回の回答者は、異なるものとして考えていることが推察される。しかし、項目を肯定する者は、女性より男性に多く、「問22（E）男性らしさや女性らしさは大切にしなければ、と思う」（$\chi^2(3)$＝18.823, p<.001)、「問22（G）男性は仕事を、女性は家事や育児を分担する方が良い」（$\chi^2(3)$＝15.882, p<.01）と、どちらも性別による1%水準の有意差がみられた。

さらに、性別類型に対する意識を支持する傾向は他の項目にもみられた。「問22（A）女性は男性に比べて感情的だ」を支持する者は、男女を合わせた全体で68.7%であり、「問22(B）男性は女性に比べて感情的だ」は、27.9%だった。2つの項目の関係を検討するためt検定を行ったところ、有意差が認められた（$t^{(271)}$ ＝－7.984, p<.001)。「問22（C）男性は女性

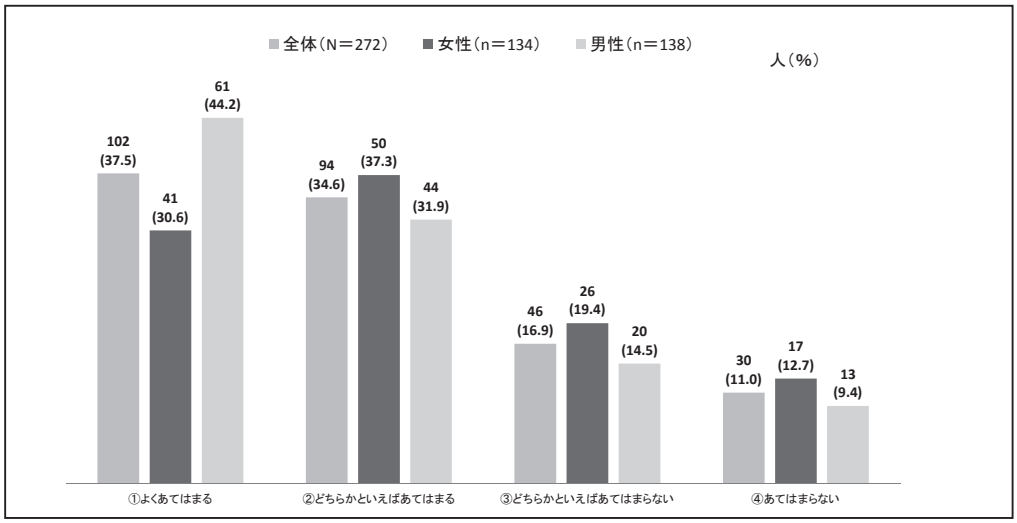

図５　男らしさや女らしさは大切にしなければと思う

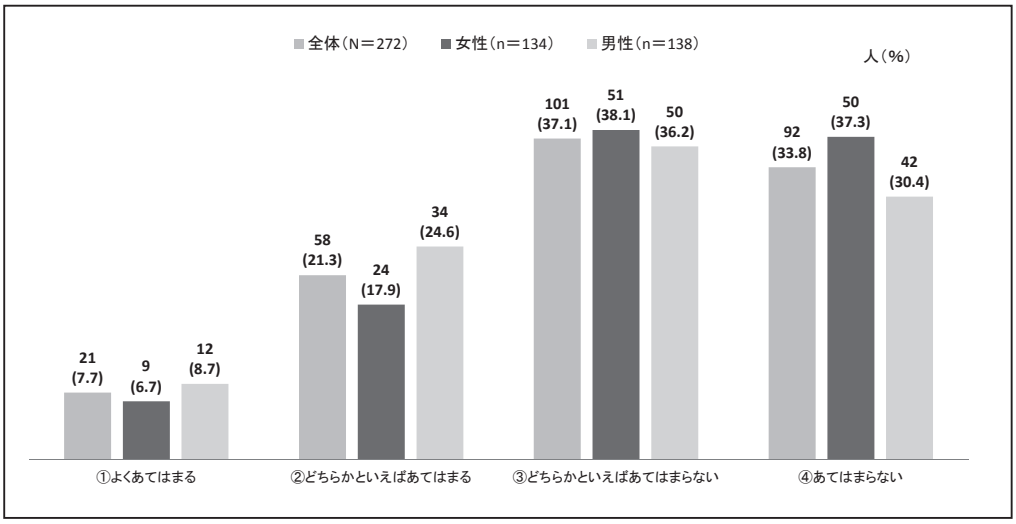

図６　男性は仕事を、女性は家事や育児を分担するほうが良い

に比べて攻撃的である」は、全体では64％で、「問22（D）女性は男性に比べて攻撃的である」は24.6％だった。２つの項目の間には、有意差が認められた（$t^{(271)}$ ＝－.8675, p<.001）。

性役割に対する意識と、デートDVの被害や加害との関連を見ると、「問22（E）男性らしさや女性らしさは大切にしなければ、と思う」は、「問５（B）手でたたいたり、殴ったりされる」（r＝－.259, p<.001）、「問５（C）足で蹴られる」（r＝－.256, p<.001）、「問５（M）勝手に携帯電話を見られる」（r＝－.197, p<.01）との負の相関がみられた。

「問22（F）人間関係や恋愛関係において男女は平等だ」は、「問５（I）あなたが嫌がっているのに、避妊に協力してくれない」（r＝－.145, p<.05）、「問５（J）あなたが嫌がっているのに、性的行為を強要される」（r＝－.150, p<.05）と負の相関がみられた。「問22（G）男性は仕事を、女性は家事や育児を負担するほうが良い」は、「問５（B）手でたたいたり、殴ったりされる」（r＝－.161, p<.01）、「問５（C）足で蹴られる」（r＝－.158, p<.01）との負の相関がみられた。「問22（H）自分が育った地域は、女性より、男性が大切にされていた」は、「問15（H）大声で怒鳴る」（r＝.206, p<.01）など、加害項目と正の相関が認められた。

⑸　デートDVの認知度

デートDVの認知度がデートDVの被害や加害経験に関連しているのかについて考察する。デートDV被害・加害経験とデートDVの認知度のクロス集計表を示す（図７）。

被害及び加害を経験別に分類し、「①加害・被害経験有」、「②被害経験有」、「③加害経験有」、「④加害・被害経験無」とした。デートDVの認知度を回答ごとに３分類している。

表１　被害・加害経験とデートDVの認知度のクロス表

			デートDVの認知度				
			言葉も、その内容も知っていた	言葉があることは知っていたが、内容はよく知らなかった	言葉があることを知らなかった	無回答	合　計
被害及び加害経験	①加害・被害経験有	度　数	32	17	9	0	58
		被害及び加害経験の％	55.2%	29.3%	15.5%	0%	100.0%
		デートDVの認知度の％	20.5%	24.6%	19.6%	0%	21.3%
	②被害経験有	度　数	23	15	5	0	43
		被害及び加害経験の％	53.5%	34.9%	11.6%	0%	100.0%
		デートDVの認知度の％	14.7%	21.7%	10.9%	0%	15.8%
	③加害経験有	度　数	10	8	5	0	23
		被害及び加害経験の％	43.5%	34.8%	21.7%	0%	100.0%
		デートDVの認知度の％	6.4%	11.6%	10.9%	0%	8.5%
	④加害・被害経験無	度　数	91	29	27	1	148
		被害及び加害経験の％	61.5%	19.6%	18.2%	7%	100.0%
		デートDVの認知度の％	58.3%	42.0%	58.7%	100.0%	54.4%
合　計		度　数	156	69	46	1	272
		被害及び加害経験の％	57.4%	25.4%	16.9%	4%	100.0%
		デートDVの認知度の％	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

被害及び加害経験の分類ごとに、デートDVについて、「言葉もその内容も知っていた」と答えた者を見ると、①被害・加害経験有（55.2%）、②被害経験有（53.5%）、③加害経験有（43.5%）、④被害･加害経験無（61.5%）であった。デートDVを知っている者は、④被害･加害経験無が最も高く、③加害経験有の者が最も低い。

「言葉があることを知らなかった」を見ると、①被害・加害経験有（15.5%）、②被害経験有（11.6%）、③加害経験有（21.7%）、④被害・加害経験無（18.2%）だった。デートDVを知らない者は、②被害経験有が最も低く、③加害経験有が最も高い。

加害のみ経験した者は、デートDVに対する認知が低いと言えるが、デートDV認知度と被害・加害経験との相関はみられなかった。

４．意識項目の考察

交際相手との関係に対する意識と、デートDV被害・加害の関連については、今回の回答者は、交際相手との関係に肯定的な者が多く、被害・加害経験が少なかった。相関係数による分析と照らし合わせると、交際相手との関係に肯定的な意識を持っていると、被害・加害経験が少ないと推察され、先行調査の結果と合致する。交際相手との関係性の良好さは、デートDV被害・加害の防止に有効と類推される。

家族に対する意識について、先行調査では家族に対して肯定的な感情を持っていると、否定的な感情を持っている場合に比べてデートDV被害・加害経験が少ないことが明らかになっている。今回の調査では、両親に対する意識は、被害経験の身体的暴力と、加害経験の精神的暴力の被害経験との関連がみられた。その結果から、両親に対して肯定的な感情を持っていると、被害経験が低いことが示された。一方で、加害経験との関連はみられなかった。続いて、先行調査に基づく仮説とは異なる結果となった項目を述べる。自己に対する満足度と、デートDV被害・加害経験の関連について、先行研究においては、自己に対する満足感が低い者は、満足感の高い者に比べて被害経験が多いことがわかっている。本調査においては、自分自身に対する満足感と被害経験との間には関連がみられず、相反する結果となった。今回のアンケート調査の回答者は、自己に対する満足感は低いものの、被害経験が少なかったことが要因と考えられる。

性役割意識については、性役割意識に肯定的な者は、そうでない者に比べてデートDV被害・加害経験が多いことがわかっている。性役割に対する意識と、デートDVの被害や加害との関連を見ると、性別による特徴に対する意識は、身体的暴力と社会的暴力の被害経験と関連がみられた。性別の特徴を肯定する者が多く、被害経験が少ない事から、今回の回答者は、性役割を支持しながらも、デートDV被害は受けていないと考えられる。加害経験との関連は見られず、先行調査とは異なる結果となった。

最後に、デートDVの認知度について、先行研究においてはデートDVに関する知識がある者と、そうでない者では自己のデートDV被害・加害経験に対する自覚に差があることがわかっている。今回の調査においては、デートDVの認知度と、デートDV被害・加害経験の実態には統計的な有意差はみられなかった。この結果から、デートDVの認知度は必ずしも被害・加害の自覚に影響するとはいえない。しかし、加害経験のみ経験した者は、デートDV認知度が低いことがわかった。デートDV加害行為に該当すると答えていたとしても、自分自身の行為が加害行為であると認識していないことが示唆される。また、今回の調査では、先行調査と同様に、加害経験に該当する者は被害経験に比べて少なかった。加害は自覚したり、認めることが難しいことが原因にあると推察される。デートDVの知識を身につけることで、自分の行動が相手にとってどのような影響があるのかを知ることが可能となると考えられる。

5．まとめ

以上のように、２号に渡って、沖縄大学学生へのデートDVに関するアンケート調査の結果を報告した。より具体的な被害・加害の状況を把握し、それらを被害者支援につなげるために、沖縄大学学生を対象にデートDVに関するアンケート調査を実施し、多くの先行調査の結果と比較、検討した。アンケート調査の結果から、沖縄大学学生に特徴的なジェンダー観や、多くの先行調査と同様に、DVとは異なって、デートDVの場合には、男女双方が加害者となる可能性があることも明らかとなった点、有益であった。

今後、より実践的な被害者支援方法や加害者の暴力克服の支援方法、デートDVの認知や防止のための教育に取り組む必要があると考え、課題としたい。

注：

1　「大学生のデートDVの実態（1）―沖縄大学学生へのアンケート調査における被害・加害の実態―」沖縄大学地域研究所『地域研究』No.12（2013）

2　藤田絵里子、米澤好史「デートDVに影響を及ぼす諸要因の分析とDV被害認識の明確化による支援の試み」和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要 No.19（2009）

3　伊田広行『デートDVと恋愛』大月書店（2010）p.131-152。

4　沖縄県「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」（2010（平成22）年度）
http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/heiwadanjo/danjo/24004.html
（2013（平成25）年11月28日閲覧）

5　内閣府「「女性に対する暴力」に関する調査研究（平成23年度調査）」（2012）
http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/index.html（2013（平成25）年11月28日閲覧）

地域研究　№13
2014年３月　179-194頁

The Institute of Regional Studies, Okinawa University
Regional Studies №13　March 2014 pp.179-194

商号差止請求権についての一考察
―沖縄佐川急便事件判決を契機として―

仲宗根　京　子*

One consideration about the business name injunction
―with Okinawa-Sagawa-Kyubin case judgement―

NAKASONE Kyoko

要　旨

九州佐川株式会社との資本提携により、沖縄県において「沖縄佐川急便合資会社」の商号を使用するようになった原告が、その以前の親会社を吸収合併した被告に対し、沖縄県内での「佐川急便株式会社」の商号の使用禁止と、不法行為に基づき1000万円及びその他の利息の支払いを求めた本件判例を紹介し、若干の検討を試みたい。

キーワード：商号、商号使用差止め登記抹消請求権、企業の信用力における商号の機能

一、事実の概要

便宜上、訴訟当時の条文のまま表示している。筆者の私見によれば、口述三３のような問題も残されていると思われるが、仮に改正法によったとしても、本伴旨（二１⑵の認定事実）を前提とする限りは、当該判決の結論には影響ないものと解される。

１　請求の趣旨

原告は、昭和42年６月26日に設立された法人である「東海運輸合資会社」（以下「東海運輸」という）で、昭和56年７月15日に一般区域貨物自動車運送事業の営業権を代金1600万円で九州佐川に譲り渡して、同社に買収されたものである。更に、昭和58年２月10日に東海運輸は商号を「沖縄佐川急便合資会社」に変更して商号登記を行い（以下、同社を単に「原告」という）、沖縄県において継続的に営業活動を行ってきた。

* 沖縄大学地域研究所特別研究員　kyoko@okinawa-u.ac.jp
沖縄大学法経学部非常勤講師
中央大学大学院法学研究科　博士後期課程在籍

他方、佐川急便株式会社は（以下「被告」という）は、琉球佐川急便株式会社の訴訟承継人となる。

琉球佐川急便株式会社（本店は、原告と同じく沖縄県浦添市）は、昭和63年８月10日、九州佐川（被告の完全子会社ではなく後に被告が吸収合併した）の完全子会社として設立されたものである。以後沖縄県において同商号を使用してきたが、平成14年３月21日に九州佐川急便株式会社に吸収合併され、さらにその後、佐川急便株式会社が九州佐川急便株式会社を吸収合併したため、現在は沖縄県において「佐川急便株式会社」の商号を使用し、貨物自動車運送事業を営んでいる。

その原告が被告に対し、⑴沖縄県内において、「佐川急便株式会社」の商号の使用禁止と、⑵不法行為に基づき1000万円及びその他の利息の支払いを求めるものが、本裁判であった(注１)。

２　原告の主張

⑴　商号差止請求について

原告が昭和42年６月26日に設立された法人で、昭和58年２月10日に「沖縄佐川急便合資会社」という商号登記を行ったことは認めるが、その余は否認する。

⑵　不法行為の主張について

ア　類似商号使用行為の不法行為性（会社法20条１項「不正の目的」の該当性）。

「沖縄佐川急便合資会社」と「琉球佐川急便株式会社」、「佐川急便株式会社」とは商号が類似する、との主張に対しては、その類似商号使用行為（「琉球佐川急便株式会社」の商号使用行為、「佐川急便株式会社」の商号使用行為の両方をいう。以下「本件類似商号使用行為」という）は、不正競争の目的によりなされたものである（なお、琉球佐川急便株式会社（以下「琉球佐川」ということがある）は、原告と同一市内において同一の営業のため原告の登記したる商号と類似した商号を使用したので、商法20条２項の適用により、不正競争目的の存在が推定され、同社を吸収合併した被告は、その地位を包括承継したのであるから、本訴において同法20条２項が類推適用されるべきである。よって、原告は、被告に対し、商法20条１項の商号使用差止請求権に基づき、沖縄県内において、「佐川急便株式会社」の商号の使用禁止を求める。

イ　その他の不法行為

㈠　被告は、原告に対し、昭和60年１月から昭和62年５月まで、九州佐川急便株式会社（以下「九州佐川」という）を通じて、鹿児島沖縄間の船運賃代について、毎月600万円の水増し請求を行い、原告から１億7400万円の金員を詐取した。

㈡　被告は、昭和63年、Ａ、Ｂ及びＣが原告の社員に就任した旨の虚偽の登記申請を行なった。

㈢　被告は、平成元年９月ころ、原告の営業活動を事実上不可能にするために、沖縄県外から約100名の従業員を沖縄県に結集させ、無許可で貨物の運送を行なった。

㈾　被告は、平成３年１月10日ころ、原告が解散する旨の虚偽の合意書及び念書を作成し、同月25日、原告が解散する旨の虚偽の登記申請をした。

㈿　被告は、平成３年２月25日、原告が使用していた31台の運送車両を譲り受けた旨の虚偽の書類及び原告が廃業する旨の虚偽の廃業届を沖縄総合事務局運輸部に提出した。

㈶　被告は、平成３年２月28日、上記㈿の車両の使用者を琉球佐川に変更する旨の虚偽の登録申請を行なった。

㈷　被告は、平成３年３月某日、上記㈿の車両売買契約書を偽造した。

ウ　上記ア、イによって、原告はその営業権を侵害された。

エ　被告は、原告が沖縄県内において「沖縄佐川急便合資会社」の商号を用いて営業活動を営んでいるという事実を知りながら、あえて自己の営業活動を行なったもので、営業権の侵害について故意がある。

オ　原告は、琉球佐川が設立される昭和63年８月10日以前は、少なくとも年間4800万円の所得を得ていたが、上記ア、イによって、平成２年以降は、年間の所得が4000万円以下になった。このため、少なくとも、原告には年間800万円の損害が生じた。

カ　よって、原告は被告に対し、不法行為に基づき、損害賠償金の内金1000万円及びこれに対する平成13年１月28日（平成12年１月28日から平成13年１月27日までの期間の不法行為が終了した日の翌日）から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求める。

⑶　解散に伴う商号不使用の合意について

原告はまた、後述３⑵被告の抗弁に対し、そもそも原告が解散する旨の合意書は、被告側が偽造したものであり、原告は解散する旨の合意をしていない。そうである以上、かかる合意書に「佐川急便」という商号を使用しない旨の合意まで内含しているとはいえないと主張した。

⑷　消滅時効について

更に消滅時効に関連して原告は、「被告は請求原因⑵イの不法行為を基礎として沖縄県内において営業活動を行っており、上記不法行為がなければ、被告の営業も行えないから、請求原因⑵イの不法行為の違法性が平成３年以降の被告（琉球佐川を含む）の営業に承継され、平成３年以降の被告（琉球佐川を含む）の営業は、原告との関係で未だ不法行為である」と主張した。

３　被告の主張

⑴　本案前の主張

特定の都道府県内における商号の使用差止請求などは法律上の権利として、そもそも認められていない。

なお、原告は、商法20条２項が類推適用されるべきと主張するが、商号は、法人につき属人的なものであり、吸収合併により、商号使用差止義務を承継することはない)。被告は、原告の設立以前から設立され、貨物運送事業を行っていたもので、原告の本訴請求は失当である。また、上記吸収合併は、いわゆる東京佐川事件が発生したことを受けて、社内体制を立て直すため、平成４年から順次行われてきた合併の一環として行われたものである。

⑵　商号を使用しないとの合意 について

平成３年１月10日、原告と佐川急便グループとの間で、原告が解散するとの合意が成立し、この合意には、仮に原告が営業を再開したとしても「佐川急便」との商号を使用しないことが内包されている。

⑶　権利濫用について

ア　現在は被告が吸収合併している九州佐川が、昭和56年７月15日、原告を買収してその営業を譲り受け、その後においては原告は営業権を有しない状態になったが、佐川急便グループは沖縄県においては営業許可事業者ではなかったため、形式的には原告名義で営業が継続され、昭和58年２月、原告は佐川急便グループの許諾を受けて「沖縄佐川急便合資会社」の名称を商号として使用することになった。

イ　平成３年１月10日、原告と佐川急便グループは、原告が解散するとの内容の合意をした。ところが、原告は、営業を廃止するという佐川急便グループとの合意に反して法人を再起（会社継続）した。

ウ　原告は、九州佐川がその設立費用を出捐したのであり、原告代表者であるＤが形式上は無限責任社員たる地位があるが、自らの計算で原告に出資したものではなく、無限責任社員たる地位を利用して、原告につき九州佐川と資本関係のない独立法人のように装い、法人を再起（会社継続）したほか、本訴請求に及んでいるのであって、そもそも本件のような訴訟を提起する独立の経済的利益はない。

エ　以上を総合すると、本件請求、訴訟提起は権利濫用である。

⑷　消滅時効（請求原因⑵について）

ア　請求原因⑵イの各事実が不法行為を構成するとしても、原告が損害及び加害者を知りたるときから３年以上が経過した。

イ　被告は、平成15年８月５日の本件準備手続期日において、上記時効を援用するとの意思表示をした。

二、判旨

１　請求の趣旨⑴について

⑴　本案前答弁について

商号の登記をなした者は、不正競争の目的で同一又は類似の商号を使用する者に対してその差止めを請求することができる（商法20条１項)。この請求権は、商号を使用する者

が商号の登記をなした者と同市町村内で営業をしているか否かに関係なく認められるものであり、またその商号が登記されている場合には、差止めの目的を達するため、その抹消登記手続をも求め得るものであるから、特定地域内のみにおいて商号の使用を差し止める権利としては予定されておらず、特定地域についてのみ使用の差止めを求めることができ、他地域での使用については求めることができないという権利は同項の権利として認められないというべきである。

しかし、同項による差止請求権を有する者が、その権利行使の場面において、差止めを求める範囲を任意に限定することが許されるか否かについては、上記の権利内容から直ちに結論が導かれるものではない。そして、同項による差止請求権を有する者において、差止めを求める範囲を自ら狭めたとしても、通常は商号の使用者に対し不当な不利益を負わせることはないと考えられるし、商法20条２項が同市町村内で同一営業のために商号を使用すること等を要件として事実推定を定めているところを見ても、特定地域での使用というものはあり得るものといえ（例えば、特定市町村内において、当該商号を掲げた営業所を設けて営業活動を行うなど）、差止めを求める地域の範囲を普通地方公共団体の区域に限定して差止めを求める場合などには、その範囲が不明確であるということもなく、請求内容の特定の上で問題を生じることもないと考えられるから、そのような訴えを一概に不適法ということはできないと解される。

そして、原告は、沖縄県という普通地方公共団体の区域を限定して商号の使用差止めを求めているものと理解されるところであるから、上記のとおり、これを直ちに不適法な訴えということはできない。

⑵　本案の判断

ア　請求原因⑴アのうち原告は、昭和42年６月26日に設立された法人で、昭和58年２月10日に「沖縄佐川急便合資会社」という商号登記を行ったこと、同イのうち被告が平成14年３月21日に琉球佐川を吸収合併し、現在沖縄県において貨物自動車運送事業を営んでいることは、当事者間において争いがない。

イ　本件類似商号使用行為のうち、差止請求の関係で意味のある「佐川急便株式会社」の商号使用行為について検討する。

㈠　まず、「沖縄佐川急便合資会社」と「佐川急便株式会社」が類似商号といえるか（請求原因⑴ウ）につき検討すると、前者は初めに「沖縄」との文字があり、また合資会社と株式会社と会社の種類が異なるという相違点があるが、両者は「佐川急便」という部分が一致しており、「佐川急便」という名称は一般社会において運送事業を営む会社として広く知られており（公知の事実）、各商号中「佐川急便」という部分がもっとも一般の顧客の注意を引く部分であると考えられるのであり、上記の相違点を考慮しても、取引市場において世人をして商号の誤認、混同を生じさせるおそれがあり、それぞれの商号は類似しているものと認めることができる。

(イ) そこで、請求原因(1)エ（不正競争の目的）について判断することとする。

a　原告は、前記のとおり、琉球佐川が「琉球佐川急便株式会社」との商号を使用していたことについて、原告と同一商号を使用するものとして商法20条２項により不正競争の目的が推定され、更に琉球佐川と合併した被告について、同項が類推適用されると主張する。

しかし、商号の使用差止請求権は、不正競争の目的をもって同一又は類似の商号を使用する者に対して認められるものであるから（商法20条１項）、現に使用されている個別の商号についてその差止めの可否が問題となるのであり、同条２項も、問題とされている当該商号について、同項の定める一定の要件を満たす場合にその不正競争目的での使用を推定するものにすぎず、この推定が、当該商号と異なる他の商号の使用についても及ぼされるとする根拠はなく、むしろそのような考え方は、同項の適用範囲を不当に拡張するものというべきである。これは他人の登記した商号を使用していた会社が他の会社に合併された場合であっても変わるところはなく、同項の適用の可否は、合併後の会社の商号について、独自に判断されるべきである。

よって、「沖縄佐川急便合資会社」と「琉球佐川急便株式会社」の商号の同一性等を検討するまでもなく、この点に関する原告の上記主張には理由がない。被告が「佐川急便株式会社」との商号を不正競争目的で使用していることについては、原告が主張、立証責任を負う。

b　そこで更に、被告が沖縄県内において「佐川急便株式会社」との商号を使用していることについて、不正競争の目的が認められるかについて検討する。

争いがない事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

(a)　被告は、昭和40年11月24日、「佐川急便株式会社」との商号で、京都市内を本店所在地として設立され、その後次第に発展していったが、商号を昭和57年１月に「京都佐川急便株式会社」に変更し、平成２年４月に再び「佐川急便株式会社」に変更している。さらに、被告は、いわゆる東京佐川事件を契機に、平成４年ころから全国各地の「佐川急便」の名を冠した運送会社を順次吸収合併してきた。被告は、全国的に貨物自動車運送事業を営んでいる著名な法人であり、平成14年３月22日の時点において、資本金の額は11億0990万円である。

(b)　昭和56年７月15日、九州佐川は、東海運輸合資会社（以下「東海運輸」という）から、一般区域貨物自動車運送事業の営業権を代金1600万円で譲り受け、東海運輸を買収した。

昭和58年２月10日、東海運輸は商号を「沖縄佐川急便合資会社」に変更した（以下では同社を単に「原告」という）。

(c)　昭和52年ころ、D（ただし、原告代表者尋問の結果を証拠として引用する場合には「原告代表者」と記載する）は、九州佐川に運転手として入社したが、昭和60年ころ係長という地位を最後に九州佐川を退職して、同年９月12日、原告の無限責任社員に就任した。これについて、Dは、66万円を支払い、無限責任社員になったと供述するが、同支払を証する文書は提出されておらず、また、66万円という金額が適正な金額かは不明である。他方、Dの入社日と同日、それまで原告の無限責任社員であった者が退社したが、同人は九州佐川の関係者であった。

(d)　昭和63年ころ、Dが原告の九州佐川からの独立性を主張したことなどから、原告と九州佐川との関係が悪化した。そして、平成元年７月29日付けで清和商事株式会社の代理人であるE弁護士らがDに対し差し出した書留内容証明郵便には、原告は全額九州佐川が出資して誕生した会社であり、佐川グループに属するもので、Dが今後も原告を自己のものであるかのような言動をするのであればしかるべき対応を考えざるを得なくなると警告したことが記載されている。さらに、同年８月25日付けの清和商事株式会社他２社の代理人であるE弁護士らがDに対し差し出した書留内容証明郵便にも、同様の警告が記載されている。

(e)　(d)のような関係悪化に関連して、昭和63年８月10日、琉球佐川が設立され、平成元年９月ころから、沖縄県内で貨物運送の営業を始めた。同社設立に当たっての発起人や設立当時の株主が誰であるかは証拠上必ずしも明らかではないが、被告は、九州佐川の完全子会社として琉球佐川は設立されたと主張している。そして、平成元年６月28日に閉鎖された琉球佐川の商業登記簿役員欄用紙には、代表取締役としてC、取締役としてA、Bの氏名が記載されているが、これら３名は、後記認定のとおり（２(4)）、いずれももと九州佐川の従業員であった。

その他、本件証拠上、被告が完全子会社である琉球佐川を設立したと認めるに足りる証拠はない。

(f)　平成３年１月10日、Dは、原告代表者として、九州佐川、南九州佐川急便株式会社及び鹿児島佐川急便株式会社（以下「鹿児島佐川」という）の代理人である沖縄弁護士会所属のF弁護士との間で、上記３社を甲、原告を乙として、以下の事項を合意し、合意書を作成した（以下、同合意を「本件合意」といい、同合意書を「本件合意書」という）。

１項　甲乙は、乙が独立した法人であることを認め、本件合意書に定めるほか、甲は乙の債権債務（使用人の雇用関係等を含む）については何らの権利義務のないことを確認する。

２項　甲（旧清和商事株式会社を含む）と乙は、従前締結した運送契約その他の契約はすべて解除されたことを認め、本件合意書に定めるほか、何ら契約上の権利義務及びその他の債権債務のないことを確認する。

３項　乙は本件合意成立と同時に、同社の自動車運送免許の廃止許可を受け、かつ、法人の解散手続をする。

４項　乙は九州佐川に対し、本件合意成立の日に、株式会社大新から賃借した下記の建物に関する賃借権を賃貸人の承諾を得た上譲渡し、且つ上記大新に対して昭和58年10月13日に貸し付けた8650万円の残債権を譲渡し、その旨通知する。

５項　乙は九州佐川に対し、本件合意成立の日に有限会社金弘商事から賃借した下記建物に関する賃借権を賃貸人の同意を得た上譲渡し、且つ、上記金弘商事に対して昭和59年10月４日貸し付けた4300万円の残債権を譲渡し、その旨通知する。

６項　乙は九州佐川に対し、その所有する下記運送許可届出車輌を甲の査定した価額で譲渡する。

なお、４項、５項の「下記建物」、６項の「下記運送許可届出車輌」が具体的に何を指すかについては、本件合意書に記載がない。

また、同日、Ｄは、原告代表者として、九州佐川に対し、本件合意に基づいて念書（以下「本件念書」という）を差し入れた。その内容は、〈１〉原告は運送業免許の廃止及び解散に関する総社員の署名押印のある決議書を作成し、九州佐川に交付する、〈２〉原告は、沖縄総合事務局及び法務局に対し、運送業免許廃止及び解散手続の申請をする、〈３〉原告は佐川急便グループ健康保険組合・佐川急便グループ厚生年金基金を脱退し、その届出書等を提出する、〈４〉本件念書記載の諸手続は、平成３年１月20日までに完了する、などといったものであった。

なお、原告は、本件合意書及び本件念書について、それぞれ、「沖縄佐川急便　無限責任社員」以下の署名及び印影部分は偽造によるものであると主張し、Ｄが本件合意書及び本件念書に署名、押印したことはないとして、その作成の真正を争うが、両書面には、それぞれ「沖縄佐川急便合資会社　無限責任社員」との印字に続いて「Ｄ」との署名と原告の社印と思しき印影が顕出されており、これらの印影は、平成２年12月25日付けの原告の印鑑証明書の印影と対照して、同一であると認められるので、両書面は真正に成立したものと推定され（民事訴訟法229条１項）、この推定を動揺させるような事情も認められないので、両書面はいずれも真正に成立したものと認められる。しかも、平成６年７月１日に当時の原告代理人弁護士らが九州佐川代表者にあてた通知書には、佐川急便グループとＤとの間で原告の解散等を合意したこと、平成３年１月10日付け合意書を作成したが、当時Ｄは船運賃の不当請求の事実を知らず、合意書６項を営業譲渡の対価と誤解して契約した等の記載があり、さらに、平成４年10月ころ原告代理人弁護士が九州佐川代表者にあてた通知書には、原告を解散し、九州佐川は相当の対価を

原告に支払う旨約束されたと主張した旨の記載がある。

(g) 本件合意書、本件念書の作成日からほどない平成３年２月25日、原告が作成主体の一般貨物自動車運送事業の事業廃止事後届出書が沖縄総合事務局長あてに提出、受理された。

(h) 原告については、本件合意書、本件念書の作成日からほどない平成３年１月25日総社員の合意により解散したとの登記が同年２月28日なされたが、同年３月10日に会社継続がなされたとの登記が同月12日になされ、更に同年４月26日総社員の同意により解散したとの登記が同年５月８日なされたが、それから４年以上が経過した平成７年12月12日に会社継続がなされたとの登記が同月13日になされている。

上記平成３年１月25日以降、原告が企業としてどのような営業活動を実際に行っていたかは必ずしも明らかではない。この点に関し、原告は少なくとも、平成４年ころ以降平成７年の会社継続（この登記申請を自分が行ったことをＤは認めている）まで、原告は解散していたため、営業をしていないことを代表者尋問において自認している。また、会社継続前の平成６年９月１日以降、Ｄの住所は福岡県内にあり、現在も同様である。そして、会社継続以降の営業内容について、Ｄは、現在は軽自動車２台を利用し、職員は自分以外は１人であり、それ以前は、それにとどまらず、他の運送業者と契約を締結し運送業務を任せたこともあったなどと供述するが、その具体的な営業内容は不明である。

(i) 本訴係属中の平成14年３月21日に至って琉球佐川が被告に吸収合併された。なお、同日、琉球佐川他33社（長崎佐川急便株式会社、大分佐川急便株式会社、佐賀佐川急便株式会社、宮崎佐川急便株式会社、鹿児島佐川などの九州地方にあった佐川急便グループ企業を含む）が被告に吸収合併された。また、九州佐川は、それに先立ち平成６年９月27日に被告に合併されている。

c 以上の事実を前提として判断する。

(a) 「佐川急便株式会社」という商号は、被告において昭和40年から昭和57年にかけて使用され、平成２年から再び使用されるに至ったものであり、昭和40年から昭和57年の間においても、「京都佐川急便株式会社」という「佐川急便」の文字を入れた商号が使用されていたもので、被告は原告が「佐川急便」との文字を含む商号を使用するようになる約18年も前から「佐川急便株式会社」との商号を使用しており、商号を変更していた間の商号も「佐川急便」との文字を含むものである。

(b) 被告は沖縄県下のみならず、全国的に貨物運送事業を営んでいる著名な法人であり、平成14年３月22日の時点において、資本金の額は11億0990万円である。

(c) 被告は本訴係属中の平成14年３月21日に琉球佐川を吸収合併し、沖縄県におい

て「佐川急便株式会社」の商号を使用するようになったが、その合併は、被告が平成４年ころから全国各地の「佐川急便」の名を冠した運送会社を順次合併していることの一環として理解できる。その証左として、平成14年３月21日には、琉球佐川以外にも33社（長崎佐川急便株式会社、大分佐川急便株式会社、佐賀佐川急便株式会社、宮崎佐川急便株式会社、鹿児島佐川などの九州地方にあった佐川急便グループ企業を含む）が被告に吸収合併された。

(d)　本件合意において、原告を解散することなどが原告と九州佐川ほか２社との間で合意されており、本件合意後に原告が「沖縄佐川急便合資会社」との商号を使用し続けることは予定されていなかったと見られる。

(e)　そして、その後、本件合意に沿うような原告の解散登記、一般貨物自動車運送事業の事業廃止事後届出書の提出、受理がなされた。原告の解散により、平成３年から平成７年の会社継続まで、「沖縄佐川急便合資会社」との商号は登記されていない状態となっており、少なくともそのうち平成４年以降は実際の営業も行われておらず、その商号の保護という問題も考えられない。さらに、会社継続時以降の原告の営業の具体的内容は不明である。

(f)　以上の検討結果を前提として判断すると、被告が平成14年３月21日から沖縄県内において原告の商号と類似する「佐川急便株式会社」の商号を使用していることについて、不正競争の目的があったとは到底認められず、他に原告の主張を認めるに足りる証拠はない。よって、その余の請求原因事実を判断するまでもなく、原告の主張は理由がない。

２　請求の趣旨(2)について

(1)　原告が被告の不法行為として主張するもののうち、本件類似商号使用行為が違法であるとする点については、被告が「佐川急便株式会社」との商号を使用することは前記のとおり不正競争目的によるものとは認められず、そのほか特段これを違法と見るべき事情も認められないから、理由がない。

(2)　次に、琉球佐川が「琉球佐川急便株式会社」との商号を使用していたことについて検討する。

ア　まず、「沖縄佐川急便合資会社」と「琉球佐川急便株式会社」が類似商号といえるかであるが、後者は商号の初めに「琉球」との文字がある以外は上記「佐川急便株式会社」と同様であり、「琉球」は沖縄の別称であることも考えると、「佐川急便株式会社」の商号以上に「沖縄佐川急便合資会社」と類似するともいえ、取引市場において世人をして商号の誤認、混同を生じさせるおそれがあり、それぞれの商号は類似しているものと認められる。

イ　被告は、昭和63年８月10日、完全子会社である「琉球佐川急便株式会社」という法人を

設立し、以後沖縄県において同商号を使用してきたと原告は主張し、琉球佐川が「琉球佐川急便株式会社」との商号を使用していた行為を被告の行為として不法行為を主張する。

しかし、昭和63年８月10日、琉球佐川が設立され、平成元年９月ころから、沖縄県内で貨物運送の営業を始めたが、同社設立に当たっての発起人や設立当時の株主が誰であるかは証拠上必ずしも明らかではなく、被告は、九州佐川の完全子会社として設立されたと主張しており、役員構成などそれに沿う証拠がある反面、本件証拠上、被告が完全子会社である琉球佐川を設立したと認めるに足りる証拠はないことは前記のとおりである。

よって、原告の主張は理由がない。

⑶　原告がその他の不法行為として主張する事実のうち、被告が九州佐川を通じて船運賃代について水増し請求を行い、金員を詐取したとの点（⑵イ㈠）については、原告はこの行為が昭和60年１月から昭和62年５月までの間行われたと主張しているところ、Ｄは、水増し請求に気づいたのは昭和63年ころであり、当時運輸会社等の関係者から聞取りをし、九州佐川に対して過払金の返還を請求した旨供述しているので、仮に原告の主張するような水増し請求があったとしても、昭和63年ころには原告代表者であるＤが損害及び加害者を知ったものといえ、それから３年の経過により、損害賠償請求権は時効消滅したものと認められる（民法724条）。よって、原告の主張する不法行為の存否について判断するまでもなく、被告の時効消滅の抗弁が成立することが明らかなので、原告の請求には理由がない。

⑷　同じく、被告が原告の社員に３名の者が就任したとの虚偽の登記をしたとの点（⑵イ㈡）については、原告はその時期を昭和63年と主張し、原告の商業登記簿には、昭和63年７月５日に有限責任社員としてＡ及びＢが、無限責任社員としてＣが入社した旨、同月６日付けで登記されているが（なお、これら３名については、平成元年６月19日に退社した旨、同月27日付けで登記されている）、Ｄは、平成元年に原告の商業登記簿謄本をとった際に上記３名が原告の社員となっていることを知った旨、上記３名はいずれも九州佐川の従業員であり、面識がある旨、ＤがＣに対し電話で事情を聞いたところ、同人は、自分は印鑑を預けていただけであり、知らないとの話であった旨などを供述しており、また、上記退社の登記手続を行ったのはＤとのことであるから、仮に被告による虚偽登記がなされたとしても、平成元年ころには原告代表者であるＤが損害及び加害者を知ったものといえ、それから３年の経過により損害賠償請求権は時効消滅したものと認められる（民法724条）。よって、原告の主張する不法行為の存否について判断するまでもなく、被告の時効消滅の抗弁が成立することが明らかなので、原告の請求には理由がない。

⑸　同じく、被告が原告の営業を不能にするため沖縄県外から従業員を結集させて無許可で貨物運送を行ったとの点（⑵イ㈢）については、原告はその時期を平成元年９月ころであると主張しているところ、Ｄは、平成元年９月ころには、「琉球佐川急便」という車が走っているので、琉球佐川の設立に気づいていた旨供述し、平成３年には前記のとおり原告は解散しているのであるから、仮に被告について不法行為が認められるとしても、平成３年

ころには損害及び加害者を知っていたものというべきであり、それから３年の経過をもって、損害賠償請求権は時効消滅したものと認められる（民法724条）。よって、原告の主張する不法行為の存否について判断するまでもなく、被告の時効消滅の抗弁が成立するので、原告の請求には理由がない。

⑹　同じく、被告が原告が解散する旨の虚偽の合意書及び念書を作成し、その旨の虚偽の登記申請をしたとの点（⑵イ㈡）については、前記のとおり、本件合意書及び本件念書は真正に成立した文書と認められるし、被告がこれを提出したと認めるに足りる証拠はなく、むしろ、原告が九州佐川ほか２社との間で解散等の合意をしていたことからすれば、原告がこれを提出したと見るのが自然であり、いずれにしろ、原告の請求には理由がない。

⑺　同じく、被告が、原告が使用していた車輌を譲り受けた旨の虚偽の書類及び原告が廃業する旨の虚偽の廃業届を沖縄総合事務局運輸部に提出したとの点（⑵イ㈠）については、原告の名称や原告代表者の記名、何らかの押印のある一般貨物自動車運送事業の事業廃止事後届出書が平成３年２月25日陸運事務局に収受され、翌日沖縄総合事務局に受け付けられていることは認められるが、これを被告が提出したとの証拠はなく、むしろ、原告が九州佐川ほか２社との間で解散等の合意をしていたことからすれば、原告がこれを提出したと見るのが自然であるし、これらの書類が虚偽のものであると認めるべき証拠もなく、いずれにしろ、原告の請求には理由がない。

⑻　同じく、被告が原告の使用していた車輌の使用者を被告に変更する旨の虚偽の登録申請を行ったとの点（⑵イ㈢）については、原告が使用者とされていた車輌１台について、使用者を琉球佐川に変更する等の変更登録が平成３年２月28日になされていることは認められるが、前記のとおり、原告の車輌については本件合意により九州佐川に譲渡されることとなっていることなどからすると、被告が虚偽の登録申請をしたものとは認められない。

⑼　同じく、被告が原告の使用していた車輌について車輌売買契約書を偽造したとの点（⑵イ㈣）については、同契約書は31台の車輌を原告から九州佐川に代金373万3544円（消費税を含む）で譲渡するという内容のものであり、平成３年３月の作成日付けで、九州佐川の社名、代表者名等の記名と代表者印、原告の社名及び代表者名（Ｄ）等の記名と代表者印が押捺されたものであるところ、同印影は乙２、３、７の代表者印とは異なるものの、九州佐川と原告との間で、本件合意書において原告の運送許可届出車輌を九州佐川に譲渡することが合意されており、車輌売買契約書は本件合意書の６項の内容と対応しており、同契約書が偽造であるとの証拠はない。原告の請求には理由がない。

⑽　なお、原告は、その主張する各不法行為がなければ、被告（琉球佐川を含む）の営業も行えないから、平成３年以降の被告の営業は不法行為であると主張するが、営業自体が不法行為に当たるとは考え難いし、平成３年に原告と九州佐川等との間で原告の解散が合意され、現に解散していたことからすれば、なおさら、琉球佐川や被告の営業が不法行為に当たるとは認められず、採用できない。

使用者を被告に変更する旨の虚偽の登録申請を行ったとの点（⑵イ㈎）については、原告が使用者とされていた車輌１台について、使用者を琉球佐川に変更する等の変更登録が平成３年２月28日になされていることは認められるが、前記のとおり、原告の車輌については本件合意により九州佐川に譲渡されることとなっていることなどからすると、被告が虚偽の登録申請をしたものとは認められない。

三、評釈

１　前提として「商号権」とはどのような権利内容を有しまたどのような機能を有するものなのかを、改正後の条文とともに確認する。

商人の同一性を示す商号には、顧客吸引力もあり信用の標的となるので、商号の排他的使用は商人の利益となる(注２)。

商号権とは、商人がその商号について有する権利をいい、権利内容として、他人の妨害を受けずに商号を使用する権利である商号使用権と、他人が不正に同一または類似の商号を使用することを排除する権利である商号専用権がある（商法12条１項２項、会社法８条１項２項、平成17年改正前商法20条１項）。後者の効果として、商号使用者は不正競争の目的をもって同一または類似の商号を使用する者に対し、その使用の差止及び損害賠償請求をなし得る（商法12条２項、会社法８条２項）。同条同項は損害賠償について触れていないが（改正前商法21条２項但書参照）、商号権者の利益を侵害または侵害する虞ある者が不正の目的を持つときを問題にしているので（商法12条１項、会社法８条１項）、損害があれば故意による不法行為（民法709条）が成立することは当然だからである(注３)。

また、一定地域内で広く認識されている商号を使用する者（周知商号権者）は、商号の登記の有無を問わず、これと同一または類似の商号を使用して営業の混同を生ぜしめる行為をなす者があるときは、その使用の差止めを請求することができ（不正競争防止法２条１項１号・３号）さらに、これらの行為を故意または過失によって行った者に対しては、周知商号権者は損害賠償を請求できる（同法４条）。ただし、周知商号権者でなく著名商号権者であれば、商品や営業の混同を生じさせる行為がなくとも、以上のような保護を受けることができる（同２条１項２号）(注４)。

平成17年改正前商法19条では、他人が登記した商号について同一市町村内において、同一の営業「目的」のために同一の商号を登記することを禁じていた（類似商号規制）。しかし、その保護効果は限定的であり、合理性に乏しいと解されたため(注５)、平成17年の商法改正によって廃止された。また、本判旨にあるように、改正前商法20条１項は、商号登記をした者から不正競争目的で同一または類似の商号を使用する者に対する差し止め及び損害賠償を請求できる旨を定め、同条２項では、同市町村内において同一の営業のために他人の登記した商号を使用する者は不正競争の目的で使用する者であるとする推定規定を置いていたが、類似商号規制の廃止により当該推定規定もその根拠を失う事になると考えられたため廃止され

た。更に、改正前商法20条１項は改正前商法21条（現行商法12条、会社法８条）および不正競争防止法の規定により同様の保護を図り得るとされ、これに相当する規定は現行の商法・会社法には設けられないこととなった[注6]。

２　本判決の意義

被告は本案前主張として、商号差止請求そのものが本案審理に服さない旨主張していたが、以下のように、本判決は、原告の訴えを直ちに不適法な訴えということはできないとした（つまり、門前払いとはしなかった）点が画期的だったのではないかと考える。

改正前商法20条１項の請求権は、商号を使用する者が商号の登記をなした者と同一市町村内で営業をしているか否かに関係なく認められるものであるが、同項による差止請求権を有する者が、その権利行使の場面において、差止めを求める範囲を任意に限定することが許されるか否かについては、上記の権利内容から直ちに結論が導かれるものではない、として、同項による差止請求権を有する者において、差止めを求める範囲を自ら狭めたとしても、通常は商号の使用者に対し不当な不利益を負わせることはないと考えられるし、平成17年改正前商法20条２項が同市町村内で同一営業のために商号を使用すること等を要件として事実推定を定めているところを見ても、特定地域での使用というものはあり得るものといえたのであるから（例えば、特定市町村内において、当該商号を掲げた営業所を設けて営業活動を行うなど）、差止めを求める地域の範囲を普通地方公共団体の区域に限定して差止めを求める場合などには、その範囲が不明確であるということもなく、請求内容の特定の上で問題を生じることもないと考えられるから、そのような訴えを一概に不適法ということはできないと解される、とした点こそが、最も重要であると考える。

そこでこの請求内容を再検討すると、原告が求めた権利は地域限定の商号差止請求権の有無であったが、本判例が審理したのは改正前商法20条１項の地域を限定しない商号差止請求権の有無であったと評価できるのではないかと考える。本判例は、地域を限定しない商号差止請求権を有する者は（平成17年改正前商法20条１項の解釈としてそう判示したと解される）、地域を限定した商号差止請求権（本判例における原告主張）[注7]を行使できる旨判示しているが、これは原告が求めた訴訟物とは異なる訴訟物の存在を前提とした権利行使の場面について述べたものであり、民訴上の処分権主義の精神にてらすと疑問の余地があると解される。更に、原告が敢えて平成17年改正前商法20条１項の直接解釈からは導出できない地域限定の差止請求を訴訟物として設定した意図（立証の負担を事実上軽減させる、必要な範囲を超えて差止めを求めることによる権利濫用との評価を回避する等々）[注8]にも反する疑念を払拭できない。

ともあれ、本判例が原告の請求自体が失当＝訴えの利益なしとして訴えを不適法却下するという門前払い扱いをせず、本案の審理に踏みこみ、事実上は原告が求めた請求権の有無の判断と変わらない審理を実施したことは評価されるべきと考える。

３　根本的な問題は、商法が地域限定の商号差止請求権を明示していないことによる使い勝手の悪さ、換言すれば社会のニーズにきめ細かく対応していない法の不備ないし不親切にあったのではないだろうか。このような問題は何も商号差止請求権に限ったことではないが、平成17年改正前商法20条２項で同市町村内での使用を要件とする推定規定を設けていたところが、改正により同条項が削除されたこととの関係で、本判決のような理由付けがなお維持できるのかなど、特に商号差止の領域で検討を要する課題といえよう。

４　また、合意がなかったとしても、出資関係などにより原告には独立の営業継続の利益がなく、従って商号差し止め請求はやはり否定される、という結論が維持されるのかどうかも不明である。

当初は乗っ取り部隊で送り込まれた役員が、後に欲を出したか、あるいは、ほだされて利用された後に掌を返されたのか、真偽の程はわからない。

もっとも、地元企業の買収・乗っ取りや同一企業内部での支配権争い、といった紛争の発端の１つには、行政による「規制」があるのではないだろうか。本件が判示するところによると、昭和56年７月15日、原告を買収してその営業を譲り受け、その後は原告は営業権を有しない状態になったが、佐川急便グループは沖縄県においては営業許可事業者ではなかったため、形式的には原告名義で営業が継続され、昭和58年２月、原告は佐川急便グループの許諾を受けて「沖縄佐川急便合資会社」の名称を商号として使用することになった、とある。規制の目的には、地元企業の保護や既得権の保護もあるかもしれないが、結果的に裏目に出ることもあるのであろう。

四、結びにかえて

当該判例は、社会的周知性の高い本社の全国展開の陰で、資本関係を結ぶと共に役員を派遣された地方の企業が、当初の持ちつ持たれつ関係から、役員派遣などによる支配服従関係を経て、やがては内部分裂による争いの場となっていった事例といえよう。そして、切り捨てられる者たちが、居直り、築いた企業としての社会的信用を、商号を続用することで確保しようとあがいた事例である。

そもそも、営（事）業譲渡の時点で、将来的な支配権などについて、関係当事者間でいかなる合意が取り交わされ、業務継続中に何らかのごまかし（例えば、本判例中に主張があった水増し請求など）がなかったか、その結果合意違反をもとに、シナリオの書き替えについていかなる検討・合意がなされたかなど、審理不尽な点が気になるところである。

証拠不十分でやむをえなかったと思われるが、今後、この種のトラブルを、関係当事者が回避してくれることを祈ってやまない。

脚注

1　平成13年（ワ）第831号　那覇地方裁判所平成17年４月19日判決。

2　参考文献４、54頁。

3　参考文献４、56～59頁。参考文献２、67～70頁。

4　参考文献３、70～71頁。

5　参考文献２、65頁。同書によると、合理性を欠く理由として、①「目的」の記載さえ異なれば既登記商号と同一または類似の商号でも登記できること、個人商人の商号は登記が任意なので個人商人が合一市町村内において同一目的で同一商号を使うことを排除できなかったこと、②企業活動地域の広域化、市町村合併による変動など、③会社の迅速な設立手続を害する、いわゆる商号屋の台頭を許す結果となる、といった弊害、が揚げられている。

6　参考文献２、64～65頁。

7　筆者が原告代理人に判決への所見を確認したところに基づく。

8　同様に筆者が原告代理人に判決への所見を確認したところに基づく。

参考文献

1　弥永真生『最新重要判例200　商法　第３版』、85～86頁、2010年、弘文堂。

2　大塚英明・川島いづみ・中東正文共著『有斐閣アルマ　商法総則・商行為法（第２版）』、55～73頁、2008年、有斐閣。

3　近藤光男『商法総則・商行為法［第５版補訂版］〈有斐閣法律学叢書〉』、69～71頁、2008年、有斐閣。

4　落合誠一、大塚龍次、山下友信共著『商法Ⅰ　総則・商行為［第４版］　有斐閣Ｓシリーズ』、2009年、有斐閣。

5　浜田惟道編『商法総論・総則』、146～151頁、第三章第二節Ⅳ「商号権（福原紀彦執筆）」、1992年、青林書院。

地域研究　№13
2014年３月　195-212頁

The Institute of Regional Studies, Okinawa University
Regional Studies №13　March 2014 pp.195-212

久高島の土地総有制の意義

小　川　竹　一*

Common Ownership of Kudaka Island-Okinawa

OGAWA Takekazu

概　要

本稿では、久高島の土地所有制の意義について離島における土地の保全という観点から、検討する。

日本全国的に離島や山間部の限界集落などでは、人口の減少、流出に伴い、土地所有権の空洞化が生じている。人の管理しなくなった土地が増加し、離村、離島した者の土地所有権は、都会で暮らす子孫に相続され、島外の者に分散されて相続されていき、土地所有権は、土地との結びつきを失ってしまう。

島に残った者が土地利用を進めるのに、大きな障害となる。

島で、土地の貸借、土地改良事業などを行うときなど、島での土地利用の集約化や計画化を進めるときに、大きな障害となることが予想される。

久高島は、総有制を維持したために、離島者が島に現実に土地を残しながら、観念的な所有権を島外に持ち出すということはない。

この点が、現在の離島が抱えている問題あるいは将来深刻になるであろう「土地所有権者)の不在」という問題から免れることができている。

先に述べたように、久高島の総有制は特殊な土地所有形態であるから、他の離島の土地所有権問題について直ちに適用できない問題を含んでいる。だが、土地総有制を基本にしながら、在島者本位の土地利用システムを維持した工夫を明らかにする。

要　約

久高島の土地総有制について、土地の利用実態や管理方法の変遷を踏まえて、1989年に「土地憲章」が制定された意義は、それまでの慣習を整序し、新たな土地利用の発生を踏まえて、新たな規範を合意したものであることが分かる。

総有制を維持することと、土地改良事業の実施の受け入れ問題の葛藤や青年達の新たな土地利用のための新たな規範の創出の過程を踏まえて、総有制を維持することの困難さが明らかになった。また島の土地の所有権が「流出」してないことの意義の大きさも明らかになった。

キーワード：久高島土地憲章、総有、入会権

* 地域研究所特別研究員、愛媛大学法文学部教授

1　久高島の概況

久高島は、旧知念村に属していたが、合併により、平成18年１月１日より、南城市に属することになった。

旧知念村の東の沖合い５キロメートルの太平洋上に位置し、長さ４キロ弱の細長い島である。面積は1.39平方キロ。琉球石灰岩からなる岩盤は土が浅く、水資源に乏しい。島の周囲はサンゴ礁に固まれている。主な産業は漁業である。琉球王府の祭祀の重要な役割を担っていた「神の島」としても知られており、年間に約30の神行事が行われる。

女性ノロが祭祀をとりしきる「イザイホー」は、1978年より行われていない。

1965年当時の人口は400人ほどだったが、1999年には、268人と減少傾向にあった。島には高校がないため、中学を卒業すると本島へ向かう若者がほとんどであり、そのまま本島あるいは本土で就職してしまう場合が多い。

平成７年と最近までの人口動態を見ると、多少の人口増が見られる。

表１　人口動態

年　　度	男	女	総人口	世帯数
平成７年（1999）	139	129	268	113
平成12年（2001）	132	118	247	114
平成13年（2002）	138	114	250	114
平成14年（2002）	136	118	254	115
平成15年（2002）	151	126	277	130
平成16年（2006）	151	126	277	128
平成18年（2007）	161	139	300	148
平成25年（2013）	142	132	274	153

近時、2001年に島の中学に通う小中学生を受け入れる留学センターができ、定員14名で運営されている。この留学生や職員が多少の人口増の要因となっている。久高島は、沖縄古来の信仰を護り続けてきた島であり、強い共同体的つながりを維持し、明治32年に実施された沖縄県土地整理事業でも、土地の個人的所有制度には移行せず、部落の総有制を護り続けた。久高島の農業の実情は、平成７年は、農家戸数32戸（専業農家４戸）で、耕地の遊休・放棄が増え、原野と化している農地が目立つ状況であった。

近年、島民や郷友会関係者などが結成した「久高振興会」がNPO法人として活動を始め、島外の人との交流活動、島での観光施設の運営等で、雇用等で島の活況をもたらすことに貢献している(注１)。

2　久高島の土地所有制の特色

2－1　登記簿上の所有形態

登記簿上、島の所有形態は、部落有地（総有地）のほか、国有地、村有地あるいは民間地が存在する。

島の土地所有形態分類は、昭和63年に課税状況から旧知念村役場西銘氏が作成したものがあり、杉原たまえ氏の論文に引用されているものを再引用する(注2)。

表2　土地種別ごと面積・内容

所有区分	面　　積	地　　目
個 人 有 地	105,589.42㎡ (8%)	宅地、ノロ・根人の畑
私　有　地	495.00㎡ 0%	私有地、沖縄電力変電所
字　有　地	893,691.79㎡ 71%	宅地、畑、雑種地、山林原野など
村　有　地	92.390㎡ 7%	学校用地など
国　有　地	159,663.00㎡ 13%	海岸線

法形式的には、個人有地のうち、後で述べるように、ノロ地や、宅地などは、個人名で登記されようと、部落有地であると考えられる。

ノロ地は、共同体の祭祀との関係で割り当てられたものであるが個人名で登記されたのは、銀行の借入のために必要であったとされる。

2－2　地割慣行

現在の久高島の土地総有制を理解するために必要な限度で、久高島の地割制度の変遷を見てみよう。

地割制度とは、沖縄県土地整理事業の実施まで、沖縄において広く行われていた、土地制度である。

この地割制度の廃止は、沖縄県土地整理事業において行われた。

土地制度改革は、「内地」においては、明治３年から、地租改正事業として行われた。私的な土地所有権を認めて、「官民有区分」事業を実施し、農村部においても、宅地、農地は、個別的な私的所有が認められた。ただ、山林原野については、字（村）の所有制の存続が認められた。

沖縄における土地改革は、明治32年から36年まで、沖縄県土地整理事業として実施されたものである。

沖縄県土地整理事業は、明治政府による琉球王国の併合、沖縄県の設置という過程を経て、

「内地」よりも30年近く遅れて行われたものであった。この間、民法の物権編の適用も差し控えられていた。この時期は、「旧慣温存」期と呼ばれる。

「旧慣」による土地制度は、村落によって、耕地が各戸を単位に、15歳以上の男子に配分されていた。地域によっては女子に配分される場合もあった。

配分された土地は、固定されるのではなく、50歳など一定の年齢になると、村落に回収された。

このように、土地の所有が村落に帰属し、村人（構成員）に配分され、配分は、実質的に平等を図るために、地片の区画を定めこれを短冊状に分割し、土地条件を勘案して分散して配分した。

久高島においては、

① 51町歩の土地を150の地片に地割し15歳以上50歳までの男子に按分していた(注3)。

② 久高村は、10組からなり、土地割り替えの単位は、組であった。

③ 15歳か50歳までの成人男子に、一人300坪を使用できる権利があり、50歳になったら返さなければならない。

④ 女性は結婚してイザイホーを経験してから半分の150坪の配分をうける。30歳、あるいは41歳で配分を受ける。（イザイホーは12年に一度行われ、ノロを補佐して祭りを行う「神女」となるための儀式で30歳から41歳までの女性が参加する。1978年以降行われていない。）(注4)

２－３　沖縄県土地整理事業後の久高島の土地所有

沖縄県土地整理事業の施行により、沖縄においても、土地の私有制が導入され、近代的な土地所有権が生まれた。これにより民法物権法も遅れて、適用されるに至った。

久高島においては、沖縄でも唯一、村全体の土地を、私有地に分割しなかった。土地の個人ごとの私有化は回避され、村落による土地の所有制が実質的に維持された。

形式的には、名寄張における土地所有権の表示は、村落の各組ごとに、各組頭ほか組員10－15名の共有地として登録された。この共有は、一般的な共有ではなく、村民総員の所有に属する「総有」であったのである。

大正15年に地租課税の際に、この組員の共有地が、一つの課税単位として扱われ、全体で200円以上の地価となってしまい、これを基準として課税されそうになった。これに対して、島民は、陳情を行い、実質的には個別の零細耕地面積での経営で地価は20円程度の住民には支払えないので、地租条例13条の２の適用を求める陳情書を提出した。これが認められた。これは、共有名義であるが、経営耕地は個別に分離していて、課税単位としては、個別農家を単位とすることが認められたことになろう。

民法上の通常の共有地ではないことが、行政機関においても認められたものといえよう(注5)。

3　農業と土地利用の推移

3－1　離島漁村の農業構造

かっては、島の男性は皆魚業に従事し、農業は女性によって自給的な作物の栽培が野菜作りが行われるだけのものであった。男が、農作業に従事するのは恥であるという風潮がかつてあったという。

3－2　サトウキビ生産の失敗と離農者の拡大

高度経済成長期になると、甘藷、小麦、豆、粟、稗などの自給的作物に、サトウキビ生産が行われるようになったが、土地の適性、土壌の適合性、風害に加え、島外の製糖工場に搬送するコストの負担が大きく、10年くらいで生産が行われなくなったという。(杉原26p)

サトウキビ生産失敗後は、高度経済成長下での本土および米軍基地を中心とした本島の労働市場へ向けて、挙家離村という形で労働力の流出が生じた。この過程で、耕地の遊休・放棄が増え、原野と化している農地が目立つようになった、という。(杉原28p)

3－3　1980年代における土地利用の状況

⑴　農地配分・利用状況

1985年の前後は、島の土地利用について、転機を迎えていた時期であった。当時の土地利用を詳細に調査した石井啓雄・田山輝明『農家の土地保有・利用関係基礎調査報告書』(沖縄総合事務局、1985年)(以下、石井報告書と引用する。)からまとめてみよう。

石井報告書では、地割慣行については、詳しく把握することはできなかったとして以下の点のみを指摘している。

①　沖縄では、土地整理までは、地割制が一般的であったとされるが、比較的最近まで残ったのは、久高、渡名喜、渡嘉敷であった。最後に大規模な地割が行われたのは、140年前くらいであったと言われている。

　その後、調整はある程度たびたび行われ、戦後にはかなり大きな調整が行はれた。地割により土地を配分されるのは、原則として成年男子のみ、一人当たり一地(360坪)である。

②　久高では「組」が地割の単位となってきたが、配分地は著しく分散している。一つの項地片は細い短冊状に区切られ、これが分散してあるのである。現在でのその痕跡を見ることができる。

　ただし、明治期になると、地割地の固定化がなされるようになり、以後大規模な割替は無かったようである。

当時の土地配分状況は、次の通りである。

①　現在の農家は、一地(約360坪)を上回り、二地、三地を保有している例が多い。

② 農地の拡大過程には、部落が関与しておらず、他出者した親戚の土地を預かるという預け預かりの関係によって生じているのである。離島者が「旅に出ている」間は、親戚縁者などが、無償で耕作を続け、旅から戻れば無償で返還するという関係である。

預け預かり関係は、石井が復帰に際しての沖縄における農地法適用の可能性を傑るための調査の中で、見出したものであり、沖縄の農地利用を考える重要な知見であった。

この時期においては、土地の割替が行われておらず、100年以上前に配分された土地が固定化されていて、土地を増やす場合には、他出した親戚等から土地を借りることによって土地を拡大しているなど、配分土地の固定化と土地の個人間の移動の自由があった。

⑵ 宅地の利用状況

石井報告書が確認した宅地配分慣行は次の通りである。

① 島民は部落総会の議を経て各100坪の宅地を無償で与えられる。（聞取りの中に、島外者も同じとの発言もあり。）

② 宅地のほとんどが私有地として登記され、家族全員が他出して空屋敷になっても、子孫の誰かの帰村がありうる限りではその家族のものとして理解される。

石井は、宅地、ノロ地もすべて部落総有地ではないかと推測している。私的所有権の形式を持った土地所有が一人歩きして行く可能性もあるとする。観光開発などの外部からの圧力がかかった場合に、空き屋敷が売られる危険があるとして、久高島の土地総有制を解体に導く契機となる可能性があると指摘していた。

３－４ 農業青年による農地使用貸借権設定

⑴ 農業青年の試み

昭和50年代半ばに青年が島に帰ってきた。これまでの自給的な農業形態でなく、農業経営を目指した活動を始めた。杉原論文によって記していこう。

本土などでの就業を切り上げて帰島してきた青年らが、耕作放棄地などを借り集め、一箇所に囲い込み、一人3000坪の規模で農業経営を行う事態が生じてきた。

その土地の集積の過程は以下の通り(注７)。

① 一人の青年（Ｉ氏）が、耕作放棄地の地主と個別に交渉し、半年くらいかかって借り受けることができた。

② 字会の承認を受けることが求められ、他の２人と一緒にそれぞれ3000坪を借りることができた。

③ 開墾は自力でユンボを使い、家族で行い、借金もした。

④ 区とは、農地使用貸借契約書を取り交わし当初期間は10年とされたが、女性達の異議があり期間は５年とされた(注８)。

条件は、無償で、返還の際はもとの状態に戻すというものであった。

杉原前掲論文によれば、「一人当たり3000坪の遊休・放棄地を１ヶ所に借り集め、商品生産の作物生産に着手し始め」、直接借り受けた農地の権利者だけでなく、字会の承諾を取り付けたものであった。

農地使用貸借契約書が作成された。54年８月に締結され、貸方・借方、場所と期間が定められているだけのものである。当初は10年であったが、字会議で５年に変更された。

女性たち（構成員の８割を占める）から、10年では長すぎるとの異議が出されたためであった。（杉原28p）

杉原は、次のような評価を加える。農業のための「土地の闘い」と見ると伝統的男女分業を超えた男子の農業従事のあり方が島の人々に受容された。これにより、島民あげての土地改良事業導入の気速を一気に高めた。（杉原28p）

石井は、この段階を含め土地所有意識を次のように述べている。

分散した小地片を耕作することの非合理性を指摘する声は大きかったが、男性が字有土地であることの建前を語る傾向があり、耕作に従事してきた女性の場合、自分の耕作地を「自分の土地」として、「地の主」であるとする傾向が強かったという。（石井前掲報告書63p）

女性が、自己の耕作する土地を大事にするという意識が強かったことが、後述するように、リゾートブームで土地買占めを防いだであろうし、土地改良事業の実施に対しては消極的に作用したように思える。

３－５　農地使用貸借の行方

Ｕターン青年らは、久高ニンジンなど商品作物の生産において頑張っていた。

しかしながら、その後の状況で、農業から離れた者もいる。３人のうちの一人（女性）は、島の小学校の給食を作りながら、アセローラなどの栽培で農業を続けている。

土地使用貸借契約は、更新されないまま、土地はそのまま使用がなされ、土地管理委員会を経ないで、他の耕作者に使用権を譲っているような状態になっている。

先にみたように、従前から割当られた農地については、これまで字の関与なしに、住民間で貸借が行われてきていた。しかし、新規に字会の承認が必要とされたことは、大面積の土地についてまで、字の関与が排斥されてしまうことは、土地管理についての規範が弛緩して、大きな問題を引き起こす可能性があるので、新たな慣習規範が決定されたものと言えよう。その後の推移については後述する。

４　農業的土地利用の動向と土地に対する意識

４－１　土地改良事業導入の試み

昭和56年に、地域農政推進事業により、久高島において、集落推進委員会が設立され、土地改良事業の実施が検討されることになった。

昭和57年には、沖縄総合事務局との調整や、久高島郷友会からの了承を得たりして、計画案が策定された。

事業実施にあたっての法的問題点は、字久高が土地改良事業法３条の主体となりうるかであった。事業実施には、土地所有者・利用権者の同意が必要であるが、字久高は法的人格を有しないので、土地所有者と認められないし、島民の土地に対する権利が民法上の権利に該当するかも明らかにしなければならなかった(注９)。

昭和60年３月には、対象を農地、原野から宅地にまで拡大した「農地開発事業計画案」を提出したが、やはり農地の権利関係の不分明さ、事業主体が字久高では可能ではなく、土地の権利関係を明確にすることが前提条件であることが問題とされ、具体的進展が無いまま２年が経過した。このため、区では郷友会に土地の権利関係の規定の策定を依頼した。郷友会の中から、那覇地方裁判所の事務官や早稲田大学大学院でローマ法学を学ぶものが加わり、昭和62年12月に「島づくりの会」が結成され、総有制を維持しながら、権利関係を明確にするための方策を検討することになった(注10)。

この過程において、本土資本が、久高島に健康リゾート施設を建設する計画があることがニュースになり、久高島を開発から守るということも強く意識されていった。

昭和63年12月に、「久高島土地憲章」が策定された。

このように総有制の成文化が試みられたが、行政サイドの権利関係の明確化の要求とは一致を見なかった。

このため財産区の設立が検討され、平成２年に、区側と知念村との間で協定の締結の覚書を結ぼうとした当日、区民からの反対により不成立となった。財産区長は村長となり、久高島の土地が宅地を含めて村長名義になることに対する反対が強くなったためであった。（杉原32p）

これをもって、土地改良事業導入の試みは収束した。

国、行政サイドが、久高島の土地総有制の特殊性を土地改良法制の中に位置づけることを拒否したものと言えよう。（杉原31p）

財産区設立の試みを住民の反対によって潰したことは、「本土法」による「久高の法」への浸食を食い止めたと評価できよう(注11)。

財産区と土地総有制（入会権）とは、一部重なる面もあるが、管理者が自治体長がなり、議会のコントロールも及ぶので久高島の総有制にはふさわしくない制度であった。久高区の執行部と住民の一部との間には、この時期においては、「土地憲章」の理念の理解に齟齬があったとも評価できよう。

４－２　土地改良事業に対する島民の意識

島民は、土地改良事業に対してどのような意識を持っていたのであろうか。

土地改良事業の実施の計画が持ち上がり、島でも、後継者の確保のためには必要であると

認識されていた。村営土地改良事業計画として策定されようとしていて、区画整理と畑地灌漑を内容としていた。役場試算で、事業経費10アール当たり120万円、地元負担５％（坪200円）であった。地元側の試算では、地元負担は２千万円になるという。

前掲の石井報告は、まさに土地改良事業の実施可能性を探るための調査であったので、島民の意識を報告している。

「この事業計画に対して、面接した農家では、防風対策、水対策の重要性を『津堅島のようにされては困る』というかたちで強調しつつ、土地改良それ自体には賛成するという声が多かったが、しかし、後継者がいないから無意味だということと経済的負担をしたくないということのほかに、「地の主」として換地土地が動くことそれ自体に反対だと述べる婦人も必ずしも少なくなかった。また字有の所有形態と利用の権限はどうなるのかということについては、字有の維持を支持しながらも、利用の確保の保証を求める不安感が、いわば大勢のように感じられた。」（石井報告書53-54ｐ）

この時点での島の農業の状況が、婦人に担われ、自給的野菜づくりであり、自給的食糧確保や収入の増大の要求は無いようなものであった。それで、女性の農業に対する期待は、「夫や息子たちの漁業あるいは仕送りによる収入と自己の失体事業従事賃金収入を補充する僅かな所得を期待するものにすぎない。」

これゆえ、石井は、老齢の女性にできる楽な農業と農地保有権を確保することによって、息子たちが帰ってこれる、土地改良事業でなければならないとしていた。（石井報告書57p）

島の現状への打開策、将来への展望について、若手農業従事者と女性たちとの間での意見の一致を得ることが困難である背景があった。その上、総有制の法的位置づけを拒否した行政サイドの対応の中で、商品作物を大規模に栽培するという「農業の島」への道筋は、いったん途絶えることになった(注12)。

４－３　土地利用の新しい動向

1980年代に、Ｕターン青年による農地貸借による新しい農業経営の模索、土地改良事業実施構想とその不成立など事態が生じた。このため、農業経営を志向する青年たちの新しい土地利用の動きは途絶えたのであろうか。

杉原前掲論文は、1998年当時の状況を報告している。

農地使用貸借用地での農業経営については、当初の耕作者から出入りがあったものの、平成７年当時においては４名が、アセローラやゴーヤを栽培していた。（杉原32p）

その他に何名かの帰島者があり、土地を借りて規模を拡大しながら作付を行っていた。この土地貸借は、先述した「預け預かり」という慣行に基づくものであった。

2005年において島での調査から、いくつかの動きがあることが分かった。

①　規模集積農家

農地使用貸借農地では、１名が「ノニ」を栽培したり、離農した者から借り受けて（無

償）で、新たに「アセローラ」を栽培していた。

② 畜産農家

2005年には、県の補助事業で３人の畜産用地を集約してできた団地施設が完成した。一人15頭の繁殖牛を飼育し、子取りによる収入を期待するものである。

③ モズク養殖業

モズク養殖は、前から、海に網を設けておこなわれていたが、網掃除など手間が大変であった。現在では、5人の者が、1000万円くらいかかる養殖施設を陸上に設けて、それぞれ養殖を行っている。土地は部落から各1000坪、提供を受けている(注13)。

このように個別的で、採算のとれる経営を目指す土地利用がなされつつあるのは、今後総有制に問題を提起してくることになろう。個別の土地利用を拡大するものと耕地を利用しない者との分化がより一層進んでいき、総有制の意識に変化が生じていく可能性がある。

石井報告書では、女性が「地の主」であるという意識を持っていたとされたが、女性が耕作を離れた段階においては、そのような意識は弱まってくるのではなかろうか。島に新たな土地利用の動きが生じたときに、一定のブレーキを掛けていたのが、このような意識に基づくものであったとしたら、将来においては、より個別的な事業拡大のための土地利用を行うことが現れ易くなるかもしれない。

5　土地総有制と土地憲章

5－1　土地総有制の法的構造

久高島の土地総有制の法的根拠を求めると、民法263条の共有の性質を有する入会権263条に該当する(注14)。

入会権の所有形態は､総有として把握できる。具体的内容を田山の見解をもとに挙げよう。

① 字久高が土地総有制の主体であり、入会地の形態としては、久高部落有地として観念されている土地は、久高部落民入会地である。

② 字久高は、入会権の主体としての村落共同体としての実態を有している。土地の重要事項は、字総会で決定し、それには全員が従う。

③ 字民は、土地に対して使用収益権能と、字会において入会地の管理に関与する管理権も有し、この権能は字久高住民資格と結合している。

④ 字久高は、入会集団として管理権のほか、入会集団が直接に管理する土地の使用収益権能も有している。

⑤ 字民の使用収益権は、分割利用権の形態をとる。かつて男子は、16歳で配分を受け、60歳にこれを返す。一地が基準であるが、家族数も考慮された。

⑥ 字民に土地配分による利用権を与える行為は、字久高が自己の権能に基づいて字構成員に排他的利用権を付与する行為であり、契約関係ではなく、分割的利用形態であり物権的権利である。

⑦　契約関係が成立する例としては、農業青年に対する3000坪の借地がある。この契約は、利用権を有していた字民と農業青年による土地利用を字総会が承認したもので、農地の転貸契約か利用機譲渡契約としての性格を有するとする。これは、地割慣行の単なる維持ではなく、異質なことを意味する。

⑧　久高区は、自治的組織として行政的な機能を担うものであり、土地所有主体としての字久高とは、実態は重なりあっているが、観念的には、区別されるものである。たとえば、久高区の住民であっても構成員資格（３年の居住要件）を満たしていない者は、区住民であるが、総有主体としての字久高の構成員ではない。

５－２　久高の入会権の内容

総有地の入会的利用形態は、①宅地、農地、墓地の分割的利用形態　②割当地以外の土地の契約的利用形態とに分けることができる。

事業用地は、構成員たる資格に基づいて当然に配分されるべき土地ではなく、集団と集団構成員間との契約によって初めて、一定期間に限って利用が許される。これに対して、分割的利用は、構成員権に基づいて、特定の場所が固定的に配分されて長期間の排他的利用が認められている。構成員であっても、割当分（持分）を超える土地については契約的利用によらなければならないのである。

地割が行われていた時期に各戸に配分された土地は当然、分割的利用が認められるが、借り受けた（預かった）土地についても、集団との関係では、分割的利用地となり、集団の回収権は及ばない。しかし、預けた者との関係では、無条件で返還しなければならない関係であると理解すべきであろう。

表３　入会的利用の形態分類

宅　　地	分割的利用	字民は、配分された宅地は利用が保障される。
農　　地	分割的利用 契約的利用	・字民は、割り当てを受けていた農地の耕作権を有する ・割当地以上の土地を新規に借り受ける場合には、字との契約によってなされる。
墓　　地	分割的利用	
事業用地	契約的利用	・字民の申請を、土地管理委員会の許可、字会の承認があって、特別に許可される。

５－３　土地憲章の構造

土地憲章は、これまでの土地慣習を確認し整序したという面と、あらたな規範を創出したという側面を有している。

以下、条項について検討する。

⑴　構成員資格

第一条は、土地の利用権を享受できる字民資格を定めている。

①　先祖代々字民として認められた者およびその配偶者

②　字外出身者で現在字に定住し、土地管理委員会および字会が利用権を承認する者。

１項で、土地利用権を享受できる字民資格で、配偶者を含めている。このような資格規定では、戸単位で世帯主とすることが多いと思われるが、この憲章では配偶者を含めている点に特色がある。配偶者とされるのは女性を念頭においていると思われるが、配偶者として配分を受けるので総有論の基本である、世帯単位の原則は、維持されているということができよう。

２項で非字出身者の資格を認めている。土地管理委員会の議を経て字会が承認するという趣旨であろう。

字久高は、構成員資格について排他的ではなく、新規加入を認める構成をとっている開かれた構成員資格を認めている。

⑵　土地利用権原

ここでは、地割制下の土地配分に関する慣習については触れられていない。ただその結果として割当てられた土地に対する権利を保障している。これは持分として捉えるべきであろう。

新規利用については、新たな申請と承認に基づく契約が必要となる。

土地回収権について規定しているが、これは、新規利用についてだけ適用される。

土地利用権の享受主体が、世帯主と配偶者でありまさに世帯単位である。

享受主体のこの規定は、字会の構成員そして投票権の問題と関わってくる。

土地の種別ごとに割当土地と新規契約土地との扱いが規定されている。（２条）

宅地については、従来の屋敷地の継続的な利用を保障した。（２条１項）。世帯から独立して、世帯主として家屋を築造するときは、土地管理委員会の決定および字会の承認を得て宅地利用を認める。このとき、土地使用貸借契約が結ばれ、２年以内に着工しなければ、土地を返還しなければならないとされている。

土地管理委員会には、屋敷地の回収権限が与えられている。「また土地管理委員会は子孫不明または家祭加の途絶えた屋敷地についてはこれを回収しなければならない」と定められている。

その他の土地については、従来の利用地については利用継続を保障している。これは、以前の使用貸借土地を配慮したものであろう。新たな利用については、他の土地と同様である。土地利用者は、「利用が済み次第土地を原状に復して、字に返還しなければならない。」とされている。

⑶　土地の管理

土地憲章の管理者として、「土地管理委員会」が設けられている。（３条）構成員は、区長、

書記、字選出村会議員、農業委員、郷友会代表者を含む13名である。

土地管理委員会の権限は、①土地利用権付与および回収等土地利用をめぐる一切の事項、②憲章等の違反に対する制裁に関する事項、③土地の改良・整備および植林・開墾に関する事項等である。土地管理委員会の決定は、委員の３分の２以上の賛成を要する。（５条）

管理委員会の決定に対する字会の承認は、定足数の３分の２でなされる。これは、入会慣習が、重要な決定事項については全員一致原則であることを本質的慣習とすることと矛盾しないであろうか。

管理委員会の決定事項は、土地の回収、契約的利用の承認等であり、土地の処分に関する事柄は含まれていないので、多数決で決することは本質的慣習に反しない。

表４　土地憲章規定内容

憲　　章	規　定　内　容	施行規則1999年制定、2005年改正
土地総有制 前　　文	字久高の総有制に属する 字民は使用収益権を有する	
構成員資格 １　　条	①　先祖代々字民として認められた者及びその配偶者 ②　字外出身者で、現在字に定住し、土地管理委員会・字会で承認された者	・定住と認める期間は３年間とする
屋　敷　地 ２条１項	・字民は従来の屋敷地を利用できる。 ・世帯主による築造は、管理委員会の決定、字会の承認による・・土地使用貸借契約締結から２年以内に着工義務　→不履行の場合は返還義務 ・管理委員会は、子孫不明・家族祭祀の途絶した家の回収をしなければならない。	新規利用 →生活の本拠とするものに限定し、家族数等を考慮して100坪を上限
農　　地 ２条２項	・字民は割り当て土地を利用できる。 ・新規利用・・管理委員会の決定、字会の承認	新規利用面積上限 →3000坪
墓　　地 ２条３項	・字民は従来の割当地を利用できる。 ・新規利用・・管理委員会の決定、字会の承認	新規利用の上限面積 →10坪
そ　の　他 ２条４項	・字民は従来の利用地の継続できる ・新規利用・・管理委員会の決定、字会の承認 →利用が済み次第土地を原状に復して返還義務あり	事業用地は目的や規模を考慮しておおむね建坪の３倍の面積とし、300坪を上限とする

５－４　土地憲章の具体的適用

土地利用宣言章の施行規則として、久高島土地利用管理規則が平成11年（1999年）に定められ、平成17年（2005年）４月１日に改正された。

これは、事業用地の利用申請などが捕えてきて、土地管理委員会で個別に判断することが適当ではなくなってきたため、一定の基準を設けたためである(注16)。次のような事情も考慮された。個別的土地利用が許可される基準は、かつての土地使用貸借設定のときと同じ程度

の面積が許される。もずく養殖場は1000坪が許される。

定住期間については、３年間とした。（１条２項）

土地の使用許可についても細則が定められた。

① 宅地については、生活の本拠にするためのものに限り、家族構成などを考慮して100坪を上限とする。

② 農地は、3000坪を上限とする。農地を５年以上放棄したものは字に返還しなければならない。

③ 墓地は、10坪を上限とする。

④ その他事業用地については、目的や工作物の規模を酪酌し（建坪面積の概ね３倍）、300坪を上限とする。公益事業についてはこの限りではない。

利用権を得たものは、その土地の公租公課を負担する。（４条）

土地の公平・公正かつ適切な利用・管理のために、利用地の利用料の徴収を行う。（①事業用大規模農地・坪10円、②その他事業用地・坪100円（５条））

この規定に見られるように、一部の者の土地の個別的利用が進んでいる。総有制は、同質的な土地利用者の形式的平等を基本にして維持されてきたものであったのが、そのような前提が崩れつつあるとき、総有制の維持には一層の努力が必要となっていることを示している。(注17)

６　総有制のメリット

６－１　在島者本位土地管理システム

久高島において総有制が維持されてきたことの意義はどこにあるのであろうか。

私見は、総有制の大きな利点は、在島者の生活本位の土地所有制であったことに意義を見出すべきであると考える。島を離れて他所に生活の本拠を移すものは、観念的にも土地の権利を島外に持ち出すことができない。

しかしそれは、在島者以外を排除するということではない。

島外の生活が長期間であってもいずれ戻る者は、「旅に出ている」とされ、帰島すれば、権利が復活する。そのための慣行が、農地貸借における「預け預かり」の関係であった。離島者と島とのきずなは切れていない。このことを端的に示すのが、土地憲章制定までに果たしてきた郷友会の役割であり、土地管理委員会にも郷友会の代表が入っていることにも現れている。

また、移住者でも島に定住し、島の構成員として認められれば、宅地の配分を受けることができるように新たな者を受け入れる柔軟性もある。

６－２　総有制によらない在島者本位の土地管理システム

限界・消滅集落あるいは離島において離村者が有していた土地所有権は、観念的には地域

から流出し、誰も管理することができない土地になり、地域において利用・管理ができない消失した土地となってしまう。

久高島のような土地全体の土地管理主体が存在しない島においても、なんらかの工夫で、土地所有権の流失や空洞化を避ける土地管理システムを作る必要があろう。

① 離村者や離島者は、土地所有権を、集落に信託的に所有権移転する。

② 集落の土地管理委員会は、信託された土地所有権を保全や定めらた信託目的のためにのみ使用収益できる。

③ 帰村者、帰島者には、信託した土地所有権を返還する

などのような対策を早急に行うことが必要であろう。久高島の経験に大いに学ばなければならない。(注18)

注

注１　久高島振興会についてはホームページで、以下のように紹介している。「日本でも昔ながらの生活の多くが失われてしまったように、久高島もまさに今、変わりゆく時代と過疎高齢化の波にさらされています。私たちNPO法人久高島振興会は、「久高島の文化や祭祀、信仰をいつまでも伝えてゆく事が出来る島作り」、「訪れた人が癒されるような島作り」、「雇用促進と島の自立を目指して宿泊交流館、レストランとくじん、船待合所運営と、体験滞在型観光、地域産物の買取・加工販売」等の事業を行っています。

平成13年に任意団体として活動を始め10年が経過しました。島の生産物をお客様に提供する為の試行錯誤を繰り返してゆく中で島の叡智を学び、次の世代に引き継ぐ努力をし、将来若者が島に戻り定着する地盤づくりを行う日々です。

高齢者、先祖、自然への感謝・畏敬の念を忘れない、久高島の「心」を旨に活動を行ってゆきたいと考えています。」http://www.kudakajima.jp/

注２　杉原たまえ「Uターン青年の担い手形成過程における『受容』と『拒絶』」（総合農学会「総合農学」44巻１号、1996年）。以下杉原論文と引用する。

注３　内間豊「久高島の思想」98p（「環」30号、特集「今こそ、『琉球の自治』を」，2007）内間氏は久高島在住で、久高振興会代表なども勤めていた。なお、他の報告者（杉原、石井）は、一地を360坪としている。女性への配分の記述は、土地管理憲章の３条で、土地を保障される者として配偶者も挙げられていることと符号する。

注４　耕地の地割地は入り組んでおり、その配分単位は「組」である１組は10－15戸からなり、全部で10組ある。組に割り当てられた土地は15－24筆の散在した耕地を、１片ずつ組の構成員分に分割配当される。そのため、１戸の耕作地は、極めて零細分散していることになる。」（杉原26p）

注５　前掲内間論文に紹介されている。元の出典は（「久高島免税陳情書」知念村史第１巻805-6ｐ）内間豊は、一国二制度が認められたものとする。

なお、安里英子は、1968年に、登記簿上も、字有地となったと指摘しているが、これは、登記が再編され、表題部に字久高有地とされたのであろう。(安里英子「久高島・自治の可能性」(「環」30号)

これは字が法的所有主体であることを認めたものではない。なお割り替えは、沖縄戦後の人口増加のときに、小規模なものが行われただけで、その後は、行われていないという。

注６　石井啓雄・田山輝明『農家の土地保有・利用関係基礎調査報告書』は、久高島や粟国島にて、土地改良事業導入の可能性を探るために実施された。石井は、沖縄の農地問題の研究の第一人者であった。沖縄大学地域研究所紀報「沖縄の土地問題・日本の農業問題」参照。

注７　石井報告書による聞取り記録（N.K氏、31歳）

「部落からは遠く、土壌も悪いが賃料なしのまとまった3000坪はありがたい。」水は、失対事業による溜池から1.2キロ離れた畑まで、バイトとポンプを自力で設置した。」3000坪は、夫婦二人分の労力でできる面積であり、嫁がくれば成功と見られると自己評価していたという。(石井報告書45p)

注８　杉原論文に「農地使用貸借契約書」の雛形が掲載されている。

表３　農地使用貸借契約書

第１条　貸主字久高は、所有する別紙不動産を借主　　に無償で使用収益させることを約し、借主は別紙不動産を借り受けた。

第２条　使用貸借の期間は、平成７年１月１日から平成１２年１２月３１日までの５年間とする。

第３条　借主は、その用法にしたがい不動産を使用収益しなければならない。又、借主は不動産を第三者に使用または収益をさせてはならない。

第４条　本不動産の維持管理に要する費用は借主の負担とする。

第５条　借主が本契約に違反したときは、貸主はただちに契約を解除する事ができる。

上記契約を証するため本証書を作成し、各自署名押印のうえ一通づつを所持する。

平成　７年　１月１日

知念村字久高　　久高区長
貸　主

知念村字久高
借　主

注９　石井前掲報告書に、田山輝明（早大法学部教授）の論考が併載されていて、この問題を検討している。

注10　昭和62年12月に結成された。この組織は，久高在住の５名を含む、島出身の島外在住者25名より構成される。島の農業者からはUターン担い手青年（N/M）が出て、彼を中心に島内では活動を繰り広げた、この会が運動の主たる担い手となって、島つくりの構想が練られた（杉原論文30p)。

注11　本土法による沖縄法の浸食という視座は、小川竹一「地下水保護管理思想と地下水保護管理条例」(沖大法学10号、1990年)

注12　土地改良事業を導入できなかったことの是非の判断は難しい。導入していたら、多額の負担

が生じ、規模拡大によりそれに見合う収益を得ることができたのであるかは不明であろう。

注13　開き取り（2005 年実施）を挙げておこう。

・I/Kさん。昭和34年生。那覇を経て、内地で働いていたが、20代後半に戻る。親が言ってきたから。長男。３－４トンの船を持っていて、イカ釣りをしていたが、モズク養殖に切り替え。４－６月が水揚げ。収入的には、いちがいには言えないが、漁に比べて経費がかからない分いいのではないか。

畜産基地で牛の繁殖を行っている。15頭。今年の夏から弟を引き継いだもので、詳しいことは分からない。モズク養殖と二本立てやっていくつもりだが、牛の方が忙しくなり、養殖網のごみ取りなどする時間がない。頭数に比べて、草地の面積が少なく、あちこちから草を刈って来なければならない。また、牧草が良くはえない。

・U/Yさん。40歳代、独身。次男。10年位前、母親が一人暮らしなので、島に戻る。もともと島の暮らしは好き。父親は別に本島で家庭を持っている。島にいる頃は、耕運機を最初に持ち農業をやっていた。本島で、カツオ船に乗り組むなどしていた。長男、三男は、本島で仕事をしている。島に戻り、10トン船を買った（中古で1200万円、今売りに出している。）以前からの畑には、牧草を植えている。その他、貸していたり、野球場のために潰されたのもあった。補償とかは無い。

・畜産を始めたのは、近所のI/Hさんに誘われたのがきっかけ。種付けは、もう一人がやっているが、最初は、受精率良くなかった。後半から良くなってきた。今年生まれたのは、３頭、１頭30－45万。受精率が、80－90％であればやっていけるであろう。

・これ以上の頭数は増やせない。借りられる土地は決まっているから。

注14　前出の田山輝明報告は、区が土地改良事業実施主体になる可能性について、土地所有者は、「村落」としての久高であり、土地改良法３条資格者としても、字久高のままでよいとする。（石井前掲報告書65p（田山筆）

私見もおおむね賛成であるが、田山が入会理論について、入会管理権を村落が、使用集益権を構成員が分属して有しているとの立場に立っていることは、私見とは異なる。

集団構成員は、総会の全員一致決定に関与することによって構成員の意思をもって管理権が行使され、集団も、使用収益権を有する。集団、構成員ともに入会権について管理権、使用収益権を有しているとみるべきである。

注15　入会権の理解につき、私見は、中尾説に従い、入会権の持分を肯定し、入会権分属説をとらない。また、入会権の所有形態を、「総有」として捉えるが法人格なき社団の所有形態とは全く異なるものと理解している。

伊藤英寿（「〔研究ノート〕『神の島』沖縄・久高島における土地総有の意義一総有理論に関する批判的一考察一」愛知学院大学宗教法制研究所紀要第50号）は、久高島の土地権利形態は、入会地にほかならないのに、土地憲章において「総有制」と宣言したことについて疑問を述べる。法的分析として、「総有」概念は不明確であるため、入会権であることを明確

にすべきであるとする。

たしかに、久高島の土地所有は入会地にほかならないが、一般的に、入会権の存在形態は,宅地/耕地の私有＋山林原野の入会というものであるから、久高の所有形態の特殊性を把握するには、「総有」といった方がよいと思われる。また、入会権と正面きって明示したところで、入会権の法的構造の理解も対立している。持分を根拠にした全員一致原則が入会権総有論の肝である。

注16　島民から事業用地の使用に関する申請が増えてきたため、規定の運用についての不満が生じてきていた。

島選出の村会議員N氏（1949年生）からの聞き取り（2006年）をあげておく。

「施行規則の平成17年改正では、事業用地利用が増えてきたため、無償使用についての不公平感が出てきたため、有償使用とすることになった。特に、不公平感が増していることが問題である。畜産基地や、海ブドウ養殖施設用地、水産処理場等の土地利用について、来年４月１日より、賃貸料を取ることとした。」

「農業青年と区が交わした貸借契約は、更新されなかったが、区にも返還されずに、個人的に無償で貸借されている。自分も（Ｉさんより借りているが）本来、区から借りるように改めなければと思っている。」

注17　土地利用の在り方をめぐって、島の振興を進める側と伝統や信仰の維持を重んじる女性たちとの齟齬があるという。久高信仰会が使用する土地につき、信仰の重要な場所であることから不満があるという。「地理学報告書（沖縄県）平成７年度『聖地の観光化ー沖縄県久高島を事例に』（田立あゆみ）」。これまでにあった土地利用をめぐる対立の流れの中で位置づけると興味深い。（www.lit.osaka-cu.ac.jp/user/yamataka/tadachi.pdf）

注18　離島者の島に残してきた土地への執着、相続人の無関心などから「土地所有権の不在」現象が生じないようにするために、在村者のみならず、郷友会の協力が必要であり、久高島の郷友会の関与に学ぶべきことが多いと思われる。

本稿は、科学研究費報告書「過疎化・超高齢化に直面する沖縄近海離島における持続的発展モデルの構築」（2006年）に発表した拙稿をもとにしている。

地域研究　№13
2014年３月　213-230頁

The Institute of Regional Studies, Okinawa University
Regional Studies №13　March 2014 pp.213-230

「日台漁業協定」について

岡　本　常　雄*

The Japanese Taiwanese Fisheries Agreement

OKAMOTO Tsuneo

要　旨

2013年（平成25年）４月、我が国と台湾（中華民国）間（但し、いずれも民間団体）で締結された、いわゆる「日台漁業協定」について、それが締結された背景を整理したうえで、その法的意味および内容等を確認するとともに、それが発効したことによる我が国漁業者の被害救済を図るための法律的な根拠を検討するものである。

キーワード：日台漁業協定、国連海洋法条約、排他的経済水域、漁業法、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律

はじめに

2013年（平成25年）４月10日、我が国と台湾（中華民国）間（但し、いずれも民間団体）で、いわゆる「日台漁業協定」が締結された。「日台漁業協定」は、尖閣諸島周辺の排他的経済水域のうち、一定の水域において、我が国及び台湾の漁業者が操業する漁業等に関する取決めである。

沖縄タイムスは、「尖閣一部海域で台湾操業認める」という見出しで「日本と台湾が、尖閣諸島台湾名（釣魚台）の周辺海域での漁業権をめぐり協議してきた漁業協定に合意していたことが９日、関係者への取材で分かった。合意内容は、尖閣諸島周辺の排他的経済水域（EEZ）に属する一部海域に関し、台湾漁船による操業を認める漁業水域の設定などで、両政府は10日、正式発表する方針だ」（2013年４月10日 09時48分【東京】）と報じている[1]。

他の新聞各紙も、「社説」で、「日台漁業協定　尖閣避けた大人の知恵」（朝日新聞　同年４月11日）、「日台漁業協定　実効性高める努力を」（毎日新聞　同年４月12日）、「日台漁業協定　戦略的外交で「尖閣」を守れ」（読売新聞　同年 ４月11日）、「日台漁業取決め現実的

* 沖縄大学地域研究所特別研究員　cabcp601@hcn.zaq.ne.jp

な判断を歓迎する」（産経新聞　同年４月11日）、「日台漁業協定、尖閣周辺で台湾に大きく譲歩し素直に喜べない内容だ」（琉球新報　同年４月11日）などと報じている。

以上、新聞各紙に評価の違いはあるが、いずれも、日台漁業協定が尖閣諸島の我が国国有化に端を発した領土問題の対応の一環として、いわば、政治問題としての側面が強調されている。

しかし、後述するとおり、日台間での共同操業のルールが定められないまま、「日台漁業協定」が発効したことにより、我が国の漁業者は、その対象水域内で指定漁業等を操業することが事実上、著しく困難または不可能となり、その結果、甚大な被害を被っている。

そこで、本稿は、「日台漁業協定」について、それが締結された背景を整理し、その目的、意義、法的性質、内容及び法的効力を確認したうえで、それが発効したことによる我が国漁業者の被害救済を図る観点から、法律的な問題点を検討しようとするものである。

Ⅰ　「日台漁業協定」締結の背景

１．国連海洋法条約

1982年（昭和57年）４月、「海洋法に関する国際連合条約」（以下「国連海洋法条約」という。）が国連海洋法会議で採択され、1994年（平成６年）11月に発効した。

国連海洋法条約は、海洋法に関する条約として、海洋の区分や海洋法に関する包括的・一般的な規定が設けられている。1982年（昭和57年）12月10日、ジャマイカのモンテゴベイにおいて開催された同条約の署名式当日に118か国が署名した[2]。

２．我が国の対応

我が国は、1983年（昭和58年）２月７日、国連海洋法条約に署名し、1996年（平成８年）６月７日、国会承認、同年６月18日、批准の閣議決定を経て、同年７月12日に公布され、同年７月20日、我が国において「国連海洋法条約」（平成８年条約第６号）が発効した。

そして、「国連海洋法条約」の発効により、我が国は、周辺国との間で、排他的経済水域における境界線策定など、漁業における協議を行い、運営上の協定を結ぶ必要が生じた。

対韓関係では、1998年（平成10年）11月28日に「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定」（「新協定」）の署名が行われ、1999年（平成11年）１月22日、新協定および関連する国内法が発効した。

対中関係では、国連海洋法条約が採択された翌年1997年（平成９年）に日中漁業協定（新協定）が締結された。

ところで、対台湾（中華民国）関係については、我が国政府が1972年（昭和47年）９月29日、「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」において、中国国家の政府として、中華民国政府に代えて中華人民共和国政府を承認したことに伴い、中国国家の国名が「中華民国」から「中華人民共和国」に変更され、この承認の切替えによって、我が国は、中華民国を、国際法上、主権国家として取り扱うことができなくなった。

しかし、とくに国際漁業において実際上主要な位置を占めている台湾は、国連においては中国の一部として扱われ、ほとんどの国が独立した主権国家と認めていないにもかかわらず、海洋法上、とくに漁業関係条約において、ある程度の権利能力を持つ「漁業主体（fishing entity）として扱われることがあること[3]、また、台湾は、事実上、国家としての営みがなされていること、1972年（昭和47年）当時、我が国と台湾との間では人的交流や経済取引が盛んであったこと、及び、台湾及び沖縄周辺海域の漁業問題や海域秩序に関する様々な問題について話し合う必要があったこと、以上のことから、我が国政府は、台湾政府を事実上「主権国家」として取り扱い、台湾との間で、1996年（平成８年）の国連海洋法条約の批准以来度々漁業協議を重ねてきたが、尖閣問題等で協議が整わなかった。

このような経緯を経て、2013年（平成25年）４月10日、我が国及び台湾間（但し、いずれも民間団体）で合意して締結したのが「日台漁業協定」である。

Ⅱ　日台漁業協定とは

１．目　的

「日台漁業協定」は、「東シナ海における平和及び安定を維持し，友好及び互恵協力を推進し，排他的経済水域の海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を図ること」（第１条）を目的とする。

２．名　称

新聞各紙等では、「日台漁業協定」と呼ばれているが、その正式名称は、「公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め」である（なお、本稿では、引用文を除き、一般的呼称にもとづき、「日台漁業協定」と呼ぶ。）。

３．法的性質

「日台漁業協定」の当事者は、いずれも国家ではなく、日本側が「公益財団法人交流協会」、台湾（中華民国）側が「亜東関係協会」という民間団体である。

(1)　「交流協会」設立の経緯及び性格は、そのホームページ[4]によると次のとおりである。

「(1)1972年（昭和47年）９月、我が国は中華人民共和国との間で国交正常化に関する共同声明に調印したが、その際当時の大平外相が談話を発表し、『日中関係正常化の結果として、日華平和条約は存続意義を失い、同条約は終了したと認められるというのが、日本政府の見解である。』と述べた。中華民国政府は即日外交部声明を出し、対日断交を宣言した。

当時、台湾には在留邦人約4,000名が滞在するとともに、年間約18万人の邦人旅行者があった。また、断交前に直接台湾との間で取引関係を持つ企業は約400社あるとされており、貿易関係においても中華民国は我が国にとってそれまで長い間３位を下らない輸出仕向国であり、我が国は中華民国にとって輸入では第１位、輸出では第２位という不動の地位を維持している国であった。

⑵同年12月１日、堀越禎三氏ほか12名の発起人が、財団法人交流協会発起人総会を開催し、同月５日に外務、通産（現在の経済産業省）両大臣に対し、設立許可申請書を提出した。８日、当協会が設立した。

12月26日、交流協会は、台湾側のカウンターパートである亜東関係協会との間に「在外事務所の相互設置に関する取決め」を調印し、我が方は、台北及び高雄に在外事務所を設置した。同取決めについて、東京では二階堂内閣官房長官（当時）が、また台北では沈外交部長が本調印を歓迎して、協会の活動に対しては国内法令の許す範囲で出来る限りの支持と協力を与える方針である旨を言明した。

なお、交流協会設立趣旨書（72.12.1）には、協会の目的につき、次のとおり記されている。『財団法人交流協会は、台湾在留邦人旅行者の入域、滞在、子女教育等につき、各種の便宜をはかること、並びに我が国と台湾との間に民間の貿易及び経済、技術交流はじめその他の諸関係が支障なく維持、遂行されるよう必要な調査を行うとともに適切な措置を講ずることを目的として、その目的達成に必要な各種便宜を与え、かつ、所要の事業を行ない、もって民間レベルでの各分野における交流の維持、促進に資するものであります。』

⑶上述の経緯で設立をみた交流協会の性格は、法人格としては財団法人ではあるが、日台間実務関係を維持するために設立された特殊な性格を有する団体である。交流協会は外交関係のない日台間にあって準公的なパイプ役を果しているだけでなく、その業務には、後述するとおり政府の在外公館（大使館、総領事館等）と変らない種々の公的な事務が含まれている。また、公益法人関連三法の成立に伴い、総理大臣の認定を受け、2012年４月１日に公益財団法人に移行した。」

⑵ 「亜東関係協会」の設立の経緯及び性格は、そのホームページ[5]によると次のとおりである。

「台北駐日経済文化代表処は、中華民国（台湾）の日本における 外交の窓口機関です。民間の機構ではありますが、実質的には大使館や領事館の役割を果たしています。国際情勢の変動から1972年９月29日、日本と中華人民共和国が国交を成立させたことに伴い、中華民国（台湾）と日本の国交が断絶しました。しかし、中華民国（台湾）と日本の関係は深く、貿易、経済、技術、文化などの交流面で今まで通りの関係を保ちつづけるための実務機関 として同年12月、中華民国（台湾）側に「亜東関係協会」、日本側に「財団法人交流協会」を設立しました。そして、亜東関係協会と交流協会は、相互に在外事務所を設置する取り決めに調印しました。この取り決めに基づいて中華民国（台湾）と日本の両国は、お互いにそれぞれの権益を保護し、ビザ発給をはじめ貿易推進、学術・文化・スポーツ交流などの業務を行い、今まで通りの両国の深い関係を維持しています。」

以上のとおり、「日台漁業協定」の当事者は、我が国側が「公益財団法人交流協会」、台湾側が「亜東関係協会」で、いずれも民間団体である。しかし、両団体は、日台間にあって準

公的なパイプ役を果しているだけでなく、その業務には、政府の在外公館（大使館、総領事館等）と変らない種々の公的な役割を果たしている。

ところで、「協定」は、国家間の文書による合意である「条約」の一種であるが、前述したとおり、我が国は、1972年（昭和47年）９月29日、中国国家の政府として、「中華民国」政府に代えて「中華人民共和国」政府を承認したことに伴い、「中華民国」を国際法上、主権国家として取り扱うことができなくなったため、台湾（中華民国）との間で「協定」を締結することができない。そこで、我が国および台湾（中華民国）は、それぞれ両国を代表する民間団体間の約束である「取決め」という形式で「日台漁業協定」を締結した。

このように、「日台漁業協定」の法的性質は、国家間の条約ではなく、民間団体（私人）間の文書による合意にすぎない。

４．内　容

「日台漁業協定」は、⑴尖閣諸島周辺の「排他的経済水域」のうち、一定の水域（「取決め適用水域」）を対象とし、そして、その水域のうち、⑵「特別協力水域」、⑶「法令適用除外水域」、および、⑷「日台漁業委員会」の設置等を内容とする。

⑴　対象水域

「日台漁業協定」は、北緯27度以南の排他的経済水域の一定の範囲を対象水域（第２条⑴。以下「取決め適用水域」という。）とする。

⑵　特別協力水域

取決め適用水域の内、一定の水域は、「漁業実態が複雑であり，海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持が特に求められることに鑑み，これを『特別協力水域』と定める」（第２条⑵）。

そして、両協会は、「日本及び台湾の漁業者による友好と互恵協力に基づく操業が最大限尊重される」等の原則をふまえて、「特別協力水域における海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序が維持されることを可能な限り支援するようそれぞれの関係当局に要請する」ものとされている（第２条⑶）。

⑶　法令適用除外水域

「特別協力水域」以外の「取決め適用水域」については、「両協会は、・・・（略）・・・日台双方の漁業者に対して自らの漁業に関する関連法令が相手方に適用されないようにするため、双方における法的措置がこの取決めの署名から30日以内に講じられるよう、それぞれの関係当局に要請する。」（第２条⑷）、すなわち、この水域を漁業関連法令の適用除外（以下「法令適用除外水域」という。）とするよう、それぞれの関係当局に要請するものとされている。

⑷　「日台漁業委員会」の設置

この取決めの目的を達成するために、「日台漁業委員会」を設置すること（第３条）が定められている。

⑸　その他

第４条では、「この取決めのいかなる事項又はその実施のための措置も、双方の権限のある当局の海洋法に関する諸問題についての立場に影響を与えるものとみなしてはならない。」と規定する。この「双方の権限のある当局の海洋法に関する諸問題」には、領海に関する問題が含まれると考えられ、尖閣諸島周辺の日本の領海は、そもそも排他的経済水域に含まれないから、この取決めの適用対象とならないことを含意するものと解される。

以上要するに、「日台漁業協定」は、一定の排他的経済水域内（取決め適用水域）における日台漁業者の共同操業を可能とすることを定めるもので、そのうち、①「法令適用除外水域」は、それぞれの漁業関連法令の適用除外とすること、また、②「特別協力水域」は、それぞれの漁業関連法令が適用されるものの、日台漁業者の共同操業が最大限尊重されるための施策が講じられるべき水域とし、そのため、日台漁業委員会において、操業に関する具体的事項が協議されるべきこと等を主な内容とする。

５．排他的経済水域

「日台漁業協定」は、排他的経済水域（Exclusive Economic Zone, EEZ）を対象とする。

ところで、「排他的経済水域」の制度は、「国連海洋法条約」によって正式に認められたもので、同条約には、海洋の区分に関する規定が設けられている。なお、「国連海洋法条約」は、1996（平成８年）７月20日に我が国内において発効したことは前述したとおりである。そこで、先ず、「国連海洋法条約」、次いで、我が国における海洋の法的区分に関する規定を確認したうえで、排他的経済水域の意味及び内容を確認する。

⑴　国連海洋法条約

「国連海洋法条約」は、海洋の法的区分に関し、次のとおり規定する。

①　領海

沿岸国の主権は、その領土若しくは内水[6]又は群島国の場合にはその群島水域に接続する水域で領海といわれるものに及ぶこと（２条１項）、いずれの国も、この条約の定めるところにより決定される基線から測定して12海里を超えない範囲でその幅を定める権利を有すること（３条）。また、基線についても規定する（３条以下）。なお、１海里は、1,852mである。

②　接続水域

沿岸国は、自国の領海に接続する水域で接続水域といわれるものにおいて、自国の領土又は領海内における通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令の違反を防止すること等に必要な規制を行うことができること（33条１項）、接続水域は、領海の幅を測定するための基線から24海里を超えて拡張することができない（33条２項）旨を定める。

③　排他的経済水域

「排他的経済水域とは、領海に接続する水域であって、この部（第５部＝筆者注記）

に定める特別の法制度によるものをいう。この法制度の下において、沿岸国の権利及び管轄権並びにその他の国の権利及び自由は、この条約の関連する規定によって規律される」（55条）、そして、「排他的経済水域は、領海の幅を測定するための基線から200海里を超えて拡張してはならない」（57条）と規定する。

沿岸国は、排他的経済水域において、「海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源（略）の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利並びに排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動（略）に関する主権的権利[7]」（56条1項（a））を有する。さらに、沿岸国は、この条約の関連する規定に基づき、排他的経済水域内において人工島、施設及び構築物の設置及び利用等に関する管轄権を有する（56条1項（b））とともに、これらの施設の上では、通関上、財政上、保健上、安全上及び出入国管理上の法令に関する管轄権を含む排他的管轄権を有する（60条１、２項）。

そして、沿岸国は、以上の主権的権利及び管轄権を行使するにあたり、必要な法令を制定（立法管轄権）し、執行（強制管轄権）することができる（73条１項）。

なお、「すべての国は、・・・排他的経済水域において、この条約の関連する規定に定めるところにより、第87条（公海の自由（筆者注記））に定める航行及び上空飛行の自由並びに海底電線及び海底パイプラインの敷設の自由並びに・・・海洋の利用・・・の自由を享有する」（58条１項）。

このように、排他的経済水域の基本的な性質は、公海（high seas）であるため、沿岸国が有するのは、限定的・機能的な管轄権に過ぎない。

そして、「沿岸国は、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この条約と両立するように行動する」（56条２項）。他方、「いずれの国も、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この部の規定に反しない限り、この条約及び国際法の他の規則に従って沿岸国が制定する法令を遵守するものとする」（58条３項）と規定する。

また、他国の「排他的経済水域において漁獲を行う他の国の国民は、沿岸国の法令に定める保存措置及び他の条件を遵守する」義務を負う（62条４項）、さらに、「沿岸国は、排他的経済水域において生物資源を探査し、開発し、保存し及び管理するための主権的権利を行使するに当たり、この条約に従って制定する法令の遵守を確保するために必要な措置（乗船、検査、拿捕及び司法上の手続きを含む。）をとることができる」（73条１項）と規定する。

⑵　我が国の国内法令

我が国は、国連海洋法条約の発効をうけて、「領海」及び「接続水域」に関し、「領海及び

接続水域に関する法律」（昭和52年法律第30号）を改正し、また、「排他的経済水域」に関しては、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」（平成8年法律第74号）及び「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」（平成８年法律第76号）を制定した。

「領海及び接続水域に関する法律」（昭和52年法律第30号）は、領海は基線から12海里、接続水域は基線から24海里とする旨規定する（１条、４条）。

また、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」は、排他的経済水域を設定し、その幅を200海里（但し、例外あり。）とする（１条１項・２項）、そして、排他的経済水域又は大陸棚における天然資源の探査、開発、保存及び管理等の事項については、我が国の法令を適用すること（３条１項）、ただし、排他的経済水域は、我が国の領土外であること等を理由に、当該法令の適用関係の整理又は調整のために必要な事項を政令で定めることができること（３条３項）等を定める。

「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」（平成８年法律第76号）は、外国人が我が国の排他的経済水域において行う漁業、水産動植物の採捕及び探査に関し適用される（３条１項）法律であるが、後述するとおり、政令で定める法律の規定は適用しないこと（３条２項）、同法の４条から13条まで等については、政令で外国人及び海域を指定して、法の適用の特例を設けることができる旨（法附則第２条）を定める。

６．法的効力

この取決めは、署名日、すなわち、2013年（平成25年）４月10日から効力が生じる（第５条）。しかし、前述したとおり、「日台漁業協定」の当事者は、いずれも民間団体であり、したがって、「日台漁業協定」は、私人間の文書による合意にすぎないから、これをもって直ちに、我が国及び台湾（中華民国）を直接、法的に拘束する何らの効力をもたない。

そこで、「日台漁業協定」がそれぞれの国内において、法的効力を獲得するためには、別途、法的措置が講じられる必要がある。そのため、「取決め」には、「双方における法的措置がこの取決めの署名から30日以内に講じられるよう、それぞれの関係当局に要請する。」（第２条⑷）という規定が設けられた。

⑴　わが国の対応

公益財団法人交流協会から政府に対し、特定の海域について、台湾の漁業者に係る法の適用の特例を設ける旨の申し入れが行われた。

この申し入れを受けた我が国政府は、2013年（平成25年）５月10日「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令」の一部を改正し、「同法律施行令の一部を改正する政令」（平成25年政令第135号）を公布し、同日施行した。

そこで、同政令の一部改正の意義、内容及び効力を確認する。

外国人が排他的経済水域において行う漁業、水産動植物の採捕及び探査に関し、我が国では、国連海洋法条約を受けて、国内法として「排他的経済水域における漁業等に関する主権

的権利の行使等に関する法律」（平成８年法律第76号）が制定されている。

同法は、「海洋法に関する国際連合条約に定められる権利を的確に行使することにより、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等について必要な措置を定める」趣旨（１条）で制定されたもので、「外国人が我が国の排他的経済水域（以下単に「排他的経済水域」という。）において行う漁業、水産動植物の採捕（略）及び探査（略）に関しては、この法律に定めるところによる」（３条１項）、また、「排他的経済水域における外国人の漁業等に関しては、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成８年法律第74号）第３条第１項の規定にかかわらず、政令で定める法律（これに基づく命令を含む。）の規定は、適用しない。」（３条２項）と規定している。そして、同法を受けて、同法施行令（平成８年政令212号）は、同法「第３条第２項の政令で定める法律は、次のとおりとする。」（１条）と規定し、その第２号で、「漁業法（昭和24年法律第267号）（第74条並びに第141条及び第145条（第74条に係る部分に限る。）を除く。）」と規定する。

これらの規定は、要するに、外国人が排他的経済水域において行う漁業等に関しては、原則として、漁業法が適用されず、その特例である「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使に関する法律」（平成８年法律第76号）が適用される旨を定めたものである[8]。

そして、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使に関する法律」には、漁業等の禁止（４条）、漁業等の許可（５条）、許可基準等（６条）、入漁料の納付（７条）、試験研究のための水産動植物の採捕の承認（８条）、外国人以外の者が行う漁業等付随行為等の承認（９条）、探査の承認（10条）、手数料等（11条）、制限又は条件（12条）、許可等の取消等（13条）等の規定が設けられており、また、同法附則２条本文には、「第４条から第13条まで（略）及び第14条第２項の規定については、政令で、当該規定ごとに外国人及び海域を指定して適用しないこととすることができる。」と規定する。すなわち、政令で、外国人及び海域を指定することによって、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使に関する法律」の第４条から第13条まで（略）及び第14条第２項の規定を適用しないことができる。

そして、これを受けて、同法施行令は、附則第２条で「法５条から第13条までの規定は、次の表の中欄に掲げる外国人がそれぞれ同表の下欄に掲げる海域において行う漁業、水産動植物の採捕又は探査に関しては、適用しない。」と規定する。

そこで、今般、我が国政府は、同法施行令附則第２条の表を改正し、「台湾の戸籍に記載されている者（台湾の権限のある機関又は台湾の法令に基づいて設立された法人その他の団体を含む。）」（以下「台湾の戸籍に記載された者」という。）が、「日台漁業協定」で定められた我が国の排他的経済水域のうち、法令適用除外水域において行う漁業、水産動植物の採捕又は探査については、同法第５条から第13条までの規定を適用しない旨を定めたものであ

る。すなわち、台湾の戸籍に記載されている者は、日台漁業協定に定める「法令適用除外水域」（第２条⑷）内において、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」５条から13条までの規定の適用をうけない、つまり、同法の定める漁業等の許可（第５条、第６条）や入漁料の納付（第７条）等の規定の適用を受けることなく、漁業、水産動植物の採捕又は探査を行うことができることを意味する。

⑵　台湾（中華民国）の対応

台湾（中華民国）においても亜東関係協会からの要請を受け、「立法院は３日、中華民国（台湾）のEEZで操業する外国漁船への法令適用について、漁業協定がある場合は協定の取り組みに従うとする漁業法追加修正案を承認した。」[9]と報じられている。

以上のとおり、我が国及び台湾の両政府内でそれぞれ法的措置が講じられたことにより、「日台漁業協定」は、法的効力を有することになった。

Ⅲ　「日台漁業協定」の法的問題点

琉球新報（2013年５月８日）が「日台漁業委員会　操業ルール先送り」の見出しで、「日本と台湾は７日、沖縄県・尖閣諸島周辺の漁業権をめぐり４月に調印した取り決め（協定）に基づき『日台漁業委員会』を発足、台北市で初会合を開いたが、漁獲高などの操業ルールを策定できないまま終了した。協定は、操業ルール策定を先送りし、10日の発効日を迎えることがほぼ確実となった」[10]と報じているとおり、日台間で、共同操業のルールが定められないまま、同協定が５月10日から発効した結果、「クロマグロ漁のピーク時の４～６月、台湾漁船はこの漁場で40～50隻が操業したとみられている。一方、沖縄の漁業者の多くは漁具の破壊などを警戒し、この漁場での操業を自粛している。沖縄のマグロはえ縄漁は長さ数十キロにもなるはえ縄を、複数の漁船が約５～８キロ間隔に並んで航行して流していく。はえ縄がからまないようにするためだ。だが、台湾船の間隔は狭く、約４キロしか離れないのだという。実際に、数百万円する高価なはえ縄が切れる被害も出ている。更に、水域付近に点在する沖縄側が設置した浮魚礁にも台湾船のものとみられるはえ縄が絡まったケースも報告されている。上原組合長は、『好漁場に行けないこと自体が大きな被害だ』と協定から好漁場を除外するよう求める考えだ。」（毎日新聞2013年９月11日西部朝刊）と報道されている。

このように、我が国漁業者が「日台漁業協定」の水域内において操業することが事実上著しく困難又は不可能となっており、それは、日台間で共同操業のルールを定めないまま「日台漁業協定」が発効し、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令」が施行されたことに起因する。

そこで、「日台漁業協定」の締結を受けて内閣が行った「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行に関連する法律上の問題点を、以下検討する。

１．委任立法（憲法73条６号）について

憲法73条本文は、「内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。」と規定し、その第６号は、「この憲法及び法律の規定を実施するために政令を制定すること（略）」と規定する。

また、内閣法11条は、「政令には、法律の委任がなければ、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない」と規定する。

このように、国民に義務を課し、又は権利を制限する規定は、本来、法律事項であり、国民代表の国会において制定・改廃されるのが原則であること、しかし、その内容の専門性、技術性等の理由から、例外的に政令により対応することを認められる場合があるが、その場合でも、内閣の裁量の余地を制限するため、法律の政令に対する委任は、特定的・限定的な事項に限るとするのが、憲法73条６号及び内閣法11条の趣旨であると解されている。包括的・一般的な政令への委任は、国会の法律制定権を損なうことになるからである。判例は、『いわゆる包括的委任は許されない』が、『特定的、限定的であればよい』（最判昭和27．５.13刑集６巻５号744頁）と述べている。

ところで、「日台漁業協定」の締結を受けて今般行われた政令の改正は、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」附則第２条（「第４条から、第13条まで（略）及び第14条第２項の規定については、政令で、当該規定ごとに外国人及び海域を指定して適用しないことができる」）に基づいて行われたものである。すなわち、法律が政令に委任する事項は、「当該規定ごとに外国人及び海域を指定」することである。今般の政令改正は、同法附則第２条の委任を受けて「当該規定ごとに外国人及び海域を指定」したものである。このように、今般の政令改正は、法律の委任を受けて、法律の委任事項を改正したのであるから、その施行の結果、たとえ、我が国の漁業者の指定漁業等の操業が事実上著しく困難となり、または不可能となったとしても、法律上は、格別問題はないとも解しうる。

しかし、同法には、委任事項の範囲を決定する基準が定められていない点に注目すべきである。すなわち、同法には、指定する「海域」の範囲を決定する何らの基準が定められていないのである。仮に、指定する「海域」の範囲を決定する何らの基準が定められていなくとも、包括的・一般的な政令への委任にあたらず、違憲・違法でないと解するのであれば、我が国の排他的経済水域のすべてを対象として政令で指定したとしても違憲・違法ではないことになる。この結論が不当であることは明白であろう。

ところで、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」は、外国人が我が国の排他的経済水域で行う漁業に関する規定であるから、本来、外国との間で条約を締結することを前提に規定していると解される。そして、条約の締結にあたっては国会の承認が必要であり（73条３号）、国会は承認に際し、条約を修正することができ[11]、その際、国会は「規定ごとに」、「外国人」および「海域」の範囲を審査し、修正することができる。このように、国会の条約承認の際に国会のコントロールが及ぶことから、同法が政令への委

任事項の範囲を決定する基準を定めていないとしても、直ちに、違憲・違法とはいえないであろう。

しかし、今般の政令の改正にあたっては、国会のコントロールが全く及んでいないのである。すなわち、「日台漁業協定」は、台湾が国際法上の国家ではないから、「条約」という形式とはならなかった。そのために、国会によるコントロールが全く及ばないまま締結され、その協定の内容がそのまま政令として制定されたのである。

このように、国会のコントロールが及ばないまま、「日台漁業協定」に基づいて適用除外となる外国人及び海域の範囲を決定する場合は、包括的・一般的な委任にあたると解すべきではなかろうか。そうであれば、同法附則第2条の政令委任規定が政令への委任事項の範囲を決定する基準を定めていないことは、包括的・一般的な委任にあたり、違憲・違法の疑いがあるといわざるを得ないであろう。

２．憲法14条１項

排他的経済水域は、我が国の領海外であるが、「漁業法は、一般の法律と同様に所在の如何を問わず法の属人的効力によってすべての日本人に対して適用される。したがって日本人は、わが国の領海外すなわち公海又は外国の領海内にある場合においても漁業法の適用を受けるのが原則となっている」[12]。したがって、我が国国民が行う排他的経済水域内における漁業（水産動植物の採捕又は養殖の事業（漁業法１条））については、漁業法が適用される。

そのため、我が国の漁業者等は、「日台漁業協定」により、法令適用除外となった水域や「特別協力水域」を含む我が国の排他的経済水域においても、漁業法の規制の下、所定の手続を経て漁業を営むことになる。沖縄県内で比較的大規模に営まれている鰹・鮪の近海及び遠洋漁業は、「指定漁業」として、農林水産大臣の許可を受けなければならない（漁業法52条１項、漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令６号））。

ところが、日台漁業協定の締結を受けて行われた「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行により、台湾の戸籍に記載されている者は、法令適用除外水域内（第２条(4)）内において、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」５条から13条までの規定の適用をうけず、したがって、農林水産大臣の許可なく、かつ、入漁料を納付することなく、漁業、水産動植物の採捕又は探査を行うことができる。

その結果、日台漁業協定の対象水域内では、日・台の漁業者が共同操業することになるが、このような「我が国国民」と「台湾の戸籍に記載されている者」の取り扱いの差異を生じさせたのは、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行に起因する。

そこで、このような取り扱いの違いは、不公平であり、平等原則に反しないか、問題となり得る。

憲法14条１項は、「すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分

又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定する。

この規定は、平等原則が及ぶ者を「国民」、すなわち、日本国籍を有する者に限るものであり、外国人、すなわち、日本国籍を有しない者には当然には及ばないと解しうること、また、我が国が排他的経済水域において、我が国国民に対しては、主権（対人主権）を及ぼすことができるが、外国人に対しては、主権的権利（属地主権的権利）しか及ぼすことができないという相違があることから、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行により、内・外国人間に生じる取扱の相違は、憲法14条1項の及ぶところではないとも解しうる。

しかし、平等原則は、人の人格的価値に着目し、その人格的価値を等しく尊重することに基づくと考えるならば、内・外国人をこのような取扱いの相違は、平等原則の問題となり得るのではなかろうか。

内・外国人はいずれも人格的価値が等しく尊重されるべきは当然であるから、機会の平等のみならず実質的平等が確保されるよう、内閣は、政令を制定するにあたり、憲法14条１項をふまえ、我が国国民が少なくとも他国の国民より実質的に不利益にならないよう対応すべき法的義務があるといえるのではなかろうか。

３．憲法29条

我が国の漁業者は、従来から「日台漁業協定」の法令適用除外水域を含む排他的経済水域において、所定の手続を経て「指定漁業等」を営んでいるが、「日台漁業協定」を受けて我が国政府が共同操業のルールを定めないまま行った「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行は、指定漁業等を営むこれらの漁業者の権利を侵害するおそれがあり、財産権の不可侵を保障する憲法29条１項に違反するのではないか、問題となりうる。

「指定漁業」は、農林水産大臣の許可という行政処分によってはじめて営むことができるから、それは公法上の権利にあたると解される。そこで、公法上の権利は、そもそも憲法29条１項が保障する財産権にあたるか問題となりうるが、憲法29条１項が定める「『財産権』には、所有権その他の物権や債権にとどまらず著作権・特許権などの無体財産権、鉱業権・漁業権などの特別法上の権利、水利権・河川利用権などの公法上の権利など、およそ財産的性質を有する一切の権利が含まれるとすることに、異論はない」[13]、と解されており、したがって、指定漁業を営む我が国の漁業者の権利は、憲法29条１項で保障される「財産権」にあたると考えられる。

しかし、憲法29条１項で保障される財産権であっても、憲法29条２項が「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」と規定しているから、「財産権の保障を法律で定められた財産権の不可侵の保障と解する見解がある」[14]。しかし、「憲法29条１項が財産権の保障を明記している以上、その内容が法律で確定されると解することは、論理的には背理といわなければならない」[15]。すなわち、「国会は、法律によって財産権の内容を何

の制約もなく自由に定めることができるわけではない」[16]。

そこで、財産権の規制基準が問題となる。

森林法違憲判決（最判昭和62年４月22日）は、憲法29条の財産権保障に関し、次のとおり判示している。

「一　憲法29条は、１項において『財産権は、これを侵してはならない。』と規定し、２項において『財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。』と規定し、私有財産制度を保障しているのみでなく、社会的経済的活動の基礎をなす国民の個々の財産権につきこれを基本的人権として保障するとともに、社会全体の利益を考慮して財産権に対し制約を加える必要性が増大するに至つたため、立法府は公共の福祉に適合する限り財産権について規制を加えることができる、としているのである。

二　財産権は、それ自体に内在する制約があるほか、右のとおり立法府が社会全体の利益を図るために加える規制により制約を受けるものであるが、この規制は、財産権の種類、性質等が多種多様であり、また、財産権に対し規制を要求する社会的理由ないし目的も、社会公共の便宜の促進、経済的弱者の保護等の社会政策及び経済政策上の積極的なものから、社会生活における安全の保障や秩序の維持等の消極的なものに至るまで多岐にわたるため、種々様々でありうるのである。したがつて、財産権に対して加えられる規制が憲法29条２項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によつて制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して決すべきものであるが、裁判所としては、立法府がした右比較考量に基づく判断を尊重すべきものであるから、立法の規制目的が前示のような社会的理由ないし目的に出たとはいえないものとして公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、又は規制目的が公共の福祉に合致するものであつても規制手段が右目的を達成するための手段として必要性若しくは合理性に欠けていることが明らかであつて、そのため立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものとなる場合に限り、当該規制立法が憲法29条２項に違背するものとして、その効力を否定することができるものと解するのが相当である（最高裁昭和43年（行ツ）第120号同50年４月30日大法廷判決・民集29巻４号572頁参照）。」

もちろん、本件は、法律ではなく、政令によって、また、我が国の漁業者の指定漁業を規制したわけでなく、日台漁業者の共同操業を認めたに過ぎないから、そもそも憲法が保障する財産権の制限の問題にあたらず、したがって、上記最高裁判決は、無関係であるとも解しうる。しかし、共同操業ルールを定めないまま政令を施行したことによって、我が国漁業者が指定漁業を営むことが事実上侵害されまたは制限される結果が生じている事実を直視するならば、当該政令の施行は、我が国の漁業者の財産権の侵害と評価しうるのではなかろうか。そうであれば、憲法が保障する財産権の制限の問題にあたりうること、また、政令による財産権の制限に対しては、それが法律に違反する場合はもちろんであるが、政令も法律による

規制と同様の規制を受けるのは当然であるから、当該政令が、上記最高裁判決の規制基準に抵触する場合は、その効力が否定されうると解することができるのではなかろうか。

４．漁業法

漁業法第52条第１項の指定漁業は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため、漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要がある漁業であると認められる漁業にあたることが指定漁業の許可制度の目的の一つに挙げられている（52条２項）。

ところで、我が国国民は、許可を受けなければ指定漁業を営むことができない。それは、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のためである。ところが、台湾の戸籍に記載されている者は、農林大臣の許可（52条１項）を受けることなく、指定漁業にあたる漁業を営むことができる。台湾の戸籍に記載されている者については、農林大臣の許可（52条１項）なく、同じ海域で、指定漁業にあたる漁業を営むことを認めても、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整に支障がないということなのか、もし、そうであれば、漁業法第52条第１項の指定漁業の許可制度は、我が国国民に対する過大な規制であるということにならないだろうか。

もし、過大な規制にあたるのであれば、早急に是正すべきであり、それを放置しているとすれば、立法不作為が問題となり得る。

５．国家賠償法１条１項

共同操業のルールを定めないまま政令を改正し施行した内閣の行為は、国家賠償法（昭和22年法律第125号）1条1項の「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたとき」にあたり、「国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」こととなる場合がありうる。

最高裁平成17年９月14日判決は、在外国民の国政選挙における投票を認めていなかったという立法行為又は立法不作為が国家賠償法１条１項の適用上違法の評価を受けるかが争われた事案で、「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や，国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり，それが明白であるにもかかわらず，国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などには，例外的に，国会議員の立法行為又は立法不作為は，国家賠償法１条１項の規定の適用上，違法の評価を受けるものというべきである」と判示する。

政令の制定は、立法行為に当たる。また、政令改正に際し、共同操業のルールを定めないことにより、我が国漁業者が指定漁業を営むことが事実上侵害されまたは制限される結果が発生することが明白な場合にあたるのであれば、それにもかかわらず、その対処を怠ったまま当該政令を施行したことは、「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」にあたるといいうるのではなかろうか。ところで、今般の「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、同法附則第２条の委任を受け、その授権された範囲内

で行われたのであるから、違法性がないとも解しうる。しかし、政令改正の際、我が国漁業者が指定漁業を営むことが事実上侵害されまたは制限される結果が発生することが明白である場合は、そのような損害を生じさせることのないようにする義務、具体的には、共同操業のルールを定める義務があるといえるのでなかろうか。そのような義務を怠ったといえる場合は、違法性が否定され得ないと考える。

そして、政府が「正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合など」には、国家賠償法１条１項による損害賠償責任が生じうるのではなかろうか。

おわりに

日台漁業協定は、尖閣諸島の我が国国有化に端を発した国際問題への対応の一環として、政治問題としての側面が強調されている。

しかし、台湾の馬総統は、『同日開催された党中央常務委員会で日台漁業取り決めの締結につき「非常に喜ばしいことである』とし、『主権問題では全く譲歩していない中で、漁業権の利益を得た』として高く評価するとともに、『台日関係は新段階に進んだことを意味する』と今協定締結の意義を強調した」[17]と報じられているように、台湾は、日台漁業協定の締結によっても、尖閣諸島問題は解決していないとの見解を表明している。

ところで、2012年９月11日に尖閣諸島を国有化した[18]以降、我が国は、対中国（中華人民共和国）との間では、領土問題は存在しないとして、棚上げ論をかたくなに拒んでいる[19]と報じられているが、しかし、尖閣諸島問題は解決していないとの台湾側の見解から見れば、我が国は、対台湾（中華民国）との間では、棚上げした結果となっていることが注目される。

また、「尖閣周辺、台湾船ばかり　日台漁業協定、不安抱えた船出」という見出しで、「日本と台湾の漁業協定の運用が10日に始まった。沖縄県・尖閣諸島周辺での台湾漁船の操業を認めたが、操業ルールはまだ決まっていない。協定で設けられた水域にはこの日、安全に操業できないとして日本漁船は入らず、台湾漁船ばかりだった。『このままでは実効支配が弱まる』との心配の声が上がっている（朝日新聞デジタル2013年５月11日２時42分[20]）などと報じられている。

さらに、「日台協定をめぐっては、県漁連や県漁業協同組合長会（古波蔵廣会長）が、久米島西方にあるマグロの好漁場「久米西」や、台湾の主張する暫定執法線からはみ出た八重山北方の三角形の水域の撤廃を求めているが、台湾側は協定水域の外側に緩衝水域を設定することや、先島諸島南側の水域でも操業を認めるよう要求。議論は平行線をたどっている。日台双方の政府関係者が操業ルールを策定する日台漁業委員会は５月の初会合以降、開催のめどが立っていない。事態の打開を図るための台湾と沖縄の漁業者との意見交換会も双方の溝が大きく、物別れに終わっている」（沖縄タイムス2013年８月16日 09時46分）[21]。

このように、日台の共同操業ルールの策定は困難が予想されること、我が国漁業者がトラブル回避のために日台漁業協定の法令適用除外等で操業できない状態にあることから、当該

水域は、台湾の戸籍を有する者の独占漁場となっており、今後もそのような状態が継続する可能性がある。このままでの状態が継続すれば、我が国の尖閣諸島に対する実効支配が弱まるおそれがある。そうすると、何のために「日台漁業協定」を締結したのか、単に、台湾に対し、漁場を明け渡しただけではないか、という批判が予想される。

そうなれば、日台間で苦労して締結した「日台漁業協定」が我が国の国益を阻害する結果となり、「日台漁業協定」そのものの意義が問われることになろう。

なお、日台漁業協定第５条には、「この取決めは，署名日から効力を有する。ただし，いずれか一方の協会が６箇月前にこの取決めの効力を終了させる意思を他方の協会に書面により通報することにより，この取決めを終了させる場合にはこの限りではない。」との規定がある。

今一度、日台漁業協定1条「この取決めは，東シナ海における平和及び安定を維持し，友好及び互恵協力を推進し，排他的経済水域の海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を図ることを目的とする。」を熟読玩味すべきではなかろうか。

本稿では、「日台漁業協定」に関する法律問題を取り上げたが、本稿の執筆に先立って、本稿テーマに関連する法律論文を検索したが、残念ながら、発見できなかったため、筆者独自の見解に終始したことをお断りする。

本稿が契機となり、「日台漁業協定」に関する法律問題に対する関心が深まれば、幸いである。

以上

〔追記〕本稿の第１次校正中、本年（2014）年１月25日付沖縄タイムスは、「日台漁業協定の対象水域の操業の在り方を決める日台漁業委員会が24日、台北市内で開かれ、クロマグロ漁期前に懸案だった水域の一部の操業ルールで合意した」、ただし、「今回の合意は、今年の実施状況次第で来年は見直すとされており、先行きには不安も残る」と報じている。今回の合意は、一部水域にとどまり、我が国の漁業者の意向を十分反映したものとはいえず、また、残された課題も多いと指摘されている。

注：

1　http://www.okinawatimes.co.jp/day/20130410/

2　島田征夫＝林司宣・編『国際海洋法』（有信堂・2010年）〔林司宣〕13頁。

3　島田ほか・前掲注⑵〔林司宣〕４頁。

4　http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/22/19C8404BAEB2BAD949257737001DCA69

5　http://www.roc-taiwan.org/JP/ct.asp?xItem=41500&CtNode=1447&mp=202&xpl=

6　島田ほか・前掲注⑵〔島田征夫〕31頁。「海洋法条約では、領海の基線の陸地側の水域は、内水とされる（８条１項）。内水とは、湖沼、内海、河川、運河、港、湾（入江）などをいう。

内水は、国の領土主権に服する。」

7　島田ほか・前掲注⑵〔萬歳寛之〕68頁。「主権的権利は、（略）主権ではないが主権に近い権利を意味する。「主権ではない」というのは、条約で認められた特定の目的や対象事項に関連した権限を行使することであり、具体的は、航行や犯罪防止などについて沿岸国が領海において有する程度・範囲の権限を含まないという意味である。また、「主権に近い」というのは、資源の開発利用については、法令の制定や違反の処罰を含む完全な規制権限を排他的に有するということである。」

8　金田禎之著『新編　漁業法詳解〔増補三訂版〕』（成山堂・2008年）33頁。

9　http://news.livedoor.com/article/detail/7649404/

10　http://ryukyushimpo.jp/news/storyid-206296-storytopic-227.html

11　長谷部恭男著『新法学ライブラリー＝憲法〔第３版〕』（新世社・2005年）391頁。

12　金田禎之著・前掲注⑻32頁。

13　小林孝輔＝芹沢斉編『基本法コンメンタール〔第４版〕』（日本評論社・1997年）〔29条〕〔中島茂樹〕219～220頁。

14　小林孝輔ほか編・前掲注⒁〔29条〕〔中島茂樹〕174頁。

15　奥平康弘＝樋口陽一編『危機の憲法学』（第13章「既得権と構造改革」〔中島徹〕）（弘文堂・2013年）383頁。

16　長谷部著・前掲注⒀244頁。

17　http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/0/1ef12170ecb8b64249257b78001d399e/$FILE/05-03.pdf#search='%E6%97%A5%E5%8F%B0%E6%BC%81%E6%A5%AD%E5%8D%94%E5%AE%9A+%E4%BA%A4%E6%B5%81'

18　http://article.okinawatimes.co.jp/article/2013-09-11_53953

19　http://360news.jp/news/66928?p=5

20　http://www.asahi.com/politics/update/0510/TKY201305100471.html

21　http://article.okinawatimes.co.jp/article/2013-08-16_52953

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿規程

1．目　的

沖縄大学地域研究所は、琉球弧およびアジア地域に関する国内外の研究水準の向上を目的として、沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』を原則として年２回発行する。

刊行・編集については、本研究所紀要編集委員会（以下、編集委員会とする）がその任にあたるものとする。

2．投稿資格

本誌への投稿は、原則として沖縄大学地域研究所所員（学内所員および特別研究員）、および編集委員会が投稿を依頼した者とする。

3．原　稿

原稿は、原則として日本語または英語で書かれたものとし、琉球弧およびアジアを対象とする未発表のもので、以下のいずれかに相当するものとする。

⑴　論　文
⑵　研究ノート
⑶　判例研究
⑷　調査報告（現地調査などによって得られた資料、データ、聴取記録など）
⑸　実践研究報告
⑹　その他（書評、資料紹介、翻訳など）

4．原稿の提出

原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、⑴メールまたは⑵郵送で提出する。

⑴　メール：電子メールの添付ファイルとして原稿および投稿票を提出する。
⑵　郵　送：記録媒体（CD、USB等）および印刷された原稿２部に投稿票を添付して送付する（当日消印有効）。

5．原稿の締め切り

毎年、５月末日及び11月末日を原稿提出の締め切りとする。

6．原稿の種分けおよび採否

⑴　原稿の種分けの最終的な決定は編集委員会が行う。
⑵　原稿の採否については編集委員会が決定する。

7．査読

原稿の採否について、特に３に示された種別のうち、論文については、査読者により判定される。査読者は、学内外における当該論文の内容にふさわしい研究者とし、編集委員会より委嘱される。査読の方法ならびにその取り扱いについては別途定める。

8．掲載誌及び抜刷の贈呈

掲載誌２部、抜刷30部を執筆者に贈呈する。これらを超える部数については、執筆者の自己負担とする。

9．著作権

⑴　掲載された論文等の著作権は原則として本研究所に帰属する。
⑵　掲載された論文等は、本研究所ウェブページにおいて、PDFファイルで公開される。
⑶　本誌掲載の原稿を転載する場合は、本誌に掲載された原稿である旨を転載先の原稿に記載した上で、出版物を１部本研究所に寄贈して下さい。

10. 原稿送付先

〒902-8521　沖縄県那覇市字国場555　沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』編集委員会宛
（tel 098-832-5599　　fax 098-832-3220　　メール chiken@okinawa-u.ac.jp）

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』執筆要項

1．使用する言語
原則的に日本語または英語とします。

2．表題と著者名
和文原稿には英文表題と英文著者名をつけて下さい。英文原稿の場合は、和文表題と和文著者名をつけて下さい。

3．要旨、要約、キーワード、原稿の種類と長さ
⑴　要　旨
原稿の種類を問わず、執筆の意図を説明するものとして要旨（150字）を冒頭につけて下さい。地域研究という性格上、専門分野が多岐にわたるため、他分野の読者にも、原稿の狙いや扱っている問題の性格についての理解を促すためのものとして心がけて下さい。
⑵　要　約
和文の論文には和文要約（600字程度）および原則として英文要約（600語以内）をつけて下さい。
英文の論文の場合には英文要約（200語程度）および和文要約（1,200 ～ 2,600字程度）をつけて下さい。
⑶　キーワード
各要約の末尾には、それぞれの言語で３～５語のキーワードを明記して下さい。
⑷　原稿の種類と長さ（和文）
400字詰原稿用紙換算。図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。
・「論文」：40～70枚＋要旨（150字）＋要約（600字程度）＋キーワード（５つ程度）
・「研究ノート」「判例研究」：20～50枚＋要旨（150字）＋キーワード（５つ程度）
・「調査報告」「実践研究報告」：20～30枚＋要旨（150字）＋キーワード（５つ程度）
・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：10～20枚＋要旨（150字）
⑸　原稿の種類と長さ（英文）
・「論文」：7,000語以内＋要旨（40語）＋要約（200語程度）＋和文要約（1,200～2,600字程度）＋キーワード（５つ程度）
・「研究ノート」「判例研究」:5,000語以内＋要旨（40語）＋要約（150語程度）＋キーワード（５つ程度）
・「調査報告」「実践研究報告」：3,000語以内＋要旨（40語）＋要約（100語程度）＋キーワード（５つ程度）
・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：2,000語以内＋要旨（40語）

4．書　式
原稿の書式は以下の原則に従って下さい。
⑴　ワープロソフトはMS-Wordに限定します。
・用紙：Ａ４（横書き）。各頁には、通し番号を明記して下さい。
・余白：上下左右すべて20mm
・行数×文字数：40×40（1,600字）
・フォント：和文はMS明朝（10.5ポイント）、欧文はCentury（10.5ポイント）
⑵　論文は、表題、執筆者名、要旨、和文要約、英文要約（原則）、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
⑶　研究ノート、判例研究、調査報告などは、表題、執筆者名、要旨、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
⑷　注および図表の位置、特殊な指示などは、ペーパー原稿の上に朱書して下さい。

5．表記法

⑴　英数字は、原則として半角文字を用いて下さい。．　。（ ）＝　などの記号類は、全角文字を用いて下さい。

⑵　節、項には半角数字を用いて、それぞれ 1. ⑴のように記して下さい。

⑶　外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所にその原綴りを、「フライブルク（Freiburg)」のように記して下さい。

⑷　原則として西暦を用いて下さい。年号を使用する場合には、「昭和63年（1988年)」のように記して下さい。

6．図表、写真

⑴　図表、写真はそのまま版下として使えるように、執筆者の責任で別紙に作成し、オリジナルおよび仕上がり寸法大のコピーを提出して下さい。

　メールで提出する場合は、jpgのデータを添付して下さい。（図表用の版下作成の必要が生じた場合には、執筆者に版下作成の実費を負担いただきます。）

⑵　図表の頭に、「図１　世界の人口（1992年12月末現在)」のように題名を記し、データ類を他の文献から引用する場合には、下部に「(出典）厚生省人口問題研究所『人口統計資料集1992』」のように、引用した文献を挙示して下さい。

⑶　図表、写真の挿入位置を原稿中に明記して下さい。

7．注、文献引用

⑴　注は、本文該当箇所の右肩に通し番号⑴、⑵のように記し、本文の最後にまとめて記載して下さい。

⑵　本文注とする場合は「Carson（1962)」のように「著者名（発表年)」を記して下さい。文献リストは、著者名（五十音順もしくはアルファベット順)、発表年、論文名、書名、雑誌名、出版社名、巻号：所在ページの順で記載して下さい。和文文献は書名、雑誌名を『 』で、論文名を「 」でくくり、欧文文献は書名、雑誌名をイタリックで表記して下さい。

8．校　正

　著者校正を１回行います。（万一校正段階の加筆、修正によって組換え等追加の費用が必要になった場合は、その費用を執筆者にご負担いただくことがあります。）

※原稿番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿票

※受付日：　　年　　月　　日

※は編集委員会記入

著者名（連名の場合は全著者について） ①日本語 ②英　語	
表　題 ①日本語 ②英　語	
キーワード（５語程度） ①日本語 ②英　語	
文字数（図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。）	
原稿の種分け（著者希望） １．論　文 ２．研究ノート ３．判例研究 ４．調査報告 ５．実践研究報告 ６．その他（　　）	著者連絡先 住所：〒 氏名： Tel:　　Fax: E-mail:
著者紹介（執筆者の①所属、②所属機関の住所、③E-mail を執筆文章の１ページ目に掲載します。連名の場合は全著者について掲載します。） 著者名： ① ②〒 ③ 著者名： ① ②〒 ③	

（注）１）原稿は執筆要項にしたがって、作成してください。
２）原稿は印刷されたものを２部作成し、記録媒体(CD、USB等)、本投稿票とともに下記へ送付してください。
送付先：〒902-8521 那覇市国場５５５　沖縄大学地域研究所　紀要編集委員会
Tel: 098-832-5599 Fax: 098-832-3220　E-mail: chiken@okinawa-u.ac.jp

編　集　後　記

かつて、伊波普猷は「どの民族にもそれぞれ神から賦与された特質がある。個人性に固着せる根本思想は無双絶倫（ユニークネッス）という観念である」と述べた。「ユニークネッス」とは、「unique」、すなわち、「たぐいまれな」「他にない」という形容詞に「-ness」を付した名詞形であるが、それは単に生まれ持った所与の「個性」という意味ではない。ある条件の下で成長する価値を伴った「独自性」、あるいは「唯一無二」という意味である。伊波は、近代沖縄において、その個性が近代国家としての日本において周辺化され、その文化的位階のなかで劣位におかれていた状況のなかで、あえて沖縄の、ないしは琉球の文化を「ユニークネッス」と表現した。そこには、近代日本の国家主義（国民主義）のなかで、「逆風に抗して独り立つこと」であると同時に、そうした「価値の逆転」を「精神のいわば日常態」とする、そのような思想を孕むものであった（鹿野政直『近代日本の民間学』岩波書店、1983年）。

伊波が求めた文化の「ユニークネッス」は、今、沖縄ではどのようなものとして存在しているだろうか。あるいは、存在し得ているだろうか。社会発展とグローバル化は沖縄や琉球弧の社会を変容させているが、そのなかで、「ユニークネッス」はどのような様態をもって、そしてそこにある思想はどのようなものとなっているのだろうか。

沖縄に限らず、世界的にみて、どのような地域であっても、国家主義や国民主義が強まり、均質な社会や文化を強制する傾向が強まるほど、あるいはそれとは逆に、今日的にはグローバル化の圧力のなかで世界の流動化が進むと、いずれの場合にも集団の「ユニークネッス」は日常において強い葛藤を抱え込む。歴史家エリック・ホブズボームは20世紀以降の世界史を「極端な時代（The Age of Extremes）」と呼んだが、21世紀になっても今日尚、さらに加速化する国家や経済、軍事の極端化という条件の下で、人びとの集団としての対応もまた極端化せざるを得ないような条件が深まっている。たとえば、先進資本主義工業国か第三世界かを問わず、「原理主義」と呼ばれる行動が国際的に焦点化されているが、その背景にあるのは、政治暴力の極端化、貧困の脱領土化、あるいは人びとの生活の難民化が圧縮して周辺部を覆うという状況である。言い換えれば、現代世界のあらゆる場所における生活世界の「ユニークネッス」の葛藤である。

伊波普猷は19世紀から20世紀前半を生きた人だが、彼の「ユニークネッス」の思想は、それから一世紀を経た「極端な時代」にあって、どのような意味を持つだろうか。

伊波はニーチェの「汝の立つ所を深く掘れ。其処には泉あり」という箴言を好んで使ったが、それは単に自分にのみ関心を寄せるということでは決してなかった。むしろ彼は、源泉である水脈を「世界」と捉え、アイルランドやアイヌ、あるいは子どもや女性といった、周辺化される地域や人びとに関心を寄せた。ただ一人のためだけの源泉であれば、汲み尽くしてしまえば井戸は涸れてしまうだろう。しかし、「世界」という、一つでありながら、しかし多様である水源から水を汲むならば、その水脈は絶えることはない。

「ユニークネッス」を育み、成長させる豊穣な源泉は「世界」にある。世界に開いて「ユニークネッス」をいかに問い直すか。この問いは、決して小さくないものである。

（若林千代／法経学部）

『地域研究』 No.13

編集委員長　田里　修（沖縄大学・地域研究所所長）
発　行　日　2014年３月
発　　行　沖縄大学地域研究所
〒902-8521　沖縄県那覇市字国場555
電　話（098）832-5599
ＦＡＸ（098）832-3220
E-mail：chiken@okinawa-u.ac.jp

印刷・製本　株式会社　国 際 印 刷
〒901-0147　沖縄県那覇市宮城1-13-9
電　話（098）857-3385
ＦＡＸ（098）857-3892
E-mail：kokusai@herb.ocn.ne.jp

Regional Studies No.13